

2013年5月

発行登録追補目論見書



Experts in international financing

スウェーデン輸出信用銀行

スウェーデン輸出信用銀行 2017年6月28日満期

ブラジル・リアル建債券(円貨決済型)

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

本発行登録追補目論見書に係る売出しがなされるスウェーデン輸出信用銀行 2017 年 6 月 28 日満期ブラジル・リアル建債券（円貨決済型）（以下「本債券」といいます。）の元利金は日本円で支払われますが、その金額は、日本円／ブラジル・リアル間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに耐え得る投資家のみが本債券に対する投資を行って下さい。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 23-外債 30-89

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 25 年 5 月 24 日

【発行者の名称】 スウェーデン輸出信用銀行
(AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT)

【代表者の役職氏名】 社長 ピーター インウエ
(Peter Yngwe - President)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋元 勉

【住所】 東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-3288-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 橋元 勉

【住所】 東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-3288-7000

【今回の売出金額】

13,000,000 ブラジル・リアル（邦貨換算額 6億6,040万円）

（ただし邦貨換算額は1ブラジル・リアル=50.80円（2013年5月22日（サンパウロ時間）のブルームバーグ・ページ<BZFXJPY index>における円／ブラジル・リアル・レートの逆数（ただし、小数点3位を四捨五入）（1ブラジル・リアル当たりの円の仲値の数値））で換算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成23年12月21日
効力発生日	平成24年1月4日
有効期限	平成26年1月3日
発行登録番号	23-外債30
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1兆円

【これまでの売出実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額 金額
23-外債30-1	平成24年1月6日	4億5,678万6,000円	該当事項なし	
23-外債30-2	平成24年1月10日	7億1,915万6,582円		
23-外債30-3	平成24年1月20日	4億6,166万円		
23-外債30-4	平成24年2月7日	4億8,042万円		
23-外債30-5	平成24年2月10日	5億116万8,000円		
23-外債30-6	平成24年2月17日	12億6,600万円		
23-外債30-7	平成24年2月17日	22億2,600万円		
23-外債30-8	平成24年2月21日	4億8,081万1,500円		
23-外債30-9	平成24年2月27日	4億8,796万8,000円		
23-外債30-10	平成24年2月29日	5億930万6,400円		
23-外債30-11	平成24年3月28日	2億8,119万円		
23-外債30-12	平成24年3月30日	16億3,620万円		
23-外債30-13	平成24年3月30日	152億9,831万2,000円		
23-外債30-14	平成24年4月12日	13億9,300万円		
23-外債30-15	平成24年4月17日	22億7,100万円		
23-外債30-16	平成24年4月17日	10億1,800万円		
23-外債30-17	平成24年4月18日	37億5,900万円		
23-外債30-18	平成24年5月8日	4億6,347万8,400円		
23-外債30-19	平成24年5月16日	200億2,000万円		
23-外債30-20	平成24年5月16日	2億8,731万3,600円		
23-外債30-21	平成24年5月22日	6億円		
23-外債30-22	平成24年5月28日	3億40万6,073円		
23-外債30-23	平成24年5月31日	3億9,554万3,543円		
23-外債30-24	平成24年5月31日	11億1,000万円		
23-外債30-25	平成24年5月31日	12億5,300万円		
23-外債30-26	平成24年5月31日	9億4,500万円		
23-外債30-27	平成24年5月31日	6億4,000万円		

23-外債 30-28	平成 24 年 5 月 31 日	7 億 3,200 万円	
23-外債 30-29	平成 24 年 6 月 1 日	4 億 4,620 万円	
23-外債 30-30	平成 24 年 6 月 5 日	1 億 5,520 万円	
23-外債 30-31	平成 24 年 6 月 8 日	4 億 866 万 1,000 円	
23-外債 30-32	平成 24 年 6 月 11 日	4 億 7,258 万 5,575 円	
23-外債 30-33	平成 24 年 6 月 15 日	3 億 9,352 万 3,200 円	
23-外債 30-34	平成 24 年 7 月 11 日	12 億 8,300 万円	
23-外債 30-35	平成 24 年 7 月 11 日	16 億 5,200 万円	
23-外債 30-36	平成 24 年 7 月 30 日	5 億 7,000 万円	
23-外債 30-37	平成 24 年 7 月 30 日	2 億 9,958 万 9,692 円	
23-外債 30-38	平成 24 年 7 月 31 日	4 億 1,736 万 6,144 円	
23-外債 30-39	平成 24 年 8 月 2 日	11 億 3,886 万円	
23-外債 30-40	平成 24 年 8 月 3 日	4 億 2,141 万円	
23-外債 30-41	平成 24 年 8 月 6 日	1 億 5,200 万円	
23-外債 30-42	平成 24 年 8 月 22 日	24 億 5,100 万円	
23-外債 30-43	平成 24 年 8 月 22 日	40 億 8,000 万円	
23-外債 30-44	平成 24 年 8 月 23 日	21 億 7,300 万円	
23-外債 30-45	平成 24 年 8 月 23 日	8 億 3,400 万円	
23-外債 30-46	平成 24 年 8 月 31 日	37 億 8,112 万 9,123 円	
23-外債 30-47	平成 24 年 8 月 31 日	6 億 5,999 万 4,355 円	
23-外債 30-48	平成 24 年 9 月 3 日	2 億 8,785 万円	
23-外債 30-49	平成 24 年 9 月 4 日	2 億 9,758 万 6,238 円	
23-外債 30-50	平成 24 年 9 月 5 日	2 億 3,180 万 4,000 円	
23-外債 30-51	平成 24 年 9 月 13 日	50 億 5,532 万 8,000 円 13 億 571 万 2,000 円 11 億 6,073 万 4,000 円	
23-外債 30-52	平成 24 年 9 月 13 日	8 億 9,000 万円	
23-外債 30-53	平成 24 年 9 月 13 日	14 億 8,300 万円	
23-外債 30-54	平成 24 年 9 月 18 日	6 億 6,582 万 6,416 円	
23-外債 30-55	平成 24 年 9 月 20 日	5 億 7,900 万円	
23-外債 30-56	平成 24 年 11 月 1 日	5 億 7,600 万円	
23-外債 30-57	平成 24 年 11 月 2 日	2 億 9,340 万円	
23-外債 30-58	平成 24 年 11 月 16 日	2 億 6,871 万 840 円	
23-外債 30-59	平成 24 年 11 月 30 日	9 億 5,160 万円	
23-外債 30-60	平成 24 年 12 月 28 日	2 億 3,857 万 6,000 円	
23-外債 30-61	平成 25 年 1 月 7 日	6 億 5,142 万円	
23-外債 30-62	平成 25 年 1 月 7 日	2 億 2,910 万円	
23-外債 30-63	平成 25 年 1 月 8 日	5 億 5,930 万円	
23-外債 30-64	平成 25 年 1 月 18 日	310 億円	
23-外債 30-65	平成 25 年 2 月 12 日	30 億 3,324 万円 72 億 22 万 8,744 円	
23-外債 30-66	平成 25 年 2 月 12 日	2 億 3,840 万円	
23-外債 30-67	平成 25 年 2 月 12 日	3 億 4,840 万円	
23-外債 30-68	平成 25 年 3 月 4 日	7 億 8,939 万 9,000 円	
23-外債 30-69	平成 25 年 3 月 4 日	4 億 467 万円	
23-外債 30-70	平成 25 年 3 月 4 日	2 億 1,019 万 5,000 円	

23-外債 30-71	平成 25 年 3 月 4 日	22 億 1,782 万 6,000 円	
23-外債 30-72	平成 25 年 3 月 4 日	6 億 8,663 万 7,000 円	
23-外債 30-73	平成 25 年 3 月 5 日	3 億円	
23-外債 30-74	平成 25 年 3 月 8 日	5 億 556 万円	
23-外債 30-75	平成 25 年 3 月 13 日	12 億 9,300 万円	
23-外債 30-76	平成 25 年 3 月 13 日	9 億 7,000 万円	
23-外債 30-77	平成 25 年 3 月 13 日	5 億 4,700 万円	
23-外債 30-78	平成 25 年 3 月 13 日	6 億 620 万円	
23-外債 30-79	平成 25 年 3 月 13 日	15 億 5,662 万 2,130 円	
23-外債 30-80	平成 25 年 3 月 25 日	31 億 9,200 万円	
23-外債 30-81	平成 25 年 3 月 25 日	41 億 5,700 万円	
23-外債 30-82	平成 25 年 3 月 25 日	18 億 4,800 万円	
23-外債 30-83	平成 25 年 5 月 1 日	400 万ブラジル・リアル (1 億 9,772 万円) (注 1)	
23-外債 30-84	平成 25 年 5 月 2 日	9,550 万メキシコ・ペソ (8 億 7,287 万円) (注 2)	
23-外債 30-85	平成 25 年 5 月 2 日	5 億 241 万 4,380 円	
23-外債 30-86	平成 25 年 5 月 2 日	16 億 8,120 万円	
23-外債 30-87	平成 25 年 5 月 2 日	2,000 万ブラジル・リアル (9 億 7,480 万円) (注 3)	
23-外債 30-88	平成 25 年 5 月 24 日	1,500 万ブラジル・リアル (7 億 6,200 万円) (注 4)	
実績合計額		1,636 億 256 万 8,935 円 (注 5)	減額総額 0 円

(注 1) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2013 年 5 月 29 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 ブラジル・リアル=49.43 円 (2013 年 4 月 25 日 (サンパウロ時間) のブルームバーグ・ページ<BZFXJPY index>における円/ブラジル・リアル・レートの逆数 (ただし、小数点 3 位を四捨五入) (1 ブラジル・リアル当たりの円の仲値の数値)) で換算されている。

(注 2) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2013 年 5 月 31 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 メキシコ・ペソ=9.14 円 (2013 年 4 月 26 日に株式会社三菱東京 UFJ 銀行が発表した対顧客電信売相場) で換算されている。

(注 3) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2013 年 5 月 29 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 ブラジル・リアル=48.74 円 (2013 年 4 月 30 日 (サンパウロ時間) のブルームバーグ・ページ<BZFXJPY index>における円/ブラジル・リアル・レートの逆数 (ただし、小数点 3 位を四捨五入) (1 ブラジル・リアル当たりの円の仲値の数値)) で換算されている。

(注 4) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2013 年 6 月 21 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 1 ブラジル・リアル=50.80 円 (2013 年 5 月 22 日 (サンパウロ時間) のブルームバーグ・ページ<BZFXJPY index>における円/ブラジル・リアル・レートの逆数 (ただし、小数点 3 位を四捨五入) (1 ブラジル・リアル当たりの円の仲値の数値)) で換算されている。

(注 5) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）

8,363億9,743万1,065円

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項なし

【残高】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当なし

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第 1 募集債券に関する基本事項	1
第 2 売出債券に関する基本事項	1
1 売出要項	1
2 利息支払の方法	3
3 償還の方法	6
4 元利金支払場所	7
5 担保又は保証に関する事項	9
6 債券の管理会社の職務	9
7 債権者集会に関する事項	10
8 課税上の取扱い	11
9 準拠法及び管轄裁判所	13
10 公告の方法	14
11 その他	14
第 3 資金調達の目的及び手取金の使途	19
第 4 法 律 意 見	19
第二部 参 照 情 報	20
第 1 参照書類	20
第 2 参照書類の補完情報	20
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	20
発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する 同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	21
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	23
有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち主要なものを 要約した書面	167

第一部 【証 券 情 報】

第 1 【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第 2 【売出債券に関する基本事項】

1 【売 出 要 項】

(1) 【売 出 人】

会 社 名	住 所
株式会社 SBI 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

(2) 【売出債券の名称及び記名・無記名の別】	スウェーデン輸出信用銀行 2017 年 6 月 28 日満期 ブラジル・リアル建債券（円貨決済型）（以下「本債券」という。） 無記名式
(3) 【券面総額】	13,000,000 ブラジル・リアル（注 1）
(4) 【各債券の金額】	5,000 ブラジル・リアル（各本債券の額面金額および計算基礎額）（注 1）
(5) 【売出価格及びその総額】	額面金額の 100.00% 13,000,000 ブラジル・リアル（注 1）
(6) 【利率】	計算基礎額に対して年 6.40%（注 2）
(7) 【償還期限】	2017 年 6 月 28 日（ロンドン時間）
(8) 【売出期間】	2013 年 5 月 24 日から 2013 年 6 月 25 日まで
(9) 【受渡期日】	2013 年 6 月 28 日（日本時間）
(10) 【申込取扱場所】	売出人の日本における本店および各支店（注 3）

(11) 【売出しの委託契約の内容】

該当なし

(12) 【債券の管理会社】

該当なし

財務代理人

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

(以下「財務代理人」といい、財務代理人であるドイチェ・バンク・アーゲーを継承する者を含む。)

(13) 【振替機関】

該当なし

(14) 【財務上の特約】

担保提供制限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

(注 1) 本債券のユーロ市場における発行総額は 13,000,000 ブラジル・リアルである。本債券の満期償還は、額面金額である 5,000 ブラジル・リアルにつき、同額を該当する為替参照レート（下記「2 利息支払の方法」に定義される。）で換算して計算される円貨額で支払われる。詳細については下記「3 償還の方法 (1) 満期における償還」を参照のこと。

(注 2) 付利は、2013年6月28日（当日を含む。）から開始する。

(注 3) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人から、あらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の券面の交付は行わない。なお、本債券の券面に関する事項については下記「11 その他 (2) 本債券の様式」を参照のこと。

(注 4) 本債券は、Aktiebolaget Svensk Exportkredit（スウェーデン輸出信用銀行）の金額無制限継続債券発行プログラム（以下「プログラム」という。）および本債券に関するプライシング・サプルメント（以下「関連プライシング・サプルメント」という。）に基づき、2013年6月27日（以下「発行日」という。）に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

(注 5) 本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、1986 年合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

(注 6) 本書中の「発行者」または「SEK」とはスウェーデン輸出信用銀行 (Aktiebolaget Svensk Exportkredit) を指す。発行者の事業年度は1月1日から同年の12月31日までである。

(注 7) 別段の記載のない限り、本書中の「ブラジル・リアル」または「リアル」はブラジル連邦共和国の法定通貨であるブラジル・リアルを、「クローナ」はスウェーデンクローナを、「円」は日本円を、「ユーロ」は経済通貨同盟の第三段階の開始に伴い導入された単一通貨で、ユーロの導入に関する 1998 年 5 月 3 日の EU 理事会規則 No 974/98 の第 2 条（その後の修正を含む。）に定義されているものを指す。2013 年 5 月 23 日現在における株式会社三菱東京 UFJ 銀行発表の (i) クローナの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 クローナ=15.95 円、(ii)

ユーロの日本円に対する対顧客電信売相場は、1ユーロ=134.27円および(iii)米ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1米ドル=104.51円、ならびに2013年5月22日(サンパウロ時間)のブルームバーグページ<BZFXJPY index>における円/ブラジル・レアル・レート(1ブラジル・レアル当たりの円の仲値の数値)は50.80円/ブラジル・レアルであった。

- (注8) 本債券に関し、発行者の申込により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

本書の日付現在、発行者は、その長期非劣後債券(外貨建)につき、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)よりAa1の格付を、またスタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「S&P」という。)よりAA+の格付を付されている。

本債券について、本書の日付現在において個別の格付は取得していない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書の日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2 【利息支払の方法】

- (1) 各本債券の利息は、各本債券の計算基礎額に対して年6.40%の利率で、利息起算日である2013年6月28日(当日を含む。)からこれを付し、2013年12月28日を初回として、償還期限の2017年6月28日を最終回とする、毎年6月28日および12月28日の年2回(以下それぞれ「利払期日」という。)に、利息起算日または直前の利払期日(当日を含む。)からそれぞれの利払期日(当日を含まない。)までの期間についての利息(各本債券の計算基礎額につき160.00ブラジル・レアル)を後払いする。ただし、各本債券の利息額は、為替参照レート決定日(下記に定義される。)に計算代理人(下記に定義される。)が下記の算式に従って計算する円貨額で支払われる。

$$160.00 \text{ ブラジル・レアル} \times \text{為替参照レート (1円未満四捨五入)}$$

計算代理人は、各本債券の利息額および/または計算代理人が決定する必要があるその他の金額を決定した後、可及的速やかに、かつ2営業日以内に、関連ある支払代理人、発行者および本債券の所持人にかかる計算を通知するものとする。計算代理人は、関連ある利息期間の延長または短縮が行われる場合、通知をすることなしに利息額を再計算する権利を有する。

本書において、以下の用語は、以下に定義された意味を有する。

「円/ブラジル・レアル PTAX レート」とは、PTAX レート(下記に定義される。)のラスク・サイドの逆数(当該逆数は小数第3位を四捨五入する。)をいう。

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイまたはその授権された承継者をいう。

「決定日」とは、為替参照レート決定日および（適用ある場合）最終為替参照レート決定日（下記に定義される。）をいう。

「EMTA ブラジル・リアル産業調査レート 12」または「BRL12」とは、決定日に関し、かかる日の午後 3 時 45 分頃（サンパウロ時間）または当該日のその後の実務上可能な限り早い時間に EMTA のウェブサイト（www.emta.org）で公表される 2 サンパウロおよびニューヨーク営業日後の決済のための 1 米ドル当たりのブラジル・リアルの額として表示される米ドルのためのブラジル・リアル／米ドル直物レートをいう。直物レートは、EMTA ブラジル・リアル産業調査方法論（EMTA ブラジル・リアル産業調査レートを決定するために米ドル／ブラジル・リアル直物市場のアクティブな参加者であるブラジルの金融機関の集中化された産業界全般の調査のための 2004 年 3 月 1 日付の方法論（その後の修正を含む。）を意味する。）に従って EMTA（または EMTA がその独自の裁量により選択するサービス提供者）により計算される。

「最終為替参照レート決定日」とは、償還期限の 5 営業日（下記「4 元利金支払場所 (6)」に定義される。）前の日をいう。

「市場障害事由」とは、PTAX レートが利用できない場合をいう。

「PTAX レート」とは、決定日に関し、本書の日付現在においてかかる日の午後 1 時 15 分頃（サンパウロ時間）まで、または当該日のその後の実務上可能な限り早い時間に、取引コード PTAX 800（「Exchange Rate Enquiry」）の Option 5（「Rates for Accounting Purposes」）のアスク・サイドの数値として SISBACEN データ・システム上にブラジル中央銀行が記録し、ブルームバーグページ<BZFXJPY index>（またはかかるブラジル・リアル／円商業為替レートを表示する代替ページもしくはサービス）またはブラジル中央銀行のウェブサイト（<http://www.bcb.gov.br/?english>）に表示される 1 円あたりのブラジル・リアルの数値として表示されるブラジル・リアル／円商業為替レートをいう。ただし、ブルームバーグページ<BZFXJPY index>（またはその代替ページもしくはサービス）に表示される PTAX レートがブラジル中央銀行のウェブサイトに掲載される PTAX レートと異なる場合は、ブラジル中央銀行のウェブサイトに掲載される PTAX レートが優先される。

「ロイター・スクリーン・ページ「JPNW」」とは、ロイター・スクリーン（下記に定義される。）の「JPNW」表示ページ、または円／米ドル直物外国為替レートを表示するためのその他の代替ページをいう。

「ロイター・スクリーン」とは、指定のページに関連して使用される場合は、連続して比較できる円／米ドル為替レートを表示するために、ロイター・モニター・マネー・レート・サービスもしくはかかるサービスの特定のページを表示する目的で情報ベンダーとして指名されたその他のサービスに指定された表示ページ、またはそれらの代替ページをいう。

「為替参照レート」とは、関連ある決定日の円／ブラジル・リアル PTAX レートをいう。円／ブラジル・リアル PTAX レートに関して市場障害事由が発生した場合、為替参照レートは、円／米ドル参照レート（下記に定義される。）を BRL12 で除して得られる（かかる両レートが利用可能な場合）数値（小数第 3 位を四捨五入）をいう。関連する決定日に（i）PTAX レートが利用可能でなく、かつ（ii）BRL12 または円／米ドル参照レートが利用可能でない場合には、為替参照レートは、計算代理人の単独の裁量により、関連する市場慣行を考慮に入れ、誠実かつ商業的に合理的な方法により決定される。

「為替参照レート決定日」とは、各利払期日または本債券におけるその他の支払期日に関する支払日（下記に定義される。）の5営業日前の日をいう。

「円／米ドル参照レート」とは、決定日に関し、午後4時（ニューヨーク時間）現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNW」に表示される1米ドルあたりの日本円の直物外国為替レートのビッドの数値をいう。

「ブラジル・リアル」または「リアル」には、ブラジル連邦共和国の法定承継通貨（以下「承継通貨」という。）が含まれるとみなされる。取引日以降、最終為替参照レート決定日以前のいずれかの時に、ブラジル連邦共和国が取引日現在に有効であったその通貨または承継通貨（以下「原通貨」という。）を別の承継通貨のために適法に廃止し、変換し、通貨の呼称単位を変更し、または交換する場合、本債券に基づくかかる通貨の額を計算するため、および本債券の決済を有効に行うために、原通貨は、計算代理人が決定する原通貨の額を原通貨に対する承継通貨の比率で乗じることにより承継通貨に転換される。かかる比率は、廃止、変換、呼称単位の変更または交換が行われた日として計算代理人が決定する日に原通貨を承継通貨に転換するためにブラジル連邦共和国が設定した交換レートに基づき計算される。かかる日が複数ある場合には、かかる計算または決済の関連する日の直近の日を選択するものとする。

「取引日」とは、2013年5月16日をいう。

本債券に関して支払われるべき金額の支払を要する日を「支払日」といい、かかる日は、「4 元利金支払場所 (6)」の規定に従って調整されることがある。

各本債券には、償還日以降は利息が付されない。ただし、適法な本債券の呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合は、各本債券に対し、(i) 当該本債券に関してその日までに支払期日が到来している全額が所持人によりもしくはそのために受領された日、または(ii) 財務代理人が所持人に対して、財務代理人が本債券に関して通知から7日後の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から7日目の日（ただし、その後の支払に不履行があった場合を除く。）のいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず）、本「2 利息支払の方法」に従って、継続して利息が付される。

「償還金額」とは、適宜、下記「3 償還の方法」の「(1) 満期における償還」、「(2) 税制上の理由による満期前償還」、「(3) 違法性を理由とする期限前償還」または下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」により償還される円による償還金額を意味する。

- (2) 各本債券につき、利息金額が指定されていない期間に対して支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本債券の計算基礎額に上記利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該期間の日数を360で除して算出される商を乗じて得られた数値（0.01 ブラジル・リアル未満を四捨五入）に、更に為替参照レートを乗ずることにより得られる数値の円（1円未満四捨五入）とする。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、当該期間の日数は、当該期間の初日（当日を含む。）から当該期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

3 【償還の方法】

(1) 満期における償還

本債券が期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は、発行者により 2017年6月28日の償還期限に額面金額5,000ブラジル・レアルにつき、計算代理人が以下の算式を用いて決定する円金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。

満期償還額 = 5,000 ブラジル・レアル × 最終為替参照レート決定日の為替参照レート（1円未満四捨五入）

満期償還額決定後実務上可能な限り早く、計算代理人は、財務代理人に満期償還額を通知し、財務代理人は、発行者および本債券の所持人に満期償還額を通知する。

(2) 税制上の理由による満期前償還

以下の場合、本債券は、発行者の選択により、30日以上60日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、各本債券につき、期限前償還金額（下記に定義される。）をもって、その全部（一部は不可。）を関連ある利払期日に償還することができる。

(イ) 発行者が、スウェーデン王国またはスウェーデン王国のもしくはスウェーデン王国内の下部行政主体もしくは課税当局の法令に対する変更または修正、またはかかる法令（管轄裁判所の判決を含む。）の適用もしくは公的解釈における変更（発行日以後に生じたものに限る。）が生じたことにより、下記「8 課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」に定められたまたは記載された追加額を支払わなければならないかまたは支払う義務を負うことになる場合であって、かつ

(ロ) 発行者が、発行者に対して利用可能な合理的な措置を講じても、当該義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還通知は、もしその時点で本債券に関する支払期日が到来しているとしたならば、発行者が当該追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の直前の利払期日の60日以上前にはなされないものとする。

本段落に基づく償還通知に先立ち、発行者は財務代理人に対して、発行者がかかる償還を有効になす権利を有することを記載し、かかる償還をなすための発行者の権利の前提条件が発生していることを示す事実を表明した、発行者の執行委員会（Executive Committee）の2名の委員により署名された証明書を交付する。本項において述べているかかる通知の期間の満了により、発行者は、本項に従って本債券を償還する義務を負う。

本書において、「期限前償還金額」とは、額面金額に償還される日（当日を含まない。）までの経過利息（もしあれば）を付した金額を意味する（ただし、かかる金額を適用ある為替参照レート決定日に観測される為替参照レートで換算した円貨額（（必要であれば）1円未満四捨五入）で支払われるものとする。）。

(3) 違法性を理由とする期限前償還

本債券に基づく発行者の義務の履行または本債券に基づく発行者のポジションをヘッジするためのあらゆる取り決めが、全部または一部を問わず、現在または将来において適用ある、政府、行政、立法もしくは司法に関する権限を有する者による法、規則、規制、判断、命令もしくは通達を遵守した結果またはそれらの解釈により、非合法、違法もしくは禁止事項となった、またはそうなるであろうと計算代理人が誠意をもって決定した場合には、発行者は、下記「10 公告の方法」に従い3日以上30日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、本債券の全部（一部は不可。）を、期限前償還金額で償還することができる。

(4) 買入消却

発行者は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券は、保有、再販売、または消却のために提出できる。

本項に基づき消却のために提出されたすべての本債券は、（期限未到来の利札すべてが付されているか、共に提出されたことを条件として）即時に消却されるものとし、再販売または再発行することはできない。

4 【元利金支払場所】

(1) 当初の支払代理人およびその指定事務所：

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー (Deutsche Bank Luxembourg S.A.)

ルクセンブルク市 L- 1115 ブールバール・コンラート・アデナウアー 2

(2 Boulevard Konrad Adenauer, L- 1115 Luxembourg)

ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ (アイルランド) リミテッド

(Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited)

アイルランド ダブリン1 インターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター ハーバーマスター・プレイス 5

(5 Harbourmaster Place, International Financial Services Centre, Dublin 1, Ireland)

（以下「支払代理人」といい、財務代理人契約（下記「6 債券の管理会社の職務」に定義される。）に従って選任された代替または追加の支払代理人を含む。）

発行者は、いつでも、支払代理人（財務代理人を含む。）の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人もしくは計算代理人を指名する権利を

有する。ただし、発行者は、常に (i) 財務代理人を維持し、(ii) 2000年11月26日から同年11月27日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令 (European Council Directive) 2003/48/EC その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、税金を源泉徴収または控除する義務を負わない欧州連合加盟国内に支払代理人を維持し、(iii) FATCA 源泉徴収を控除されることなく本債券に基づく支払を受領する権利を有する支払代理人を維持し、また (iv) 計算代理人を維持する。支払代理人は、いつでも、その指定事務所を、同一の都市にある他の事務所に変更する権利を有する。計算代理人、支払代理人またはそれらの指定事務所の変更の通知は、下記「10 公告の方法」に従って所持人に対して速やかに行われる。

- (2) 元本： 元本の支払は、東京に所在する銀行宛振出の円建小切手により、または受取人が東京に所在する銀行に維持する円建の口座への送金により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および (全額が支払われる場合は) 提出と引換えによってのみなされる。

利息： 利息の支払は、下記 (3) を条件として、上記元本の場合と同じ方法により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所においてしかるべき利札の呈示および (全額が支払われる場合は) 提出と引換えによってのみなされる。

ニューヨークにおける支払： (i) 発行者が、支払期日到来時に支払われるべき通貨により本債券に関する利息の全額を支払代理人が支払うことができると合理的に予測して、米国外の支払代理人を指名する場合、(ii) 当該支払代理人すべての事務所におけるかかる利息の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により妨げられる場合、および (iii) 支払が適用ある米国法により許容される場合には、元本または利息の支払はニューヨークにおける支払代理人の指定事務所で行なわれる。

- (3) 支払期限の到来した利札に関する以外の利息の支払は、米国外 (または上記 (2) の第3段落により許容される場合にはニューヨーク) に所在する支払代理人の指定事務所において、関連ある本債券を呈示することによってのみなされる。
- (4) 財務法に従った支払： 本債券に関する支払はすべて、いかなる場合においても、(i) 支払場所において適用ある財務またはその他の法令に従うものとするが、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」の規定を害しないものとし、また、(ii) 下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」の規定にかかわらず、1986年合衆国内国歳入法第1471条(b)項に記載された契約に従って要求される源泉徴収もしくは控除、またはその他の同歳入法第1471条から第1474条、同歳入法に基づく規定もしくは契約、その正式な解釈、もしくはこれらに対する政府間の提案を実施するあらゆる法律に従って課税される源泉徴収もしくは控除に従うものとする (以下「FATCA 源泉徴収」という)。かかる支払につき、本債券または利札の所持人に対して、いかなる手数料または費用も課せられない。
- (5) 上記「3 償還の方法」の「(2) 税制上の理由による期限前償還」および「(3) 違法性を理由とする期限前償還」ならびに下記「11 その他 (1) 債務不履行事由」による期限前償還の支払期日に、本債券に関連ある期限未到来の利札 (本債券に付されているか否かを問わない。) はすべて無効となり、当該利札に関する支払はなされない。
- (6) 本債券または利札のいずれかに関するある金額の支払期日が、支払に関する営業日でない場合、かかる支払期日は翌営業日まで延長され (ただし、直後のかかる営業日が翌月の

日となる場合には、直前の営業日とする。)、その所持人は、かかる期日まで当該金額の支払を受ける権利を有しない。かかる調整によりいかなる追加利息その他一切の支払も行われることはない。

「営業日」とは、(A) 支払に関しては、(a) 商業銀行および外国為替市場がロンドン、ニューヨーク、サンパウロおよび東京において一般に支払の決済を行う日であり、(b) (i) 呈示または提出場所において、持参人払式証券の呈示および支払のためまたは債券の券面の提出のために、および外国為替取引のために、銀行が営業を行う日であり、また (ii) 口座への送金による支払の場合は、ロンドン、ニューヨーク、サンパウロおよび東京において外国為替取引が行われる日であり、また(B) 通知の送付に関連する事項については、「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、サンパウロおよび東京において営業を行っている日をいう。

- (7) 支払代理人が、支払のために支払代理人に対して呈示された本債券または利札のいずれかにつき、その一部を支払う場合、当該支払代理人は、その支払金額と日付を含む記載を当該本債券または利札に裏書する。
- (8) 大券に関するすべての支払は、支払代理人または支払代理人が指図する者に対する大券の呈示、また(すべての経過利息とともに元本を完済する場合には)大券の提出によりなされ、本債券に関する発行者の対応する債務を弁済および免責する効果を有する。大券に関する元利金の支払がなされる各場合において、発行者はかかる支払の旨が大券付属の別紙に記入されるようにする。
- (9) 計算代理人が、誠実に、その単独かつ完全なる裁量により、発行者の支配の及ばない事由により円で支払うことができないと判断する場合(以下「通貨障害事由」という。)、通貨障害事由の発生後に本債券または利札に関して支払われるべき金額の支払は、米ドルで行われるものとする(計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、円建の当該支払われるべき金額と同等の金額)。通貨障害事由の通知(かかる通知は取消不能とする。)は、下記「10 公告の方法」に従って所持人になされるものとする。

5 【担保又は保証に関する事項】

本債券は、法律により(ただし、契約にはよらない。)強制的に優先される債務を除き、発行者の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者のその他のすべての現在および将来における未履行の無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権(法律の適用により発生する先取特権を除く。)、質権その他の担保権(ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。)も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

6 【債券の管理会社の職務】

該当なし

財務代理人の職務

- (1) 発行者は、支払期日が到来した本債券に関する利息および元本、または償還金額（場合による。）を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日以前に、当該本債券に関してその時点で支払われるべき元本、償還金額または利息（場合による。）に相当する金額を支払う。

発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において（ただし、期限が到来しているか否かを問わない。）、財務代理人は、当該支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、上記「4 元利金支払場所」の記載に従い、当該支払代理人により支払われた金額と同額を当該支払代理人が財務代理人に対する通知により指定した銀行への振込の方法により支払う。
- (2) 本債券または利札を喪失、盗失、汚損、毀損または滅失した場合、すべての適用ある法律に従い、請求者が再発行におけるすべての費用を支払い、かつ、発行者および財務代理人が要求する証拠、担保、補償およびその他の条件を満たした場合、財務代理人の指定事務所において、かかる本債券または利札は再発行される。汚損または毀損した本債券または利札は、再発行される前に提出されなければならない。
- (3) 財務代理人は、発行者、ドイチュェ・バンク・アーゲー ロンドン支店、ドイチュェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー、ドイチュェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズおよびドイチュェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドとの間で締結された 2013 年 4 月 4 日付財務代理人契約（その後の修正または補足を含み、以下「財務代理人契約」という。）に定めるその他の義務および職務を遂行する。

7 【債権者集会に関する事項】

財務代理人契約は、本債券に適用される要項の修正または放棄を含め、本債券の所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を開催するための規定を有する。

発行者は、何時にても債権者集会を招集することができ、または本債券の元本残高の 10 分の 1 以上を有する本債券の所持人の書面による要求があった場合には、本債券の債権者集会を招集しなければならない。招集の日時および場所を記載した少なくとも 21 日前の通知が本債券の所持人に付与される。

かかる集会において、本債券もしくは議決権証書を保有しているか、または代理人であり、かつ本債券の元本残高の過半数を保有し、もしくは代表する 1 名以上の者（発行者およびそのノミニーを除く。）が出席した場合には、議題の審議のための定足数を構成する。

集会に提出された各議案は、先ず挙手により決定されるものとし、可否同数の場合には、議長が挙手および投票の双方に関して、本債券の所持人として有する議決権（もしあれば）に加えて、決定票を有する。

債権者集会は、本債券に関して、要項中の規定に従うことを条件として、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」第 17 項以前に記載されている規定により付与される権限に加えて、当該「債権者集会に関する規定」により第三者に付与される権限を損なうことなく、特別決議により行使可能な次の権限を有する。

- (a) 本債券の所持人または利札の所持人の発行者に対する権利に関して、かかる権利が本債券その他に基づき生じるかどうかにかかわらず、変更、廃止、修正、和解または調整につき、発行者の提案を承認する権限。

- (b) 本債券を、発行者もしくは設立済もしくは設立予定のその他の法人の他の債務証券もしくは証券に交換、代替または転換することを承認する権限。
- (c) 本債券もしくは利札、要項、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」または財務代理人契約に記載されている条項に関して、発行者が提案する変更に同意する権限。
- (d) 本債券に適用される要項に基づく義務の発行者による違反もしくはそのおそれ、または本債券に適用される要項に基づき債務不履行事由を構成することになる作為もしくは不作為に関して、権利を放棄し、または容認する権限。
- (e) 財務代理人またはその他の者に対して、特別決議を実行し、その効力を発生させるために必要な一切の書類、行為および事項の協力、作成および実施を授権する権限。
- (f) 本債券に適用される要項に基づき特別決議により付与されることが必要な権能、指図または承認を付与する権限。
- (g) 本債券に関して、本債券の所持人の権利を代表する受任者として、何人(本債券の所持人であるかどうかを問わない。)かを任命し、またかかる本債券の所持人が特別決議により自ら行使することができる権能または裁量権を、当該受任者に付与する権限。

適法に招集され、開催された本債券に関する債権者集会で可決された特別決議は、当該集会への出席の有無を問わず、すべての本債券の所持人を拘束し、また本債券に関するすべての利札所持人を拘束するものとし、かつこれに応じて、本債券および利札の各所持人は、本債券に関して、かかる決議の効力を承認することを義務づけられるものとする。かかる決議の可決は、当該決議がなされた状況が可決を正当化するものであったことの確定的な証拠であるものとする。

「特別決議」とは、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」の条項に従い適法に招集され、開催された本債券の債権者集会において、行使された議決権の4分の3以上の多数により可決された決議を意味する。

8 【課税上の取扱い】

- (1) スウェーデン王国の租税
 - (i) 追加額支払

本債券に関する元本および利息の一切の支払は、スウェーデン王国またはスウェーデン王国内の課税当局によりまたはそのために現在または将来賦課される一切の種類の税金その他の課徴金を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除の後に本債券または利札の所持人(場合による。)が受領する純額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札(場合による。)に関して受領するはずであった元本および利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、支払のために呈示される本債券または利札に関してかかる追加額は支払われない。

- (イ) 本債券または利札の所持以外にスウェーデン王国と関連を有することを理由として、本債券または利札に関する税金または課徴金が賦課される本債券または利札の所持人によるまたはそのための呈示である場合。

- (ロ) 所持人が、非居住者である旨の宣言その他類似の免除請求を関連課税当局に行うことによりかかる源泉徴収または控除を回避することが可能である場合。
- (ハ) 関連日後 30 日を超える期間を経過した場合。ただし、所持人がかかる 30 日目の日に支払のために呈示をしていたならば受領する権利を有していた追加額を除く。
- (ニ) かかる源泉徴収または控除が、個人または欧州理事会指令 (European Council Directive) 2003/48/EC で定義された意味における残余事業体への支払に対して課されたものであり、また 2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27 日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令 2003/48/EC、その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、かかる源泉徴収または控除がなされるよう要求される場合。
- (ホ) 関連ある本債券または利札を欧州連合加盟国における他の支払代理人に対して呈示することによりかかる源泉徴収または控除が回避されたであろう当該本債券または利札の所持人によるまたはそのための呈示である場合。

本書における「関連日」とは、(a) かかる支払に関して支払期日が最初に到来する日、または (b) 財務代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、「10 公告の方法」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が所持人に対してなされた日、のいずれか遅い方の日を指す。

本債券に関する元本および利息には、本「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に基づいて支払われる追加額が含まれる。

(ii) 課税管轄

発行者がスウェーデン王国以外の課税管轄に服することとなる場合、本書中のスウェーデン王国には、スウェーデン王国およびかかるその他の管轄が含まれると解される。

(2) 日本国の租税

本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本債券の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第 3 条の 3 第 1 項に定義される支払の取扱者 (原則として売出人を含む) を通じて交付される場合には、同法第 3 条の 3 第 6 項に定義される公共法人等、金融機関および金融商品取引業者等を除いて、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は原則として 20.315% (15%の所得税、復興特別所得税 (所得税額の 2.1%) および 5%の地方税の合計) の源泉所得税が課される。源泉所得税額は、その利子につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉所得税額を、一定の制限の下で、法人税および地方税から控除することができる。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき本債券の利息は、原則として、20.315% (15%の

所得税、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）および 5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合のその差額は、日本国の居住者の場合、その所得税法の取扱いについて明確な規定がないため疑義なしとはしないが、当該差額は償還差益として取り扱われ、雑所得として区分され、総合課税の対象となる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となると考えられる。本債券の償還額が本債券の取得価額を下回る場合のその差額は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該差額は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016 年 1 月 1 日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差損益は、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）および 5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

本債券の譲渡による損益は、日本国の居住者の場合は、原則として、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされる。内国法人の場合は、当該譲渡所得は課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となる。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016 年 1 月 1 日以後に本債券を譲渡した場合には、その譲渡損益は、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）および 5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

なお、2016 年 1 月 1 日以後に申告分離課税の対象となる、本債券の利息、償還差損益、及び譲渡損益は、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

(1) 準拠法

本債券、財務代理人契約およびプログラムに基づき発行される債券に関して発行者によって作成された 2013 年 4 月 4 日付約款（その変更または補足を含み、以下「約款」という。）ならびにそれらに起因もしくは関連して生じる契約外の義務は、英国法に準拠する。

(2) 英国の裁判所

英国の裁判所は、本債券に起因もしくは関連して生じる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有する。

(3) 適切な法廷

発行者は、英国の裁判所が紛争を解決する最も適した都合の良い裁判所であり、したがって、英国の裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。

(4) 英国外で訴訟手続を行う所持人の権利

上記 (2) の規定は、所持人のみのためのものである。したがって、本「9 準拠法及び管轄裁判所」に記載されている事項により、所持人が管轄権を有するその他の裁判所で紛争に関連する訴訟手続（以下「訴訟手続」という。）を行うことを妨げられるものではない。所持人は、法律により許容される範囲において、複数の管轄地で同時に訴訟手続を行うことができる。

(5) 送達受領代理人

発行者は、訴訟手続を開始させる書面およびかかる訴訟手続に関連して送達を要するその他の書面が現在はロンドン市 NW1 5RA、オールド・メリルボーン・ロード 259-269 (259-269 Old Marylebone Road, London NW1 5RA) (またはその時々英国における住所) に所在するビジネススウェーデン - スウェーデン貿易投資公団 (Business Sweden - Swedish Trade and Invest Council) のその時々における商務参事官 (Trade Commissioner) に交付されることによって発行者に送達されうることに合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、いずれかの本債券の所持人の書面による請求により英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任する。かかる選任が 15 日以内に行われなるときには上記の本債券の所持人は発行者へ通知することによりかかる者を選任する権限を与えられる。本段落の規定は、法律により認められたその他の方法で訴状を送達する所持人の権利に影響を与えるものではなく、英国およびその他の管轄地における訴訟手続に適用される。

10 【公 告 の 方 法】

すべての本債券が恒久大券 (または恒久大券および仮大券) により表章され、かかる恒久大券 (または恒久大券および仮大券) がユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク (各々、下記「11 その他 (2) 本債券の様式」に定義される。) またはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託されている間は、所持人への通知は関連する通知をユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に交付することによりなすことができ、この場合、当該通知は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に交付された日に所持人になされたものとみなされる。

発行者に対する通知は、発行者に対して Klarabergsviadukten 61-63, P.O. BOX 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden (または本段落に従って通知されたその他の住所および/もしくは宛先) 宛に交付され、かつその外側に「Urgent: Attention: Back Office」と明記されていた場合に、有効になされたものとみなされ、かかる交付の時点をもって有効になされたものとみなされる。ただし、当該交付日がストックホルム市において営業が行われる日ではない場合、通知はストックホルム市における直後の営業が行われる日において有効になされたものとみなされる。

11 【そ の 他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由 (以下「債務不履行事由」という。) のいずれかが発生し、継続している場合、本債券の所持人は、発行者に対する書面による通知を行うことにより (かかる通知は、発行者の受領により効力を生じ、かかる効力発生の日を以下「通知日」という。)、当該本債券が直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は、かかる通知日より前に当該債務不履行事由が治癒されない限り、直ちに期限が到来し、期限前償還金額で償還される。

- (i) 発行者が本債券のいずれかに関する支払期日が到来したいずれかの支払を 15 日を超えて怠った場合。

- (ii) 発行者がいずれかの本債券に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ、本債券の所持人が発行者に対し当該懈怠の治癒を要求する書面による通知をなした後 30 日間当該懈怠が継続した場合。
- (iii) いずれかの者が、発行者の借入金債務に関する債務不履行によって発行者の当該借入金債務の期限前の返済を正当に要求する権利を付与され、かつ、実際にそれを要求し、または当該借入金債務のための担保権を正当に実行する権利を付与され、かつ、実際にそれを実行し、または発行者が当該債務の返済をその履行期日もしくはその適用ある猶予期間の終了時において返済することを怠り、または借入金債務に関し発行者により与えられた保証の期限が到来し、かつ、請求を受けたにもかかわらず履行されなかった場合。ただし、本（ハ）記載のいずれかの事由が発生しても、当該債務または当該保証に基づく発行者の責任が 1,000 万米ドルまたは当該発生事由に係る義務の表示通貨におけるその相当額を超えない場合は、債務不履行事由を構成しない。
- (iv) いずれかの管轄裁判所において、発行者に対し破産または支払不能の手続が提起され、その開始から 60 日間却下または停止されなかった場合、または発行者が清算された場合、または発行者が自己もしくはその資産の重要な一部について管理人、管財人、清算人、受託者、仲裁人の選任を仲裁機関もしくは当局に申請し、もしくはそれらの指名がなされた場合、またはその他の方法により、会社更生、会社整理、その債務の再調整、解散もしくは清算に関する適用ある管轄地の法律、規則もしくは命令に基づく和解をし、もしくは手続を開始した場合、または期限の到来した自己の債務を支払うことができず、もしくはその支払不能を認めた場合。

本書において、「者」とは、法人格を有するか否かにかかわらず、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、組合、団体、国家または国家機関その他のいずれかとする。

(2) 本債券の様式

本債券は、当初、無利札の仮大券（以下「仮大券」という。）の様式とする。仮大券は、発行日頃にユーロクリア・バンク・エヌビー / エヌブイ（本書において「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（本書において「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）およびその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託される。

本債券の仮大券は、発行日から少なくとも 40 日目の日（以下「交換日」という。）以後、非米国人実質所有証明書により、その全部または一部を、利札が付されていない恒久大券の持分に交換することができる。恒久大券の持分への交換が不当に保留または拒否される場合を除き、交換日以後は、仮大券に基づく利息の支払は一切なされない。さらに、本債券に関する利息は、非米国人実質所有証明書なしにその支払を受けることはできない。

発行者は、仮大券の所持人の交換請求から 7 日以内に、

- (i) 財務代理人の指定事務所における仮大券の呈示および（最終交換の場合は）提出、および
- (ii) 財務代理人による非米国人実質所有証明書の受領と引換えに

当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、かかる恒久大券をその条項に従って、直ちに交付することを保証する。

恒久大券の元本金額は、非米国人実質所有証明書において特定された元本金額の総額に等しいものとする。ただし、いかなる場合でも、恒久大券の元本金額は、仮大券の当初の元本金額を超えないものとする。

恒久大券の元利金は、証明書が要求されることなく支払われる。

恒久大券は、(a) ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関が 14 日間継続して休業している場合（ただし、法律で定める休日による場合を除く。）または業務を永久に中止する旨を発表した場合、または (b) 上記「(1) 債務不履行事由」に記載するいずれかの状況が発生した場合は、その全部（一部は不可。）が確定様式の本債券（以下「確定債券」という。）に交換される。

恒久大券が確定債券に交換される場合はいつでも、発行者は、恒久大券の所持人の交換請求から 30 日以内に、財務代理人または財務代理人が指図する者への恒久大券の提出と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、適式に認証され利札が付されたかかる確定債券を恒久大券の元本金額と等しい元本総額で、直ちに交付することを保証する。

各大券は無記名式であり、大券により表章される本債券については、本債券の要項中の「所持人」は、関連する大券の所持人をいう。かかる大券の所持人とは、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関がかかる大券を保有している限り、当該預託機関または共通預託機関をいう。

ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関の記録に大券の権利を有するとされている各々の者（以下「口座保有者」という。）は、発行者が当該大券の所持人になした各支払の当該口座保有者の取り分および大券に基づいて生じるその他一切の権利に関してはユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関のみを相手とせねばならない。口座保有者が大券に基づいて生じる権利を行使する範囲および方法については、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関のその時々それぞれの規則と手続きにより定められる。本債券が大券により表章されている限り、口座保有者は、本債券に基づき期日の到来した支払に関して発行者に対して直接請求する権利は有しておらず、発行者の当該義務は、大券の所持人に支払うことにより、免責される。

(3) 権 利

本債券および利札に関する権利は交付により移転する。

本債券または利札の所持人は、すべての点において、（本債券が支払期日を経過しているか否か、および本債券の所有権もしくは信託もしくは本債券のその他の権利の知・不知、本債券上の記載、または以前の本債券の喪失もしくは盗難の知・不知にかかわらず）その完全な所有者として扱われ（法律によりその他の取扱いを要求される場合を除く。）、いかなる者も当該所持人をそのように扱ったことについて責任を負わない。

(4) 時 効

本債券は本債券の支払の関連日（上記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に定義される。）後、10 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。本債券に付属する利札は利札の支払の関連日後、5 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。

(5) その後の発行

発行者は、本債券の所持人の同意なしに、本債券と同じ条項を有するか、または初回の利息の支払額だけが異なる債券を随時発行することができ、かかる債券は、残存する本債券と併せて単一のシリーズを構成することができる。

(6) 切り上げ、切り下げ

本書における計算については、(本書において他に定める場合を除き) (a) かかる計算から生じるすべての百分率につき、(必要であれば) 0.00001%未満を四捨五入し、(b) かかる計算において用いられる、またはかかる計算から生じる円貨額につき、1円未満を切り上げるものとする。

(7) 本債券および財務代理人契約の修正

本債券の要項を含む本債券は、明白な誤謬を正すため、本債券または利札の所持人の同意を得ずに修正されることがある。更に、財務代理人契約の当事者は、その規定のいずれかを修正することに合意することができる。ただし、発行者は、かかる修正が形式的、些細なもの、もしくは技術的なものであるか、明白な誤謬を正すためになすものであるか、またはかかる当事者の意見において、本債券の所持人の利益に重大な害を及ぼさないものでない限り、本債券の所持人の同意なしにかかる修正に同意しないものとする。

(8) いかなる者も、本債券の要項のいずれかを実行するための、契約(第三者の権利)法(1999)に基づく権利を有さないものとする。

(9) 計算代理人

(イ) 義務：本債券の条項および関連プライシング・サプルメントによる計算代理人の義務の遂行に際し、計算代理人は、別段の定めがない限り、その単独かつ完全なる裁量により行爲する。本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントに基づくまたは本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サプルメントによる計算代理人のいかなる義務または裁量権の履行または行使(計算代理人によるその他の者に対する通知の交付を含むが、これに限定されない。)における、計算代理人によるいかなる遅延、繰延、猶予も、かかる義務または裁量権のその後の遂行または行使の有効性または拘束力に影響を与えないものとし、計算代理人および発行者は、かかる遅延、繰延、猶予に関し、またはその結果として生じた責任を負わない。

(ロ) 決定、通知等：関連プライシング・サプルメントに基づきまたは関連プライシング・サプルメントにより、計算代理人による決定、構成、行使が要求または許可されたすべての金額または状態、状況、事由もしくはその他の事態または意見の形成または裁量の行使について、計算代理人により本債券の要項のために付与され、表明され、なされ、または取得されたすべての通知、意見、決定、証明、計算および相場は、(故意による不正行爲、悪意または明白な誤りがない場合)最終的であり、発行者、財務代理人、本債券の所持人および本債券に関連するその他の者を拘束し、(上記に従い)計算代理人は、かかる目的のためのその権限、義務および裁量権の行使に関して、本債券の所持人に対して責任を負わない。

(10) 本債券についてのリスク要因

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本債券へ投資することが適切か否かを判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因およびその他のリスク要因を検討す

べきである。ただし、以下の記載は本債券に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

本債券に関して支払われる金額

本債券の元金および利息は日本円により支払われる。かかる支払額は、かかる支払の5営業日前の日の日本円／ブラジル・リアル間の為替レートにより異なる。したがって、日本円／ブラジル・リアル間の為替レートなど外国為替相場の変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本債券の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本債券の購入を検討すべきである。

日本円／ブラジル・リアル間の為替レート

上述のとおり、日本円／ブラジル・リアル間の為替レートの変動は、日本円による利息支払額および元金支払額に影響を及ぼし、したがって、利息支払の日または償還期限前の本債券の価値にも影響を及ぼす。通常の状態のもとでは、本債券の価値は、ブラジル・リアルが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

金 利

本債券の元利金は、ブラジル・リアル建てである（但し、利息及び償還金額の受取は円貨での決済となる。）。したがって、償還前の各本債券の価値はブラジル・リアル金利の変動の影響を受ける。通常の状態のもとでは、本債券の価値は、ブラジル・リアル金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

不確実な流通市場

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者および日本国における売出しに関連する売出人は、本書に基づいて売出された本債券につき買取る約束をするものではない。したがって、本債券の償還前の売却が困難となる場合、また本債券の所持人が本債券をその償還前に売却することができない場合がありうる。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利の変動、発行者の財政状況の実際の変化もしくは予想される変化およびそれらに関する外部評価の実際の変化もしくは予想される変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがある。

信用リスク

発行者の財務・経営状況が著しく悪化した場合、発行者の本債券の元利金の支払に悪影響を及ぼす可能性がある。発行者の格付は、その債務支払能力を評価したものである。

カントリーリスク

本債券には、ブラジル連邦共和国の現行の政治・経済・社会情勢、また規制の変更等によって、通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、円や米ドル等中核となる通貨建ての債券に比べて相対的に大きなカントリーリスクを有する可能性がある。したがって、市場の流動性が極端に低下している場合には、既に購入した本債券の売却等にあたり円貨での対応ができない可能性がある。

税 金

将来において、本債券についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本債券の取引価値の変動が、一部または全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本債券の購入を検討している投資家は、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を得た上で、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かつ、個々の状況を鑑みて、本債券への投資が適切であるかを十分に考慮した後に限り、投資判断を下すべきである。

第3 【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4 【法律意見】

発行者の法律顧問であるヤスミン・アルグレン氏により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行登録追補書類に記載された本債券の売出しは発行者により適法に授権され、スウェーデン王国法上適法である。
- (2) 本債券の発行および売出しならびに関東財務局長への発行登録追補書類の提出のため発行者に要求されるスウェーデン王国の政府機関のすべての同意、許可、承認、授権は取得されている。
- (3) 発行者またはその代理人による発行登録追補書類の関東財務局長への提出は2005年スウェーデン会社法（その後の改正を含む。）および発行者の定款に従い発行者により適法かつ有効に授権されており、スウェーデン王国法上適法である。
- (4) 発行登録追補書類（参照書類を含む。）中のスウェーデン王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

以上の法律意見はスウェーデン王国法に関してのみ限定して述べられている。

第二部 【参 照 情 報】

第 1 【参 照 書 類】

発行者の概況等金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自 平成 23 年 1 月 1 日 至 平成 23 年 12 月 31 日）

平成 24 年 6 月 29 日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

当該半期（自 平成 24 年 1 月 1 日 至 平成 24 年 6 月 30 日）

平成 24 年 9 月 28 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当なし

4 【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5 【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6 【外国者臨時報告書】

該当なし

7 【訂正報告書】

該当なし

第 2 【参照書類の補完情報】

該当なし

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

Document certifying that the Registrant satisfies the criteria under Article 5, Paragraph 4 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan applied mutatis mutandis under Article 27 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

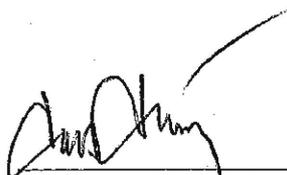
To: The Director General of the Kanto Local Finance Bureau

Filed on: 21 December 2011

The Name of Registrant:

AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT
(PUBL)

The Signature of Representative:



Lars Horneij
Executive Director



Catherine Beijer
Legal Counsel and Head of Legal Funding and
Transaction Management

- (1) The Registrant has submitted continuously the Securities Report for one (1) year.
- (2) The aggregate principal amount of Aktiebolaget Svensk Exportkredit Japanese Yen Bonds-First Series (1984) issued by the Registrant on December 20, 1984 by filing a securities registration statement was 10 billion Yen.



(訳 文)

発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

2011 年 12 月 21 日提出

発行登録書の提出者の名称 スウェーデン輸出信用銀行

代表者の署名 (署 名)

ラルス・ホルネイジ
エグゼクティブ・ディレクター

(署 名)

キャサリン・ベイジャー
法律顧問兼ヘッド・オブ・リーガル・ファン
ディング・アンド・トランザクション・マネ
ジメント

- (1) 発行登録書の提出者は、一年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- (2) 発行登録書の提出者が有価証券届出書を提出することにより 1984 年 12 月 20 日に発行した第 1 回スウェーデン輸出信用銀行円貨債券 (1984) の券面総額は 100 億円でした。

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

1. スウェーデン輸出信用銀行 (SEK) は、2013 年 2 月 22 日に、2012 年度年次報告書を発表した。以下はその一部を抜粋したものである。なお、本 1. における財務書類は監査済みである。

別段の記載がない限り、本書における金額は全て連結グループに関するものである (注 1 参照)。連結グループとは、2012 年 12 月 31 日現在、SEK ならびにその完全所有子会社である AB SEK Securities、SEK Financial Advisors AB、SEK Financial Services AB、SEK Customer Finance AB、SEK Exportlån AB および Venantius AB (Venantius AB が完全所有する VF Finans AB を含む。) (以下「子会社」という。) をいう。連結グループと親会社との間の差異については、注 1(o)を参照されたい。

事業活動

2012 年度、スウェーデンの輸出業者およびその顧客に対する SEK の新規貸付額は 562 億クローナに上り、スウェーデン輸出業界における年間貸付額としては過去 2 番目に高い数値となった。これは 2011 年度を 50 億クローナ上回る数値であった。新規貸付総額のうち、386 億クローナはスウェーデンの輸出業者の顧客向け最終顧客融資であり、176 億クローナはスウェーデンの輸出業者向け直接融資であった。

需要が高かったのは主に最終顧客融資であったが、これは、長期貸付を提供する意欲が減退した銀行があったことや、スウェーデンの輸出品の買い手の多くが現在、長期融資を求めているという事実などに起因している。銀行との協力の下に、大規模で技術的に難しく、複雑な取引が多数行われた。取引における SEK の役割はますます積極的なものとなっており、SEK はスウェーデンの輸出金融制についての知識を通じてこれに貢献している。

SEK の当年度の輸出業者向け直接融資は、規模の大きい会社ほど資本市場へのアクセスが良好だったことから影響を受けた。しかし、現地通貨建て貸付への需要は高く、SEK は中国の通貨、人民元で貸付を行った。

2013 年度の SEK の目標は、輸出業者への更なる支援を継続することである。我々は、SEK および SEK のパートナーが提供するサービス全体の潜在力を活用し、スウェーデンの大企業約 350 社との関係を発展させるために積極的に活動することを目標とする。

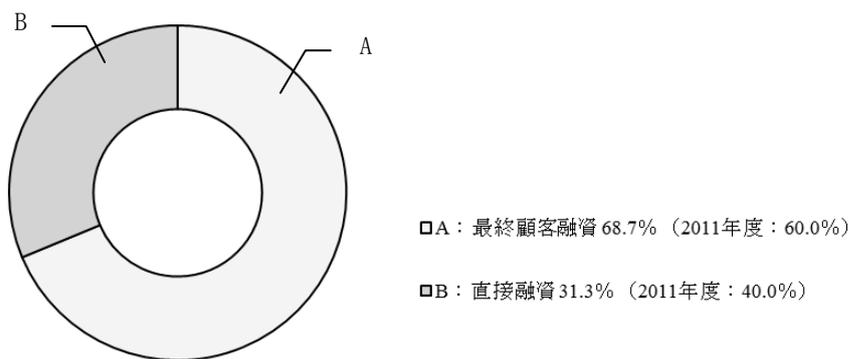
承諾済未実行貸付の残高総額は 2011 年度末の 2,207 億クローナに対し、2012 年度末は 2,188 億クローナであった。当年度末の融資申出の残高総額は 595 億クローナであり、2011 年度末から 48 億クローナ減少した。この減少は、当年度中に満期を迎えた融資申出残高によるものであった。

新規対顧客融資

(単位：十億クローナ)	2012 年 1 月 - 12 月	2011 年 1 月 - 12 月
融資先:		
最終顧客融資 ¹	38.6	30.7
直接融資	17.6	20.5
合 計 ¹	56.2	51.2

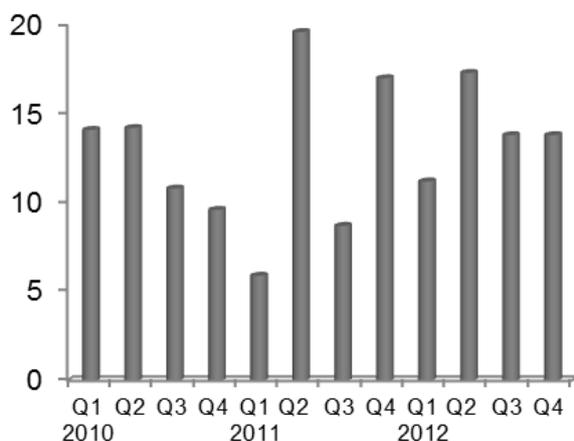
¹ うち各期末の未実行残高は 75 億クローナ (2011 年度末：73 億クローナ)。

新規対顧客融資（部門別）



新規対顧客融資

(単位：十億クローナ)



資金調達

SEK は世界中の資本市場から資金調達する能力を有している。欧州債務危機に関連して金融市場は大きく変動し、時に混乱に陥ったが、SEK の当年度の資金調達は好調であった。多くの投資家が、SEK を、最近のような不安定な時期における安全な投資先として評価している。SEK の 2012 年度の新規長期借入額は 432 億クローナであり、2011 年度から 45 億クローナ減少した。

欧州中央銀行が、ユーロはいかなる代償を支払っても保護されるだろうとの明確な姿勢を示したこともあり、春と夏には市況が安定した。SEK はそれ以降、資金調達市場での活動を拡大し、数件の大型起債を実行した。

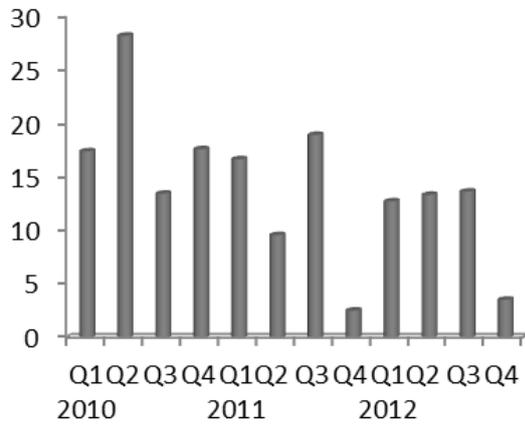
SEK の取引の中に、10 億米ドルの 5 年満期グローバル債の発行があった。同債は世界中の投資家から大変歓迎されて申込みを受けた。11 月には 250 百万米ドルの 5 年満期変動利付債を発行した。同債は主にヨーロッパの投資家に販売された。SEK はまた、数年にわたる集中的作業を経て、200 百万クローナ超に相当する初の人民元建て債券を 2012 年度に発行した。

新規借入は、より複雑でない債券、およびより仕組みの種類が少ないものに向かう傾向がある。当社では全体として、2012 年度には仕組借入は減少し、一方で普通債による借入残高は増加した。金融危機以降、投資の透明性や理解が重要性を増しており、投資家は仕組債に対してより慎重になっている。このことに加え、規制改革によって金利・仕組・為替ヘッジの費用が増加しており、仕組債の発行は以前より費用がかかるものとなっている。

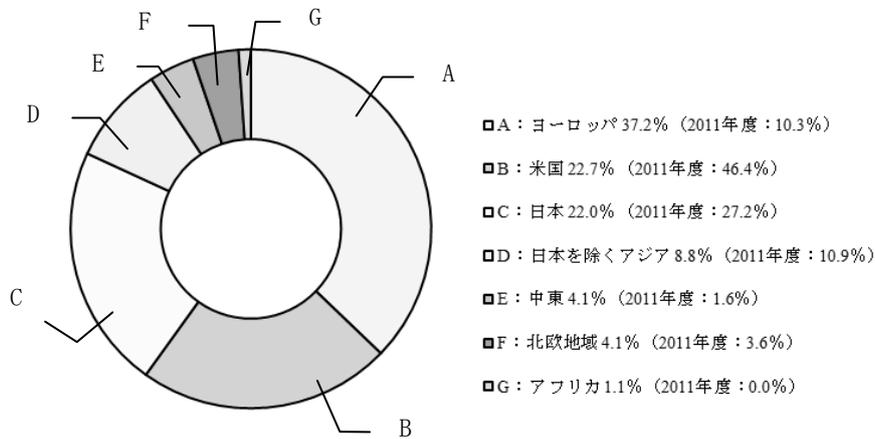
全体として、SEK にとってヨーロッパは 2012 年度中最も重要な資本市場であり、SEK の新規借入総額の 37.2% を占めた。米国と日本も依然として重要な金融市場であった。SEK は、投資家の要求に応じて時には SEK の債券を買い戻す機会を提供することが重要であると信じている。自己債務の買戻額および繰上償還額は 227 億クローナであり、2011 年度に比べて 138 億クローナ減少した。

新規借入

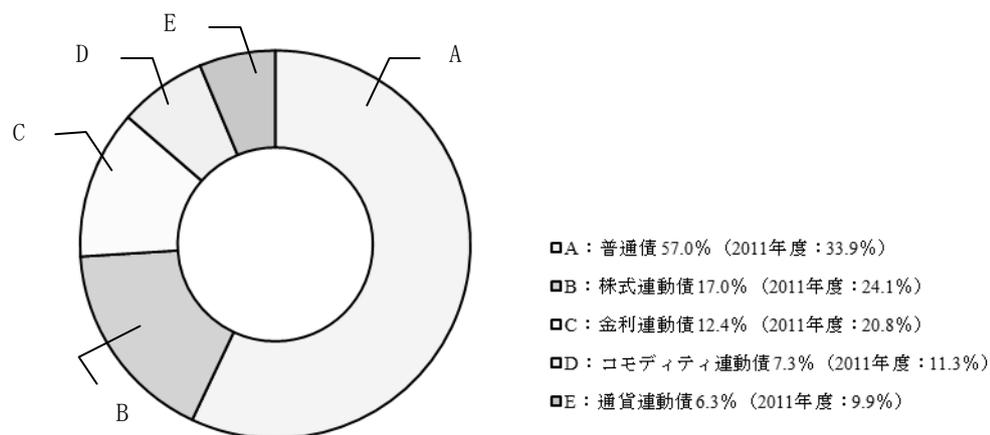
長期借入(単位：十億クローナ)



市場別 (2012年度)



商品別 (2012年度)



財務実績の主な要因

SEK のほとんど全ての収益と純利益は、主に貸付金から、さらに流動性資金からも得られる純利息収益である。かかる資産の資金調達には、株主資本と国際資本市場における債券の発行による。したがって、SEK の毎年の利益を決定づける主な要因は、(i) 債券調達による資産の金利と当該債券にかかるコストとのスプレッドまたは差額、(ii) 貸付金と流動性資金の残高、および (iii) 債券と株主資本により資金調達した資産の相対的比率である。

SEK は、固定、変動、または様々なインデックスに連動させた条件で債券を発行する。SEK は、これらの条件を、債券調達による資産に適合させるために変動金利に経済的にヘッジする戦略をとっている。SEK は、その良質な財務成績、比較的安定した信用格付、および社会的役割により、市場において競争力ある水準で資金調達を行うことができる。もう一つ、公正価値で計上される一定の資産、負債およびデリバティブの公正価値の変動も、SEK の営業利益に大きく影響している。未実現の公正価値の変動額に影響を与えた主な要因は、自己債務の信用スプレッドおよびベース・スプレッドである。自己債務の信用スプレッドは、SEK の投資家が考える SEK の信用力に関連する。ベース・スプレッドは、二通貨の基準金利の差額に左右される金利・通貨スワップにおける当該二通貨間の名目金利の差額である。

これに加えて、2008 年の金融危機発生後の年度には、金融危機を受けて行った一定の売却による利益が実現したほか、純信用損失も増加し、SEK の営業利益にかなりの影響を与えた。

2012 年 1 月－12 月

営業利益

当年度の営業利益は 824.4 百万クローナ（2011 年度：1,889.1 百万クローナ）であり、前年度から 56.4% 減少した。この減少は、主に SEK の自己債務の信用スプレッドの未実現の変動により、金融取引の純業績がマイナス 507.7 百万クローナ（2011 年度：523.4 百万クローナ）まで減少したことが主な要因であった。信用スプレッドの変動は、2012 年 12 月 31 日現在の SEK の借入条件が、年初に有効だった借入条件より有利であることに起因している。これにより、債務残高の会計上の評価額に損失が生じた。営業利益は、前年度に比べて、その他の営業収益の減少と、新たな規制、特にバーゼルⅢに関する費用の増加によっても、マイナスの影響を受けた。前年度に比べて、信用損失準備金にかかる費用の減少は、営業利益にプラスの影響を与えた。

純利息収益

当年度の純利息収益は 1,879.9 百万クローナ（2011 年度：1,870.8 百万クローナ）であり、前年度から 0.5% 増加した。この純利息収益の増加は利ざやの拡大によるものであり、流動性資金の減少に起因する利付資産の平均残高の減少によって一部相殺された。

債券調達による利付資産の平均利ざやは年率 57 ベース・ポイント（2011 年度：55 ベース・ポイント）であり、前年度から絶対値で 2 ベース・ポイント、相対値で 3.6% 拡大した。このような利ざやの拡大は、貸付金からなる利付資産の部分が増加したこと（流動性資金からなる部分の減少を意味する。）と、貸付金は流動性資金より利ざやが大きいことが主な要因であった。主に米ドルにおける有利な借入利ざやによる借入費用の減少、および新規融資の利ざやの拡大も、利ざや拡大の一因となった。

債券調達による利付資産の平均残高は 2,570 億クローナ（2011 年度：2,680 億クローナ）であり、前年度から 4.1% 減少した。この減少は、主に、平均貸付残高が増加した一方で、流動性資金が減少したことに関係するものであった。流動性資金の減少の大半は、借入と新規貸付をより密接にマッチングさせ、流動性資金の残高を減少させるという戦略的決定によるものである。

受取手数料および支払手数料

受取手数料は 11.1 百万クローナ（2011 年度：12.3 百万クローナ）であった。支払手数料はマイナス 10.9 百万クローナ（2011 年度：マイナス 14.9 百万クローナ）であった。受取手数料の減少は、資本市場取引による収益の減少に起因していた。支払手数料の減少は、主に銀行手数料の減少に起因していた。

金融取引の純業績

2012 年度の金融取引の純業績はマイナス 507.7 百万クローナ（2011 年度：523.4 百万クローナ）であった。この減少は、主に SEK の自己債務の信用スプレッドの変動に関する未実現の公正価値の変動額によるものであった。信用スプレッドの変動は、2012 年 12 月 31 日現在の SEK の借入条件が、年初に有効だった借入条件より有利であることに起因している。これにより、債務残高の会計上の評価額に損失が生じた。

金融取引の実現純業績

金融取引の実現純業績は 644.0 百万クローナ（2011 年度：481.9 百万クローナ）であり、前年度から 33.6%増加した。純業績のプラスの変動は、2013 年 1 月 1 日付で実施された大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組み（バーゼルⅢ）に備えて、いくつかの多額の金利・通貨デリバティブを打ち切った際に、以前の未実現利益が実現されたことによるものであった。当該取引に起因する営業利益の純損失は、マイナス 30.1 百万クローナに上った。実現利益は 323.5 百万クローナに上ったが、以前認識された未実現利益マイナス 353.6 百万クローナの戻し入れ（下段参照）によって相殺された。これらのデリバティブは商業条件で新たなデリバティブに置き換えられた。さらに、買戻債務による利益も収益増加の要因となったが、2011 年度にリーマン・ブラザーズ・グループの子会社に対する債権の売却により 279.3 百万クローナの利益を実現したことで相殺された。

金融取引の未実現純業績

金融取引の未実現純業績はマイナス 1,151.7 百万クローナ（2011 年度：41.5 百万クローナ）であった。2012 年度における未実現の公正価値の変動は、主に SEK の自己債務の信用スプレッドの変動に起因するものであり、SEK の信用（したがってスプレッド）の市場評価の変化や、計算方法の改善も一因となった。このような信用スプレッドの変動は、SEK が、年初に有効だった利率より有利な利率で借入が可能であることを意味している。これにより、債務残高の会計上の評価額に損失が生じた。多額の金利・通貨デリバティブ数件の打ち切りによって、以前認識された未実現利益マイナス 353.6 百万クローナの戻し入れを行ったことも、信用スプレッドを変動させる一因となった（前段に記載）。相殺効果は、ベース・スプレッド（二通貨の金利ベースの変動に起因する通貨金利スワップにおける当該二通貨間のレート・ベースの差額）に関する公正価値のプラスの変動により生じた。2011 年度におけるプラスの業績は、主に自己債務の信用スプレッドの変動に関するものであった。

2012 年度第 2 四半期中に、SEK は、デリバティブのベース・スプレッドについて、改善された計算方法を実施した。この方法は、ある通貨の金利フローを別の通貨の金利フローに交換するもので、自己債務の信用スプレッドの計算を含む。このような改善された方法の実施は、当初、営業利益に約マイナス 100 百万クローナの影響を与えた。この改善は過去の期間の業績には重大な影響を及ぼさないと SEK は信じている。かかる方法論的な改善は、ベース・スプレッドおよび仕組借入に起因する自己債務の信用スプレッドに関連する営業収益を、大きく変動させることが予想される。

その他の営業収益

その他の営業収益は 19.9 百万クローナ（2011 年度：108.8 百万クローナ）であり、主に Sparbanksstiftelsernas Förvaltnings AB（以下「SFAB」という。）との紛争に関する仲裁費用の回収額であった。2012 年 3 月に SEK と SFAB の間の紛争に関して、SEK を支持する形で仲裁手続きが終結し、控訴不能となった。前年度と比べてその他の営業収益が減少した要因は、SEK の本社が新たな賃貸物件に移転した際に、それまで SEK の本社として使用されていた建物を処分したことによる、105.1 百万クローナの 2011 年度の売却益であった。

人件費

人件費は合計でマイナス 292.2 百万クローナ（2011 年度：マイナス 282.8 百万クローナ）であり、前年度から 3.3%増加した。人件費の増加は、労務費の増加および年金費用の引当金の変動によるものであった。人件費には一般従業員インセンティブ報酬制度の見積費用マイナス 27.5 百万クローナ（2011 年度：マイナ

ス 25.5 百万クローナ) が含まれている。一般従業員インセンティブ報酬制度の結果は、未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益に基づいて決定されており、2 ヶ月分の給与を超えないこととされている。リスク加重資産が当年度の予定水準を超えた場合、当該支払額は減少する。SEK の一般インセンティブ報酬制度には、全正社員が含まれるが、執行役員、リスク・コントロール担当部長および財務コントロール担当部長は含まれない。2012 年 12 月 31 日現在、一般インセンティブ報酬制度に含まれる総従業員数は 218 名であり、2011 年 12 月 31 日現在は 211 名であった。SEK の報酬制度の規定の詳細については、注 5 を参照されたい。

その他の管理費

その他の管理費はマイナス 232.8 百万クローナ (2011 年度: マイナス 203.1 百万クローナ) であり、前年度から 14.6%増加した。その他の管理費の増加は、主に強制的規制に関連する IT 開発費用の増加によるものである。

非金融資産の減価償却費

非金融資産の減価償却費はマイナス 19.5 百万クローナ (2011 年度: マイナス 14.5 百万クローナ) であり、主として SEK の事業システムに関する無形資産の償却に起因するものである。

純信用損失

2012 年度の純信用損失は、マイナス 23.4 百万クローナ (2011 年度: マイナス 110.9 百万クローナ) であった。当年度において、ポートフォリオ・ベースの準備金 (すなわち、特定の相手方に帰属しない準備金) に関して、マイナス 40.0 百万クローナの追加引当金が計上された。対して、前年度の追加引当金はマイナス 110.0 百万クローナであった。当該準備金の増加は、欧州経済の不確実性により、SEK の取引先の信用度が毀損した結果である。相殺効果は、主に従前の未払費用の為替効果に関連するものである。当該引当金の計上後、ポートフォリオ・ベースの準備金は総額 200.0 百万クローナ (2011 年度: 160.0 百万クローナ) である。

税金

税金の計上額は、マイナス 115.6 百万クローナ (2011 年度: マイナス 489.6 百万クローナ) であった。2012 年度の実効税率は 14.0% (2011 年度: 25.9%) であり、一方名目税率は 26.3% (2011 年度: 26.3%) であった。実効税率が名目税率を下回ったのは、2012 年度にスウェーデン議会が 2013 年 1 月 1 日付で法人所得税率を 26.3%から 22.0%に引き下げることを決定したためである。税率の低下は、主に非課税準備金に関連する繰延税金に影響を与えた。

純利益 (税引後)

当年度純利益は 708.8 百万クローナ (2011 年度: 1,399.5 百万クローナ) であった。純利益に課される税金は、マイナス 115.6 百万クローナ (2011 年度: マイナス 489.6 百万クローナ) であり、このうちマイナス 216.0 百万クローナ (2011 年度: マイナス 403.6 百万クローナ) が当期の税金で構成され、102.1 百万クローナ (2011 年度: マイナス 70.1 百万クローナ) が繰延税金で構成されている (注 10 参照)。残りの税効果は、前年度に関連する調整額で構成されている。

その他の包括利益

その他の包括利益 (税引前) は 175.7 百万クローナ (2011 年度: 406.8 百万クローナ) であった。7.5 百万クローナ (2011 年度: 12.1 百万クローナ) は売却可能証券の価値の変動によるものであり、168.2 百万クローナ (2011 年度: 394.7 百万クローナ) はキャッシュフロー・ヘッジに関するその他の包括利益によるものであった。

2011 年度および 2012 年度における売却可能証券に関する公正価値のプラスの変動は、信用スプレッドの縮小によるものであった。キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券に関連するプラスの影響は、金利の変動を反映したものであり、公正価値の実現変動額を、その他の包括利益から営業利益の純利息収益に再

分類したことによって一部相殺された。

マイナス 20.4 百万クローナ (2011 年度 : マイナス 107.0 百万クローナ) の税効果考慮後のその他の包括利益は、155.3 百万クローナ (2011 年度 : 299.8 百万クローナ) であった。

株主資本利益率

株主資本利益率は、税引後で 5.0% (2011 年度 : 10.5%) であった。未実現の公正価値の変動額を除いた株主資本利益率は、当年度の平均株主資本に占める割合で 9.3% (2011 年度 : 10.3%) であった。

財政状態報告書について

資産合計および流動性資金

SEK の 2012 年 12 月 31 日現在の資産合計は 3,131 億クローナ (2011 年度末 : 3,197 億クローナ) であり、2011 年度末から 2.1% 減少した。資産合計の減少はデリバティブによるものであったが、貸付および流動性は前年度から基本的に変化がなかった。

2012 年 12 月 31 日現在の貸付残高および承諾済未実行貸付の総額は 2,188 億クローナ (2011 年度末 : 2,207 億クローナ) であり、2011 年度末から 0.9% 減少した。2012 年 12 月 31 日現在の総額のうち 1,929 億クローナ (2011 年度末 : 1,956 億クローナ) は貸付残高であり、2011 年度末から 1.4% 減少した。貸付残高総額のうち、公的輸出金融制度による貸付は 395 億クローナ (2011 年度末 : 342 億クローナ) であり、2011 年度末から 15.5% 増加した。公的輸出金融制度による融資の増加は、主に新規取引高の増加によるものであった。

2012 年 12 月 31 日現在の融資申出残高は総額 595 億クローナ (2011 年度末 : 643 億クローナ) であり、2011 年度末から 7.5% 減少した。このうち 479 億クローナ (2011 年度末 : 576 億クローナ) は公的輸出金融制度に由来するものであった。2012 年度中、SEK は融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。融資申出残高のうち、338 億クローナは拘束力のある融資申出であり、257 億クローナは拘束力のない融資申出である。

信用リスク

2012 年度中、SEK の取引先エクスポージャーの構成に大きな変更はなかったものの、政府へのエクスポージャーは、企業および金融機関へのエクスポージャーの費用に比例して若干増大した。2012 年度から、拘束力のある融資申出は取引先エクスポージャーに含まれており、異なる区分の取引先の間でのエクスポージャーの配分の変動は、一部これに関連している。

2012 年 12 月 31 日現在の取引先エクスポージャーの合計のうち、49.6% (2011 年度末 : 43.4%) は政府および政府輸出信用機関、22.3% (2011 年度末 : 27.6%) は金融機関、18.3% (2011 年度末 : 17.7%) は企業、6.8% (2011 年度末 : 6.1%) は地方自治体、2.9% (2011 年度末 : 5.1%) はアセット・バック証券に対するものであった。デリバティブの相手方に対する SEK のエクスポージャーは、デリバティブの大半が担保契約に従っているため、SEK の資産において計上されるデリバティブの額と比べて非常に限定されたものとなっている。詳しくは注 28 にある「純エクスポージャー合計」の表を参照されたい。欧州諸国に対する SEK の純エクスポージャーは、628 億クローナ (2011 年度末 : 747 億クローナ) に上った。2012 年 12 月 31 日現在の欧州諸国に対するエクスポージャーのうち、72 億クローナ (2011 年度末 : 93 億クローナ) はいわゆる GIIPS 諸国 (ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガルおよびスペイン) に対するものであった。SEK のギリシャに対する純エクスポージャーはない。GIIPS 諸国に対するエクスポージャーのうち、政府へのエクスポージャーはほんの一部である。

その他のエクスポージャーおよびリスク

SEK のヘッジ取引は、デリバティブの公正価値の変動が、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動を相殺するのに有効であると期待されている。財政状態報告書の特定項目 (特にデリバティブや発行済の (非劣後) 証券といったお互いにヘッジしあう項目) の評価総額の算出には、最適な評価手法、仮定および見積に関する複雑な判断が必要である。異なる評価モデルや仮定が使用されたり、仮定が変更されたりすれ

ば、評価結果は異なるものとなりうる。SEK の自己債務のスプレッドおよびベース・スプレッドの評価に与える影響（大きな影響を与える可能性がある。）を除いても、公正価値のかかる変動は一般的にお互いに相殺しあい、純資産の価値にはほとんど影響を与えない（注 12 および注 13 参照）。

SEK は、金利リスク、為替リスクおよびオペレーショナル・リスク等の市場エクスポージャーについては、保守的な方針を維持している。

リスクおよびエクスポージャーの定量的情報ならびに定性的情報については、注 28 リスクの情報を参照されたい。

負債および株主資本

2012 年 12 月 31 日現在、利用可能な資金および株主資本の総額は、あらゆる満期の貸付残高および承諾済貸付の総額を上回った。SEK は、スウェーデン国債局との間に 1,000 億クローナの融資枠を有している。スウェーデン議会はまた、2,500 億クローナを上限とする政府保証を、SEK が新規借入のために商業ベースの一般取引条件で購入することを許可する権限を政府に再度付与した。2012 年 12 月、当該融資枠および政府保証の購入権は共に 2013 年も延長されることとなった。したがって、SEK は、全てのコミットメント契約に対し満期に至るまで貸付を行いうると考えている。

自己資本比率

バーゼルⅡの第一の柱に従って計算した 2012 年 12 月 31 日現在の SEK の自己資本比率は、23.1%（2011 年度末：22.5%）であり、このうち Tier-1 資本に関するものは 23.0%（2011 年度末：22.5%）であった。Tier-1 普通資本比率は 19.8%（2011 年度末：18.9%）であった。自己資本比率、リスクおよびエクスポージャーの詳細については、注 27 を参照されたい。

2013 年度中、自己資本比率規制の一部変更が実施される可能性がある。かかる変更を受けて、（i）金融機関に対するエクスポージャー、および（ii）デリバティブの取引先の信用力算出方法の潜在的変動に関する所要自己資本が引き上げられることになる。将来の規制の最終案はまだ決定されておらず、特に信用評価リスクに関する規制については、不確実性は依然として高い。推定される効果により、他の全ての条件が同じとして、種々の自己資本比率が約 3 パーセント・ポイント低下することとなるであろう。

公的輸出金融制度に基づいた業績

SEK は、報酬を受けてスウェーデン政府輸出信用支援制度およびスウェーデン政府関連援助融資プログラム（以下総称して「公的輸出金融制度」という。）を運営している。CIRR 貸付は公的輸出金融制度の二種類ある貸付類型の一つである。公的輸出金融制度における 2012 年度の業績は 83.0 百万クローナ（2011 年度：81.8 百万クローナ）であり、このうち CIRR 貸付に関する業績は 128.4 百万クローナ（2011 年度：123.7 百万クローナ）であった。公的輸出金融制度におけるもう一種類の貸付である譲許的貸付に関する業績は、マイナス 45.4 百万クローナ（2011 年度：マイナス 41.9 百万クローナ）であった。また、公的輸出金融制度から、SEK に 89.4 百万クローナ（2011 年度：72.4 百万クローナ）に上る純補償金が支払われた。これは、公的輸出金融制度の貸付を行うことと、それに関連する SEK の財政状態報告書における信用リスクに対する SEK への補償である。当該補償は、SEK の純利息収益に含まれる。公的輸出金融制度における両方の貸付類型の純赤字部分はスウェーデン政府により全額が補填され、純黒字部分はスウェーデン政府に支払われる。公的輸出金融制度の業績には、0.7 百万クローナ（2011 年度：92.4 百万クローナ）の利息補償が含まれ、これは貸付金の繰上償還に対する補償を表している。

公的輸出金融制度における CIRR に基づいた輸出金融の 1990 年度から 2012 年度の期間の黒字総額は約 24 億クローナであり、貸付残高の年度末平均は、112 億クローナである。

財務目標と 2012 年度の結果

財務目標およびその他の目標は、将来の結果予測とみなされるべきではない。

収益目標 税引後株主資本利益率を長期的に無リスク金利プラス 5 パーセント・ポイントの水準とする。無リスク金利は、直近 10 年間における 10 年物国債の平均金利として計算する。2012 年度の目標

値は税引後 8.6%、結果は 5.0%であった。目標値との差異は、金融商品の未実現の公正価値の変動額が結果にマイナスの影響を与えたことが主な要因であった。

資本構成 目標は、Tier-1 普通資本比率が 16%に達し、少なくとも 12%を超えることである。2012 年度末の Tier-1 普通資本比率は 19.8%であった。

配当方針 普通配当は、税引後純利益の 30%とする。当該方針の枠組みの中で、－ 実際の配当が提案される時には－ 資本構成の目標値、当社の将来の所要自己資本、および可能な投資・買収計画を考慮に入れる。年次総会に提案された配当総額は、税引後純利益の 30%に相当する 212.6 百万クローナであった。

その他の目標と 2012 年度の結果

財務目標に加えて、SEK には、顧客利益を高めるための目標や、組織効率と財務成績を確保するための目標などの一般事業目標がある。2012 年度において、顧客利益指数ならびに顧客および顧客対応の総数が、顧客利益を示す指標であった。費用制限は組織効率の指標であった。財務目標に加えて、新規貸付高が財務成績の指標であった。

顧客数および顧客対応数の結果はそれぞれの目標値をわずかに下回ったが、顧客利益指数は目標値を上回った。主に規制にかかる費用が増加したことにより、費用制限は超過した。主に最終顧客融資への高い需要に関連して、新規貸付額は目標値を上回った。一般事業目標に加えて、SEK には、持続可能性目標ならびにとりわけリスク選好、ブランド認知度、従業員の意欲および内部統制に関する目標がある。持続可能性目標は、継続的な資金調達、事業倫理ならびに平等性および多様性の全ての焦点領域に存在する。

2013 年度の財務目標およびその他の目標

2013 年度の財務目標およびその他の目標を設定する際、2012 年度から大きな変更はなかった。

コーポレート・ガバナンス

SEK は、スウェーデン・コーポレート・ガバナンス法 (Swedish Corporate Governance Code)、スウェーデン政府の国有企業に対するガイドラインおよび所有政策、株主の指示、信用機関および証券会社の年次会計に関する法律、さらに会社法を遵守している。取締役会は、コーポレート・ガバナンス報告書を発表した。当該報告書では、取締役会は特に財務報告における内部統制についてコメントしている。SEK は、米国の規則に定められている外国登録発行者 (FPI) であり、サーベンス・オクスリー法 (SOX) の影響を受ける。これは、上級経営陣が毎年 SOX の枠組みの中で内部統制の効率性について評価し、意見を表明しなければならないことを意味している。

報酬方針

SEK は、ポートフォリオ一任管理を認可されている金融機関、投資会社およびファンド・マネジメント会社の報酬構造に関するスウェーデン金融監督庁の規則の規制下にある (FFFS 2011 年第 1 号)。当該規則に従った報告は、当社のウェブサイト (www.sek.se) で開示されている。SEK の報酬方針は、効果的なリスク・マネジメントを促進しており、過度のリスク負担を助長することはない。SEK はまた、スウェーデン政府の国有企業における主要な職員を対象とした報酬の条件に関するガイドラインにも従っている。注 5 を参照されたい。

人事および組織

当年度中、平均従業員数は 231 名 (2011 年度 : 234 名) であり、このうち 109 名 (2011 年度 : 108 名) が女性であり、122 名 (2011 年度 : 126 名) が男性であった。当年度末現在の総従業員数は、235 名 (2011 年度末 : 232 名) であった。当年度末現在における従業員の平均年齢は、42 歳 (2011 年度末 : 42 歳) であった。

当年度末現在、SEK の上級経営陣は、7 名 (2011 年度末 : 8 名) のメンバーで構成されており、このうち 3 名 (2011 年度 : 3 名) が女性であり、4 名 (2011 年度 : 5 名) が男性であった。当年度末現在におけるその

他の管理職に属する従業員数は、43名（2011年度末：42名）であり、このうち17名（2011年度末：16名）が女性であり、26名（2011年度末：26名）が男性であった。SEKの取り組みは、SEKの職場環境に関する指針、機会均等計画およびSEKの従業員に健全で活かな職場環境を与えるその他のガイドラインを含む様々な方針およびガイドラインによっても支えられている。

環境および社会的責任

SEKは、公式に支援を受けた輸出金融を提供する場合に環境に及ぼす影響を検討する共通のアプローチに関するOECDとの取決めに従っている。SEKは、環境に悪影響を及ぼすリスクを有する輸出プロジェクトに関し、環境調査が確実に行われるよう努めている。SEKは、プロジェクトに関連ある金融および取引条件に応じて提供された法人に対する金融の環境的および社会的側面を考慮している。SEKによる取引先信用力の調査に加え、環境的および社会的側面は、分析において不可欠の構成要素である。SEK内部の環境活動は、環境上適切な事業所において十分に機能する事業を達成することを目標としている。

リスク要因

SEKの将来の発展は、多くの要因に基づいており、その要因の中には、予測が困難で、SEKの管理できる範囲を超えているものもある。これらの要因には、下記が含まれる。

- ・一般的な経済・ビジネス情勢の変動
- ・為替レート、金利ならびにSEKの資産および負債の価値に影響を及ぼすその他の市場要因の変動
- ・単一または複数の金融市場における競争状況の変動
- ・政府の政策および規則の変更ならびに政治および社会情勢の変動

本書の日付現在、SEKは、上記のいずれの要因についてもSEKの将来にマイナスの影響を及ぼす可能性はないと考えている。

連結グループの業績測定

SEKは、一定の金融商品の公正価値の変動を含む営業利益（IFRSに従って計算される。）を開示するとともに、未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益を開示している。未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益は、一定の金融商品の公正価値の変動を除外したものである。

一定の金融商品の公正価値の変動を除いた営業利益は、営業利益の補足測定基準である。IFRSに従って計算される営業利益は、SEKが満期まで保有する意思と能力がある場合でも、一定の金融商品を公正価値で評価する。未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益には、これらの値洗いによる評価効果は反映されていない。2012年度の未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益には、2013年1月1日付で実施された大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて、ヘッジ関係において多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に実現された、323.5百万クローナの利益は含まれていない。これらのデリバティブは商業条件で新たなデリバティブに置き換えられた結果、ヘッジされた項目の満期が過ぎ、利益／損失はほぼゼロになるであろう。

業績測定

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
	1月-12月	1月-12月
営業利益	824.4	1,889.1
ヘッジにおいて打ち切った金利・通貨デリバティブ	-323.5	-
未実現の公正価値の変動額(注4)	1,151.7	-41.5
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	1,652.6	1,847.6

業績測定と株主資本利益率の定義については、「財務ハイライト」を参照されたい。

後発事象

本報告期間末以後、本報告書の情報に重大な影響を与える事象は発生していない。

財務ハイライト

(%を除き、単位：百万クローナ)	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
業績					
純利息収益	1,879.9	1,870.8	1,898.5	1,994.3	1,543.3
営業利益	824.4	1,889.1	3,939.7	2,368.6	185.2
当年度純利益(税引後)	708.8	1,399.5	2,891.7	1,727.3	143.9
税引後株主資本利益率 ¹	5.0%	10.5%	22.2%	14.5%	2.9%
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益 ²	1,652.6	1,847.6	4,114.7	1,599.3	833.9
未実現の公正価値の変動額を除いた 税引後株主資本利益率 ³	9.3%	10.3%	23.2%	9.7%	12.7%
配当金 ⁴	212.6	420.0	2,191.0	518.0	-
対顧客融資					
新規対顧客金融取引 ⁵	56,235	51,249	48,749	122,476	64,890
うち対顧客直接融資	17,577	20,549	24,388	67,744	32,705
うち最終顧客融資	38,658	30,700	24,361	54,732	32,185
貸付残高および未実行貸付 ⁶	218,822	220,672	217,862	232,164	180,109
融資申出残高 ⁷	59,525	64,294	86,623	84,506	27,394
うち拘束力のある融資申出	33,841	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
うち拘束力のない融資申出	25,684	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
借入					
新規長期借入 ⁸	43,231	47,685	76,644	111,831	86,136
非劣後債務残高	272,637	273,245	300,671	324,795	309,468
劣後債務残高	3,013	3,175	2,590	3,143	3,324
財政状態報告書					
資産合計	313,135	319,702	339,688	371,588	370,014
負債合計	298,723	305,734	327,118	358,133	359,620
株主資本合計	14,412	13,968	12,570	13,455	10,394
資本					
自己資本比率(バーゼルIに基づく 追加所要自己資本を含む。) ⁹	23.1%	22.5%	22.4%	18.7%	15.5%
自己資本比率(バーゼルIに基づく 追加所要自己資本を除く。) ¹⁰	23.1%	22.5%	22.4%	19.8%	21.4%
Tier-1自己資本比率(バーゼルIに 基づく追加所要自己資本を含む。) ¹¹	23.0%	22.5%	22.4%	17.9%	14.8%
Tier-1普通資本比率(バーゼルIに 基づく追加所要自己資本を含む。) ¹²	19.8%	18.9%	18.7%	14.3%	11.7%

- 1 純利益（税引後）が当年度の平均株主資本に占める割合（％）（年間）。2012年度第1四半期から、株主の株主資本利益率の定義と一致するように、この定義は変更されている。全期間の数値が新しい定義に従って再計算されている。
- 2 一定の金融商品における未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益（上記「業績測定」参照）。2012年の業績には、2013年の年明けから実施される大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて、多額の金利・通貨デリバティブ物件を打ち切った際に実現された、323.5百万クローナの利益は含まれていない。これらのデリバティブは商業条件で新たなデリバティブに置き換えられた（注4参照）。
- 3 未実現の公正価値の変動額を除いた純利益（税引後）が当年度の平均株主資本に占める割合（％）（年間）。2012年度第1四半期から、株主の株主資本利益率の定義と一致するように、この定義は変更されている。全期間の数値が新しい定義に従って再計算されている。
- 4 年次総会で提案された配当金。2010年度の配当金額には、2010年12月に支払われた特別配当金1,890.0百万クローナが含まれた。
- 5 新規対顧客融資は、新規承諾済貸付および対顧客協調融資を含む。満期にかかわらず、全ての承諾済貸付をいう。
- 6 貸付額は、利付証券の発行という形式をとった貸付を含む全ての貸付、および従来の契約書によって行われる貸付を含む。かかる貸付額は、SEKの実際の貸付額である。かかる金額はSEKの融資／貸付高を測定する上で有益であるとSEKは考えている。したがって、本書中の貸付高に関する説明は、この定義に基づく金額に関連するものである（注11参照）。
- 7 2012年度中、SEKは融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。
- 8 満期が1年超の新規借入。
- 9 バーゼルⅡの第一の柱に基づくリスク加重資産に占める割合（％）で示される自己資本比率。自己資本比率および大口エクスポージャーに関する法律（2006年第1371号）の実施について詳細を規定する法律（2006年第1372号）第5条に従って算出。注27を参照されたい。2012年12月31日付で為替ポジションの計算方法が改善され、自己資本比率に影響を与えた。変更された手法は過去の期間に対しても使用されたため、従前の自己資本比率は再計算されている。かかる変更は、自己資本比率に重大な影響を与えない。
- 10 バーゼルⅡの第一の柱に基づくリスク加重資産に占める割合（％）で示される自己資本比率。最低所要自己資本に関する有効な移行規則の調整を除く。移行期間中の最低所要自己資本の計算の詳細については、本書の注27「自己資本比率」を参照のこと。2012年12月31日付で為替ポジションの計算方法が改善され、自己資本比率に影響を与えた。変更された手法は過去の期間に対しても使用されたため、従前の自己資本比率は再計算されている。かかる変更は、自己資本比率に重大な影響を与えない。
- 11 バーゼルⅡの第一の柱に基づくリスク加重資産に占める割合（％）で示されるTier-1自己資本比率。自己資本比率および大口エクスポージャーに関する法律（2006年第1371号）の実施について詳細を規定する法律（2006年第1372号）第5条に従って算出。注27を参照されたい。2012年12月31日付で為替ポジションの計算方法が改善され、自己資本比率に影響を与えた。変更された手法は過去の期間に対しても使用されたため、従前の自己資本比率は再計算されている。かかる変更は、自己資本比率に重大な影響を与えない。
- 12 SEKの定義によると、Tier-1普通資本は、永久劣後債務という形式をとった追加Tier-1資本を除くTier-1資本で構成される。

本注記における情報は連結グループに係る情報である。連結グループと親会社との間の差異については、注1（o）、親会社の損益計算書、親会社の貸借対照表および関連する注記を参照されたい。

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
受取利息	10,352.3	10,223.0
支払利息	-8,472.4	-8,352.2
純利息収益(注2)	1,879.9	1,870.8
受取手数料(注3)	11.1	12.3
支払手数料(注3)	-10.9	-14.9
金融取引の純業績(注4)	-507.7	523.4
その他の営業収益(注7)	19.9	108.8
営業収益	1,392.3	2,500.4
人件費(注5)	-292.2	-282.8
その他の管理費(注6)	-232.8	-203.1
非金融資産の減価償却費(注7)	-19.5	-14.5
純信用損失(注9)	-23.4	-110.9
営業利益	824.4	1,889.1
税金(注10)	-115.6	-489.6
当年度純利益(税引後)¹	708.8	1,399.5
その他の包括利益		
売却可能証券 ²	7.5	12.1
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券 ²	168.2	394.7
その他の包括利益への課税(注10)	-20.4	-107.0
その他の包括利益合計	155.3	299.8
包括利益合計¹	864.1	1,699.3

(単位：クローナ)

1株当たり利益(希薄化考慮後)³	177.6	350.8
------------------------------------	-------	-------

1 全利益は、親会社の株主に帰属する。

2 連結株主資本変動計算書を参照されたい。

3 2012年度の平均株式数は3,990,000株(2011年度末：3,990,000株)である。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)

2012年12月31日現在 2011年12月31日現在

	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物(注11,12)	2,338.2	3,749.6
財務省証券/国債(注11,12)	5,111.5	2,033.4
その他の利付証券(貸付を除く。)(注11,12)	77,693.3	74,738.5
利付証券の発行という形式をとった貸付(注11,12)	57,889.8	66,204.5
金融機関への貸付(注9,11,12)	22,083.6	25,791.6
一般への貸付(注8,9,11,12)	115,478.2	107,938.1
デリバティブ(注14)	25,711.2	31,467.0
有形固定資産・無形資産(注7)	150.3	128.4
その他の資産(注16)	4,024.5	3,909.8
前払費用および未収収益(注17)	2,655.0	3,741.0
資産合計	313,135.6	319,701.9
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入(注12,18)	14,490.3	15,833.9
一般からの借入(注12,18)	56.9	59.1
発行済非劣後証券(注12,18)	258,090.1	257,352.4
デリバティブ(注14)	16,421.0	22,604.8
その他の負債(注19)	3,462.3	2,497.0
未払費用および前受収益(注20)	2,407.6	3,351.0
繰延税金負債(注10)	728.1	811.6
引当金(注5,21)	54.4	49.6
発行済劣後証券(注12,22)	3,012.7	3,174.4
負債合計	298,723.4	305,733.8
株式資本	3,990.0	3,990.0
準備金	449.9	294.6
利益剰余金	9,972.3	9,683.5
株主資本合計(注23)	14,412.2	13,968.1
負債および株主資本合計	313,135.6	319,701.9
約定担保等		
約定担保	なし	なし
貸付の対象となっている利付証券	39.8	123.0
偶発資産および偶発債務(注24)	1.1	1.1
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付(注24)	25,915.1	25,071.8
拘束力のある融資申出 ¹ (注24)	33,841.2	該当なし

1 2012年度中、SEKは融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

連結株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	準備金		利益剰余金
			ヘッジ準備金	公正価値準備金	
(単位：百万クローナ)					
2011年度株主資本期首残高	12,569.8	3,990.0	28.5	-33.7	8,585.0
当年度純利益	1,399.5				1,399.5
その他の包括利益：					
公正価値の変動額					
売却可能証券	-0.8			-0.8	
キャッシュフロー・ヘッジの デリバティブ証券	546.9		546.9		
再分類済損益	-139.3		-152.2	12.9	
その他の包括利益への課税	-107.0		-103.8	-3.2	
その他の包括利益合計	299.8		290.9	8.9	
包括利益合計	1,699.3		290.9	8.9	1,399.5
配当金	-301.0				-301.0
2011年度株主資本期末残高^{1,2}	13,968.1	3,990.0	319.4	-24.8	9,683.5
2012年度株主資本期首残高	13,968.1	3,990.0	319.4	-24.8	9,683.5
当年度純利益	708.8				708.8
その他の包括利益：					
公正価値の変動額					
売却可能証券	6.6			6.6	
キャッシュフロー・ヘッジの デリバティブ証券	358.2		358.2		
再分類済損益	-189.1		-190.0	0.9	
その他の包括利益への課税	-20.4		-18.4	-2.0	
その他の包括利益合計	155.3		149.8	5.5	
包括利益合計	864.1		149.8	5.5	708.8
配当金	-420.0				-420.0
2012年度株主資本期末残高^{1,2}	14,412.2	3,990.0	469.2	-19.3	9,972.3

1 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

2 注23を参照されたい。

連結グループのキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	連結グループ	
	2012年	2011年 ³
営業活動		
営業利益 ¹	824.4	1,889.1
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
減損金融商品の評価損	23.4	110.9
減価償却費	19.5	14.5
デリバティブ	833.0	567.6
子会社の売却益	-	-105.1
為替差額	-3.8	-4.6
未実現の公正価値の変動額	1,151.7	-41.5
その他	127.7	36.4
法人税支払額	-285.7	-1,187.5
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	1,865.8	-609.3
貸出実行額	-50,370.8	-57,673.4
貸出返済額	48,843.3	41,113.1
保有債券および証券の純変動	-9,469.4	30,975.3
その他の変動(純額)	-453.6	-66.0
営業活動からのキャッシュフロー	-8,760.3	15,628.8
投資活動		
資本的支出	-41.7	139.1
投資活動からのキャッシュフロー	-41.7	139.1
財務活動		
短期非劣後債務手取額	11,842.7	3,403.6
長期非劣後債務手取額	45,801.1	50,167.8
債務返済額	-27,141.6	-37,565.7
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-22,694.4	-36,522.6
支払配当	-420.0	-301.0
財務活動からのキャッシュフロー	7,387.8	-20,817.9
当年度のキャッシュフロー(純額)	-1,414.2	-5,050.0
現金および現金等価物の為替差額	2.8	1.6
期首現金および現金等価物残高	3,749.6	8,798.0
期末現金および現金等価物残高²	2,338.2	3,749.6

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

1 受領済受取利息および支払済支払利息		連結グループ	
(単位：百万クローナ)	2012年	2011年	
受領済受取利息	11,437.6	10,446.9	
支払済支払利息	9,422.7	8,534.9	

2 現金および現金等価物		連結グループ	
(単位：百万クローナ)	2012年	2011年	
銀行預金	148.2	231.8	
現金等価物	2,190.0	3,517.8	
現金および現金等価物合計	2,338.2	3,749.6	

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。注11を参照されたい。

³ 一部の比較数値は、各年度の比較性を確保するために修正再表示されている。

親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
受取利息	10,340.6	10,210.6
支払利息	-8,473.2	-8,352.5
純利息収益(注2)	1,867.4	1,858.1
子会社配当金(注15)	9.7	42.9
受取手数料(注3)	5.6	3.7
支払手数料(注3)	-10.6	-13.6
金融取引の純業績(注4)	-507.7	523.4
その他の営業収益	19.9	58.5
営業収益	1,384.2	2,473.0
人件費(注5)	-294.5	-287.2
その他の管理費(注6)	-230.6	-201.1
非金融資産の減価償却費(注7)	-19.5	-13.9
純信用損失(注9)	-28.7	-114.9
子会社株式の減損(注15)	-	-39.7
営業利益	810.9	1,816.2
非課税準備金の変更分(注10)	-53.1	-287.0
税金(注10)	-209.9	-416.8
当年度純利益(税引後)	548.0	1,112.4

親会社の包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
当年度純利益(税引後)	548.0	1,112.4
その他の包括利益		
売却可能証券 ¹	7.5	12.1
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券 ¹	168.2	394.7
その他の包括利益への課税	-20.4	-107.0
その他の包括利益合計	155.3	299.8
包括利益合計	703.3	1,412.2

¹ 親会社の株主資本変動計算書を参照されたい。

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物(注 11, 12)	2,313.1	3,666.2
財務省証券/国債(注 11, 12)	5,111.5	2,033.4
その他の利付証券(貸付を除く。)(注 11, 12)	77,693.3	74,738.5
利付証券の発行という形式をとった貸付(注 11, 12)	57,900.6	66,226.2
金融機関への貸付(注 9, 11, 12)	22,083.6	25,815.2
一般への貸付(注 8, 9, 11, 12)	115,478.2	107,938.1
デリバティブ(注 14)	25,711.2	31,467.0
子会社株式(注 15)	82.3	82.3
有形固定資産・無形資産(注 7)	150.3	128.4
その他の資産(注 16)	4,022.2	3,890.5
前払費用および未収収益(注 17)	2,655.0	3,740.2
資産合計	313,201.3	319,726.0
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入(注 12, 18)	14,500.3	15,843.9
一般からの借入(注 12, 18)	121.9	59.1
発行済非劣後証券(注 12, 18)	258,090.1	257,352.4
デリバティブ(注 14)	16,421.0	22,604.8
その他の負債(注 19)	3,480.5	2,527.5
未払費用および前受収益(注 20)	2,407.5	3,350.8
繰延税金負債(注 10)	132.3	114.0
引当金(注 5, 21)	12.9	13.3
発行済劣後証券(注 12, 22)	3,012.7	3,174.4
負債合計	298,179.2	305,040.2
非課税準備金(注 10)	2,737.9	2,684.9
株式資本	3,990.0	3,990.0
法定準備金	198.0	198.0
公正価値準備金	449.9	294.6
利益剰余金	7,098.3	6,405.9
当年度純利益	548.0	1,112.4
株主資本合計(注 23)	12,284.2	12,000.9
負債および株主資本合計	313,201.3	319,726.0
約定担保等		
約定担保	なし	なし
貸付の対象となっている利付証券	39.8	123.0
偶発資産および偶発債務(注 24)	-	-
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付(注 24)	25,915.1	25,071.8
拘束力のある融資申出 ¹ (注 24)	33,841.2	該当なし

1 2012年度中、SEKは融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

親会社の株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	法定準備金	公正価値準備金	利益剰余金	
(単位：百万クローナ)				ヘッジ準備金 公正価値準備金		
2011年度株主資本期首残高	10,889.7	3,990.0	198.0	28.5	-33.7	6,706.9
当年度純利益	1,112.4					1,112.4
その他の包括利益：						
公正価値の変動額						
売却可能証券	-0.8				-0.8	
キャッシュフロー・ヘッジの デリバティブ証券	546.9			546.9		
再分類済損益	-139.3			-152.2	12.9	
その他の包括利益への課税	-107.0			-103.8	-3.2	
その他の包括利益合計	299.8			290.9	8.9	
包括利益合計	1,412.2			290.9	8.9	1,112.4
配当金	-301.0					-301.0
2011年度株主資本期末残高¹	12,000.9	3,990.0	198.0	319.4	-24.8	7,518.3
2012年度株主資本期首残高	12,000.9	3,990.0	198.0	319.4	-24.8	7,518.3
当年度純利益	548.0					548.0
その他の包括利益：						
公正価値の変動額						
売却可能証券	6.6				6.6	
キャッシュフロー・ヘッジの デリバティブ証券	358.2			358.2		
再分類済損益	-189.1			-190.0	0.9	
その他の包括利益への課税	-20.4			-18.4	-2.0	
その他の包括利益合計	155.3			149.8	5.5	
包括利益合計	703.3			149.8	5.5	548.0
配当金	-420.0					-420.0
2012年度株主資本期末残高¹	12,284.2	3,990.0	198.0	469.2	-19.3	7,646.3

1 注23を参照されたい。

親会社のキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2012年	親会社 2011年 ³
営業活動		
営業利益 ¹	757.9	1,816.2
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
減損子会社株式の評価損	-	39.7
減損金融商品の評価損	28.7	114.9
減価償却費	19.5	13.9
デリバティブ	833.0	567.6
子会社の売却益	-	-54.7
為替差額	-3.8	-4.6
未実現の公正価値の変動額	1,151.7	-41.5
その他	175.0	45.5
法人税支払額	-299.9	-1,168.8
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	1,904.2	-488.0
貸出実行額	-50,370.8	-57,673.4
貸出返済額	48,878.0	40,994.0
保有債券および証券の純変動	-9,474.7	30,979.5
その他の変動(純額)	-461.6	50.2
営業活動からのキャッシュフロー	-8,767.0	15,678.5
投資活動		
資本的支出	-41.7	95.8
投資活動からのキャッシュフロー	-41.7	95.8
財務活動		
短期非劣後債務手取額	11,842.7	3,403.6
長期非劣後債務手取額	45,801.1	50,167.7
債務返済額	-27,076.6	-37,568.5
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-22,694.4	-36,522.6
支払配当	-420.0	-301.0
財務活動からのキャッシュフロー	7,452.8	-20,820.8
当年度のキャッシュフロー(純額)	-1,355.9	-5,046.5
現金および現金等価物の為替差額	2.8	1.7
期首現金および現金等価物残高	3,666.2	8,711.0
期末現金および現金等価物残高²	2,313.1	3,666.2

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

¹ 受領済受取利息および支払済支払利息 **親会社**

(単位：百万クローナ) **2012年** **2011年**

受領済受取利息	11,425.9	10,164.1
支払済支払利息	9,423.5	8,246.2

² 現金および現金等価物 **親会社**

(単位：百万クローナ) **2012年** **2011年**

銀行預金	123.1	148.4
現金等価物	2,190.0	3,517.8
現金および現金等価物合計	2,313.1	3,666.2

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。注11を参照されたい。

³ 一部の比較数値は、各年度の比較性を確保するために修正再表示されている。

注 記

注記目次

序 注

1. 重要な会計方針
2. 純利息収益
3. 手数料純額
4. 金融取引の純業績
5. 人件費
6. その他の管理費
7. 有形資産および無形資産
8. リース
9. 減損および期日経過債権
10. 税金
11. 貸付および流動性資金
12. 金融資産および金融負債の分類
13. 公正価値による金融資産および金融負債
14. デリバティブ
15. 株式
16. その他の資産
17. 前払費用および未収収益
18. 債務
19. その他の負債
20. 未払費用および前受収益
21. 引当金
22. 劣後債務証券
23. 株主資本
24. 偶発債務、偶発資産およびコミットメント契約
25. 公的輸出金融制度
26. セグメント別報告
27. 自己資本比率
28. リスクの情報
29. 関連当事者との取引
30. 後発事象

序 注

報告事業体

AB Svensk Exportkredit（以下「SEK」または「親会社」という。）は、スウェーデンに所在する会社である。当社の登録上の事務所の所在地は、Klarabergsviadukten 61-63, P.O. BOX 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden である。2012年12月31日現在における連結グループには、SEKならびにその完全所有子会社であるAB SEK

Securities、SEK Financial Advisors AB、SEK Financial Services AB、SEK Customer Finance AB、SEK Exportlån ABおよびVenantius AB (Venantius ABが完全所有するVF Finans ABを含む。) (以下「子会社」という。) が含まれる。これらは「連結グループ」または「グループ」と総称される。

AB SEK Securitiesは、スウェーデン金融監督庁の監督下にある証券会社である。SEK Financial Advisors AB、SEK Customer Finance ABおよびVenantius ABは、現在、いかなる積極的な事業にも従事していない。SEK Financial Services ABおよびSEK Exportlån ABは、休眠会社である。

表示基準

(i) コンプライアンスの記載

2007年1月1日以降、SEKは、国際会計基準審議会 (以下「IASB」という。) が発表している国際財務報告基準 (以下「IFRS」という。) を適用している。SEKが適用しているIFRSは全て、欧州連合 (以下「EU」という。) により承認されている。スウェーデンの信用機関および証券会社の年次会計に関する法律 (the Swedish Annual Accounts Act for Credit Institutions and Securities Companies) (1995年第1559号) (ÅRKL)、スウェーデン財務報告委員会 (the Swedish Financial Reporting Board) (RFR) が発行する勧告RFR1-グループ会社のための補足会計方針 (Supplementary-Accounting Principles for Groups)、およびスウェーデン金融監督庁の会計規則 (FFFS 2008年第25号) により、IFRSに従った追加の基準が課されており、連結財務諸表 (本注記はその一部を構成している。) の作成に当たってこれら全てが遵守されている。SEKはまた、SEKのコーポレート・ガバナンス方針と国有企業に対するガイドラインに従い、スウェーデン政府の外部報告に関する一般的なガイドラインに準拠している。親会社の会計方針は、下記注1 (o) に記載されるものを除き、連結財務諸表を作成する際に使用されたものと同じである。

連結財務諸表および親会社の年次報告書は、2013年2月22日に、SEKの取締役会 (以下「取締役会」という。) が発表を承認している。グループの包括利益計算書および財政状態報告書ならびに親会社の損益計算書および貸借対照表は、2013年4月23日の年次総会におけるSEKの株主による承認を必要とする。

(ii) 測定基準

連結財務諸表は、以下を除き、取得原価ベースで作成されている。

- ・金融派生商品は、公正価値で測定される。
- ・損益を通じた公正価値による金融商品は、公正価値で測定される。
- ・売却可能金融資産は、公正価値で測定される。
- ・公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象は、ヘッジされたリスクに関し公正価値の変動に合わせて償却原価で計上される。

(iii) 機能通貨および表示通貨

SEKは、スウェーデン・クローナ (Skr) を、IFRSに基づく機能通貨および表示通貨とすることに決定した。この決定は、複数の要因に基づくものであるが、なかでも重要なものは、SEKの株主資本がスウェーデン・クローナで表示されていること、その業績がスウェーデン・クローナで表示された成績に基づき評価されていること、ならびに特に人件費、その他の支出およびSEKの税金に関連した費用の大部分がスウェーデン・クローナで表示されていることである。SEKは、スウェーデン・クローナと他の通貨の間のエクスポージャーをヘッジすることで為替リスクを管理している。

(iv) 継続企業

SEKの取締役会および経営陣は、SEKが継続企業として存続するための能力を評価し、SEKが予測可能な将来まで事業を継続する資金を有していることを確信した。さらに、取締役会および経営陣は、SEKが継続企業として存続するための能力について重要な疑問を投げかける可能性のあるいかなる重大な不確実性も認識していない。したがって、財務書類は引き続き継続企業の基準で作成される。

注1 重要な会計方針

以下に記載する会計方針は、別段の記載がない限り、本連結財務諸表に表示されている全ての期間に一貫して適用されている。

目次

- (a) 会計方針および開示要件の変更ならびにまだ採用されていない基準
- (b) 連結の基準
- (c) セグメント別報告
- (d) 営業利益および営業費用の認識
- (e) 外貨建て取引
- (f) 金融商品
- (g) 有形資産
- (h) 無形資産
- (i) 従業員給付
- (j) 株主資本
- (k) 法人税
- (l) 1株当たり利益
- (m) キャッシュフロー計算書
- (n) 重要な会計方針、会計判断および会計上の見積り
- (o) 親会社

(a) 会計方針および開示要件の変更ならびにまだ採用されていない基準

あらゆる重要な点において、会計方針は、2011年のSEKの年次報告書に含まれる財務書類と比較して変更されていない。ただし、下記に記載するものは除く。過去の期間に計上されたいくつかの金額は、現在の表示と一致するように再分類されている。

グループは、2012年1月1日より、IASBの基準および解釈に関する以下の改訂を採用しているが、これらはSEKの財務報告に対して僅かな影響しか及ぼしていない。

IFRS第7号 金融商品：開示

本改訂は、金融資産が全体として認識されている場合、および金融資産が財政状態報告書上全体として認識されなくなっても、企業が引き続き当該金融資産に関与している場合に、金融資産の移動に関する追加的な開示を要求するものである。本改訂は、買戻契約に適用される。

まだ採用されていない、以下の新しい基準および基準の変更ならびに解釈の変更は、SEKに関連があると考えられる。

IFRS第7号 金融商品：開示

本改訂には、財政状態報告書において相殺されまたはマスター・ネットリング契約もしくは同様の契約に従う金融資産と金融負債についての新たな開示要件が含まれる。本改訂によりSEKに対する開示要件が増える予定である。本改訂は、例えば2013年1月1日以降に開始する年度について適用しなければならない。

IFRS第9号 金融商品

本基準は、既存の基準であるIAS第39号の全面見直しの一部分であり、金融負債の区分の数は変えずに金融資産の評価区分の数を減らし、また自己債務が公正価値で測定される場合に自己の信用スプレッドの変動を計上すべき方法について新たな規則を実施するものである。本基準は、金融商品の減損およびヘッジ会計に関する規則により補完される。IFRS第9号は、2015年1月1日に開始する年度に適用しなければならない。早期適用は認められているが、EU内の上場企業を除く。全ての基準部分が完成したわけではないため、SEKはその影響をまだ評価していない。

IFRS第10号 連結財務諸表、IFRS第11号 ジョイント・アレンジメント、IFRS第12号 他事業体への持分の開示、IAS第27号 個別財務諸表ならびにIAS第28号 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資

IASBは、連結に関する3つの新たな基準（IFRS第10号、IFRS第11号およびIFRS第12号）を公表し、IAS第27号およびIAS第28号を改訂した。SEKは、この新しい基準および改訂はSEKの財務諸表に重大な影響を及ぼさないであろうとの結論を下している。この新しい基準および改訂は、2013年1月1日以降に開始する年度について効力が生じる。

IFRS第13号 公正価値測定

本基準は、公正価値の明確な定義と公正価値測定に関する単一の枠組みおよびIFRS内の基準全体で使用する開示要件を示すことによって、一貫性を高め、複雑さを緩和することを目的としている。本要件は公正価値会計の使用を拡大するものではなく、公正価値会計の使用がIFRSのその他の基準に基づいてすでに要求または許可されている場合に、どのように適用すべきかの指針を示すものである。SEKは、本改訂は、追加の開示要件を除き、SEKの財務諸表に重大な影響を及ぼさないであろうとの結論を下している。本基準は2013年1月1日に開始する年度について適用しなければならない。

IAS第1号 財務諸表の表示

その他の包括利益の項目の表示についての改訂。本改訂により、その他の包括利益に表示される項目のグループ分けが変更される。損益に再分類される項目は、損益に再分類されることのない項目と分けて表示される。本改訂は表示にのみ影響を与え、SEKの財政状態や業績には影響を及ぼさない。本改訂は、SEKの2013年1月1日に開始する年度について効力が生じる。

IAS第19号 従業員給付

IASBは、IAS第19号を改訂した。これは主に確定給付制度に関連している。IAS第19号の改訂は、保険数理上の利益および損失の認識を保留するというオプション（すなわち、回廊メカニズム）を削除する。SEKへの影響は以

下の通りである。SEKは回廊方式（下記(i)参照）の適用を中止し、かわりに保険数理上の利益および損失を全てその発生時にその他の包括利益において認識する。過去勤務費用は全て直ちに認識される。年金債務の利息費用および制度資産の期待収益は、正味確定給付債務（資産）に割引率を適用して計算した正味利息で置き換える。SEKは、本改訂がSEKの財務諸表に重大な影響を及ぼさないであろうとの結論を下している。2012年12月31日現在、未認識の保険数理上の損失は、36.7百万クローナ（税引前）であり、資本にマイナスの影響を与えることとなる。本改訂は2013年1月1日に開始する年度について適用しなければならない。

IAS第32号 金融商品：表示 — 金融資産と金融負債の相殺

本改訂は、企業が有する法的に相殺する強制力のある権利について、当該権利が将来の出来事を条件とするものではなく、かつ当該企業および全ての取引先の通常の営業過程においても、債務不履行、支払不能または破産の場合においても強制可能な場合に、当該企業がその時点で当該権利を有することを明確化するものである。SEKは、本改訂がSEKの財務諸表に重大な影響を及ぼさないであろうとの結論を下している。本改訂は2014年1月1日以降に開始する年度について適用しなければならない。

以上の他には、IFRSまたはIFRICの解釈のうち、未適用でグループに重大な影響を与えると見込まれるものはない。

(b) 連結の基準

子会社は、グループに支配される事業体である。グループが、その活動から便益を得るため、ある事業体の財務および営業方針を管理する権限を有する場合、支配しているという。連結財務諸表はパーチェス法を用いて作成されている。子会社の財務書類は、支配開始日から支配終了日まで連結財務諸表に含まれる。子会社の会計方針は、グループの方針と一致している。グループ内取引および残高ならびにグループ内取引により生じる未実現利益および費用は、連結財務諸表の作成において消去されている。注記における情報は、別段の記載がない限りまたは文脈上明らかな場合を除いて、連結グループおよび親会社の双方に関連している。

ある会社の買収日において、被買収会社の資産と負債は公正価値で認識される。当該会社の株式の取得価格と当該会社の純資産の公正価値の間の差異は営業権として計上される。被買収会社の資産と負債の公正価値は、一つには独立評価を考慮した上で、経営陣によって決定される。現金報酬の引き換えなしに株式が取得された場合は、被買収会社の株式の公正価値もまた、一つには独立評価を考慮した上で、経営陣によって決定される。

営業権は減価償却はなされないが、減損テストを条件とする。

(c) セグメント別報告

セグメント情報は経営陣の観点から提示され、セグメントは主要な業務上の意思決定機関としての経営執行委員会に対する内部報告に基づいて特定される。SEKには、対顧客直接融資および最終顧客融資の二つの事業セグメントがある。対顧客直接融資は、SEKがスウェーデンの輸出企業に対して直接、またはその利益のために手配する融資である。最終顧客融資は、SEKがスウェーデンの物品およびサービスの購入者のために手配する融資である。セグメントの収益性、会計方針およびセグメント間における割当の評価は、上級経営陣に対して報告される情報に従う。損益およびセグメントに直接割り当てられない利付資産は、セグメントに公平な割当を行うと経営陣が考える内部方針に従い、割当方式で割り当てられる。

(d) 営業利益および営業費用の認識

(i) 純利息収益

全ての金融資産および金融負債に関連する受取利息および支払利息は、分類にかかわらず、純利息収益に認識される。全ての受取利息および支払利息の報告は、純額ベースで計上されるデリバティブに関する受取利息および支払利息を除き、総額ベースでなされる。受取利息および支払利息は、実効金利法に基づきまたは計算基準として実効金利法を利用して求める場合と合理的に近似する受取利息または支払利息を得られる方法に基づき計算され認識される。

公的輸出金融制度

公的輸出金融制度を管理することにより生じるSEKの純補償金は、包括利益計算書において受取利息の一部として認識される。SEKは、報酬を受けてスウェーデン政府輸出信用支援制度およびスウェーデン政府関連援助融資プログラム（以下総称して「公的輸出金融制度」という。）を運営している。スウェーデン政府からの指示に従い、公的輸出金融制度に基づく全ての利息差損、資金調達費用および純為替差損はスウェーデン政府によりSEKに補填される。SEKは、公的輸出金融制度について、SEKを個別取引における本人としてではなく、スウェーデン政府を代表する代理人として行う任務と判断されるべきであると決定した。かかる評価は、以下のようないくつかの要因に基づいて行われた。(i) SEKは、形式的にはそうだが、実質的には所有に伴うリスクや利益を有しておらず、(ii) SEKは価格設定において決定権がなく、また(iii) SEKは、固定手数料の形式で報酬を受領している。したがって、政府により補填される費用は、SEKの包括利益計算書には計上されない。政府による補填は、四半期毎に行われる。公的輸出金融制度に関連するデリバティブの未実現の利益／損失は、その他の資産にスウェーデン政府に対する債権として純額で計上される。公的輸出金融制度に関連する資産および負債は、連結グループの財政状態報告書および親会社の貸借対照表に含まれる。

(ii) 純手数料収入

純手数料収入は、受取手数料および支払手数料として表示される。手数料収入の認識は、手数料の受領目的による。サービスが提供されるか特定の事業取引期間にわたり償却される場合、手数料は収益として認識される。支払手数料は、取引ベースで、サービスを受領した期間に認識される。

(iii) 金融取引の純業績

金融取引の純業績は、全ての金融商品に関連する実現損益および財政状態報告書に公正価値で計上された全ての金融商品に関連する未実現損益を含む（ただし、公正価値の変化がその他の包括利益に計上される場合を除く。）。損益は主に、為替効果、金利の変動、SEKの自己債務の信用スプレッドの変動、ベースス・スプレッドの変動および金融契約の取引先の信用力の変化に関する損益からなる。当該項目は、公正価値ヘッジのヘッジされたリスクおよびキャッシュフロー・ヘッジにおける非効率性に起因する市場価値の変化も含む。固定金利貸付金の早期返済に伴う金利の相違による補償は、「金融取引の純業績」に直接計上される。当該補償は、適用金利の変化に伴う公正価値調整額と同額である。

(e) 外貨建て取引

外貨建て貨幣性資産および負債は、関連する各報告期間の最終日時点の為替相場で機能通貨（スウェーデン・クローナ）に換算されている。外国為替の収益および費用は、各発生日現在の為替相場でスウェーデン・クロー

ナに換算される。各通貨とスウェーデン・クローナとの間の発生日と決済日との間における為替相場の変動は為替の影響として計上される。為替の影響は、「金融取引の純業績」の一部に含まれる。

(f) 金融商品

(i) 財政状態報告書における認識および認識の中止

財政状態報告書における金融商品の認識およびその認識の中止は、買入れ有価証券および発行済有価証券ならびにデリバティブの取引日に基づく。その他の全ての金融商品は、それぞれの各決済日に財政状態報告書上で認識および認識の中止が行われる。消滅したか他者に譲渡された金融負債もしくは資産（または金融負債もしくは資産の一部）の帳簿価格と支払われた対価の差異は、「金融取引の純業績」の一要素として包括利益計算書において認識される。

(ii) 当初認識に関する測定

金融商品は当初認識される際、公正価値で測定されるが、損益を通じた公正価値により計上されない金融資産または金融負債の場合は、金融資産もしくは金融負債の取得または発行に直接帰属される取引費用が加わる。

(iii) 相殺

グループが金額を相殺する法的権利を有し、かつ、純額ベースで決済するか、資産を実現し同時に負債を決済するかいずれかの意図がある場合、金融資産および金融負債は相殺され、財政状態報告書に純額が表示される。この相殺は、一般的に限定された場合のみに発生する。

(iv) 金融資産および金融負債の区分

金融資産は評価目的上、貸付金および債権、損益を通じた公正価値による金融資産、ならびに売却可能金融資産の三つの区分に分類される。金融負債は評価目的上、損益を通じた公正価値による金融負債およびその他の金融負債の二つの区分に分類される。

貸付金および債権

金融資産に関しては、貸付金および債権区分が、SEKにとって主要な区分を構成する。この区分は、SEKが実行する貸付金のみでなく、活況市場に上場していない取得有価証券にも使用される。この区分は、2012年12月1日から、非遡及的に貸付金および利付証券の発行という形式をとった貸付のみに使用されている。貸付金および債権区分における取引は、実効金利法を使用して償却原価で測定される。一つまたは複数のデリバティブが、貸付金または債権に関連する通貨および／または金利エクスポージャーのヘッジに使用される場合、公正価値ヘッジ会計が適用される。さらに、貸付金および債権として分類される一定の取引には、キャッシュフロー・ヘッジ会計が適用される。これは、SEKが、これらの資産から生じるキャッシュフローの変動に対するヘッジを希望する場合である。

損益を通じた公正価値による金融資産

損益を通じた公正価値による金融資産区分には、当初認識時に損益を通じた公正価値により指定された金融資産および売買目的資産の二つの主要な下位区分がある。二つ以上のデリバティブが金融資産における金利および信用エクスポージャーの両方をヘッジしている場合、当該取引は損益を通じた公正価値による金融資産として取消不能な形で分類される可能性がある。このような分類を行うことにより、資産もしくは負債の測定、または資産もしくは負債の損益を異なる基準で認識した場合に生じ得る会計上のミスマッチが除外されるか、または大幅

に減少する。デリバティブは、ヘッジ会計を前提としている場合を除き、常に損益を通じた公正価値で金融資産または金融負債として分類される。

売却可能金融資産

売却可能有価証券に分類される資産は公正価値で計上され、公正価値の変動はその他の包括利益に認識される。資産が売却された場合、公正価値の変動は、その他の包括利益から損益に振り替えられる。この区分は、2012年12月1日から、SEKの流動性資金として新規に取得された全利付証券に使用されている。それ以前は、この区分は活況市場に上場している（そうでなければ貸付金および債権区分に分類されていた）有価証券のために使用されていた。売却可能な上場株式もこの区分に含まれる。

損益を通じた公正価値による金融負債

損益を通じた公正価値による金融負債区分には、当初認識時に損益を通じた公正価値により指定された金融負債および売買目的負債の主要な二つの下位区分がある。SEKが発行した非劣後証券は、当該証券が組込デリバティブを含む場合（そうでなければ分離されるか別に会計処理されていた。）、損益を通じた公正価値による金融負債として取消不能な形で分類される。デリバティブは、ヘッジ会計を前提としている場合を除き、常に損益を通じた公正価値で金融資産または金融負債として分類される。

その他の金融負債

損益を通じた公正価値による金融負債として分類されるものを除く、SEKが発行した全ての非劣後証券は、その他の金融負債として分類され、実効金利法を用いて償却原価で測定される。一つ以上のデリバティブが通貨、金利および／またはその他のエクスポージャーをヘッジしている場合、公正価値ヘッジ会計が適用される。劣後債務は、その他の金融負債に分類され、主に公正価値ヘッジ会計に従う。公正価値ヘッジ会計を永久劣後債務に適用する場合、劣後債務のヘッジはデリバティブの満期までの期間に相当する期間についてなされる。

(v) 財政状態報告書における一定の金融商品の表示

財政状態報告書における金融商品の表示は、一定の観点において、評価目的のために行われる金融商品の区分とは異なる。利付証券の発行という形式をとった貸付は顧客への貸付で構成されるが、これは、財政状態報告書において金融機関への貸付または一般への貸付として分類される相対ベースの貸付契約とは対照的に、利付証券の発行という形式で契約書が作成される。財政状態報告書において利付証券の発行という形式をとった貸付として分類されていないその他の全ての証券は、現金および現金等価物、財務省証券／国債またはその他の利付証券（貸付を除く。）のいずれかに分類される。

(vi) 一定の金融商品の測定

デリバティブ

通常業務において、SEKは異なる種類のデリバティブを使用し、またその当事者となっているが、これは、SEKの金利、為替およびその他のエクスポージャーをヘッジまたは除去することを目的としている。デリバティブは、ヘッジ会計を前提としている場合を除き、常に損益を通じた公正価値による金融資産または金融負債として分類される。SEKが金融資産または金融負債を損益を通じた公正価値により分類することを決定した場合は、常に、公正価値で測定されるデリバティブの価値の変動が、償却原価で測定される原資産または負債の価値の変動と一致しないという事実から生じ得るミスマッチを避けることを目的としている。

保証

SEKは、一定の貸付に関して金融保証契約を有している。かかる保証は、通常、SEKの確立された会計方針に従って、保証として計上される。したがって、財政状態報告書には計上されない（ただし、将来の期間のために事前に支払われた保証料に関連する繰延費用を除く。）。限定された状況において、関連するリスク軽減手段が、保証と判断される要件を満たさないことがあるため、デリバティブとして計上され、損益を通じた公正価値により評価される。SEKがリスク軽減手段を金融保証として分類する場合、SEKは常に金融保証がリスクを軽減する特定の資産を有しており、SEKが保証に基づいて取引先から受領できる潜在的な金額は、SEKが当該手段を保有することにより負担する実際の損失のみを表示している。

組込デリバティブ

通常業務において、SEKは、組込デリバティブを含む金融資産または金融負債を発行または取得する。金融資産または金融負債が組込デリバティブを含む場合、組込デリバティブを分離して公正価値で別個に測定するのではなく、組込デリバティブを基礎になる商品と合わせて認識し、測定するオプションを選択するのが、SEKの方針である。

リース資産

通常業務において、SEKは、（オペレーティング・リースではなく）ファイナンス・リースに分類されるリースを取得する。かかる分類を行う際には、第三者保証を含め、リース契約に関する全ての側面が考慮される。ファイナンス・リースは、リースによる債権として、貸付金および債権の分類に計上される。賃借人から受領したリース料は、測定の目的上、貸付の償却からなる要素と、受取利息として計上されるその他の要素の二つの要素に分割される。

承諾済未実行貸付および拘束力のある融資申出

財政状態報告書以下の「コミットメント契約」の項に開示されている承諾済未実行貸付および拘束力のある融資申出は、本報告期間最終日において約定されたが、まだ実行されていない貸付に関連する貸付金支払額および拘束力のある融資申出に関する割引前の将来キャッシュフローとして測定される。

買戻条件付売却取引および有価証券貸付

買戻条件付売却取引は財政状態報告書上、金融取引として計上される。買戻条件付売却取引の対象として売却された有価証券またはその他の資産、および第三者に貸し付けられた有価証券またはその他の資産は、財政状態報告書以下の「約定担保」の項目に計上される。関連する取引先から受領した現金は、財政状態報告書上、借入金として認識される。取引先に貸し付けた現金は、財政状態報告書上、「金融機関への貸付」または「一般への貸付」として認識される。

買戻債券

SEKは、随時、自己の債券を買い戻している。自己の債券の買戻しにあたってSEKが実現する損益は、「金融取引の純業績」の一部として包括利益計算書に計上される。

(vii) ヘッジ会計

経済的ヘッジを行うためにデリバティブを使用する場合、およびヘッジ関係がヘッジ会計の対象となる場合、SEKはヘッジ会計を適用する。ヘッジ会計に使用される方法は、公正価値ヘッジ会計またはキャッシュフロー・ヘッジ会計のいずれかである。ヘッジ会計を適用可能にするためには、ヘッジ関係は、ヘッジ開始時および継続中において、ヘッジされるリスクに帰属する公正価値の変動の相殺に非常に効果的でなければならない。ヘッジの効果が、確立された限度内に収まらない場合、ヘッジ関係は終了する。

公正価値ヘッジ会計

公正価値ヘッジ会計は、単一または複数のデリバティブが、固定利付金融資産または金融負債から生じた金利リスクをヘッジする取引に使用される。公正価値ヘッジ会計を適用する場合には、ヘッジされる項目は、ヘッジされるリスクに関して公正価値で再評価される。SEKは、公正価値ヘッジ会計においてヘッジされるリスクを、選択された参照レートに関する公正価値の変動のリスク（金利リスクとして参照される。）として定義している。ヘッジ商品は、同一通貨で固定金利を変動金利に交換する（金利スワップ）単一もしくは複数のデリバティブ、または、ある通貨の固定金利を別の通貨の変動金利に交換する（金利および通貨スワップ）単一もしくは複数のデリバティブ（この場合、為替リスクは公正価値ヘッジの一部である。）によって構成される可能性がある。

公正価値ヘッジ関係が、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、ヘッジされた項目の公正価値による測定は中止され、償却原価で測定されるようになり、また、ヘッジされた項目について従前に計上された公正価値の変動は、従前にヘッジされた項目の満期までの残存期間にわたり償却される。

キャッシュフロー・ヘッジ会計

キャッシュフロー・ヘッジ会計は、単一もしくは複数のデリバティブが、変動利付金融資産または金融負債からのキャッシュフローの変動リスクをヘッジする取引に使用される。キャッシュフローをヘッジする場合、ヘッジされた資産または負債は償却減価で測定され、ヘッジ商品における公正価値の変動は、その他の包括利益に計上される。ヘッジされたキャッシュフローが営業利益に計上される場合、ヘッジ商品における公正価値の変動は、その他の包括利益から営業利益に再分類される。SEKは、キャッシュフロー・ヘッジにおいてヘッジされたリスクを、選択された参照レートに関するキャッシュフローの変動のリスク（キャッシュフローリスクとして参照される。）として定義している。ヘッジ商品は、同一通貨で変動金利を固定金利に交換する（金利スワップ）単一もしくは複数のデリバティブ、または、ある通貨の変動金利を別の通貨の固定金利に交換する（金利および通貨スワップ）単一もしくは複数のデリバティブによって構成される可能性がある。

キャッシュフロー・ヘッジの関係が、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、およびヘッジに関連する累積損益が株主資本に計上されている場合、かかる損益は、株主資本に計上されたままとし、従前にヘッジされた項目の満期までの残存期間にわたり、その他の包括利益から利益へと償却される。

(viii) 金融商品の公正価値の決定の原則

公正価値測定は、公正価値の階層を用いて分類される。財政状態報告書において公正価値で計上される金融商品は、データの重要性を反映するIFRS公正価値の階層の三つのレベルに分類されている。これらの金融商品の分類は、公正価値測定に全体として重要な影響を及ぼす、最も低いレベルのデータに基づいている。

SEKは、評価手法に基づき、金融商品の公正価値の決定および開示において以下の階層を使用する。

レベル1：同一の資産または負債の活況市場における相場価格（未調整）

レベル2：計上された公正価値に重大な影響を及ぼす全データが直接的または間接的に観測できる評価モデル

レベル3：計上された公正価値に重大な影響を及ぼすデータを用いる、観測可能な市場データに基づかない手法
公正価値の最良の証拠は、活況市場における相場価格である。SEKの金融商品の大半は一般に取引されておらず、市場価格の入手が容易でない。

金融商品の全ての科目（資産および負債）において、公正価値は、内部設定評価モデル、外部設定評価モデルおよび外部関係者から提供される取引値を利用して計算される。ある金融商品について、市場が活況市場でない場合、公正価値は、評価手法を用いて設定する。評価手法を用いる目的は、通常取引条件に基づく独立当事者間取引において、測定日の取引価格であったであろう価格を設定することである。評価手法には、見識があり自発的意志を有する当事者による最近の公正な市場取引（もしある場合）、実質的に同等の他の商品の現在の公正価値の参照、割引キャッシュフロー分析およびオプション価格設定モデルの利用が含まれる。評価手法は、定期的に、同等の商品の観測可能な現在の市場取引における価格を使用して、または入手可能で観測可能な市場データに基づき、修正され妥当性を検査される。

SEKは、公正価値の計算において、価格の市場見通しを最大限に反映するために、観測可能な市場の相場（市場データ）の使用を求める。これらの市場の相場は、公正価値の計算をするための定量的手法において直接的または間接的に使用される。市場データの間接的な使用例は、次の通りである。

- ・観測可能な市場データによるディスカウント・カーブの導出。これは、観測不可能なデータ点を計算するために改変される。
- ・金融商品の公正価値を計算するために使用される定量的手法。当該手法は、入手可能な市場データを使用して、同様の商品に関する観測可能な市場価格を再現できるように調整される。

場合によっては、市場における低い流動性により観測可能な市場データへのアクセスがない場合がある。これらの場合、SEKは、市場基準に従い次に基づき評価を行う。

- ・これまで観測された市場データ。一例として、相関関係が時系列の分析により決定される場合、二つの為替レート間の相関関係による評価。
- ・類似の観測可能な市場データ。一例として、観測可能な市場の相場が入手可能である最も満期が長いオプションよりも満期が長いストックオプションの変動に関するSEKの評価。かかる場合、SEKは、観測可能な市場の相場に基づいてより短い満期に関する価格を推測する。

観測可能な市場データについて、SEKは、購入契約に基づき第三者による情報（ロイターおよびブルームバークなど）を利用している。これらの種類の情報は、二つのグループに区別される。一つめのグループは直接的に観測可能な価格で構成され、二つめは観測された価格から計算された市場データで構成される。

一つめのグループの例としては、様々な通貨ならびに満期において、為替レート、株価、株価指数水準、スワップ価格、先物価格、スプレッドおよび債券価格がある。公正価値での評価の基礎であり、SEKが利用するディスカウント・カーブは、観測可能な市場データで構成される。

二つめのグループの例としては、「ブラック・ショールズ・モデル」が観測可能な価格を再現するために計算され、変動を通じて取引される外国為替市場におけるコール・オプションなどの標準割当フォームがある。このグループの追加例としては、様々な通貨ならびに満期において、為替相場の変動、スワップの変動、キャップ／フロアの変動、株式の変動、株式の配当予定およびCDSスプレッドがある。SEKは高いクオリティの市場データを継続的に確保し、四半期毎に財務報告に関連して市場データの徹底的な検証が行われる。

観測可能な市場データに基づき評価できない取引については、観測不可能な市場データを利用することが必要である。SEKが使用する観測不可能な市場データの一例は、観測可能な市場データを利用して作られたディスカウント・カーブであり、後に観測不可能なデータの計算のために推測される。

(ix) 一定の種類金融商品の公正価値の決定

デリバティブ

デリバティブは公正価値で計上され、公正価値は、内部設定評価、外部評価モデル、当該商品について外部関係者またはディーラーから提供される取引値または市場の取引値に基づいて計算される。デリバティブの公正価値を計算する場合、取引相手の信用リスクに関連する商品の公正価値への影響は、取引相手のクレジット・デフォルト・スワップの公式の相場価格に基づいている（もし当該価格が入手可能な場合）。

発行済債券

発行済債券の公正価値を計算する場合、SEK自身の信用リスクが公正価値に及ぼす影響は、異なる市場における観察に基づいた内部設定モデルに従って評価される。使用されるモデルには、評価のための観測可能および観測不可能なパラメーターの両方が含まれる。

組込デリバティブを取り入れた複合金融商品である発行済債券

SEKは、多数の金融市場で債券を発行している。これら債券の多くは、組込デリバティブを取り入れた複合金融商品である。SEKは、効果的に経済的ヘッジを行うために、デリバティブを用いてかかる金融商品のリスクをヘッジすることを方針としている。かかる複合債券は、損益を通じて公正価値で測定される金融負債として分類される。この種の金融商品については市場で建値されないため、公正価値の計算には、評価モデルが使用される。お互いに有効にヘッジしあうかかる金融商品およびデリバティブの評価総額の算出には、最適な評価手法、仮定および見積に関する複雑な判断が必要である。異なる評価モデルや仮定が使用されたり、仮定が変更されたりすれば、評価結果は異なるものとなりうる。SEKの自己債務の信用スプレッドおよびベ이스・スプレッドの評価に与える影響を除いても、公正価値のかかる変動は一般的にお互いに相殺しあうであろう。

(x) 金融資産の減損

SEKは、貸付金および債権ならびに以下に記載される減損のためのその他の資産をモニターしている。貸付金およびその他の金融資産は、減損の客観的証拠があり、減損テストで損失が示された場合、減損したものと認識される。

発生した減損のための引当金

発生した減損のための引当金は、貸付の相手方またはSEKが保有する別の金融資産が、現存する保証および担保と合わせて、SEKの全額の請求に応じることができないおそれがあるとSEKが判断した場合に計上される。この判断は個別の融資毎またはその他の金融資産毎になされる。その客観的証拠は、重大な財政難に直面している発行者または債務者、未払いもしくは遅延支払または予測される将来キャッシュフローの重大な減少を示唆する観測可能なその他の事実である。貸付金またはその他の金融資産に対する減損が発生した客観的証拠がある場合、損失額は資産の計上額と金融資産の当初の実効金利で関連期間の最終日まで割り引かれた見積将来キャッシュフロー（発生していない将来の信用損失を除く。）の現在価値との差異として測定される。損失額は、損益に認識される。個別の判断がなされた後、個別に査定された金融資産につき減損を示す客観的な証拠が存在しない場合は、当該資産が個別に重要なものであるか否かにかかわらず、当社は当該資産を同様の信用リスク特性を抱える金融資産によって構成されるグループに組み入れ、定量的・定性的分析に基づいて当該資産の減損の必要性についてひとまとめにして判断する。減損の必要性は、ある期間の最終日現在において発生はしているが、個別信用損失としては未だ特定されていない、信用損失に関係する。

資産の減損は準備金勘定に計上され、財政状態報告書において関連する項目を減少させる。

売却可能金融資産の公正価値の減少がその他の包括利益に認識され、資産の減損にかかる客観的証拠がある場合、金融資産が財政状態報告書上で認識されていても、認識された累積損失はその他の包括利益から削除され、損益において認識される。

貸倒償却は、取引相手に対するSEKの請求の残存部分が予測可能な将来において払い戻される可能性が低いことが明らかな場合、および当該請求を補填する保証や担保が何もない場合に計上される。貸倒償却はまた、破産手続が一旦終了すると計上され、破産財団が保有するあらゆる資産の価値およびSEKのこれらの資産の持分を考慮した上で、最終的な損失が確定され得る。

SEKに支払われるべき支払が最終的に決定される破産手続直後における回収など、実質的に回収が確定的である場合にのみ、回収は計上される。

貸付が減損、延滞またはその他債務不履行として分類される場合、利息は元金と同様の方法で計上される。したがって、今後支払が予測される貸付の一部に関連する利息は収益に計上され、当初の有効な金利で割り引かれる。一方、関連する貸付契約に従い回収が予測されていない貸付の一部に関連する利息は、収益には計上されない。

(g) 有形資産

有形固定資産項目は、減価償却累積額および減損累積額を控除した原価で測定される。原価には、資産の取得に直接帰属される費用が含まれる。財産または機器の項目の一部の耐用年数が異なる場合、それらは財産および機器の別の項目（主要素）として計上される。事務用備品、建物および建物に関連した設備は、見積り耐用年数にわたって定額法で減価償却される。土地は減価償却されない。平均耐用年数、減価償却法および残存価額は、毎年、評価され再検討される。資産が売却のために保有する資産として区分されて以降は、減価償却は一切行われない。

(h) 無形資産

無形資産は、顧問料および無形資産を生み出すグループの人件費など無形資産に関連する費用を含む、SEKのITシステムに対する投資の資本化された部分で主に構成されている。各無形資産は、資産が使用可能となった日から見積り耐用年数にわたって定額法で減価償却される。平均耐用年数は、毎年、評価され再検討される。未使用の無形資産については毎年減損テストが行われる。

(i) 従業員給付

SEKは、確定給付年金制度および確定拠出年金制度の両方を支援している。

確定拠出制度

確定拠出制度は退職給付制度であり、事業者（この場合はSEK）はこれに基づいて別の事業者に対して固定の拠出金額を支払うが、その後の追加の支払を行う法的債務またはみなし債務を負わない。確定拠出年金制度に対する拠出債務は、ある期間中に当該事業者に対して役務を提供する従業員に関する債務の発生と同じ割合で、損益における従業員給付費用として認識される。事前に支払われた拠出金は、現金還付または将来の支払における減額が可能である範囲において資産として認識される。

確定給付制度

確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度である。

確定給付制度に関する正味債務額は、従業員が当期および前期において提供した役務と引き換えに獲得する将来の給付金額を見積もることにより、制度毎に別個に計算される。この給付金額は、その現在価値を決定するために割り引かれ、また、いずれの制度資産の公正価値も減額される。

確定給付制度の費用は、対象となる従業員の役務提供期間に制度の費用を割り当てる「予測単位積立方式」を使用して計算される。かかる計算は、独立の保険数理士により年次に計算される。債務は、予測される将来の賃金上昇、インフレ率および死亡率の変動等の仮定を考慮に入れて、予測される将来の支出の現在価値で評価される。使用される割引率は、実際の約定期間に近い残存期間を有する国債の金利に相当する。

保険数理上の仮定の変更により、保険数理による損益が生じる可能性があり、制度債務の公正価値に影響を及ぼす。10%の「限度枠」内のかかる損益は即座には計上されない。10%限度枠を超える損益は従業員の残存する予想在職期間にかけて償却される。

グループの企業は、全従業員を対象とする様々な公的年金制度に加入する。確定給付制度の会計処理は公的年金制度にも適用される。ただし、当該制度に関する確定給付債務、資産および費用の持分相当額をSEKが計算できるだけの十分な情報が入手可能な場合に限る。当該制度の将来原価は、制度に関する基礎的仮定の変化に応じて適宜変化する可能性がある。これに加えて、2名の元従業員については、個別年金への拠出が行われている。これらは当社の他の年金債務と同じ方法で会計処理されている。

(j) 株主資本

連結グループの株主資本は、株式資本、準備金、剰余金および当年度純利益の項目から構成される。準備金は、売却可能証券の公正価値の変動に対する準備金（公正価値準備金）およびキャッシュフロー・ヘッジにおけるデリバティブの公正価値の変動に対する準備金（ヘッジ準備金）から構成される。

(k) 法人税

当年度損益に関する法人税は、当期法人税および繰延法人税で構成される。当期法人税は、当事業年度の課税所得に対して支払が予定される納税額である。繰延法人税には、グループ各社の非課税準備金における繰延法人税およびその他の課税対象分の一時的差異にかかる繰延法人税が含まれている。課税対象の一時的差異にかかる繰延税金は、22.0%（2011年度：26.3%）の予想税率で計算される。繰延税金は、一定の一時的差異が損益計算書に認識されるか、その他の包括利益を通じて認識されるかを問わず、全ての課税対象の一時的差異に対して計算される。

(l) 1株当たり利益

1株当たり利益は、当年度純利益を平均株式数で割って算出される。株式の希薄化はない。

(m) キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書は当年度中の現金および現金等価物のインフローとアウトフローを示すものである。SEKのキャッシュフロー計算書は間接法に従って作成されており、営業利益は減価償却等の非現金取引や信用損失の影響を反映して調整されている。キャッシュフローは営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュフローに分類される。この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。注11を参照されたい。

(n) 重要な会計方針、会計判断および会計上の見積り

グループの会計方針を適用する場合、経営陣は、財務書類に認識された金額に重大な影響を与える判断および見積りを行う。かかる見積りは、当社が過去の経験および公正かつ合理的であると考えられる推論に基づいている。これらの見積りおよびそれに裏付けされた判断は、資産、負債および帳簿外項目の計上金額、ならびに表示した財務書類の収益および費用に影響を与える。実際の結果は、後々、行われた見積りおよび推論と異なることがある。重要な見積りが行われた項目については下記を参照のこと。SEK は、以下の重要な会計方針に関連して行われた判断が最も重要であると評価する。

- ・親会社の機能通貨
- ・活況市場に上場された有価証券の区分
- ・公正価値で計上されたデリバティブまたはその他の金融商品につき、活況市場での価格が得られない場合の適正な評価手法の選定
- ・SEK は公的輸出金融制度について代理人とみなされるべきであるという判断
さらに、SEK は、IFRS を適用する場合における推定が不確実である主要な原因を特定した。
- ・潜在的な信用損失引当金
- ・市場価格が得られない場合の公正価値の見積り
- ・観測可能な市場価格がない場合のデリバティブの評価

親会社の機能通貨

SEK は、スウェーデン・クローナ (Skr) を IFRS に基づく機能通貨と定めた。SEK の資産、負債および関連するデリバティブの大部分は外貨建てである。IFRS に基づき、資産および負債はともに決算日の為替レートで換算され、過去の簿価と現在価値の差異は、包括利益計算書において外国為替の影響として計上される。これらの差異は互いに大部分相殺され、相殺後は外国通貨建ての資産および負債総額との関連で重大な金額ではなくなる。これは、同一通貨建ての、または同一通貨でヘッジされた負債で調達した資産を保有するという SEK の方針の経済的実質を反映するものである。外貨における SEK のポジションに関する情報については注 28 を参照されたい。

活況市場に上場された有価証券の区分

有価証券を貸付金および債権として区分する場合、SEK はいくつかの既存の要因に基づき、これらの有価証券が活況市場で値付けされているか否かの判断を行っている。SEK は、IFRS の現行基準の規定および指針に基づいて、ある取引を活況市場で値付けされているとみなされるべきときの業務上の定義を定めた。金融商品は、相当数の関係者による売り・買い呼び値がある場合、活況市場で値付けされているものとみなされる。その他全ての取引は、活況市場で値付けされていないものとみなされる。不確かな場合は、所定のプロセスに従ってさらに定性的基準を考慮に入れる。その定義は SEK が投資を行っている市場の定義に基づく。より多くの有価証券が活況市場で値付けされているとみなされる場合、これらの有価証券は売却可能資産として区分され、公正価値で計上され税引後の価値の変動はその他の包括利益として報告される。2012 年 12 月 1 日から、SEK の流動性資金として新規に取得された全利付証券は、かかる有価証券が活況市場に上場されるかどうかの判断が財政状態報告書で利付証券の発行という形式をとった貸付として表示される利付証券にのみ有効であるという結果を伴って、売却可能資産として分類される。SEK による金融資産および金融負債の区分については注 12 を参照されたい。

公正価値で計上されたデリバティブまたはその他の金融商品につき、活況市場での価格が得られない場合の適正な評価手法の選定

資産、負債およびデリバティブの金額、ならびに収益および費用を計上する場合、とりわけ非上場もしくは非流動的な有価証券または債務証券を伴うときは、金融商品およびデリバティブの公正価値を査定するために仮定および見積りを行わなければならない。SEK は、グループが保有する異なる金融商品につき、何が最も適正な評価手法であるか判断を行う。これらの仮定および見積りの基礎となっている条件が変更された場合、計上された金額が異なる可能性がある。金融商品が公正価値で計上される場合、公正価値は、市場の取引値、価格決定モデル、外部関係者による評価および割引キャッシュフローを用いて計算される。SEK の金融商品の大半は、一般に取引されておらず、市場価格は容易に得られない。異なる価格決定モデルまたは仮定により、異なる評価結果が生じる可能性がある。さらに、金融商品の予想公正価値は、特定の市場条件の下では、有価証券が直ちに売却された場合に実現することができる金額と大幅に異なる場合がある。市場金利が 1 パーセント・ポイント上昇または減少した場合の資産および負債の価値における変動に関する開示については注 28 を参照されたい。

SEKは公的輸出金融制度について代理人とみなされるべきであるという判断

SEK は、公的輸出金融制度について、SEK を個別取引における本人としてではなく、スウェーデン政府を代表する代理人として行う任務と判断されるべきであると決定した。かかる評価は、以下のようないくつかの要因に基づいて行われた。(i) SEK は、形式的にはそうだが、実質的には所有に伴うリスク負担と判断を行っておらず、(ii) SEK は価格設定において決定権がなく、また(iii) SEK は、固定手数料の形式で報酬を受領している。SEK は、結果として、公的輸出金融制度の経済活動を純額ベースで包括利益計算書に表示し、スウェーデン政府からの指示に従って回収された総額ではなく受領した手数料純額を計上した。公的輸出金融制度に関して SEK が本人であるとみなされた場合、公的輸出金融制度における全ての収益および費用は、SEK の収益および費用になる。ただし、SEK の営業利益に対する純効果に変わりはない。公的輸出金融制度に関する詳細については注 25 を参照されたい。

潜在的な信用損失引当金

潜在的な信用損失のための引当金は、融資を受ける債務者、または SEK が保有する別の資産が、いずれの場合も現存する保証および担保と合わせて、SEK の全額の請求に応じることができないおそれがあると SEK が判断した場合に設定される。かかる決定の基礎となる判断が変更された場合、潜在的な信用損失引当金に重大な変更が生じる可能性がある。

減損は、貸付の簿価と SEK の将来の現金返済額を最善の方法で見積もった割引現在価値との間の差異として認識される。この見積りは、債務者に関する多くの要因を踏まえている。将来キャッシュフローの実際の金額と受取日はこれらの見積りと異なる可能性があり、したがって、実際に生じる損失は財務諸表に認識されるものと異なる可能性がある。例えば、将来の総キャッシュフローの実際の金額が見積りより 10%上回るか下回った場合、2012 年 12 月 31 日に終了した事業年度の営業利益に 70 百万クローナから 80 百万クローナ（2011 年度：60 百万クローナから 70 百万クローナ）の影響を与え、当該日現在の株主資本に 50 百万クローナから 60 百万クローナ（2011 年度：40 百万クローナから 50 百万クローナ）の影響を与えることとなる。将来キャッシュフローの総額の増加は営業利益と株主資本にプラスの影響を与え、減少はマイナスの影響を与えることとなる。

市場価格が得られない場合の公正価値の見積り

ある取引が損益を通じた公正価値により資産または負債と区分された場合、公正価値は、あらゆる信用スプレッドの影響を含まなければならない。当該証券につき市場価格が得られない場合は、当該証券が資産であるか負債であるかにより、取引相手または自己の信用スプレッドについて一定の仮定を行わなければならない。かかる仮定が変更された場合、当該証券の公正価値に重大な変更が生じる可能性がある。

損益を通じた公正価値で区分された資産の評価に関する仮定が変更され、当該資産に適用される信用スプレッドの平均値が実際に計算で使用されるスプレッドの平均値より 0.10% 上回るかまたは下回る場合、2012 年 12 月 31 日に終了した事業年度の営業利益に約 10 百万クローナから 20 百万クローナ（2011 年度：20 百万クローナから 30 百万クローナ）の影響を与え、当該日現在の株主資本に約 40 百万クローナから 50 百万クローナ（2011 年度：30 百万クローナから 40 百万クローナ）の影響を与えることとなる。信用スプレッドの拡大は営業利益と株主資本にマイナスの影響を与え、縮小はプラスの影響を与えることとなる。

損益を通じた公正価値で区分された負債の評価に関する仮定が変更され、当該負債に適用される信用スプレッドの平均値が実際に計算で使用されるスプレッド平均値より 0.10% 上回るかまたは下回る場合、2012 年 12 月 31 日に終了した事業年度の営業利益に約 250 百万クローナから 350 百万クローナ（2011 年度：300 百万クローナから 400 百万クローナ）の影響を与え、当該日現在の株主資本に約 200 百万クローナから 300 百万クローナ（2011 年度：200 百万クローナから 300 百万クローナ）の影響を与えることとなる。信用スプレッドの拡大は営業利益と株主資本にプラスの影響を与え、縮小はマイナスの影響を与えることとなる。

SEK は、多数の金融市場で債券を発行している。これら債券の多くは、組込デリバティブを取り入れた複合金融商品である。SEK は、効果的に経済的ヘッジを行うために、対応する仕組みを持つスワップを用いてかかる金融商品のリスクをヘッジすることを方針としている。かかる複合債券は、公正価値で測定される金融負債として分類される。この種の取引については市場で建値されないため、公正価値の計算には、評価モデルが使用される。お互いに有効にヘッジしあうかかる金融商品およびデリバティブの評価総額の算出には、最適な評価手法、仮定および見積に関する複雑な判断が必要である。異なる評価モデルや仮定が使用されたり、仮定が変更されたりすれば、評価結果は異なるものとなりうる。SEK の自己債務の信用スプレッドおよびベース・スプレッドの評価に与える影響を除いても、公正価値のかかる変動は一般的にお互いに相殺しあうであろう。

金融市場の動向は、幾分かは SEK の債券発行価格に影響を与えた。このような変化は、各市場で異なっているが、当該負債の公正価値の計算に含まれている。使用されるモデルは、直接観測できる市場のパラメーターおよび黙示的な市場のパラメーターの両方を含む。

観測可能な市場価格がない場合のデリバティブの評価

SEK の発行済非劣後証券および関連するデリバティブのポートフォリオの大部分は、仕組み商品の形をとっており、特定の組込デリバティブの公正価値について（二分されていなくても）、当該証券を評価するために高度なモデルを要することがある。これらのモデルに使用される仮定が変更された場合は、当該証券の公正価値に重大な変更が生じる可能性がある。SEK は市場に一致したヘッジ関係（経済的ヘッジまたは会計ヘッジ）しか締結しないため、信用スプレッドまたはベース・スプレッドに変更がある場合、損益または株主資本への潜在的で重要な効果が生じる。

SEK は金融資産および金融負債に起因するリスクを軽減するために、デリバティブを使用する。取引先リスク、すなわちデリバティブ取引から生じる信用リスクの形式を軽減するために、SEK はかかる取引を信用力の高い取引先とのみ行っている。さらに、SEK は取引先とクレジット・サポート・アネックスが付された ISDA マス

ター契約を締結しようと努めている。これは、市場価格にどのような変動が生じ得るかに拘わらず、許容される最も高いリスク水準を前もって確立することを意味する。スワップは、可能な場合は、上場市場価格を参照して公正価値で評価される。市場価格が使用できない場合は、代わりに評価モデルが使用される。取引先に対して、SEK がプラスのポートフォリオ評価を有している場合は、SEK は取引先の信用力における変動の純エクスポージャー公正価値を調整するためにモデルを使用する。使用されるモデルは直接観測できる市場のパラメーターおよび派生した市場のパラメーターの両方を含む。

(o) 親会社

親会社（スウェーデン輸出信用銀行）の財務書類は、スウェーデンの法律、スウェーデンの信用機関および証券会社の年次会計に関する法律（1995 年第 1559 号）（ÅRKL）に基づく要件、スウェーデン財務報告委員会（RFR）が発表した勧告第 2 号（法的事業体の会計）およびスウェーデン金融監督庁会計規制（FFFS 2008 年第 25 号）に従って作成された。これは IFRS 基準が ÅRKL およびスウェーデン金融監督庁会計規制の枠組みの中で許可される範囲において適用されているということである。

親会社に適用される会計方針と連結グループに適用される会計方針との違いは以下の通りである。

(i) 損益計算書

ÅRKL に基づく要件に従い、親会社は、損益計算書および別個の包括利益計算書を提示する。

(ii) 子会社の持分

親会社の子会社に対する投資は原価で測定され、子会社への投資に対する配当は、損益計算書で認識される。

(iii) 所得税

スウェーデン租税法により、親会社およびその一部の子会社は、特定の非課税準備金を維持している。非課税準備金は親会社の貸借対照表において開示され、非課税準備金の変更は親会社の損益計算書において開示されている。

(iv) グループ拠出金

親会社の子会社への拠出金は、税効果を考慮して、減損していない限り子会社の株式への投資として認識される。

(v) 資本

親会社の資本は、株式資本、法定準備金、公正価値準備金、利益剰余金、および当年度純利益の各項目で構成される。公正価値準備金は、公正価値準備金（売却可能資産の価値の変動）およびヘッジ準備金（キャッシュフロー・ヘッジにおけるデリバティブの価値の変動）の各項目で構成されている。

(vi) 年金債務

親会社では、BTP プランは確定拠出制度として計上される。確定給付制度は、IAS 第 19 号に従い計上されるのではなく、代わりにスウェーデンの年金法、「Tryggandelagen」およびスウェーデン金融監督庁が規定する規則を含むスウェーデンの基準に従い計上される。確定拠出制度として計上される BTP プランを除き、IAS 第 19 号との主要な相違としては、割引率、将来の昇給を考慮せずに現在の給与水準に基づいて行われる確定給付債務の計算、ならびに保険数理上の利益および損失が発生時に全て収益に含まれるという事実等が挙げられる。

注2 純利息収益

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
受取利息：				
金融機関への貸付	993.8	1,197.3	993.8	1,197.3
一般への貸付	3,736.6	3,679.2	3,724.8	3,666.0
利付証券	1,259.7	1,950.0	1,259.8	1,950.8
減損金融資産	3.2	3.1	3.2	3.1
デリバティブ	4,359.0	3,393.4	4,359.0	3,393.4
受取利息合計	10,352.3	10,223.0	10,340.6	10,210.6
支払利息合計	-8,472.4	-8,352.2	-8,473.2	-8,352.5
純利息収益	1,879.9	1,870.8	1,867.4	1,858.1

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
受取利息：				
売却可能金融資産	143.2	211.9	143.2	211.9
損益を通じた公正価値での金融資産	4,633.8	3,801.8	4,622.1	3,789.4
貸付金および債権	5,575.3	6,209.3	5,575.3	6,209.3
受取利息合計	10,352.3	10,223.0	10,340.6	10,210.6
支払利息：				
損益を通じた公正価値での金融負債	-4,088.8	-3,945.4	-4,088.7	-3,945.5
金融保証	-147.1	-216.9	-147.1	-216.9
その他の金融負債	-4,236.5	-4,189.9	-4,237.4	-4,190.1
支払利息合計	-8,472.4	-8,352.2	-8,473.2	-8,352.5
純利息収益	1,879.9	1,870.8	1,867.4	1,858.1

受取利息において、89.4百万クローナ（2011年度：72.4百万クローナ）は、公的輸出金融制度からの報酬であった（注25参照）。

連結グループの地域市場別の受取利息は、スウェーデンからが33.9%（2011年度：36.2%）、その他のヨーロッパの国々からが18.1%（2011年度：24.7%）、ヨーロッパ以外のその他の国々からが48.0%（2011年度：39.1%）であった。

注3 手数料純額

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
<i>受取手数料：</i>				
資本市場手数料	5.5	8.6	-	-
金融助言手数料	4.1	2.3	4.1	2.3
その他の受取手数料	1.5	1.4	1.5	1.4
受取手数料合計	11.1	12.3	5.6	3.7
<i>支払手数料：</i>				
銀行間取引・銀行手数料	-7.4	-8.2	-7.4	-8.2
仲介手数料	-2.8	-2.8	-2.8	-2.8
株主からのリスク資本保証 ¹	-	-1.8	-	-1.8
金融助言手数料	-0.3	-0.8	-0.3	-0.8
その他の支払手数料	-0.4	-1.3	-0.1	0.0
支払手数料合計	-10.9	-14.9	-10.6	-13.6
手数料純額	0.2	-2.6	-5.0	-9.9

¹ SEKは、所有者であるスウェーデン政府により発行された600百万クローナの保証を利用することができ、債務返済を行うために必要であるとみなされた際には、当該保証を活用する権利を有していた。2008年にSEKの所有者であるスウェーデン政府がSEKに対して多額の新規出資を行ったことから、SEKは前述の保証を不要とみなしており、2011年6月30日に終了した。

連結グループの地域市場別の受取手数料の内訳は、スウェーデンからが73.8%（2011年度：43.6%）、スウェーデンを除くヨーロッパからが17.2%（2011年度：56.5%）、ヨーロッパ以外の国々からが9.0%（2011年度：0.0%）であった。

連結グループの地域市場別の支払手数料の内訳は、スウェーデンからが20.6%（2011年度：34.7%）、スウェーデンを除くヨーロッパからが78.2%（2011年度：65.0%）、ヨーロッパ以外の国々からが1.2%（2011年度：0.3%）であった。

損益を通じた公正価値で測定されていない金融資産および金融負債から生じた受取手数料は、連結グループについては0.0百万クローナ（2011年度：0.2百万クローナ）、親会社については0.0百万クローナ（2011年度：0.2百万クローナ）であった。

損益を通じた公正価値で測定されていない金融資産および金融負債から生じた支払手数料は、連結グループについては0.1百万クローナ（2011年度：0.2百万クローナ）、親会社については0.1百万クローナ（2011年度：0.2百万クローナ）であった。

注4 金融取引の純業績

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
金融取引の純業績：				
全ての資産および負債の為替効果(公正価値による再評価に 関連する為替効果を除く。)	3.0	4.8	3.0	4.8
利息補償	1.1	42.2	1.1	42.2
譲渡済資産および買戻債務の実現損益	639.9 ¹	434.9 ²	639.9 ¹	434.9 ²
一定の公正価値の変動控除前の金融取引の純業績合計	644.0	481.9	644.0	481.9
金融資産、金融負債および関連するデリバティブの 未実現の公正価値の変動額	-1,151.7 ¹	41.5	-1,151.7 ¹	41.5
金融取引の純業績合計	-507.7	523.4	-507.7	523.4

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
譲渡済資産および買戻債務の実現損益				
損益を通じた公正価値での金融資産または金融負債	247.0 ¹	403.3 ²	247.0 ¹	403.3 ²
売却可能金融資産	-	-	-	-
貸付金および債権	1.4	-	1.4	-
その他の金融負債	391.5	31.6	391.5	31.6
合計	639.9	434.9	639.9	434.9

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
金融商品の区分別の金融資産、金融負債および関連する デリバティブの未実現の公正価値の変動額				
損益を通じた公正価値での金融資産または金融負債				
そのうち当初認識時に指定 (FVO)	-13,443.6	14,019.7	-13,443.6	14,019.7
そのうち売買目的	12,967.9	-13,971.6	12,967.9	-13,971.6
ヘッジ会計に使用されるデリバティブ	-1,308.2 ¹	2,253.2	-1,308.2 ¹	2,253.2
売却可能金融資産 ³	-8.1	-43.9	-8.1	-43.9
貸付金および債権 ³	260.6	415.0	260.6	415.0
その他の金融負債 ³	409.8	-2,630.9	409.8	-2,630.9
損益に計上されたキャッシュフロー・ヘッジの無効分	-30.1	0.0	-30.1	0.0
合計	-1,151.7	41.5	-1,151.7	41.5

¹ 2012年度第3四半期中に、2013年1月1日から実施される大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて、多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に、以前認識された未実現利益が実現された。営業利益の純損失はマイナス30.1百万クローナであった。実現利益は323.5百万クローナに上ったが、以前認識された未実現利益マイナス353.6百万クローナの戻し入れによって相殺された。これらのデリバティブは商業条件で新たなデリバティブに置き換えられた。

² 2011年度には、リーマン・ブラザーズに関する債権売却による279.3百万クローナの実現利益が含まれている。当該債権は以前は偶発資産として計上されていた。

³ 売却可能金融資産、貸付金および債権、ならびにその他の金融負債の公正価値における変動は、かかる資産または負債がヘッジされたリスクに関する公正価値の変動について公正価値ヘッジの対象である場合は、損益を通じて計上された。公正価値ヘッジの対象となる資産または負債の部分ならびにヘッジ商品およびヘッジされたリスクに関する利益および損失についての詳細は注13を参照のこと。

注5 人件費

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
人件費：				
取締役会および社長の給与および報酬	-7.5 ¹	-7.4 ¹	-5.6	-5.3
シニア・エグゼクティブの給与および報酬	-11.8	-17.1	-13.7 ¹	-19.2 ¹
他の従業員の給与および報酬	-145.8	-140.0	-146.4	-140.9
年金	-55.8	-49.1	-57.6	-52.6
社会保険	-57.3	-54.6	-57.3	-54.6
その他人件費	-14.0	-14.6	-13.9	-14.6
人件費合計	-292.2	-282.8	-294.5	-287.2

¹ Jane Lundgren Ericssonについては、AB SEK Securities社長としての報酬は連結グループの「取締役会および社長の給与および報酬」に計上され、親会社の上級経営陣としての報酬は親会社の「シニア・エグゼクティブの給与および報酬」に計上されている。

人件費には、一般従業員インセンティブ報酬制度すなわちGISの見積費用（社会的報酬を含む。）27.5百万クローナ（2011年度：25.5百万クローナ）が含まれている。GISは、唯一SEKの変動報酬に分類され、当社から一方的に提供されるもので、当社は随時、任意で変更または取り下げを行うことができる。GISの内容・範囲および有効性ならびにその変更または補足は、取締役会によってのみ決定される。結果は、上限給与2ヶ月分に相当する（会社が支払い、従業員に支払われる報酬を減額する、関連ある社会的費用を含む。）。CEO、執行委員会のその他の構成員、財務コントロール担当部長およびリスク・コントロール担当部長を除く全正社員がGISの対象となる。

シニア・エグゼクティブ（親会社の社長を除く。）の報酬総額は、13.7百万クローナ（2011年度：19.2百万クローナ）であった。シニア・エグゼクティブの報酬のうち、13.2百万クローナ（2011年度：14.8百万クローナ）は年金受給対象所得である。親会社の社長の報酬のうち、4.3百万クローナ（2011年度：4.3百万クローナ）は年金受給対象所得である。

平均従業員数	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
女性	109	108	109	108
男性	122	126	122	126
合計	231	234	231	234

地域別平均従業員数	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
スウェーデン	230	233	230	233
シンガポール	1	1	1	1
合計	231	234	231	234

年度末における従業員数	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
女性	114	111	114	111
男性	121	121	121	121
合計	235	232	235	232

取締役会およびシニア・エグゼクティブにおける女性の割合 %

親会社	2012年	2011年
取締役会	50	50
シニア・エグゼクティブ	43	38

2012年

連結グループの取締役会および
シニア・エグゼクティブの
報酬およびその他の手当
(単位：千クローナ)

	報酬(委員会 報酬を含む。)	固定報酬 ¹	変動報酬	その他の 手当 ²	年金報酬 ³	合計
取締役会会長：						
Lars Linder-Aronson	-398	-	-	-	-	-398
取締役会のその他の構成員：						
Cecilia Ardström	-166	-	-	-	-	-166
Jan Belfrage	-165	-	-	-	-	-165
Ulla Nilsson	-168	-	-	-	-	-168
Jan Roxendal	-176	-	-	-	-	-176
Åke Svensson	-163	-	-	-	-	-163
Lotta Mellström ⁴	-	-	-	-	-	-
Eva Walder ⁴	-	-	-	-	-	-
シニア・エグゼクティブ：						
Peter Yngwe、 社長およびCEO	-	-4,203	-	-131	-2,506 ⁵	-6,840
Jane Lundgren-Ericsson、 AB SEK Securities社長およびCOO代理	-	-1,911	-	-57	-637	-2,605
Sirpa Rusanen、 人事担当エグゼクティブ・ディレクター	-	-1,192	-	-113	-423	-1,728
Per Jedefors、 最高リスク管理者兼エグゼクティブ・ ディレクター	-	-2,923	-	-53	-905	-3,881
Per Åkerlind、 最高執行責任者兼エグゼクティブ・ディ レクター	-	-2,940	-	-112	-2,079 ⁶	-5,131
Sven-Olof Söderlund、 戦略分析部門エグゼクティブ・ディレク ター	-	-2,212	-	-97	-720	-3,029
Susanna Rystedt、 最高管理責任者兼エグゼクティブ・ディ レクター	-	-1,850	-	-91	-599	-2,540
Johan Winlund、 コミュニケーション担当エグゼクティ ブ・ディレクター	-	-167	-	-16	-38	-221
2012年2月29日退職	-	-167	-	-16	-38	-221
合計	-1,236	-17,398	-	-670	-7,907	-27,211

2011年

連結グループの取締役会および
シニア・エグゼクティブの
報酬およびその他の手当
(単位：千クローナ)報酬(委員会
報酬を含
む。)2008年度に
関連した
変動報酬その他の
手当²年金報酬³

合計

取締役会会長：

Lars Linder-Aronson	-268	-	-	-	-	-268
---------------------	------	---	---	---	---	------

取締役会のその他の構成員：

Cecilia Ardström	-112	-	-	-	-	-112
------------------	------	---	---	---	---	------

Jan Belfrage	-148	-	-	-	-	-148
--------------	------	---	---	---	---	------

Ulla Nilsson	-70	-	-	-	-	-70
--------------	-----	---	---	---	---	-----

Jan Roxendal	-164	-	-	-	-	-164
--------------	------	---	---	---	---	------

Åke Svensson	-58	-	-	-	-	-58
--------------	-----	---	---	---	---	-----

Lotta Mellström ⁴	-	-	-	-	-	-
------------------------------	---	---	---	---	---	---

Eva Walder ⁴	-	-	-	-	-	-
-------------------------	---	---	---	---	---	---

2011年年次総会で辞任した

取締役会構成員：

Ulf Berg、

取締役会会長	-64	-	-	-	-	-64
--------	-----	---	---	---	---	-----

Karin Apelman	-50	-	-	-	-	-50
---------------	-----	---	---	---	---	-----

Christina Liffner	-45	-	-	-	-	-45
-------------------	-----	---	---	---	---	-----

Helena Levander	-37	-	-	-	-	-37
-----------------	-----	---	---	---	---	-----

Risto Silander	-39	-	-	-	-	-39
----------------	-----	---	---	---	---	-----

シニア・エグゼクティブ：

Peter Yngwe、

社長およびCEO	-	-4,125	-	-137	-2,377 ⁵	-6,639
----------	---	--------	---	------	---------------------	--------

Jane Lundgren Ericsson、

AB SEK Securities社長およびCOO代理	-	-1,788	-293	-49	-508	-2,638
-----------------------------	---	--------	------	-----	------	--------

Sirpa Rusanen、

人事担当エグゼクティブ・ディレクター	-	-1,128	-205	-93	-398	-1,824
--------------------	---	--------	------	-----	------	--------

Johan Winlund、

コミュニケーション担当エグゼクティブ・ ディレクター	-	-805	-	-36	-222	-1,063
-------------------------------	---	------	---	-----	------	--------

Måns Höglund、

2011年5月31日、年金を持って退職	-	-1,276	-2,399	-52	-716	-4,443
---------------------	---	--------	--------	-----	------	--------

Per Jedefors、

2011年9月2日雇用、最高リスク責任者兼エ グゼクティブ・ディレクター	-	-959	-	-3	-304	-1,266
---	---	------	---	----	------	--------

Per Åkerlind、

COO兼エグゼクティブ・ディレクター	-	-2,890	-2,497	-103	-2,024 ⁶	-7,514
--------------------	---	--------	--------	------	---------------------	--------

Sven-Olof Söderlund、

戦略分析部門エグゼクティブ・ディレク ター	-	-2,258	-420	-97	-898	-3,673
--------------------------	---	--------	------	-----	------	--------

Susanna Rystedt、

最高管理責任者兼エグゼクティブ・ディレ クター	-	-1,789	-	-70	-550	-2,409
----------------------------	---	--------	---	-----	------	--------

合計	-1,055	-17,018	-5,814	-640	-7,997	-32,524
-----------	---------------	----------------	---------------	-------------	---------------	----------------

- ¹ 予め決められた給与またはその他の報酬（休日賃金および休暇手当等）。
- ² その他の手当には、例えば自動車手当や山中のコテージの利用手当等がある。
- ³ 長期疾病手当を対象とする保険および団体協約に付随するその他の公的損害保険の年金拠出保険料への給与の再配分の効果を含む。
- ⁴ 2010年4月29日以降、取締役会における、所有者であるスウェーデン政府に雇用されている代表者には報酬は支払われていない。
- ⁵ Peter Yngwe社長の退職年齢は65歳、年金保険料は固定給の30%である。2012年通年の年金保険料が30%を超えた部分は、以前の給付制度に関する2010年の交渉に基づいて行った追加年金拠出に関連している。追加拠出額は3.0百万クローナであった。そのうち1.0百万クローナは2010年、1.0百万クローナは2011年に支払われており、2012年に1.0百万クローナが支払われた。追加年金拠出はPeter Yngweの雇用の継続を条件としており、各支払日の前に辞職した場合は支払われなかったであろう。追加年金拠出の支払は完了している。
- ⁶ Per Åkerlindの2012年通年の年金保険料が30%を超えた部分は、以前の給付制度に関する2010年の交渉に基づいて行った追加年金拠出に関連している。追加拠出額は3.0百万クローナであった。そのうち1.0百万クローナは2010年、1.0百万クローナは2011年に支払われており、2012年に1.0百万クローナが支払われた。追加年金拠出はPer Åkerlindの雇用の継続を条件としており、各支払日の前に辞職した場合は支払われなかったであろう。追加年金拠出の支払は完了している。

ポートフォリオ一任管理を認可されている金融機関、投資会社およびファンド運用管理会社の報酬に関するスウェーデン金融監督庁の規則および一般的なガイドライン（FFFS 2011年第1号）に基づくSEKの報酬方針に関する総合的な情報は、2013年2月22日に行った年次会計の公表（第三の柱に関する報告）に関連して開示されている。SEKが開示する情報には、2012年に獲得した報酬に適用される基本方針が含まれる。また、SEKが採用する報酬方針案についても開示されている。

全てのシニア・エグゼクティブの退職年齢は65歳である。CEOおよびその他のシニア・エグゼクティブの退職給付金、雇用終了条件およびその他の雇用条件は、国有企業のシニア・エグゼクティブのための現在のガイドライン（シニア・エグゼクティブの雇用に関するガイドライン（2009年4月20日））に従っており、承認された公的確定給付年金制度としてBTPプランが含まれている。SEKのシニア・エグゼクティブのための年金引当金は、退職・遺族給付金の年金受給対象所得の30%に制限されるものとする。SEKは、銀行および金融業界の被雇用者を対象とする金融機関雇用主団体（BAO）と金融協会との間の合意に基づく確定給付年金制度を実施しているため、退職・遺族年金に対して30%を超えて拠出を行うことができる。

SEKは、全シニア・エグゼクティブ（Peter Yngwe社長を含む。）を対象として、長期疾病給付保険、団体協約に付随するその他の公的損害保険、旅行保険および医療保険の保険料を支払っている。その他の給付には、例えば、車両手当、扶養手当および山中のコテージの利用手当等がある。

Peter Yngwe、Per ÅkerlindおよびSven-Olof Söderlundについては、SEKからの解雇通告は6ヶ月前にされる権利があり、18ヶ月分の退職金を受領する権利もある。再就職先からの所得は控除される。その他の全てのシニア・エグゼクティブについて、SEKからの解雇通告期間は団体協約に従っている。被雇用者側から辞職する場合の通告期間は3ヶ月または6ヶ月である。

連結グループ

SEKの従業員は、共同で交渉したBTPプランによる年金を有しており、BTPプランとは、スウェーデンの定額給付銀行従業員を対象とした最も重要な年金である。このBTPプランは保険会社であるSPPと契約している保険により資金を得ている。

確定給付債務および確定拠出債務にかかる年金費用の総額を以下の表に示す。

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
勤務費用	-7.4	-6.5
利息費用	-4.9	-6.6
制度資産の期待収益	4.0	3.3
保険数理上の利益および損失償却額	0.5	5.1
確定給付年金費用(純額)	-7.8	-4.7
確定給付年金約定に関する特別給与税	-1.9	-1.1
確定拠出年金費用(純額)(特別給与税を含む。)	-46.1	-43.3
年金費用(純額)	-55.8	-49.1

確定給付年金債務の正味価値を以下の表に示す。

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
確定給付債務	259.5	251.8
制度資産	-178.3	-164.3
正味価値	81.2	87.5
未認識の保険数理上の損失(純額)	-36.7	-40.5
年金にかかる引当金(債務純額)(注21参照)	44.5	47.0

確定給付債務の推移を以下の表に示す。

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
確定給付債務(期首残高)	251.8	211.7
勤務費用	7.4	6.5
利息費用	4.9	6.6
支払給付	-7.5	-7.4
清算	0.0	-12.4
保険数理上の利益および損失(経験効果)	3.0	-6.4
保険数理上の利益および損失(変更された仮定に起因する)	-0.1	53.2
確定給付債務(期末残高)	259.5	251.8

制度資産の推移を以下の表に示す。

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
制度資産の公正価値(期首残高)	164.3	171.3
制度資産の期待収益	4.0	3.3
雇用主による拠出	9.0	7.5
支払給付	-6.2	-6.0
清算	0.0	-13.4
保険数理上の利益	7.2	1.6
制度資産の公正価値(期末残高)	178.3	164.3

年度末に使用された主な保険数理上の仮定を以下の表に示す。

(単位：%)	2012年	2011年
割引率	2.1	2.0
制度資産の期待収益	該当なし ¹	2.4
期待昇給率	3.5	3.5
予想インフレーション	1.6	1.5
予想回転率	4.0	4.0

¹ 規制の変更により該当なし

年金債務の調整

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
年金債務(期首残高)	47.0	50.2
期間年金費用(純額)	7.8	4.7
拠出、制度資産(純額)	-9.0	-7.5
年金支払額(純額)	-1.3	-1.4
減少、調整	0.0	1.0
年金債務(期末残高)	44.5	47.0

確定給付年金に関する2012年度の年金費用はマイナス7.8百万クローナ（2011年度：マイナス4.7百万クローナ）である。2012年度には保険数理上の利益0.5百万クローナ（2011年度：5.1百万クローナ）も計上した。保険数理上の利益は、確定給付年金制度に現在従業員が存在しなくなったために発生する。

割引率

割引率は、会計期間終了時の、年金債務と同じ期間の国債に関する市場予想に基づいている。評価はスウェーデン政府の国債にならって見積もられる金利カーブに基づいてなされる。

制度資産の期待収益

制度資産の期待収益は、SEKによる制度資産の期待収益の評価に基づいている。

期待昇給率

昇給率の仮定は、SEKによる評価に基づいている。

予想インフレーション

予想インフレーションの仮定は、スウェーデン国債のインフレ調整後金利に基づいて設定されている。

予想回転率

仮定には各年に退職する従業員の予想水準が反映されている。

親会社

親会社では、BTPプランは確定拠出制度として計上される。確定給付制度は、IAS第19号に従い計上されるのではなく、スウェーデンの年金法、「Tryggandelagen」およびスウェーデン金融監督庁が規定する規則を含むスウェーデンの基準に従い計上される。IAS第19号との主要な相違としては、割引率、および将来の昇給を考慮せずに現在の給与水準に基づいて行われる確定給付債務の計算等が挙げられる。

年金費用

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
財政状態報告書上で規定される年金約定		
包括利益計算書に計上される収益(+)/費用(-)	-1.0	-0.4
保険契約を通じて規定される年金約定		
各年の年金費用(税抜き)	-45.1	-42.0
年金に関し計上される費用(税抜き)(純額)	-46.1	-42.4

年金にかかる引当金の調整

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
1月1日現在の期首残高	13.3	14.3
計上された引当金/使用された引当金	-0.4	-1.0
12月31日現在の期末残高	12.9	13.3

注6 その他の管理費

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
出張旅費およびマーケティング	-20.9	-20.5	-20.6	-20.4
ITおよび情報システム	-91.9 ¹	-65.3	-91.8 ¹	-65.2
手数料	-76.9	-75.5	-75.7	-74.6
不動産および物件費用 ²	-31.3	-30.3	-31.1	-31.3
その他	-11.8	-11.5	-11.4	-9.6
その他の管理費合計	-232.8	-203.1	-230.6	-201.1

¹ この増加は、主に強制的規制に関連するIT開発費用の増加によるものである。

² SEKは、ストックホルムおよびシンガポールの事務所スペースを借りるための賃貸契約のパートナーである。

オペレーティング・リースにかかる費用

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
リース	-29.9	-27.9	-29.9	-28.9

大部分は事務所物件に関連している。

解約不能オペレーティング・リースに基づく将来発生最低支払リース料は以下のとおりである。

	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日	2011年12月31日	2012年12月31日	2011年12月31日
(単位：百万クローナ)	現在	現在	現在	現在
1年以内	-25.8	-30.0	-25.8	-30.0
1年超～5年以内	-72.9	-105.7	-72.9	-105.7
5年超	-	-	-	-
解約不能オペレーティング・リースに基づく将来発生最低支払リース料合計	-98.7	-135.7	-98.7	-135.7

監査役への報酬

	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
(単位：百万クローナ)				
<i>Ernst & Young:</i>				
監査報酬	-14.0	-13.4 ¹	-13.8	-13.3 ¹
監査関連費用	-0.9	-0.7	-0.9	-0.7
税金関連費用	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2
その他の手数料	-	-0.1	-	-0.1
<i>スウェーデン会計検査院:</i>				
監査報酬	0.1	-0.8	0.1	-0.8
合計	-15.0	-15.2	-14.8	-15.1

¹ このうち、1.5百万クローナは2010年度に関するものである。

監査報酬には、定期報告および目論見書の監査のための費用が含まれる。監査役への報酬は、会計目的上、「その他の管理費」以外の項目に含まれる可能性がある。

注7 有形資産および無形資産

	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日	2011年12月31日	2012年12月31日	2011年12月31日
(単位：百万クローナ)	現在	現在	現在	現在
建 物				
期首取得原価	0.7	142.8	0.7	0.7
当年度売却分または処理分	0.0	-142.1 ¹	0.0	0.0
期首減価償却累計額	-0.4	-41.4	-0.4	-0.4
当年度減価償却費	0.0	-0.5	0.0	0.0
売却または処分による減価償却費 の戻し入れ	0.0	41.5	0.0	0.0
簿 価	0.3	0.3	0.3	0.3
土 地				
取得原価	0.1	0.1	0.1	0.1
簿 価	0.1	0.1	0.1	0.1
器具備品				
期首取得原価	64.4	90.2	64.0	80.0
当年度取得分	7.2	16.2	7.2	16.2
当年度売却分または処理分	-2.4	-42.0	-2.4	-32.2
期首減価償却累計額	-24.0	-49.7	-23.7	-44.9
売却または処分による減価償却費 の戻し入れ	1.9	35.1	1.9	30.5
当年度減価償却費	-11.5	-9.4	-11.5	-9.3
為替差損益	-0.1	-0.1	0.0	-0.1
簿 価	35.5	40.3	35.5	40.2
無形資産				
期首取得原価	205.3	130.2	201.5	126.4
当年度取得分	34.7	75.1	34.7	75.1
期首減価償却累計額	-117.6	-113.1	-113.8	-109.3
当年度減価償却費	-8.0	-4.5	-8.0	-4.5
簿 価	114.4	87.7	114.4	87.7
純 簿 価				
有形固定資産	35.9	40.7	35.9	40.7
無形資産	114.4	87.7	114.4	87.7
純簿価合計	150.3	128.4	150.3	128.4
連結包括利益計算書における				
当年度中の減価償却費	-19.5	-14.5	-19.5	-13.9

¹ 子会社であり、SEKの旧オフィスビルの所有者であったAB SEKTIONENは2011年度第2四半期に売却され、連結包括利益計算書においてその他の営業収益に105.1百万クローナのプラスの結果をもたらした。

無形資産は主に、ITシステムへの投資のうち資本化された部分で構成される。

建物の平均耐用年数は70年であり、その他の有形固定資産については5年である。

無形資産の平均耐用年数は5年である。

注8 リース

ファイナンス・リース - 貸手

SEKのリース取引は全て、ファイナンス・リースに分類される。かかる分類を行う際には、第三者保証を含め、リース契約に関する全ての側面が考慮される。

以下の表は、リースにおける総投資と、本報告期間終了時に受取可能な最低リース料の現在価値との間の調整を示している。将来受取可能なリース料は、以下の各期間に満期を迎える予定である。

(単位：百万クローナ)	連結グループ				親会社			
	2012年12月31日現在		2011年12月31日現在		2012年12月31日現在		2011年12月31日現在	
	総投資	最低リース料 の現在価値	総投資	最低リース料 の現在価値	総投資	最低リース料 の現在価値	総投資	最低リース料 の現在価値
1年以内	672.9	652.2	692.2	666.8	672.9	652.2	692.2	666.8
1年超～5年以内	246.4	207.4	300.5	245.0	246.4	207.4	300.5	245.0
5年超	71.5	67.0	102.5	93.4	71.5	67.0	102.5	93.4
合計	990.8	926.6	1,095.2	1,005.2	990.8	926.6	1,095.2	1,005.2
前受け金融収益	-	64.2	-	90.0	-	64.2	-	90.0
無担保残存価額	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	990.8	990.8	1,095.2	1,095.2	990.8	990.8	1,095.2	1,095.2

リース契約は全て、貸付金および債権に分類される。リース契約は、財政状態報告書の「一般への貸付」の項目に含まれる。

注9 減損および期日経過債権

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
信用損失 ^{1,2}	-71.7	-125.1	-63.7	-125.1
従前の評価損の戻し入れ ^{1,2,3}	34.6	10.0	34.6	10.0
減損費用および戻し入れ(純額)	-37.1	-115.1	-29.1	-115.1
回収済信用損失	13.7	4.2	0.4	0.2
純信用損失	-23.4	-110.9	-28.7	-114.9
うち貸付 ⁴ に関する純信用損失	-48.7	-78.4	-54.0	8.9
うち流動性資金 ⁴ に関する純信用損失	25.3	-32.5	25.3	-123.8
金融資産の準備金の変動				
前期繰り越し	-683.7	-568.6	-683.7	-568.6
売却された減損金融資産	-	-	-	-
減損費用および戻し入れ(純額)	-37.1	-115.1	-29.1	-115.1
次期繰り越し	-720.8	-683.7	-712.8	-683.7
うち貸付 ⁴ に関する次期繰り越し	-235.1	-172.7	-227.1	-172.7
うち流動性資金 ⁴ に関する				
次期繰り越し	-485.7	-511.0	-485.7	-511.0

¹ SEKは、2件のCDO形式の資産を有している。当該2件のCDOは、最終的に米国のサブプライム市場にさらされる最優先のトランシェである。当該2件のCDOに関して、2012年度に31.5百万クローナ(2011年度：減損16.0百万クローナ)の戻し入れが計上され、かかる減損の総額は462.6百万クローナ(2011年度末：491.4百万クローナ)であった。当該資産の減損前の簿価総額は594.4百万クローナ(2011年度末：641.4百万クローナ)である。

² 2012年度の金額には、特定の相手方に関係していない不良債権に関連する引当金40.0百万クローナ(2011年度末：110.0百万クローナ)が含まれている。つまり、特定の相手方に関係していない不良債権の引当金は、200.0百万クローナ(2011年度末：160.0百万クローナ)であった。特定の相手方に関係していない不良債権の引当金は、個別に留保されていない資産に関

する信用度の毀損に係る。当該準備金の増加は、欧州金融市場の不確実性およびこれに関連する厳しい経済情勢により、SEK のポートフォリオ全体に内在する信用リスクが増大した結果である。準備金は SEK が現時点で把握していない損失リスクに起因して増加した。SEK は、償却原価で計上された全てのエクスポージャーに対する定量的分析および定性的分析の両方に基づく方法論に従って準備金を評価した。

- ³ 2012 年 1 月から 12 月までの期間において、このうち 28.0 百万クローナ（2011 年度：該当なし）は、未実現の為替効果を表している。
- ⁴ 定義については注 11 を参照されたい。

期日経過債権

期日経過債権は、実質的に決済時に受け取ることが予想される額を反映して計上されている。

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012 年	2011 年	2012 年	2011 年
期日経過債権：				
90 日未満延滞している総額	155.4 ¹	154.2 ¹	155.4 ¹	154.2 ¹
90 日超延滞している元本および利息の総額	1,418.7 ^{1,2}	891.8 ^{1,2}	1,418.7 ^{1,2}	891.8 ^{1,2}
かかる債権について延滞していない元本額	1,552.4 ¹	2,079.4 ¹	1,552.4 ¹	2,079.4 ¹

- ¹ 期日経過債権は、主に、リストラクチャリングの検討が開始されているが未完了の一つのローンに関連する償却で構成されている。このローンの利息は全額支払われており、延滞していない。債権は適正な保証で十分に保障されているため、信用損失準備金は計上されていない。SEK はこの他にリストラクチャーがなされた債権を保有していない。
- ² 延滞している元本および利息の総額のうち、144.5 百万クローナ（2011 年度末：153.5 百万クローナ）が当期末までに 3 ヶ月超 6 ヶ月未満支払期限が経過し、144.5 百万クローナ（2011 年度末：153.5 百万クローナ）が当期末までに 6 ヶ月超 9 ヶ月未満支払期限が経過した。

注10 税金

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
法人税				
前年度調整金	-1.7	-15.9	-1.7	-15.9
当期法人税	-216.0	-403.6	-208.2	-400.9
繰延法人税	102.1	-70.1	-	-
法人税合計	-115.6	-489.6	-209.9	-416.8
その他の包括利益に関する法人税				
当期法人税	-2.0	-3.2	-2.0	-3.2
繰延法人税	-44.3	-103.8	-18.4	-103.8
税率引き下げに起因する繰延法人税調整金 ¹	25.9	-	-	-
その他の包括利益に関する法人税合計	-20.4	-107.0	-20.4	-107.0
実効税率の調整				
スウェーデンの法人税率(%)	26.3	26.3	26.3	26.3
税引前利益	824.3	1,889.1	757.9	1,529.2
税引前利益に基づく国税26.3%	-216.8	-496.8	-199.3	-402.2
税効果：				
非課税利益	0.2	27.6	0.2	14.4
非控除費用	-5.3	-1.4	-3.2	-1.4
減損子会社株式の評価損	-	-	-	-10.4
課税配分準備金に対する帰属利子	-8.4	-12.9	-8.4	-12.9
受取配当金	-	-	2.5	11.3
前年度調整金	-1.7	-15.9	-1.7	-15.9
税率引き下げに起因する繰延法人税調整金 ¹	116.4	-	-	-
その他	0.0	9.8	0.0	0.3
税額合計	-115.6	-489.6	-209.9	-416.8
実効税率(%)	14.0	25.9	27.7	27.3

¹ 2012年度にスウェーデン議会が2013年1月1日付で法人所得税率を26.3%から22.0%に引き下げることを選定したため、実効税率は名目税率を下回る。

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
以下に関する繰延税金資産：				
その他の一時的差異	9.7	14.5	-	-
繰延税金資産合計	9.7	14.5	-	-
以下に関する繰延税金負債：				
非課税準備金	605.5	709.7	-	-
金融商品の一時的差異				
- キャッシュフロー・ヘッジ	132.3	114.0	132.3	114.0
- その他の一時的差異	0.0	2.4	0.0	0.0
繰延税金負債合計	737.8	826.1	132.3	114.0
繰延税金負債(+)/資産(-) (純額)	728.1	811.6	132.3	114.0

2012年12月31日および2011年12月31日現在、控除可能な繰越欠損金は存在しなかった。

繰延税金の変動

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
期首残高	-811.6	-631.1	-114.0	6.1
損益における変動	102.1	-70.1	0.0	-16.3
その他の包括利益における変動	-18.4	-103.8	-18.4	-103.8
その他	-0.2	-6.6	0.1	0.0
合計	-728.1	-811.6	-132.3	-114.0

非課税準備金

(単位：百万クローナ)	親会社	
	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
課税配分準備金：		
期首残高	2,684.9	2,397.9
当年度取崩額	-202.9	-184.4
当年度繰入	256.0	471.4
期末残高	2,738.0	2,684.9
うち		
2006年課税配分準備金	0.0	202.9
2007年課税配分準備金	244.1	244.1
2008年課税配分準備金	91.5	91.5
2009年課税配分準備金	444.2	444.2
2010年課税配分準備金	1,230.8	1,230.8
2011年課税配分準備金	471.4	471.4
2012年課税配分準備金	256.0	-

連結グループの財務諸表においては、グループ会社の非課税準備金は、株主資本に78.0%、繰延税金に22.0%配分され、財政状態報告書上の繰延税金負債に含まれる。繰延税金として計上される額の変更分は、包括利益計算書上の税金に含まれる。

注11 貸付および流動性資金

SEKは、利付証券の発行という形式をとった貸付を、SEKの貸付合計の一部として扱っている。SEKの貸付合計および流動性資金合計は以下の通り計算される。

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
貸付：				
利付証券の発行という形式をとった貸付	57,889.8	66,204.5	57,900.6	66,226.2
金融機関への貸付	22,083.6	25,791.6	22,083.6	25,815.2
一般への貸付	115,478.2	107,938.1	115,478.2	107,938.1
控除：				
満期までの期間が3ヶ月を超える預金	-2,544.4	-4,334.3	-2,544.4	-4,334.3
貸付合計	192,907.2	195,599.9	192,918.0	195,645.2
流動性資金：				
現金および現金等価物 ¹	2,338.2	3,749.6	2,313.1	3,666.2
満期までの期間が3ヶ月を超える預金	2,544.4	4,334.3	2,544.4	4,334.3
財務省証券/国債	5,111.5	2,033.4	5,111.5	2,033.4
その他の利付証券(貸付を除く。)	77,693.3	74,738.5	77,693.3	74,738.5
流動性資金合計	87,687.4	84,855.8	87,662.3	84,772.4

そのうち

- 公的機関による発行	62,432.3	29,004.1	62,432.3	29,004.1
- 取引所への上場	123,688.5	139,901.7	123,688.5	139,901.7

¹ この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

準備金、減損および回収については注9を参照されたい。

公正価値で計上されず、また契約上満期に支払われるべき金額を超えるもしくはその金額に達しない利付証券は、額面金額に対する超過額/不足額で以下に報告される。

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
額面金額を超える金額の合計	246.4	136.4	246.4	136.4
額面金額を下回る金額の合計	-13.7	-29.9	-13.7	-29.9

新規貸付実行額

(単位：百万クローナ)	連結グループ 合計		そのうち公的輸出金融制度 合計			
	2012年	2011年	2012年	2011年	2012年 CIRR貸付	2012年 譲許的貸付
引受済長期貸付の提供	56,235	51,249	19,919	7,965	19,919	0
対顧客協調融資	-	39	-	-	-	-
顧客金融取引の合計	56,235	51,288	19,919	7,965	19,919	0
年度末における未実行貸付	25,915	25,072	12,675	9,036	12,586	89
年度末における貸付残高	192,907	195,600	39,499	34,227	38,647	852

種類別貸付残高

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社		そのうち公的輸出金融制度	
	2012年12月 31日現在	2011年12月 31日現在	2012年12月 31日現在	2011年12月 31日現在	2012年12月 31日現在	2011年12月 31日現在
資本商品輸出への貸付合計	105,145	102,566	105,145	102,566	39,499	34,227
その他輸出関連の貸付	72,601	71,729	72,612	71,774	-	-
インフラストラクチャー関連の貸付	15,161	21,305	15,161	21,305	-	-
貸付合計	192,907	195,600	192,918	195,645	39,499	34,227

事業分野別貸付残高

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社		そのうち公的輸出金融制度	
	2012年12月 31日現在	2011年12月 31日現在	2012年12月 31日現在	2011年12月 31日現在	2012年12月 31日現在	2011年12月 31日現在
最終顧客融資	103,957	101,122	103,957	101,122	39,499	34,227
対顧客直接融資	88,913	94,430	88,913	94,430	-	-
その他	37	48	48	93	-	-
貸付合計	192,907	195,600	192,918	195,645	39,499	34,227

注12 金融資産および金融負債の分類

別段の記載がない限り、本書における金額は連結グループに関するものである。連結グループと親会社の金額は基本的に同じである。

会計項目別金融資産

連結グループ	2012年12月31日現在					
	合計	損益を通じた公正価値での 金融資産	当初認識時に 指定（公正価値オプション (FV0)	ヘッジ会計に 使用される デリバティブ	売却可能 資産	貸付金および 債権 ¹
(単位：百万クローナ)		売買目的 ²				
現金および現金等価物	2,338.2	-	-	-	-	2,338.2
財務省証券/国債	5,111.5	-	-	-	4,261.1	850.4
その他の利付証券 (貸付を除く。)	77,693.3	-	2,996.8	-	13,118.2	61,578.3
利付証券の発行という 形式をとった貸付	57,889.8	-	2,136.4	-	-	55,753.4
金融機関への貸付	22,083.6	-	-	-	-	22,083.6
一般への貸付	115,478.2	-	-	-	-	115,478.2
デリバティブ	25,711.2	11,319.7	-	14,391.5	-	-
金融資産合計	306,305.8	11,319.7	5,133.2	14,391.5	17,379.3	258,082.1

会計項目別金融負債

2012年12月31日現在

連結グループ	合計	損益を通じた公正価値での 金融負債		ヘッジ会計に 使用される デリバティブ	その他の 金融負債 ³
		売買目的 ²	当初認識時に 指定 (FVO)		
(単位：百万クローナ)					
金融機関からの借入	14,490.3	-	-	-	14,490.3
一般からの借入	56.9	-	-	-	56.9
発行済非劣後証券	258,090.1	-	116,478.7	-	141,611.4
デリバティブ	16,421.0	13,567.3	-	2,853.7	-
発行済劣後証券	3,012.7	-	-	-	3,012.7
金融負債合計	292,071.0	13,567.3	116,478.7	2,853.7	159,171.3

会計項目別金融資産

2011年12月31日現在

連結グループ	合計	損益を通じた公正価値での 金融資産		ヘッジ会計に 使用される デリバティブ	売却可能 資産	貸付金および 債権 ¹
		売買目的 ²	当初認識時に 指定 (FVO)			
(単位：百万クローナ)						
現金および現金等価物	3,749.6	-	-	-	-	3,749.6
財務省証券/国債	2,033.4	-	-	-	-	2,033.4
その他の利付証券 (貸付を除く。)	74,738.5	-	4,477.4	-	9,197.6	61,063.5
利付証券の発行という 形式をとった貸付	66,204.5	-	2,288.8	-	-	63,915.7
金融機関への貸付	25,791.6	-	-	-	-	25,791.6
一般への貸付	107,938.1	-	-	-	-	107,938.1
デリバティブ	31,467.0	12,696.7	-	18,770.3	-	-
金融資産合計	311,922.7	12,696.7	6,766.2	18,770.3	9,197.6	264,491.9

会計項目別金融負債

2011年12月31日現在

連結グループ	合計	損益を通じた公正価値での 金融負債		ヘッジ会計に 使用される デリバティブ	その他の 金融負債 ³
		売買目的 ²	当初認識時に 指定 (FVO)		
(単位：百万クローナ)					
金融機関からの借入	15,833.9	-	-	-	15,833.9
一般からの借入	59.1	-	-	-	59.1
発行済非劣後証券	257,352.4	-	130,317.6	-	127,034.8
デリバティブ	22,604.8	19,954.8	-	2,650.0	-
発行済劣後証券	3,174.4	-	-	-	3,174.4
金融負債合計	299,024.6	19,954.8	130,317.6	2,650.0	146,102.2

¹ 貸付金および債権のうち8.1% (2011年度末：9.5%) は公正価値ヘッジ会計、6.6% (2011年度末：5.7%) はキャッシュフロー・ヘッジ会計の対象となっており、残りの85.3% (2011年度末：84.8%) はヘッジ会計の対象となっていない。

² IAS第39号に従って経済的ヘッジとして保有されているデリバティブを除き、売買目的に分類された資産はなかった。

³ その他の金融負債のうち73.4% (2011年度末：86.2%) が公正価値ヘッジ会計の対象となっており、残りの26.6% (2011年度末：13.8%) はヘッジ会計の対象となっていない。

公正価値で計上される資産および負債のより詳細な内訳は、注13を参照されたい。

2012年度中、公正価値ヘッジにおいて、ヘッジ商品による損失はマイナス1,308.2百万クローナ（2011年度の利益：2,253.2百万クローナ）であり、ヘッジされたリスクに起因するヘッジされた項目の利益は665.9百万クローナ（2011年度の損失：マイナス2,249.2百万クローナ）であった。

信用リスクの変動を原因とする金融負債の公正価値の累積変動額はマイナス753.9百万クローナ（2011年度末：209.4百万クローナ）であった。これは負債の簿価の累積増加額に相当する。2012年1月1日から2012年12月31日までの期間中、信用リスク部分はマイナス963.3百万クローナ減少して金融負債の価値を増加させ、営業利益にマイナスの影響を与えた。2011年1月1日から2011年12月31日までの期間中、信用リスク部分は101.5百万クローナ増加して金融負債の価値を減少させ、営業利益にプラスの影響を与えた。

信用リスクの変動を原因とする金融資産の公正価値の累積変動額はマイナス17.6百万クローナ（2011年度：マイナス125.7百万クローナ）であり、金融資産の価値を減少させ、営業利益にマイナスの影響を与えた。当期中の変動額は108.1百万クローナ（2011年度：224.9百万クローナ）であり、金融資産の価値を増加させ、営業利益にプラスの影響を与えた。

2012年12月31日現在の資産合計は3,131億クローナ（2011年度：3,197億クローナ）であり、2011年12月31日以降の為替レートの変動に関連して約マイナス119億クローナ（2011年度：7億クローナ）の損失の影響を受けている。

長期債務の返済額は約271億クローナ（2011年度：376億クローナ）であり、SEKの買戻債務および繰上償還債務は約227億クローナ（2011年度：365億クローナ）であった。

再分類

2008年7月1日および2008年10月1日の時点で、SEKは、特定の資産を再分類し、「売買目的資産」および「売却可能資産」の区分から、「貸付金および債権」の区分に移動した。この再分類が行われたのは、世界規模の金融危機により2008年度後半に異常な市場環境が存在したことによって当該資産の流動性が乏しくなったため、およびSEKとしては、満期まで当該資産を保有できると評価していたためであり、したがってかかる売買目的証券または売却可能証券を減損する必要がなかった。再分類済資産は固定利付債券で構成されている。再分類済資産の予想キャッシュフローは、再分類時に契約上の金額と同額であり、かかる金額には元本および利息が含まれた。

以前に「売買目的証券」として計上された資産の公正価値を「貸付金および債権」の区分とする上記の再分類が2008年10月1日に行われ、2008年7月1日まで遡及して行われた。2012年度第1四半期中、残りの資産が売却された。2012年1月1日から2012年12月31日までの期間については、受取利息合計額5.2百万クローナがかかる再分類済資産からもたらされ、2011年度同期は32.1百万クローナであった。

(単位：百万クローナ)

再分類済金融資産	2012年12月31日現在			2011年12月31日現在		
	名目価値	簿価	公正価値	名目価値	簿価	公正価値
その他の利付証券(貸付を除く。)	-	-	-	241.5	245.4	245.5

以前に「売却可能資産」として計上された資産を「貸付金および債権」の区分とする上記の再分類が、2008年10月1日付で行われた。SEKが再分類という選択肢を選んでいなければ、2012年1月1日から2012年12月31日までの期間においては、その他の包括利益に2.5百万クローナのプラスの影響を与えたであろう。また、2011年1月1日から2011年12月31日までの期間においては、その他の包括利益に29.0百万クローナのプラスの影響を及ぼした。

2012年1月1日から2012年12月31日までの期間については、受取利息合計額22.0百万クローナがかかる再分類済資産からもたらされ、2011年1月1日から2011年12月31日までの期間については、受取利息合計額90.9百万クローナがかかる再分類済資産からもたらされた。これらの資産の加重平均実効利率は0.7%であった。

再分類済金融資産	2012年12月31日現在			2011年12月31日現在		
	名目価値	簿価	公正価値	名目価値	簿価	公正価値
その他の利付証券(貸付を除く。)	-	-	-	1,122.6	1,130.7	1,128.2
利付証券の発行という形式をとった貸付	766.9	850.7	850.7	930.2	1,019.8	1,019.8
合計	766.9	850.7	850.7	2,052.8	2,150.5	2,148.0

注13 公正価値による金融資産および金融負債

別段の記載がない限り、本書における金額は連結グループに関するものである。連結グループと親会社の金額は基本的に同じである。

連結グループ	2012年12月31日現在		
	簿価	公正価値	超過(+)/不足(-)
(単位：百万クローナ)			
現金および現金等価物	2,338.2	2,338.2	0.0
財務省証券/国債	5,111.5	5,114.0	2.5
その他の利付証券(貸付を除く。)	77,693.3	76,399.2	-1,294.1
利付証券の発行という形式をとった貸付	57,889.8	59,109.2	1,219.4
金融機関への貸付	22,083.6	22,274.4	190.8
一般への貸付	115,478.2	119,054.6	3,576.4
デリバティブ	25,711.2	25,711.2	0.0
金融資産合計	306,305.8	310,000.8	3,695.0
金融機関からの借入	14,490.3	14,490.3	0.0
一般からの借入	56.9	56.9	0.0
発行済非劣後証券	258,090.1	258,189.6	99.5
デリバティブ	16,421.0	16,421.0	0.0
発行済劣後証券	3,012.7	2,282.9	-729.8
金融負債合計	292,071.0	291,440.7	-630.3

連結グループ

2011年12月31日現在

(単位：百万クローナ)	簿価	公正価値	超過(+)/不足(-)
現金および現金等価物	3,749.6	3,749.6	0.0
財務省証券/国債	2,033.4	2,026.1	-7.3
その他の利付証券(貸付を除く。)	74,738.5	72,919.8	-1,818.7
利付証券の発行という形式をとった貸付	66,204.5	66,706.5	502.0
金融機関への貸付	25,791.6	26,008.6	217.0
一般への貸付	107,938.1	111,201.6	3,263.5
デリバティブ	31,467.0	31,467.0	0.0
金融資産合計	311,922.7	314,079.2	2,156.5
金融機関からの借入	15,833.9	15,816.7	-17.2
一般からの借入	59.1	59.1	0.0
発行済非劣後証券	257,352.4	257,380.5	28.1
デリバティブ	22,604.8	22,604.8	0.0
発行済劣後証券	3,174.4	3,174.4	0.0
金融負債合計	299,024.6	299,035.5	10.9

財政状態報告書における金融負債の大半および金融資産のいくらかは、全面公正価値またはヘッジ関係においてヘッジされる要素の公正価値を表す価値で測定される。ただし、ヘッジ会計の対象ではなく公正価値オプションを使った公正価値で計上もされない貸付金および債権ならびにその他の金融負債は、償却原価で測定される。金融資産の減損の原則については、注1を参照されたい。

財政状態報告書において公正価値で測定される項目についての公正価値の見積りまたは推論の過程において、一定の平易化のための仮定がなされている。関連する項目について時価が存在する場合には、当該時価が使用されている。ただし、ほとんどの項目については、そのような時価が存在しない。こうした場合、公正価値は見積りまたは推論による。当該価値の推論の過程は、当然不確実性を伴う。したがって、計上されている公正価値の大部分が、当社により見積られた価値を表すものとなっている。

一定の規制に従い、信用リスクに対する最大エクスポージャーを本書で表しているデリバティブの簿価は、実際のエクスポージャーを反映していない。取引先との担保契約の締結が図られる場合は、担保契約に基づく許容額が実際のエクスポージャーを表す。取引先との担保契約の締結が図られない場合には、公正価値（正の値）が、実際のエクスポージャーを表す。SEKは、ほぼ全ての場合に担保契約の締結を図っている。

金融商品の公正価値の決定

公正価値測定は、公正価値の階層を用いて分類される。公正価値で計上される金融商品は、データの重要性を反映するIFRS公正価値の階層の三つのレベルに分類されている。これらの金融商品の分類は、公正価値測定に全体として重要な影響を及ぼす、最も低いレベルのデータに基づいている。

SEKは、評価手法に基づき、金融商品の公正価値の決定および開示において以下の階層を使用する。

レベル1：同一の資産または負債の活況市場における相場価格（未調整）

レベル2：計上された公正価値に重大な影響を及ぼす全データが直接的または間接的に観測できるその他の手法

レベル3：計上された公正価値に重大な影響を及ぼすデータを用いる、観測可能な市場データに基づかない手法

金融商品の公正価値についての詳細は、注1を参照されたい。

公正価値の階層別金融資産

連結グループ	2012年12月31日現在							
	損益またはその他の包括利益を通じた 公正価値での金融資産				売却可能			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(単位：百万クローナ)								
現金および現金等価物	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省証券/国債	-	-	-	-	-	4,261.1	-	4,261.1
その他の利付証券 (貸付を除く。)	-	2,476.2	520.6	2,996.8	-	13,118.2	-	13,118.2
利付証券の発行という 形式をとった貸付	-	1,630.1	506.3	2,136.4	-	-	-	-
金融機関への貸付	-	-	-	-	-	-	-	-
一般への貸付	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ	-	16,706.4	9,004.8	25,711.2	-	-	-	-
公正価値の階層別金融資産合計	-	20,812.7	10,031.7	30,844.4	-	17,379.3	-	17,379.3

公正価値の階層別金融負債

連結グループ	2012年12月31日現在			
	損益またはその他の包括利益を通じた公正価値での金融負債			
(単位：百万クローナ)	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融機関からの借入	-	-	-	-
一般からの借入	-	-	-	-
発行済非劣後証券	-	27,271.2	89,207.5	116,478.7
デリバティブ	-	11,308.5	5,112.5	16,421.0
発行済劣後証券	-	-	-	-
公正価値の階層別金融負債合計	-	38,579.7	94,320.0	132,899.7

2012年度中、レベル1からレベル2に移動された公正価値での金融資産または金融負債はない。

公正価値の階層別金融資産

連結グループ	2011年12月31日現在							
	損益またはその他の包括利益を通じた公正価値での金融資産				売却可能			
(単位：百万クローナ)	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金および現金等価物	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省証券/国債	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の利付証券 (貸付を除く。)	-	3,905.8	571.6	4,477.4	-	9,197.6	-	9,197.6
利付証券の発行という 形式をとった貸付	-	1,779.4	509.5	2,288.9	-	-	-	-
金融機関への貸付	-	-	-	-	-	-	-	-
一般への貸付	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ	-	21,022.1	10,444.9	31,467.0	-	-	-	-
公正価値の階層別金融資産合計	-	26,707.3	11,526.0	38,233.3	-	9,197.6	-	9,197.6

公正価値の階層別金融負債

連結グループ	2011年12月31日現在			
	損益またはその他の包括利益を通じた公正価値での金融負債			
(単位：百万クローナ)	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融機関からの借入	-	-	-	-
一般からの借入	-	-	-	-
発行済非劣後証券	-	8,641.3	121,676.3	130,317.6
デリバティブ	-	9,134.8	13,470.0	22,604.8
発行済劣後証券	-	-	-	-
公正価値の階層別金融負債合計	-	17,776.1	135,146.3	152,922.4

2011年度中、レベル1からレベル2に移動された公正価値での金融資産または金融負債はない。

レベル3の公正価値での金融資産

連結グループ	2012年							
	2012年 1月1日	決済および 購入 売却		レベル1お よびレベル 2から移動	レベル3 から移動 ²	損益を通じ た利益およ び損失 ¹	包括利益に おける利益 および損失	2012年 12月31日
(単位：百万クローナ)								
その他の利付証券 (貸付を除く。)	571.6	-	0.0	-	-	-51.0	-	520.6
利付証券の発行という 形式をとった貸付	509.5	-	-	-	-	-3.2	-	506.3
デリバティブ	10,444.9	492.8	-1,945.4	-	-394.8	407.3	-	9,004.8
レベル3の公正価値での 金融資産合計	11,526.0	492.8	-1,945.4	-	-394.8	353.1	-	10,031.7

レベル3の公正価値での金融負債

連結グループ	2012年							2012年 12月31日
	2012年 1月1日	発行	決済および 買戻し	レベル1お よびレベル 2から移動	レベル3 から移動 ²	損益を通じ た利益およ び損失 ¹	包括利益に おける利益 および損失	
(単位：百万クローナ)								
発行済非劣後証券	121,676.3	8,668.5	-29,081.4	-	-12,716.6	660.7	-	89,207.5
デリバティブ	13,470.0	133.0	-2,832.7	-	-1,184.9	-4,472.9	-	5,112.5
レベル3の公正価値での 金融負債合計	135,146.3	8,801.5	-31,914.1	-	-13,901.5	-3,812.2	-	94,320.0

レベル3の公正価値での金融資産³

連結グループ	2011年							2011年 12月31日
	2011年 1月1日	購入	決済および 売却	レベル1お よびレベル 2から移動	レベル3 から移動	損益を通じ た利益およ び損失 ¹	包括利益に おける利益 および損失	
(単位：百万クローナ)								
その他の利付証券 (貸付を除く。)	0.2	6.1	0.0	504.4	-	60.9	-	571.6
利付証券の発行という 形式をとった貸付	-	-	-	509.5	-	-	-	509.5
デリバティブ	20,787.8	1,508.8	-10,419.9	32.2	-42.6	-1,421.4	-	10,444.9
レベル3の公正価値での 金融資産合計	20,788.0	1,514.9	-10,419.9	1,046.1	-42.6	-1,360.5	-	11,526.0

レベル3の公正価値での金融負債³

連結グループ	2011年							2011年 12月31日
	2011年 1月1日	発行	決済および 買戻し	レベル1お よびレベル 2から移動	レベル3 から移動	損益を通じ た利益およ び損失 ¹	包括利益に おける利益 および損失	
(単位：百万クローナ)								
発行済非劣後証券	153,308.7	24,899.8	-59,198.1	-	-	2,665.9	-	121,676.3
デリバティブ	10,036.0	3,133.6	-930.3	144.0	-90.3	1,177.0	-	13,470.0
レベル3の公正価値での 金融負債合計	163,344.7	28,033.4	-60,128.4	144.0	-90.3	3,842.9	-	135,146.3

¹ 2012年12月31日現在保有する資産および負債の当該年度中における未実現の公正価値の変動額（損失）は、マイナス5億クローナ（2011年度：利益0.2億クローナ）であり、金融取引の純業績として計上された。

² 2012年度中のレベル3からレベル2への移動は、評価システムによる支援が改善され、計上された公正価値に重要な影響を及ぼす市場データが観測可能な評価モデルによって、公正価値がもたらされるようになったことに起因する。

³ 2011年度の比較数値は、各年度の比較性を確保するために修正再表示されている。

レベル3の金融商品の評価の不確実性

レベル3の取引の評価に使用されるパラメーターの推定は不確実で主観的なプロセスであるため、SEKは、IFRS第7号に従い、他の合理的なパラメーター値を使用して、レベル3の金融商品の公正価値の差異における分析を行った。レベル3の金融商品の公正価値は、異なる種類の相互関係に著しく影響を受けており、観測可能な市場データに基づいていない。したがって、この感応度分析は、ポートフォリオの再評価に基づいており、かかる再評価において、相互関係はプラス/マイナス10%調整されている。再評価が行われた後、各取引の最高値/最低値が選択される。レベル3の全ての取引は、仕組み商品の一部である。

その結果、SEKのビジネス・モデルに従い、仕組みパッケージは、一方が仕組み商品のキャッシュフローに一致しもう一方が基準金利に対するスプレッドで変動するデリバティブによってヘッジされる。つまり、仕組み商品

の価値の上昇または低下は、デリバティブの一致する部分の同等の上昇または低下により相殺される。下記の市場評価が最大のシナリオにおいては、仕組み商品とデリバティブの一致部分の価格は、資産または負債にかかわらず最大になる。市場評価が最小のシナリオにおいては、仕組み商品とデリバティブの一致部分の価格は最小になる。ISDA契約に基づく約定担保の影響を計上後、担保支払後の残存エクスポージャーのみが信用価値の調整の影響を受ける。不確実性分析におけるいかなるプラス/マイナスの数値も、損益にプラス/マイナスの影響をもたらす。

不確実性分析 - レベル3の資産および負債

連結グループ	2012年12月31日現在	
	市場評価が最大のシナリオ	市場評価が最小のシナリオ
(単位：百万クローナ)	変動	
資産		
その他の利付証券(貸付を除く。)	-	-
デリバティブ	204.5	-156.3
レベル3の資産の公正価値の変動合計	204.5	-156.3
負債		
発行済非劣後証券	-300.2	456.9
デリバティブ	220.3	-206.9
レベル3の負債の公正価値の変動合計	-79.9	250.0
損益への影響合計	124.6	93.7

不確実性分析 - レベル3の資産および負債

連結グループ	2011年12月31日現在	
	市場評価が最大のシナリオ	市場評価が最小のシナリオ
(単位：百万クローナ)	変動	
資産		
その他の利付証券(貸付を除く。)	-	-
デリバティブ	36.7	-36.8
レベル3の資産の公正価値の変動合計	36.7	-36.8
負債		
発行済非劣後証券	-135.7	197.2
デリバティブ	99.0	-160.4
レベル3の負債の公正価値の変動合計	-36.7	36.8
信用価値の調整	-0.3	0.2
損益への影響合計	-0.3	0.2

注14 デリバティブ

別段の記載がない限り、本書における金額は連結グループに関するものである。連結グループと親会社の金額は基本的に同じである。

連結グループ 種類別デリバティブ (単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在			2011年12月31日現在		
	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額
金利関連契約	6,528.0	6,868.6	150,547.6	6,169.6	7,226.2	143,469.3
通貨関連契約	16,823.1	4,974.7	207,056.2	23,182.5	5,089.8	231,600.0
株式関連契約	2,228.0	3,234.5	40,363.3	1,952.9	8,747.5	58,498.7
商品、信用リスク等関連契約	132.1	1,343.2	16,094.7	162.0	1,541.3	20,377.5
デリバティブ合計	25,711.2	16,421.0	414,061.8	31,467.0	22,604.8	453,945.5

連結グループ うち、IAS第39号に基づいて 売買目的証券として会計処理され る、経済的ヘッジに使用される デリバティブ (単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在			2011年12月31日現在		
	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額
金利関連契約	2,153.3	4,974.1	67,613.6	1,663.1	5,559.8	70,695.7
通貨関連契約	6,806.3	4,015.5	141,337.0	8,918.7	4,106.1	141,522.1
株式関連契約	2,228.0	3,234.5	40,363.3	1,952.9	8,747.5	58,498.7
商品、信用リスク等関連契約	132.1	1,343.2	16,094.7	162.0	1,541.3	20,377.5
デリバティブ合計	11,319.7	13,567.3	265,408.6	12,696.7	19,954.7	291,094.0

連結グループ うち、ヘッジ会計に使用される デリバティブ (単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在			2011年12月31日現在		
	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額
金利関連契約	4,374.7	1,894.5	82,934.0	4,506.5	1,666.4	72,773.6
通貨関連契約	10,016.8	959.2	65,719.2	14,263.8	983.7	90,077.9
株式関連契約	-	-	-	-	-	-
商品、信用リスク等関連契約	-	-	-	-	-	-
デリバティブ合計	14,391.5	2,853.7	148,653.2	18,770.3	2,650.1	162,851.5

連結グループ キャッシュフロー・ヘッジとして使用 されるデリバティブ (単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在				
	≤1ヶ月	1ヶ月≤3ヶ月	3ヶ月≤1年	1年≤5年	>5年
キャッシュ・インフロー(資産)	79.2	38.3	179.1	894.8	-2.9
キャッシュ・アウトフロー(負債)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
正味キャッシュ・インフロー	79.2	38.3	179.1	894.8	-2.9

連結グループ		2011年12月31日現在				
キャッシュフロー・ヘッジとして使用されるデリバティブ						
(単位：百万クローナ)	≤1ヶ月	1ヶ月≤3ヶ月	3ヶ月≤1年	1年≤5年	>5年	
キャッシュ・インフロー(資産)	69.0	8.8	79.0	687.4	64.6	
キャッシュ・アウトフロー(負債)	0.0	-4.8	13.3	0.0	0.0	
正味キャッシュ・インフロー	69.0	4.0	92.3	687.4	64.6	

連結グループ		2012年12月31日現在				
公正価値ヘッジとして使用されるデリバティブ						
(単位：百万クローナ)	≤1ヶ月	1ヶ月≤3ヶ月	3ヶ月≤1年	1年≤5年	>5年	
キャッシュ・インフロー(資産)	241.1	663.0	3,137.2	8,438.5	2,840.0	
キャッシュ・アウトフロー(負債)	-48.9	-100.5	-420.5	-1,553.3	-347.5	
正味キャッシュ・インフロー	192.2	562.5	2,716.7	6,885.2	2,492.5	

連結グループ		2011年12月31日現在				
公正価値ヘッジとして使用されるデリバティブ						
(単位：百万クローナ)	≤1ヶ月	1ヶ月≤3ヶ月	3ヶ月≤1年	1年≤5年	>5年	
キャッシュ・インフロー(資産)	120.0	489.9	3,131.4	10,900.0	4,662.8	
キャッシュ・アウトフロー(負債)	-70.6	-147.2	-379.4	-1,588.7	-345.7	
正味キャッシュ・インフロー	49.4	342.7	2,752.0	9,311.3	4,317.1	

当年度中に包括利益計算書に再分類されたキャッシュフロー・ヘッジの純損失

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
受取利息	405.2	353.6
支払利息	-215.2	-201.4
合 計	190.0	152.2

取引先、金利、為替およびその他のエクスポージャーに関するSEKの方針に基づき、SEKは異なる種類のデリバティブ（大部分は様々な金利関連および為替関連の契約（スワップ等））を使用し、その当事者となっている。これらの契約は、契約毎に公正価値で財政状態報告書に計上されている。

SEKは金融資産および金融負債に内在するリスク・エクスポージャーをヘッジするために、主としてスワップ契約を使用する。SEKはスワップ契約をISDAマスター契約に基づいてのみ締結しており、全てのスワップ契約は取引先である金融機関とのものである。取引先リスクは、ISDAクレジット・サポート・アネックスにより管理されている。スワップは、可能な場合には、市場の相場を使用して公正価値で評価される。市場の相場が使用できない場合は、評価モデルが使用される。SEKは取引先の信用度における変動の純エクスポージャー公正価値を調整するためにモデルを使用する。使用されるモデルは、直接観測できる市場のパラメーターおよび観測できない市場のパラメーターの両方を含む。

SEKは、多数の金融市場で債券を発行している。これら債券の多くは、組込デリバティブを取り入れた複合金融商品である。SEKは、効果的に経済的ヘッジを行うために、対応する仕組みを持つスワップを用いてかかる金融商品のリスクをヘッジすることを方針としている。かかる複合債券は、公正価値で測定される金融負債として分類される。この種の金融商品については市場で建値されないため、公正価値の計算には、評価モデルが使用される。使用されるモデルは、直接観測できる市場のパラメーターおよび観測できない市場のパラメーターの両方を含む。

デリバティブの名目金額は、実際のエクスポージャーを反映していない。取引先との担保契約の締結が図られる場合は、担保契約に基づく許容額が実際のエクスポージャーを表す。取引先との担保契約の締結が図られない場合には、公正価値（正の値）が、実際のエクスポージャーを表す。SEKは、ほぼ全ての場合に担保契約の締結を図っている。デリバティブに関するリスク・エクスポージャーの金額についての詳細は、注28の「純エクスポージャー合計」の表を参照されたい。

条件に基づく信用補完商品のいくつかはデリバティブであるため、損益を通じた公正価値で金融資産または金融負債として分類される。一方その他は金融保証として分類され、償却原価で計上される。2012年12月31日現在、金融保証として分類された、条件に基づく信用補完商品の名目金額は、9,233.1百万クローナ（2011年度末：15,371.7百万クローナ）であった。

注15 株式

全ての子会社はスウェーデンのストックホルムに所在し、スウェーデン輸出信用銀行が完全所有する。子会社に関する当年度純利益（税引後）は14.0百万クローナ（2011年度：10.1百万クローナ）であった。

子会社株式 (単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在		2011年12月31日現在	
	簿価	株式数	簿価	株式数
AB SEK Securities(登録番号556608-8885)	10.0	100,000	10.0	100,000
SEK Financial Advisors AB(登録番号556660-2420)	0.8	5,000	0.8	5,000
SEK Financial Services AB(登録番号556683-3462)	0.1	1,000	0.1	1,000
SEK Customer Finance AB(登録番号556726-7587)	16.6	1,000	16.6	1,000
SEK Exportlån AB(登録番号556761-7617)	0.1	1,000	0.1	1,000
Venantius AB(登録番号556449-5116)	54.7	5,000,500	54.7	5,000,500
合 計	82.3		82.3	

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年	2011年	2012年	2011年
子会社株式の減損 ¹	-	-	0.0	-39.7
子会社株式の減損額合計	-	-	0.0	-39.7

¹ 当年度、配当による減損はなかった。前年度、Venantiusの株式減損額は35.5百万クローナであった。Venantiusの株式減損は、同社の支払配当額（同額で計上された。）に起因した。SEK Financial Advisorsの株式減損額は4.2百万クローナであった。当該減損は、同社の支払配当額（同額で計上された。）に起因した。

注16 その他の資産

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
スウェーデン政府に対する実現債権	13.4	10.7	11.1	10.7
公的輸出金融制度におけるデリバティブへの再評価の影響に関する、スウェーデン政府に対する未実現債権	2,147.6	2,103.1	2,147.6	2,103.1
当期税金債権	13.6	-	21.8	-
子会社に対する債権	該当なし	該当なし	0.0	-7.9
未決済取引の債権	1,632.2	1,711.0	1,632.2	1,711.0
その他	217.7	85.0	209.5	73.6
合計	4,024.5	3,909.8	4,022.2	3,890.5

注17 前払費用および未収収益

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
未収利息収益	2,623.4	3,708.8	2,623.4	3,708.7
前払費用およびその他の未収収益	31.6	32.2	31.6	31.5
合計	2,655.0	3,741.0	2,655.0	3,740.2

注18 債務

種類別債務

2012年12月31日現在 (単位：百万クローナ)	連結グループ			親会社		
	合計	発行済非劣後証券を除く債務合計	発行済非劣後証券合計	合計	発行済非劣後証券を除く債務合計	発行済非劣後証券合計
為替相場関連契約	100,256.5	-	100,256.5	100,256.5	-	100,256.5
金利関連契約	109,893.1	14,547.2	95,345.9	109,968.1	14,622.2	95,345.9
株式関連契約	38,389.2	-	38,389.2	38,389.2	-	38,389.2
原料、信用リスク等関連契約	24,098.5	-	24,098.5	24,098.5	-	24,098.5
債務残高合計	272,637.3	14,547.2	258,090.1	272,712.3	14,622.2	258,090.1
うち、通貨の種類：						
スウェーデン・クローナ	8,641.4			8,716.4		
その他の通貨	263,995.9			263,995.9		
合計	272,637.3			272,712.3		

2011年12月31日現在 (単位：百万クローナ)	連結グループ			親会社		
	合計	発行済非劣 後証券を除 く債務合計	発行済非劣 後証券合計	合計	発行済非劣 後証券を除 く債務合計	発行済非劣 後証券合計
為替相場関連契約	127,790.3	-	127,790.3	127,790.3	-	127,790.3
金利関連契約	83,730.5	15,893.0	67,837.5	83,740.5	15,903.0	67,837.5
株式関連契約	45,256.2	-	45,256.2	45,256.2	-	45,256.2
原料、信用リスク等関連契約	16,468.4	-	16,468.4	16,468.4	-	16,468.4
債務残高合計	273,245.4	15,893.0	257,352.4	273,255.4	15,903.0	257,352.4

うち、通貨の種類：

スウェーデン・クローナ	9,550.2	9,560.2
その他の通貨	263,695.2	263,695.2
合計	273,245.4	273,255.4

各契約は主な資産によって分類されている。全ての資産を考慮に入れると、一つの取引が数種のカテゴリーに含まれる可能性がある。

SEKIは、以下の主要な資金調達プログラムを構築している。

(単位：百万クローナ)	価値残高 ¹	
資金調達プログラム	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
ミディアム・ターム・ノート・プログラム：		
金額無制限ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム	171,981.7	195,197.7
金額無制限SEC登録米国ミディアム・ターム・ノート・プログラム	60,733.6	61,981.4
金額無制限スウェーデンミディアム・ターム・ノート・プログラム	452.2	830.1
8,000,000,000スウェーデン・クローナ		
スウェーデンミディアム・ターム・ノート・プログラム	3,449.0	4,262.5
金額無制限MTN/STN 豪ドル債券発行プログラム	40.6	49.9
コマーシャルペーパー・プログラム：		
3,000,000,000米ドル 米国コマーシャルペーパー・プログラム	10,520.3	-
4,000,000,000米ドル 欧州コマーシャルペーパー・プログラム	-	-

¹ 公正価値の調整を除く償却原価

注19 その他の負債

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年2月31日現在	2011年2月31日現在	2012年2月31日現在	2011年2月31日現在
子会社に対する債務	該当なし	該当なし	26.4	32.6
当期税金負債	-	67.8	-	65.7
引渡および支払がなされていない取得資産に関連する負債	2,836.7	1,848.3	2,836.8	1,848.3
その他	625.6	580.9	617.3	580.9
合計	3,462.3	2,497.0	3,480.5	2,527.5

注20 未払費用および前受収益

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
未払利息費用	2,204.7	3,154.9	2,204.8	3,155.0
その他の未払費用	202.9	196.1	202.7	195.8
合計	2,407.6	3,351.0	2,407.5	3,350.8

注21 引当金

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
年金債務(注5参照)	44.5	47.0	12.9	13.3
解約準備金	9.9	2.6	-	-
合計	54.4	49.6	12.9	13.3

注22 劣後債務証券

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
非累積的永久劣後ローン(外貨) ^{1, 2}	3,012.7	3,174.4	3,012.7	3,174.4
劣後債務残高合計	3,012.7	3,174.4	3,012.7	3,174.4

うち、通貨の種類：

スウェーデン・クローナ	-	-	-	-
外貨	3,012.7	3,174.4	3,012.7	3,174.4

¹ 額面価額200百万米ドル。利払いは年率5.40%で年4回の後払いである。SEKの選択のみにより、2008年12月27日以降四半期毎に額面価額の100%で償還が可能である。償還には、スウェーデン金融監督庁の事前の承認が必要である。SEKに利払いを行えるだけの分配可能資本がない場合には、かかる支払いは行われない。投資家の発生済未収利息受領権はその後失効する(非累積)。SEKが清算の義務を負うことを回避するため、株主総会は、スウェーデン金融監督庁の承認を得て、元本金額および未払利息を損失への充当に利用すると定めることができる。ただし、SEKはその後、当該元本金額が、財政状態報告書上の債務として全額回復されるか、またはスウェーデン金融監督庁の承認を得て償還され、かつ、かかる発生済未払利息が支払われるまでの間は、株主に配当を支払うことはできない。

² 額面価額150百万米ドル。利払いは年率6.375%で年4回の後払いである。SEKの選択のみにより、2008年12月27日以降四半期毎に額面価額の100%で償還が可能である。償還には、スウェーデン金融監督庁の事前の承認が必要である。SEKに利払いを行えるだけの分配可能資本がない場合には、かかる支払いは行われない。投資家の発生済未収利息受領権はその後失効する(非累積)。SEKが清算の義務を負うことを回避するため、株主総会は、スウェーデン金融監督庁の承認を得て、元本金額および未払利息を損失への充当に利用すると定めることができる。ただし、SEKはその後、当該元本金額が、財政状態報告書上の債務として全額回復されるか、またはスウェーデン金融監督庁の承認を得て償還され、かつ、かかる発生済未払利息が支払われるまでの間は、株主に配当を支払うことはできない。

当年度末現在の劣後債務に関連する未払利息は1.5百万クローナ(2011年度末：1.6百万クローナ)であり、「未払費用および前受収益」の項目に含まれている。

劣後ローンは、当社のその他の債務より下位であるため、その他の債権者が支払いを受けるまで支払いはなされない。

注23 株主資本

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
株式資本	3,990.0	3,990.0	3,990.0	3,990.0
法定準備金	-	-	198.0	198.0
準備金/公正価値準備金				
ヘッジ準備金	469.2	319.4	469.2	319.4
公正価値準備金	-19.3	-24.8	-19.3	-24.8
利益剰余金	9,972.3	9,683.5	7,646.3	7,518.3
株主資本合計	14,412.2	13,968.1	12,284.2	12,000.9

株式の合計数は3,990,000株であり、1株当たり引用価値は1,000クローナである。

ヘッジ準備金は、キャッシュフロー・ヘッジに関連してヘッジ・デリバティブの累積有効部分からなり、その他の包括利益に計上される。ヘッジ準備金は、税引後純額で計上される。

公正価値準備金は、売却可能証券に関連してその他の包括利益を通じて計上される公正価値と償却原価との税引後差異として計上されている。2008年7月1日付の再分類後、公正価値準備金は、これらの再分類済資産の残存期間で償却される。2009年度から、売却可能に分類される新たな資産を取得している。計上された準備金のうち、4.4百万クローナ（2011年度末：2.2百万クローナ）は公正価値の変動がプラスの利付証券、マイナス12.1百万クローナ（2011年度末：マイナス10.1百万クローナ）は公正価値の変動がマイナスの利付証券であり、マイナス11.6百万クローナ（2011年度末：マイナス16.9百万クローナ）は2008年度の再分類からの残存分である。

全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

スウェーデンの信用機関および証券会社の年次会計に関する法律に従って、連結グループの年度末における分配不能資本は6,334.7百万クローナ（2011年度末：6,176.9百万クローナ）、また分配可能資本は8,077.5百万クローナ（2011年度末：7,791.2百万クローナ）であった。親会社の年度末における分配不能資本は4,188.0百万クローナ（2011年度末：4,188.0百万クローナ）、また分配可能準備金は8,096.2百万クローナ（2011年度末：7,812.9百万クローナ）であった。

親会社に計上された法定準備金は、分配不能資本に対する法定引当金への従前の需要を表している。かかる要件は2006年1月1日に廃止され、従前の引当金が残存する。

注24 偶発債務、偶発資産およびコミットメント契約

偶発債務およびコミットメント契約は、2012年12月31日現在の連結財政状態報告書に関連して開示される。偶発債務は、1.1百万クローナ（2011年度末：1.1百万クローナ）のVenantius ABへの過去の貸付に関する負債である。コミットメント契約は、承諾済未実行貸付である。このような承諾済未実行貸付は、顧客により承諾されたがまだ実行されていない貸付申出を指す。2012年12月31日現在の承諾済未実行貸付25,915.1百万クローナ（2011年度末：25,071.8百万クローナ）のうち、公的輸出金融制度における承諾済未実行貸付は12,675.4百万クローナ（2011年度末：9,036.0百万クローナ）であった。かかる公的輸出金融制度におけるコミットメント契約には、固定金利オプションが含まれる場合があり、その費用はスウェーデン政府との合意に従いスウェーデン政府によって払い戻される（注25参照）。

2012年12月31日現在の融資申出残高は総額595億クローナ（2011年度末：643億クローナ）であり、2011年度末から7.5%減少した。このうち479億クローナ（2011年度末：576億クローナ）は公的輸出金融制度に由来するものであった。2012年度中、SEKは融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。融資申出残高のうち、338億クローナは拘束力のある融資申出であり、257億クローナは拘束力のない融資申出である。

2012年12月31日現在、SEKは、デリバティブ契約の担保契約に基づく25億クローナ（2011年度末：43億クローナ）の預金を有していた。

リーマン・ブラザーズ・ファイナンス・エイ・ジー

2012年4月11日、スイス企業リーマン・ブラザーズ・ファイナンス・エイ・ジー（清算中であり、プライスウォーターハウスクーパースが清算人として指名されている。）（「LBF」）は、SEKを相手取り、ストックホルム地方裁判所に訴訟を提起した。LBFは、2008年9月にその親会社であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクが破産した後、一定のデリバティブ取引が終了した際、SEKがLBFに支払うべき解約金の計算を誤った、と主張している。LBFはまた、SEKは自身が支払うべきと計算した金額についても支払が遅れた、と主張している。その訴えの中でLBFは、約37百万米ドルに、2012年3月30日までの延滞利息の約45百万米ドルを加えた合計82百万米ドルの支払を求めている。SEKは、2012年8月31日にストックホルム地方裁判所に回答書を提出し、LBFに支払うべき適切な金額は、すでに全額支払が済んでいる旨を主張した。当該訴訟のストックホルム地方裁判所における初回の聴聞は、2013年4月に予定されている。SEKは、LBFの主張には法的根拠がないと考えており、自身の見解を強く主張する意向である。

SEKは、現在提起されている訴訟を含め、SEKがリーマン・ブラザーズの破産に関して大きな損失を被ることはないものと確信している。SEKのLBFとの紛争の結果についての保証はない。

注25 公的輸出金融制度

SEKは、報酬を受けてスウェーデン政府輸出信用支援制度およびスウェーデン政府関連援助融資プログラム（以下総称して「公的輸出金融制度」という。）を運営している。スウェーデン政府が公表する当社に対する株主の指示における委託に従い、SEKは、公的輸出金融制度における貸付供与を管理している。注1(d)を参照されたい。当該株主の指示に基づく公的輸出金融制度からSEKへの報酬は、89.4百万クローナ（2011年度：72.4百万クローナ）であり、SEKの包括利益計算書の受取利息の一部として開示されている。公的輸出金融制度の資産および負債はSEKの財政状態報告書に含まれている。

CIRR（Commercial Interest Reference Rate）貸付は公的輸出金融制度の二種類の貸付のうちの一つであり、もう一方は譲許的貸付である。2012年度の公的輸出金融制度の純業績は83.0百万クローナ（2011年度：81.8百万クローナ）であり、そのうちCIRR貸付の純業績は128.4百万クローナ（2011年度：123.7百万クローナ）であった。

公的輸出金融制度の包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
受取利息	1,083.3	862.9
支払利息	-913.6	-802.5
純利息収益	169.7	60.4
利息補償	0.7	92.4
SEKへの報酬	-89.4	-72.4
外国為替の影響	2.0	1.4
スウェーデン政府へ(-)/から(+) ¹ の補填	-83.0	-81.8
純業績	0.0	0.0

公的輸出金融制度に基づく貸付種類別の業績

公的輸出金融制度の財政状態報告書 (SEKの財政状態報告書に含まれる。)

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
現金および現金等価物	6.6	20.1
貸付	39,499.1	34,226.9
デリバティブ	11.6	4.6
その他の資産	2,470.5	2,459.0
資産合計	41,987.8	36,710.6
負債	39,821.3	34,591.8
デリバティブ	2,166.5	2,118.8
株主資本	-	-
負債および株主資本合計	41,987.8	36,710.6
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付(注24)	12,675.4	9,036.0
拘束力のある融資申出(注24) ¹	30,497.7	該当なし

¹ 2012年度中、SEKは融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

公的輸出金融制度に基づく貸付種類別の業績

(単位：百万クローナ)	CIRR貸付		譲許的貸付	
	2012年	2011年	2012年	2011年
純利息収益	212.9	100.3	-43.2	-39.9
利息補償	0.7	92.4	-	-
SEKへの報酬	-87.2	-70.4	-2.2	-2.0
外国為替の影響	2.0	1.4	-	-
合計	128.4	123.7	-45.4	-41.9

注26 セグメント別報告

IFRS第8号に従い、SEKには、対顧客直接融資および最終顧客融資の二つのセグメントがある。対顧客直接融資は、SEKがスウェーデンの輸出企業に対して直接、またはその利益のために手配する融資である。最終顧客融資は、SEKがスウェーデンの物品およびサービスの購入者のために手配する融資である。

SEKの経営陣は、いくらかの公正価値の影響額を除いた営業利益を主な根拠としてその事業を評価する。セグメントの収益性、会計方針およびセグメント間における割当の評価は、IFRS第8号に基づき、上級経営陣に対して報告される情報に従う。

損益およびセグメントに直接割り当てられない利付資産は、セグメントに公平な割当を行うと経営陣が考える内部方針に従い、割当方式で割り当てられる。

連結包括利益計算書

2012年

(単位：百万クローナ)	連結包括利益			合計
	対顧客直接融資	最終顧客融資	計算書との調整	
純利息収益および純手数料	1,098.7	781.4	-	1,880.1
金融取引の純業績	169.6	150.9	-	320.5
その他の営業収益	-	-	19.9	19.9
営業費用	-220.0	-324.5	-	-544.5
純信用損失	-13.1	-10.3	-	-23.4
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	1,035.2	597.5	19.9	1,652.6
未実現の価値変動額	-	-	-828.2 ¹	-828.2
営業利益	1,035.2	597.5	-808.3	824.4

¹ 未実現の公正価値の変動額マイナス1,151.7百万クローナ、および大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に実現された利益323.5百万クローナからなる。

連結包括利益計算書

2011年

(単位：百万クローナ)	連結包括利益			合計
	対顧客直接融資	最終顧客融資	計算書との調整	
純利息収益および純手数料	1,098.1	770.1	-	1,868.2
金融取引の純業績	227.3	254.6	-	481.9
その他の営業収益	-	-	108.8	108.8
営業費用	-211.5	-288.9	-	-500.4
純信用損失	-71.9	-39.0	-	-110.9
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	1,042.0	696.8	108.8	1,847.6
未実現の価値変動額	-	-	41.5	41.5
営業利益	1,042.0	696.8	150.3	1,889.1

利付資産および承諾済未実行貸付

2012年12月31日現在

2011年12月31日現在

(単位：十億クローナ)	2012年12月31日現在			2011年12月31日現在		
	対顧客 直接融資	最終顧客 融資	セグメン トの合計	対顧客 直接融資	最終顧客 融資	セグメン トの合計
利付資産	115.5	160.6	276.1	127.5	147.5	275.0
承諾済未実行貸付	-	25.9	25.9	2.5	22.6	25.1

セグメントの合計と連結財政状態報告書との調整

(単位：十億クローナ)	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
セグメントの合計	276.1	275.0
現金および現金等価物	2.3	3.7
デリバティブ	25.7	31.5
有形固定資産・無形資産	0.2	0.1
その他の資産	4.0	3.9
前払費用および未収収益	2.7	3.7
その他 ¹	2.1	1.8
合計	313.1	319.7
連結財政状態報告書	313.1	319.7

¹ 主に未実現の価値変動額である。

地域別収益 (単位：百万クローナ)	2012年			2011年		
	受取利息	受取手数料	合計	受取利息	受取手数料	合計
スウェーデン	3,510.5	2.3	3,512.8	3,697.0	5.4	3,702.4
ヨーロッパ(スウェーデンを除く。)	1,868.3	8.7	1,877.0	2,527.0	6.9	2,533.9
ヨーロッパ以外の国	4,973.5	0.1	4,973.6	3,999.0	0.0	3,999.0
合計	10,352.3	11.1	10,363.4	10,223.0	12.3	10,235.3

注27 自己資本比率

バーゼルⅡの第一の柱に従って計算した、連結金融機関たるSEKの2012年12月31日現在の自己資本比率は、現在適用ある移行規則の効果の算入前で23.1% (2011年度末：22.5%) であった (下記参照)。

資本基盤

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
Tier-1 普通資本 ¹	14,171	12,952	14,179	12,963
追加 Tier-1 資本	2,281	2,423	2,281	2,423
Tier-1 資本合計	16,452	15,375	16,460	15,386
Tier-2 資本	49	該当なし	49	該当なし
資本基盤合計²	16,501	15,375	16,509	15,386

¹ SEKの定義によると、Tier-1普通資本は、永久劣後債務という形式をとった追加Tier-1資本を除くTier-1資本で構成される。今後の自己資本比率規制において、Tier-1普通資本に含まれるものの定義はまだ決定していない。

² 内部格付 (IRB) 手法に基づく期待損失/利益を含む資本基盤合計。

資本基盤 — 調整項目

	連結グループ		親会社	
	2012年12月31日	2011年12月31日	2012年12月31日	2011年12月31日
(単位：百万クローナ)	現在	現在	現在	現在
株主資本	3,990	3,990	3,990	3,990
利益剰余金	9,972	9,684	7,646	7,518
その他の準備金	450	294	648	493
決算貸借対照表における				
株主資本合計	14,412	13,968	12,284	12,001
非課税準備金の株主資本割合	-	-	2,136	1,979
予想配当	-213	-420	-213	-420
その他の控除	-21	-33	-21	-33
無形資産	-113	-88	-113	-88
内部格付(IRB)手法による				
計算に基づく損失の100%	-	-	-	-
会計原則の法定調整額合計	-347	-541	1,789	1,438
売却可能証券の調整	19	-2	19	-2
自己の信用スプレッドの調整	556	-154	556	-155
キャッシュフロー・ヘッジの				
調整	-469	-319	-469	-319
調整項目合計	106	-475	106	-476
Tier-1 普通資本合計	14,171	12,952	14,179	12,963
Tier-1 適格劣後債	2,281	2,423	2,281	2,423
Tier-1 資本合計	16,452	15,375	16,460	15,386
Tier-2 適格劣後債	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Tier-2 資本からの控除	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
内部格付(IRB)手法による				
計算に基づく利益の100%	49	該当なし	49	該当なし
Tier-2 資本合計	49	-	49	-

期待損失による資本基盤の影響

期待損失は、法律および規制に従い、SEKの内部格付(IRB)手法から提供される情報に基づいて計算される。かかる期待損失は実際の、個別に期待される損失を表すものではなく、理論的に計算された金額を反映している。期待損失は、資本基盤からの総控除額である。この控除額は、期待損失が計算される金融資産の減損により減額される。減損計上額と期待損失の差額は、場合により資本基盤に追加または資本基盤から控除され、資本基盤を修正する。2012年12月31日現在、資本基盤への追加額は49百万クローナであった。かかる金額によりTier-2資本は増加した。2011年12月31日現在、資本基盤からの控除額は0百万クローナであった。

資本基盤 — 2012年度の変動

(単位：百万クローナ)	連結グループ	親会社
期首 Tier-1 普通資本残高	12,952	12,963
非課税準備金(資本割合)	該当なし	158
予想配当	-213	-213
当年度利益	709	548
無形資産	-25	-25
その他	748	748
うち—自己の信用スプレッドの調整	710	710
— 価格調整	12	12
— 内部格付(IRB)手法による計算に基づく損失	0	0
— その他	26	26
期末 Tier-1 普通資本残高	14,171	14,179
Tier-1 適格劣後債期首残高(2012年)	2,423	2,423
為替効果	-142	-142
期末 Tier-1 資本合計	16,452	16,460
Tier-2 適格劣後債期首残高(2012年)	-	-
内部格付(IRB)手法による計算に基づく利益/損失	49	49
Tier-2 適格劣後債期末残高	49	49
資本基盤合計	16,501	16,509

資本基盤 — 2011年度の変動

(単位：百万クローナ)	連結グループ	親会社
期首 Tier-1 普通資本残高	12,051	12,138
非課税準備金(資本割合)	該当なし	212
予想配当	-420	-420
当年度利益	1,400	1,112
無形資産	-71	-71
その他	-8	-8
うち—自己の信用スプレッドの調整	-75	-75
— 価格調整	-32	-32
— 内部格付(IRB)手法による計算に基づく損失	85	85
— その他	14	14
期末 Tier-1 普通資本残高	12,952	12,963
Tier-1 適格劣後債期首残高(2011年)	2,381	2,381
為替効果	42	42
期末 Tier-1 資本合計	15,375	15,386
Tier-2 適格劣後債期首残高(2011年)	-	-
内部格付(IRB)手法による計算に基づく利益/損失	-	-
Tier-2 適格劣後債期末残高	-	-
資本基盤合計	15,375	15,386

第一の柱に基づく所要自己資本

	連結グループ						親会社					
	2012年12月31日現在			2011年12月31日現在			2012年12月31日現在			2011年12月31日現在		
	EAD ³	リスク加重金額	所要自己資本	EAD	リスク加重金額	所要自己資本	EAD	リスク加重金額	所要自己資本	EAD	リスク加重金額	所要自己資本
(単位：百万クローナ)												
信用リスク(標準的手法)												
中央政府	9,607	820	66	12,246	1,341	107	9,607	820	66	12,246	1,341	107
政府輸出信用機関	138,987	315	25	112,361	178	14	138,987	315	25	112,361	178	14
地域政府	23,510	-	-	19,002	-	-	23,510	-	-	19,002	-	-
多国籍開発銀行	422	-	-	423	-	-	422	-	-	423	-	-
家計エクスポージャー	1	1	0	1	1	0	-	-	-	-	-	-
企業	373	373	30	247	247	20	373	373	30	247	247	20
信用リスク(標準的手法)合計	172,900	1,509	121	144,280	1,767	141	172,899	1,508	121	144,279	1,766	141
信用リスク(内部格付(IRB)手法)												
金融機関 ¹	76,789	19,612	1,569	86,188	22,335	1,787	76,775	19,609	1,569	86,138	22,325	1,786
企業	61,977	36,202	2,896	53,898	31,119	2,489	61,977	36,202	2,896	53,898	31,119	2,489
証券化ポジション	10,021	8,254	660	16,115	5,807	465	10,021	8,254	660	16,115	5,807	465
取引先なし	149	149	12	128	128	10	231	231	18	211	211	17
信用リスク(内部格付(IRB)手法)合計	148,936	64,217	5,137	156,329	59,389	4,751	149,004	64,296	5,143	156,362	59,462	4,757
為替リスク	該当なし	2,221	178	該当なし	2,486	199	該当なし	2,221	178	該当なし	2,486	199
オペレーショナル・リスク	該当なし	3,549	284	該当なし	4,799	384	該当なし	3,547	284	該当なし	4,767	381
バーゼルIIに基づく所要自己資本合計	321,836	71,496	5,720	300,609	68,441	5,475	321,903	71,572	5,726	300,641	68,481	5,478
バーゼルIに基づく追加所要自己資本 ²	該当なし	-	-	該当なし	-	-	該当なし	-	-	該当なし	-	-
バーゼルIIに基づく所要自己資本合計(追加所要自己資本を含む。)	321,836	71,496	5,720	300,609	68,441	5,475	321,903	71,572	5,726	300,641	68,481	5,478
バーゼルIに基づく所要自己資本合計	該当なし	84,754	6,780	該当なし	81,146	6,492	該当なし	84,832	6,787	該当なし	81,217	6,497

¹ うちデリバティブの取引先リスクは、デフォルト時エクスポージャー (EAD) 9,269百万クローナ (2011年度：11,279百万クローナ)、加重負債3,442百万クローナ (2011年度：4,082百万クローナ)、所要自己資本275百万クローナ (2011年度：327百万クローナ)。

² 「バーゼルIに基づく追加所要自己資本」の項目は、自己資本規制 (2006年第1371号) の実施に関する法律 (2006年第1372号) 第5条に従って算出している。

³ EADは、デフォルト時におけるエクスポージャーの残高を示している。

PD等級別信用リスク

下記の表は、内部でPDが見積もられるエクスポージャー・クラスにおけるデフォルト時エクスポージャー (EAD)、かかるエクスポージャーのうちデフォルト時の損失率 (LGD)、および取引先のデフォルトまたは支払中止確率 (PD) を表している。

連結グループ	2012年12月31日現在					2011年12月31日現在				
	AA+から	BBB+から	BB+から	CCCから		AA+から	BBB+から	BB+から	CCCから	
	A-	BBB-	B-	D		A-	BBB-	B-	D	
(単位：百万クローナ)	AAA	0.02-	0.21-	0.79-	28.98-	AAA	0.02-	0.21-	0.79-	28.98-
	0.02%	0.15%	0.44%	10.05%	100%	0.02%	0.15%	0.44%	10.05%	100%
金融機関										
EAD	899	70,969	4,678	243	-	-	80,089	5,836	263	-
平均PD(%)	0.02	0.08	0.27	0.79	-	-	0.08	0.28	1.09	-
平均LGD(%)	45.0	42.2	45.0	45.0	-	-	43.5	45.0	45.0	-
平均リスク加重(%)	15.3	23.8	50.7	89.4	-	-	23.6	54.1	99.8	-
企業										
EAD	898	19,062	29,482	12,344	191	70	15,871	27,243	10,497	217
平均PD(%)	0.02	0.11	0.30	1.09	33.79	0.02	0.11	0.29	1.02	33.37
平均LGD(%)	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
平均リスク加重(%)	15.3	33.9	57.8	98.2	235.8	19.0	33.1	55.9	96.2	237.3

親会社	2012年12月31日現在					2011年12月31日現在				
	AA+から	BBB+から	BB+から	CCCから		AA+から	BBB+から	BB+から	CCCから	
	A-	BBB-	B-	D		A-	BBB-	B-	D	
(単位：百万クローナ)	AAA	0.02-	0.21-	0.79-	28.98-	AAA	0.02-	0.21-	0.79-	28.98-
	0.02%	0.15%	0.44%	10.05%	100%	0.02%	0.15%	0.44%	10.05%	100%
金融機関										
EAD	899	70,955	4,678	243	-	-	80,039	5,836	263	-
平均PD(%)	0.02	0.08	0.27	0.79	-	-	0.08	0.28	1.09	-
平均LGD(%)	45.0	42.2	45.0	45.0	-	-	43.5	45.0	45.0	-
平均リスク加重(%)	15.3	23.1	50.7	89.4	-	-	23.6	54.1	99.8	-
企業										
EAD	898	19,062	29,482	12,344	191	70	15,871	27,243	10,497	217
平均PD(%)	0.02	0.11	0.30	1.09	33.79	0.02	0.11	0.29	1.02	33.37
平均LGD(%)	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0
平均リスク加重(%)	15.3	33.9	57.8	98.2	235.8	19.0	33.1	55.9	96.2	237.3

信用リスク

リスク分類および信用リスクの数量化において、SEKは内部格付（IRB）手法を使用している。スウェーデン金融監督庁は、SEKのIRB手法を承認している。特にSEKは基礎的手法を適用している。基礎的手法の下では、当社が各取引先の年間デフォルト確率（PD）を測定し、一方スウェーデン金融監督庁が残りのパラメーターを設定する。ただし、スウェーデン金融監督庁は、当社に対し、2015年12月31日までいくつかのエクスポージャーを免除している。SEKは、IRB手法から除外されているエクスポージャーについて、信用リスクに対する所要自己資本を計算する際には、標準的手法を適用している。

為替リスク

為替リスクは、報告値を元にいわゆる二段法に従って計算される。2012年12月31日現在、為替ポジションの計算方法は、未実現の公正価値の変動に関連する資産および負債について改善されている。均一化の原則にのっとり、財務ハイライトにおける過去の期間の数値も再計算されている。かかる変更は、自己資本比率に重大な影響を与えない。

オペレーショナル・リスク

当該規制では、企業はオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の計算について、異なる手法を使用することができる。SEKは、標準的手法を適用している。標準的手法の下では、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本は、自己資本比率規制に従って、事業分野に区分されている当社の事業に基づいている。それぞれの分野の所要自己資本は、12%、15%または18%（事業分野による）の係数に収益指標を掛けて計算される。この収益指標は、過去3年間の事業年度の営業収益の平均値である。営業収益は、受取利息および受取リース料、支払利息および支払リース料、受取配当金、受取手数料、支払手数料、金融取引の純利益、ならびにその他の営業収益を合計して算出する。

移行規則

2007年以降、所要自己資本は主にバーゼルⅡ規制に基づいて決定されている。しかし、スウェーデン議会は、かかる規制により所要自己資本が、従来のリスクに影響されにくいバーゼルⅠ規制に基づいて算出した所要自己資本よりも低くなる場合、バーゼルⅡ規制の全面適用を直ちに認めないことを選択した。したがって2007年から2009年の移行期間中は、バーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本が並行して算出された。バーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本（2007年はその95%、2008年はその90%、2009年はその80%に減額される。）がバーゼルⅡ規制に基づく所要自己資本を上回った場合は、前述のバーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本が最低所要自己資本となった。2009年、スウェーデン議会は、移行規則を2011年度末まで延期して適用することを決定した。2012年、議会はさらに2013年度末まで移行規則を延期することを決定している。したがって、2013年には、所要自己資本は、引き続きバーゼルⅡ規制に基づく最高所要自己資本およびバーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本の80%に相当することになる。

自己資本比率分析（第一の柱）

	連結グループ				親会社			
	2012年12月31日現在		2011年12月31日現在		2012年12月31日現在		2011年12月31日現在	
	バーゼルⅠに 基づく追加所 要自己資本を 除く	バーゼルⅠに 基づく追加所 要自己資本を 含む	バーゼルⅠに 基づく追加所 要自己資本を 除く	バーゼルⅠに 基づく追加所 要自己資本を 含む	バーゼルⅠに 基づく追加所 要自己資本を 除く	バーゼルⅠに 基づく追加所 要自己資本を 含む	バーゼルⅠに 基づく追加所 要自己資本を 除く	バーゼルⅠに 基づく追加所 要自己資本を 含む
自己資本比率	23.1%	23.1%	22.5%	22.5%	23.1%	23.1%	22.5%	22.5%
うち Tier-1 普通資本に 関する比率	19.8%	19.8%	18.9%	18.9%	19.8%	19.8%	18.9%	18.9%
Tier-1 資本に 関する比率	23.0%	23.0%	22.5%	22.5%	23.0%	23.0%	22.5%	22.5%
Tier-2 資本に 関する比率	0.1%	0.1%	該当なし	該当なし	0.1%	0.1%	該当なし	該当なし
自己資本比率割合 (資本基盤合計/ 所要自己資本合計)	2.89	2.89	2.81	2.81	2.88	2.88	2.81	2.81

注28 リスクの情報

別段の記載がない限り、本書における金額は連結グループに関するものである。連結グループと親会社の金額は基本的に同じである。

財政状態報告書の項目別の信用度に関する表および財政状態報告書の項目とバーゼルⅡに基づくエクスポージャーとの関係を示した表は、簿価で表示されている。その他の表は、額面金額で表示されている。

信用リスク

下記の表は、信用リスクへの最大エクスポージャーを表している。表中の金額は、額面金額である。

連結グループ (単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在 信用リスクへの最大エクスポージャー		
	損益を通じた公正価値での金融資産	売却可能資産	貸付金および債権
現金および現金等価物	-	-	2,338.2
財務省証券/国債	-	4,245.0	848.9
その他の利付証券(貸付を除く。)	2,764.0	13,095.3	61,880.9
利付証券の発行という形式をとった貸付	1,951.2	-	55,147.3
金融機関への貸付	-	-	24,157.3
一般への貸付	-	-	130,142.6
デリバティブ	25,711.2	-	-
金融資産合計	30,426.4	17,340.3	274,515.2

連結グループ (単位：百万クローナ)	2011年12月31日現在 信用リスクへの最大エクスポージャー		
	損益を通じた公正価値での金融資産	売却可能資産	貸付金および債権
現金および現金等価物	-	-	3,749.6
財務省証券/国債	-	-	2,035.8
その他の利付証券(貸付を除く。)	4,268.7	9,198.5	61,653.2
利付証券の発行という形式をとった貸付	2,114.5	-	63,427.5
金融機関への貸付	-	-	27,267.1
一般への貸付	-	-	126,946.9
デリバティブ	31,467.0	-	-
金融資産合計	37,850.2	9,198.5	285,080.1

「金融機関への貸付」および「一般への貸付」の信用リスクへの最大エクスポージャーには、額面金額により表示された年度末の未実行貸付が含まれる。

下記の表は、財政状態報告書の項目別の信用度（リスク軽減後の純額）を表している。表中の金額は、簿価である。

連結グループ (単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在					
	簿価	AAA	AA+から A-	BBB+から BBB-	BB+から B-	CCC から D
現金および現金等価物	2,338.2	-	2,338.2	-	-	-
財務省証券/国債	5,111.5	4,261.0	814.4	36.0	-	-
その他の利付証券(貸付を除く。)	77,693.3	10,896.8	65,089.2	439.1	1,170.7	97.6
利付証券の発行という形式をとった貸付	57,889.8	15,498.5	19,358.4	13,094.3	9,938.6	-
金融機関への貸付	22,083.6	2,127.6	19,271.8	657.4	26.7	-
一般への貸付	115,478.2	20,428.9	57,765.2	25,961.6	11,195.7	126.7
デリバティブ	25,711.2	-	21,560.6	4,150.6	-	-
金融資産合計	306,305.8	53,212.9	186,197.8	44,339.2	22,331.8	224.3
承諾済未実行貸付	25,915.1	7,848.0	7,641.7	3,926.1	6,486.4	12.9

連結グループ (単位：百万クローナ)	2011年12月31日現在					
	簿価	AAA	AA+から A-	BBB+から BBB-	BB+から B-	CCC から D
現金および現金等価物	3,749.6	-	3,749.6	-	-	-
財務省証券/国債	2,033.4	1,995.3	-	38.1	-	-
その他の利付証券(貸付を除く。)	74,738.5	16,294.0	57,437.7	860.1	77.0	69.7
利付証券の発行という形式をとった貸付	66,204.5	19,730.4	26,818.4	15,690.4	3,965.3	-
金融機関への貸付	25,791.6	8,362.5	13,682.1	3,732.6	14.4	-
一般への貸付	107,938.1	49,903.1	35,368.1	14,916.9	7,611.9	138.1
デリバティブ	31,467.0	-	24,602.7	6,864.3	-	-
金融資産合計	311,922.7	96,285.3	161,658.6	42,102.4	11,668.6	207.8
承諾済未実行貸付	25,071.8	14,274.9	8,211.1	1,318.0	1,256.3	11.5

金融資産の信用度は、内部格付または外部格付を用いて評価される。

下記の表は、財政状態報告書の項目とバーゼルⅡに基づく純エクスポージャーとの関係を示している。

連結グループ	2012年12月31日現在					
	簿価	簿価からエク スポージャー への調整	エクスポ ージャー・クラ スへの調整	未実行貸付 および取引先 エクスポ ージャーへの 修正	エクスポ ージャー	エクスポージャー・ クラス
(単位：十億クローナ)						
財務省証券/国債	5.1	-	3.9	0.8	9.8	中央政府
その他の利付証券 (貸付を除く。)	77.7	-	29.3	55.0	162.0	政府輸出信用機関
利付証券の発行という形式 をとった貸付	57.9	-0.8	-33.7	0.2	23.6	地域政府
金融機関への貸付(現金およ び現金等価物を含む。) ¹	24.4	-2.8	-21.2	-	0.4	多国籍開発銀行
一般への貸付	115.5	-0.8	-48.4	10.9	77.2	金融機関
	-	-	60.1	3.5	63.6	企業
デリバティブ	25.7	-12.9	-12.8	-	-	
	-	-	10.0	-	10.0	証券化ポジション
金融資産合計	306.3	-17.3	-12.8	70.4	346.6	

連結グループ	2011年12月31日現在					
	簿価	簿価からエク スポージャー への調整	エクスポ ージャー・クラ スへの調整	未実行貸付 および取引先 エクスポ ージャーへの 修正	エクスポ ージャー	エクスポージャー・ クラス
(単位：十億クローナ)						
財務省証券/国債	2.0	-	9.5	1.5	13.0	中央政府
その他の利付証券 (貸付を除く。)	74.7	-	27.0	21.4	123.1	政府輸出信用機関
利付証券の発行という形式 をとった貸付	66.2	-0.3	-47.1	0.3	19.1	地域政府
金融機関への貸付(現金およ び現金等価物を含む。) ¹	29.5	-4.7	-24.4	-	0.4	多国籍開発銀行
一般への貸付	107.9	-0.7	-33.2	12.5	86.5	金融機関
	-	-	52.1	3.3	55.4	企業
デリバティブ	31.5	-14.8	-16.7	-	-	
	-	-	16.1	-	16.1	証券化ポジション
金融資産合計	311.8	-20.5	-16.7	39.0	313.6	

¹ 金融機関への貸付の簿価のうち25億クローナ(2011年度：43億クローナ)は、SEKにより提供された現金担保である。

デリバティブ取引の取引先リスクに関するバーゼルⅡの規制に基づく現行のISDAマスター契約に従いネットィングを適用したことによるデリバティブ・エクスポージャーの減少額は、129億クローナ(2011年度：148億クローナ)であった。

連結グループの信用エクスポージャー合計

総エクスポージャーを表す金額は、保証およびクレジット・デリバティブ(CDS)の考慮前である。一方、純エクスポージャーは、バーゼルⅡに基づき保証およびクレジット・デリバティブを考慮した上で記載している。表中の金額は、額面金額である。

純エクスポージャー合計

(単位：十億クローナ)

エクスポージャー・ クラス別：	合計				貸付および利付証券				未実行貸付およびデリバティブ等			
	2012年		2011年		2012年		2011年		2012年		2011年	
	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	12月31日現在	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
中央政府	9.8	3	13.0	4	9.0	3	11.5	4	0.8	1	1.5	4
政府輸出信用機関	162.0	47	123.1	39	107.0	39	101.7	37	55.0	78	21.4	55
地域政府	23.6	7	19.1	6	23.4	8	18.8	7	0.2	0	0.3	1
多国籍開発銀行	0.4	0	0.4	0	0.4	0	0.4	0	-	-	-	-
金融機関	77.2	22	86.5	28	66.3	24	74.0	27	10.9	16	12.5	32
企業	63.6	18	55.4	18	60.1	22	52.1	19	3.5	5	3.3	8
証券化ポジション	10.0	3	16.1	5	10.0	4	16.1	6	-	-	-	-
合計	346.6	100	313.6	100	276.2	100	274.6	100	70.4	100	39.0	100

IRB手法および標準的手法間における信用エクスポージャーの配分

(単位：十億クローナ)	2012年12月31日現在		2011年12月31日現在	
	純エクスポージャー	割合	純エクスポージャー	割合
標準的手法				
中央政府	9.8	3	13.0	4
政府輸出信用機関	162.0	47	123.1	39
地域政府	23.6	7	19.1	6
多国籍開発銀行	0.4	0	0.4	0
企業	0.4	0	0.4	0
標準的手法合計	196.2	57	156.0	49
IRB手法				
金融機関	77.2	22	86.5	28
企業	63.2	18	55.0	18
証券化ポジション	10.0	3	16.1	5
IRB手法合計	150.4	43	157.6	51
合計	346.6	100	313.6	100

地域別およびエクスポージャー・クラス別の信用エクスポージャー

2012年12月31日現在の地域別およびエクスポージャー・クラス別総エクスポージャー

(単位：十億クローナ)	アフリカ	アジア	北米	オセアニア	南米	スウェーデン	その他の 北欧諸国	その他の 欧州諸国	合計
中央政府	0.9	6.9	-	-	30.2	3.9	0.8	0.0	42.7
政府輸出信用機関	-	-	-	-	-	-	0.0	2.9	2.9
地域政府	-	-	-	-	-	9.9	1.5	4.9	16.3
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
金融機関	0.5	0.9	9.1	8.8	-	18.6	10.1	22.6	70.6
企業	1.5	42.4	24.1	0.6	7.6	71.1	13.4	43.4	204.1
証券化ポジション	-	-	2.6	2.5	-	-	-	4.9	10.0
合計	2.9	50.2	35.8	11.9	37.8	103.5	25.8	78.7	346.6

2011年12月31日現在の地域別およびエクスポージャー・クラス別総エクスポージャー

(単位：十億クローナ)	アフリカ	アジア	北米	オセアニア	南米	スウェーデン	その他の 北欧諸国	その他の 欧州諸国	合計
中央政府	0.0	7.6	-	-	0.2	3.3	2.5	1.8	15.4
政府輸出信用機関	0.7	-	-	-	-	-	0.0	-	0.7
地域政府	-	-	-	-	-	9.7	1.3	-	11.0
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
金融機関	0.6	1.2	6.7	4.4	-	22.0	10.6	30.3	75.8
企業	2.0	34.8	18.6	0.8	3.9	71.1	17.1	46.3	194.6
証券化ポジション	-	-	3.4	3.6	-	-	-	9.1	16.1
合計	3.3	43.6	28.7	8.8	4.1	106.1	31.5	87.5	313.6

2012年12月31日現在の地域別およびエクスポージャー・クラス別純エクスポージャー

(単位：十億クローナ)	アフリカ	アジア	北米	オセアニア	南米	スウェーデン	その他の 北欧諸国	その他の 欧州諸国	合計
中央政府	-	-	-	-	-	4.2	2.0	3.6	9.8
政府輸出信用機関	-	0.6	5.3	-	-	140.3	1.9	13.9	162.0
地域政府	-	-	-	-	-	17.5	1.7	4.4	23.6
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-	-	0.4	0.4
金融機関	-	1.0	11.9	8.8	-	13.6	13.6	28.3	77.2
企業	0.3	3.7	3.1	0.1	2.3	40.6	6.2	7.3	63.6
証券化ポジション	-	0.0	2.6	2.5	-	-	-	4.9	10.0
合計	0.3	5.3	22.9	11.4	2.3	216.2	25.4	62.8	346.6

2011年12月31日現在の地域別およびエクスポージャー・クラス別純エクスポージャー

(単位：十億クローナ)	アフリカ	アジア	北米	オセアニア	南米	スウェーデン	その他の 北欧諸国	その他の 欧州諸国	合計
中央政府	-	0.7	-	-	-	3.9	2.5	5.9	13.0
政府輸出信用機関	-	-	6.4	-	-	99.2	2.4	15.1	123.1
地域政府	-	-	-	-	-	17.5	1.6	-	19.1
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-	-	0.4	0.4
金融機関	-	0.8	9.7	4.4	-	19.1	13.3	39.2	86.5
企業	-	1.6	0.5	-	0.2	39.1	9.0	5.0	55.4
証券化ポジション	-	-	3.4	3.6	-	-	-	9.1	16.1
合計	-	3.1	20.0	8.0	0.2	178.8	28.8	74.7	313.6

欧州諸国に対するエクスポージャー・クラス別およびリスク軽減策別の信用エクスポージャー

現在のヨーロッパの政府債務危機を踏まえて、以下の表では、欧州諸国に対するSEKのエクスポージャーについて記載を試みた。借換えリスクを回避するため、SEKは、全ての融資約定（融資残高および承諾済未実行融資）について、利用可能な資金を満期まで確保することを方針としている。SEKがスウェーデン政府を代理して運営するCIRR融資については、当社の利用可能な資金を評価する際、当社はスウェーデン国債局からの融資枠を利用可能な資金とみなしている。当社は当該融資枠から最大で10年間資金を引き出す権利を与えられているが、当該融資枠から資金が引き出されたことはない。SEKは、クレジット・デリバティブによりリスクが軽減されている資産の満期より満期が短いクレジット・デリバティブ（CDS）を購入しないよう、確実に回避している。

リスク軽減に関する表の最初の欄は、総エクスポージャー、すなわち保証および信用リスク・デリバティブを除いた国別のエクスポージャーを示している。次の二つの欄は、保証および信用リスク・デリバティブの形式によるアウトゴーイングリスク軽減を示している。アウトゴーイングリスク軽減により各国のエクスポージャーは減少するが、これは当初の総エクスポージャーがリスク軽減により他の国へ移転するためである。付加的リスク軽減とは、総エクスポージャーに反映されていない信用保護を含めた結果、保証および信用リスク・デリバティブの形式によるエクスポージャーが各国で増大したことを意味している。付加的リスク軽減により各国のエクスポージャーは増大する。純エクスポージャー、すなわち保証および信用リスク・デリバティブを含めたエクスポージャーの欄の数値は、総エクスポージャー、アウトゴーイングリスク軽減および付加的リスク軽減の国別の合計である。

2012年12月31日現在の欧州諸国に対するリスク軽減策別総エクスポージャーおよび純エクスポージャー
(北欧諸国を除く)

(単位：十億クローナ)	総エクスポージャー	アウトゴーイング リスク軽減		付加的リスク軽減		純エクスポージャー
		保証	CDS	保証	CDS	
英国						
ソブリン	-	-	-	3.1	-	3.1
非ソブリン	12.3	-3.5	-1.1	1.0	3.8	12.5
フランス						
ソブリン	-	-	-	2.9	0.0	2.9
非ソブリン	5.4	-3.8	-	0.3	2.2	4.1
ドイツ						
ソブリン	5.4	-	-	4.5	0.0	9.9
非ソブリン	1.7	-	-	1.1	1.1	3.9
オランダ						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	11.2	-1.6	-0.3	0.2	-	9.5
ベルギー						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	0.3	-	-	0.0	-	0.3
アイルランド						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	4.9	-1.4	-0.6	-	-	2.9
スペイン						
ソブリン	-	-	-	-	-	0.0
非ソブリン	9.5	-6.6	-	0.1	0.1	3.1
ポーランド						
ソブリン	-	-	-	3.0	-	3.0
非ソブリン	3.0	-3.0	-	-	-	-
スイス						
ソブリン	-	-	-	0.0	-	0.0
非ソブリン	-	-	-	0.4	-	0.4
イタリア						
ソブリン	-	-	-	0.6	-	0.6
非ソブリン	2.9	-2.9	-	0.1	-	0.1
ポルトガル						
ソブリン	-	-	-	0.4	-	0.4
非ソブリン	0.5	-0.4	-	-	-	0.1
トルコ						
ソブリン	0.6	-0.6	-	-	-	-
非ソブリン	4.4	-3.8	-	-	-	0.6
ロシア						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	10.7	-10.7	-	-	-	0.0
ギリシャ						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	0.1	-0.1	-	-	-	-
オーストリア						
ソブリン	0.2	-	-	-	-	0.2
非ソブリン	1.3	-	-	0.0	-	1.3
ルクセンブルグ						
ソブリン	1.7	-	-	0.5	-	2.2
非ソブリン	0.6	-0.1	-	-	-	0.5
その他						
ソブリン	0.0	0.0	-	-	-	0.0
非ソブリン	2.0	-0.6	-0.2	0.0	-	1.2
合計	78.7	-39.1	-2.2	18.2	7.2	62.8

2011年12月31日現在の欧州諸国に対するリスク軽減策別総エクスポージャーおよび純エクスポージャー
(北欧諸国を除く)

(単位：十億クローナ)	総エクスポージャー	アウトゴーイング リスク軽減		付加的リスク軽減		純エクスポージャー
		保証	CDS	保証	CDS	
英国						
ソブリン	-	-	-	4.9	-	4.9
非ソブリン	18.4	-4.5	-1.9	0.4	4.7	17.1
フランス						
ソブリン	-	-	-	3.5	-	3.5
非ソブリン	8.0	-4.2	-	0.4	3.7	7.9
ドイツ						
ソブリン	1.3	-	-	6.7	-	8.0
非ソブリン	5.3	-1.5	-0.3	0.5	1.7	5.7
オランダ						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	7.3	-0.3	-	1.1	-	8.1
ベルギー						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	2.0	-0.2	-	0.0	-	1.8
アイルランド						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	5.9	-1.6	-	-	-	4.3
スペイン						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	10.7	-7.6	-	-	0.2	3.3
ポーランド						
ソブリン	-	-	-	3.1	-	3.1
非ソブリン	3.1	-3.1	-	-	-	-
スイス						
ソブリン	-	-	-	0.1	-	0.1
非ソブリン	2.0	-	-0.2	0.0	1.4	3.2
イタリア						
ソブリン	-	-	-	0.9	-	0.9
非ソブリン	3.2	-3.2	-	-	-	-
ポルトガル						
ソブリン	0.5	-0.5	-	0.5	-	0.5
非ソブリン	0.3	-	-	0.0	-	0.3
トルコ						
ソブリン	0.0	-	-	-	-	-
非ソブリン	5.6	-5.6	-	-	-	-
ロシア						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	11.4	-11.4	-	-	-	0.0
ギリシャ						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	-	-	-	-	-	-
オーストリア						
ソブリン	-	-	-	-	-	-
非ソブリン	0.5	-	-	0.0	-	0.5
ルクセンブルグ						
ソブリン	-	-	-	0.4	-	0.4
非ソブリン	0.3	-0.2	-	-	-	0.1
その他						
ソブリン	0.0	-	-	-	-	0.0
非ソブリン	1.7	-0.7	-	0.0	-	1.0
合計	87.5	-44.6	-2.4	22.5	11.7	74.7

2012年12月31日現在の北欧諸国に対するリスク軽減策別総エクスポージャーおよび純エクスポージャー

(単位：十億クローナ)	総エクスポージャー	アウトゴーイング リスク軽減		付加的リスク軽減		純エクスポージャー
		保証	CDS	保証	CDS	
スウェーデン						
ソブリン	13.8	-	-	148.2	-	162
非ソブリン	89.7	-31.4	-5.9	1.8	0.0	54.2
ノルウェー						
ソブリン	-	-	-	0.6	-	0.6
非ソブリン	4.5	0.0	-0.9	1.3	-	4.9
フィンランド						
ソブリン	0.9	-	-	2.0	-	2.9
非ソブリン	11.1	-3.6	-1.5	0.3	0.6	6.9
アイスランド						
ソブリン	-	-	-	0.5	-	0.5
非ソブリン	1.0	-0.8	-	-	-	0.2
デンマーク						
ソブリン	1.4	-	-	0.2	-	1.6
非ソブリン	6.9	-	-0.3	1.0	0.2	7.8
合計	129.3	-35.8	-8.6	155.9	0.8	241.6

2011年12月31日現在の北欧諸国に対するリスク軽減策別総エクスポージャーおよび純エクスポージャー

(単位：十億クローナ)	総エクスポージャー	アウトゴーイング リスク軽減		付加的リスク軽減		純エクスポージャー
		保証	CDS	保証	CDS	
スウェーデン						
ソブリン	13.0	-	-	107.6	-	120.6
非ソブリン	93.1	-34.1	-12.2	7.5	3.9	58.2
ノルウェー						
ソブリン	-	-	-	0.7	-	0.7
非ソブリン	5.0	0.0	-0.9	1.3	-	5.4
フィンランド						
ソブリン	2.3	-1.1	-	2.8	-	4.0
非ソブリン	15.5	-3.0	-3.3	0.4	-	9.6
アイスランド						
ソブリン	0.5	-	-	-	-	0.5
非ソブリン	0.5	-0.3	-	-	-	0.2
デンマーク						
ソブリン	1.0	-	-	0.3	-	1.3
非ソブリン	6.7	-0.3	-0.3	0.7	0.3	7.1
合計	137.6	-38.8	-16.7	121.3	4.2	207.6

ソブリンは、中央政府、政府輸出信用機関、地域政府および多国籍開発銀行からなる。非ソブリンは、金融機関、企業および証券化ポジションからなる。

2012年12月31日現在の欧州諸国に対するエクスポージャー・クラス別総エクスポージャー

(北欧諸国を除く)

(単位：十億クローナ)	中央 政府	政府輸出 信用機関	地域 政府	多国籍 開発銀行	金融 機関	企 業	証券化 ポジション	合計
英国	-	-	-	-	6.0	5.7	0.6	12.3
オランダ	-	-	-	-	8.7	1.8	0.7	11.2
ロシア	-	-	-	-	-	10.7	-	10.7
スペイン	-	-	-	-	0.1	8.4	1.0	9.5
ドイツ	-	1.0	4.3	-	1.6	0.2	-	7.1
フランス	-	-	-	-	3.7	1.7	-	5.4
トルコ	-	-	0.6	-	-	4.4	-	5.0
アイルランド	-	-	-	-	0.6	1.8	2.5	4.9
ポーランド	-	-	-	-	-	3.0	-	3.0
イタリア	-	-	-	-	-	2.9	-	2.9
ルクセンブルグ	-	1.7	-	0.0	0.1	0.5	-	2.3
オーストリア	-	0.2	-	-	1.3	0.0	-	1.5
ポルトガル	-	-	-	-	-	0.4	0.1	0.5
ベルギー	-	-	-	-	-	0.3	-	0.3
ギリシャ	-	-	-	-	-	0.1	-	0.1
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0.0	-	-	-	0.5	1.5	-	2.0
合計	0.0	2.9	4.9	0.0	22.6	43.4	4.9	78.7

2011年12月31日現在の欧州諸国に対するエクスポージャー・クラス別総エクスポージャー

(北欧諸国を除く)

(単位：十億クローナ)	中央 政府	政府輸出 信用機関	地域 政府	多国籍 開発銀行	金融 機関	企 業	証券化 ポジション	合計
英国	-	-	-	-	8.9	6.3	3.2	18.4
ロシア	-	-	-	-	0.0	11.4	-	11.4
スペイン	-	-	-	-	0.5	8.9	1.3	10.7
フランス	-	-	-	-	6.1	1.9	0.0	8.0
オランダ	-	-	-	-	5.1	1.3	0.9	7.3
ドイツ	1.3	-	-	-	4.7	0.6	-	6.6
アイルランド	-	-	-	-	1.3	2.0	2.6	5.9
トルコ	-	-	-	-	0.1	5.5	-	5.6
イタリア	-	-	-	-	-	3.2	-	3.2
ポーランド	-	-	-	-	-	3.1	-	3.1
スイス	-	-	-	-	1.7	0.3	-	2.0
ベルギー	-	-	-	-	0.9	0.3	0.8	2.0
ポルトガル	0.5	-	-	-	-	-	0.3	0.8
ルクセンブルグ	-	-	-	0.0	-	0.3	-	0.3
オーストリア	-	-	-	-	0.5	-	-	0.5
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	0.5	1.2	-	1.7
合計	1.8	-	-	0.0	30.3	46.3	9.1	87.5

2012年12月31日現在の欧州諸国に対するエクスポージャー・クラス別純エクスポージャー

(北欧諸国を除く)

(単位：十億クローナ)	中央 政府	政府輸出 信用機関	地域 政府	多国籍 開発銀行	金融 機関	企業	証券化 ポジション	合計
英国	-	3.1	-	-	10.8	1.1	0.6	15.6
ドイツ	-	5.5	4.4	-	2.9	1.0	-	13.8
オランダ	-	-	-	-	8.0	0.8	0.7	9.5
フランス	-	2.9	-	-	4.1	-	-	7.0
スペイン	-	-	-	-	0.3	1.8	1.0	3.1
ポーランド	3.0	-	-	-	-	-	-	3.0
アイルランド	-	-	-	-	-	0.4	2.5	2.9
ルクセンブルグ	-	1.8	-	0.4	0.0	0.5	-	2.7
オーストリア	0.2	-	-	-	1.3	-	-	1.5
イタリア	0.0	0.6	-	-	-	0.1	-	0.7
ポルトガル	0.4	-	-	-	-	-	0.1	0.5
スイス	-	0.0	-	-	0.4	-	-	0.4
ベルギー	-	-	-	-	0.0	0.3	-	0.3
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0.0	-	-	-	0.5	1.3	-	1.8
合計	3.6	13.9	4.4	0.4	28.3	7.3	4.9	62.8

2011年12月31日現在の欧州諸国に対するエクスポージャー・クラス別純エクスポージャー

(北欧諸国を除く)

(単位：十億クローナ)	中央 政府	政府輸出 信用機関	地域 政府	多国籍 開発銀行	金融 機関	企業	証券化 ポジション	合計
英国	-	4.9	-	-	13.2	0.7	3.2	22.0
ドイツ	2.3	5.7	-	-	5.3	0.4	-	13.7
フランス	-	3.5	-	-	7.9	-	0.0	11.4
オランダ	-	-	-	-	5.9	1.3	0.9	8.1
アイルランド	-	-	-	-	1.2	0.5	2.6	4.3
スイス	-	0.1	-	-	3.1	0.1	-	3.3
スペイン	-	-	-	-	0.7	1.3	1.3	3.3
ポーランド	3.1	-	-	-	-	-	-	3.1
ベルギー	-	-	-	-	0.9	0.1	0.8	1.8
イタリア	-	0.9	-	-	-	0.0	-	0.9
ポルトガル	0.5	-	-	-	-	-	0.3	0.8
ルクセンブルグ	-	-	-	0.4	-	0.1	-	0.5
オーストリア	-	-	-	-	0.5	-	-	0.5
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0.0	-	-	-	0.5	0.5	-	1.0
合計	5.9	15.1	-	0.4	39.2	5.0	9.1	74.7

業界別企業エクスポージャー (GICS)

(単位：十億クローナ)	2012年12月31日現在		2011年12月31日現在	
	総エクスポージャー	純エクスポージャー	総エクスポージャー	純エクスポージャー
ITおよび通信	75.3	6.8	66.4	6.2
金融	31.7	13.4	20.9	2.5
資本財	28.8	15.0	39.2	22.3
素材	28.4	10.3	26.3	8.2
一般消費財	14.8	10.3	14.6	6.9
公益事業	12.4	3.6	15.8	5.7
ヘルスケア	7.3	2.8	6.8	2.1
エネルギー	4.9	1.4	3.3	1.3
その他	0.5	0.0	1.3	0.2
合計	204.1	63.6	194.6	55.4

保有されているアセット・バック証券

下記の表は、SEKが保有しているアセット・バック証券およびそれらの現在の格付に関するSEKの純エクスポージャー合計（リスク・カバレッジに関する影響額計上後）について、現在の総計した情報を含んでいる。2012年12月31日現在の表中の格付は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチから得た格付のうち二番目に低いものを記載している。利用可能な格付が二つのみの場合は、より低い格付を記載している。かかる資産は全て、シニア・トランシェを表しており、それらは全て、取得時にスタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズ各々から「AAA」および「Aaa」の格付を得ていた。

純エクスポージャー

2012年12月31日現在

(単位：百万クローナ)

エクスポージャー	オート						合計	うち、											うち、「CCC」のCDO	
	RMBS ²	ローン	CMBS ²	消費者ローン ²	CDO ²	CLO ²		「AAA」	「AA+」	「AA」	「AA-」	「A+」	「A」	「A-」	「BBB+」	「BBB-」	「BB」	「B+」		
オーストラリア	2,555	-	-	-	-	-	2,555	2,555	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドイツ	-	26	66	-	-	-	92	26	66 ³	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイルランド	815	-	-	-	-	1,408	2,223	1,408	-	-	-	-	-	-	379 ³	258 ³	178 ³	-	-	-
オランダ	652	-	-	-	-	-	652	652	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	315	-	-	-	-	-	315	-	-	-	-	-	156 ³	-	159 ³	-	-	-	-	-
スペイン	819	28	-	23	-	131	1,001	-	-	28 ³	57 ³	225 ³	97 ³	393 ³	-	201 ³	-	-	-	-
英国	598	-	-	-	-	17	615	437	-	161 ³	17 ³	-	-	-	-	-	-	-	-	-
米国	-	-	-	-	133	1,978	2,111	1,978	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	133 ⁴
合計	5,754	54	66	23	133	3,534	9,564	7,056	66	161	45	57	225	253	393	538	459	178	-	133

¹ エクスポージャーは発行地別に評価されるが、この発行地は原資産の所在地と同じである。ただし、アイルランドの原資産は大半がフランス、英国およびドイツに所在している。

² RMBS=貸付債権担保住宅金融公債債券 (Residential Mortgage-Backed Securities)
 CMBS=商業用不動産ローン担保証券 (Commercial Mortgage-Backed Securities)
 CDO=債務担保証券 (Collateralized Debt Obligations)
 CLO=ローン担保証券 (Collateralized Loan Obligations)

³ これらの2,375百万クローナの資産のうち、244百万クローナは、依然として複数の格付機関のうち最低一社から、可能な限り最高の格付を得ている。

⁴ これらの資産は、最終的に米国市場のリスクにさらされる二つのCDO（シニア・トランシェ）で構成される。かかるトランシェにおいて、支払の遅延は発生していない。しかしながら、当該資産の格付は2008年度から2012年度の間に著しく引き下げられ、スタンダード・アンド・プアーズは「AAA」から「NR」（「D」への格下げの後）に、ムーディーズは「Aaa」から「Ca」に、フィッチは「AAA」から「C」に格下げした。かかる著しい格下げを理由として、SEKは当該資産の予想キャッシュフローを分析し、関連する減損を計上した。2012年12月31日現在、かかる減損は総額462百万クローナであった。

純エクスポージャー

2011年12月31日現在

(単位：百万クローナ)

エクスポージャー	オート						合計	うち、											うち、「CCC」のCDO	
	RMBS ²	ローン	CMBS ²	消費者ローン ²	CDO ²	CLO ²		「AAA」	「AA+」	「AA」	「AA-」	「A+」	「A」	「BBB+」	「BBB」	「BBB-」	「BB」			
オーストラリア	3,550	-	-	-	-	-	3,550	3,550	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベルギー	760	-	-	-	-	-	760	760	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フランス	-	24	-	-	-	-	24	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドイツ	-	102	70	-	-	-	172	102	70 ⁴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイルランド	920	-	-	-	-	1,465 ³	2,385	1,465	-	-	45 ⁴	-	-	592 ⁴	283 ⁴	-	-	-	-	-
オランダ	834	-	-	-	-	-	834	834	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	351	-	-	-	-	-	351	-	-	-	-	-	171 ⁴	-	-	180 ⁴	-	-	-	-
スペイン	962	65	-	66	-	209	1,302	452	50 ⁴	16 ⁴	496 ⁴	44 ⁴	24 ⁴	-	-	-	220 ⁴	-	-	-
英国	3,246	-	-	-	-	57	3,303	3,044	-	259 ⁴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
米国	-	-	-	-	151	2,790	2,941	2,132	658 ⁴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	151 ⁵
合計	10,623	191	70	66	151	4,521	15,622	12,363	778	275	541	44	195	592	283	180	220	-	-	151

- 1 エクスポージャーは発行地別に評価されるが、この発行地は原資産の所在地と同じである。ただし、アイルランドの原資産は大半がフランス、英国およびドイツに所在している。
- 2 RMBS=貸付債権担保住宅金融公庫債券 (Residential Mortgage-Backed Securities)
 CMBS=商業用不動産ローン担保証券 (Commercial Mortgage-Backed Securities)
 CDO=債務担保証券 (Collateralized Debt Obligations)
 CLO=ローン担保証券 (Collateralized Loan Obligations)
- 3 2011年度第4四半期、SEKは、アイルランドのCLO (2011年12月31日現在1,465百万クローナ) に関するリスクをカバーするためのクレジット・デリバティブを考慮しないことを決定した。このクレジット・デリバティブの発行者は、原CLO (格付は「AAA」) より低い格付を有している。
- 4 これらの3,108百万クローナの資産のうち、1,535百万クローナは、依然として複数の格付機関のうち最低一社から、可能な限り最高の格付を得ている。
- 5 これらの資産は、最終的に米国市場のリスクにさらされる二つのCDO (最優先のトランシェ) で構成される。かかるトランシェにおいて、支払の遅延は発生していない。しかしながら、当該資産の格付は2008年度から2011年度の間に著しく引き下げられ、スタンダード・アンド・プアーズは「AAA」から「NR」(「D」への格下げの後)に、ムーディーズは「Aaa」から「Ca」に、フィッチは「AAA」から「C」に格下げした。かかる著しい格下げを理由として、SEKは当該資産の予想キャッシュフローを分析し、関連する減損を計上した。2011年12月31日現在、かかる減損は総額491百万クローナであった。

市場リスク

市場リスクに関連してSEKが確保するポジションは、会計上の理由により財政状態報告書において公正価値で評価されないポジションである場合がある。したがって、SEKが予想する財務リスクは、営業利益またはその他の包括利益に計上された価値の変動とは異なる場合がある。

SEKは、金利リスクに関する感応度分析で、市場金利の1パーセント・ポイントの変動による影響を算出している。SEKは、今後1年間にわたり、市場金利の平均的な変動幅が1パーセント・ポイントを超えることはないとは合理的に評価している。

2012年12月31日現在市場金利が1パーセント・ポイント上昇した場合における価値の変動

市場金利が1パーセント・ポイント上昇(プラス1%)した場合における資産および負債の価値(デリバティブを含む。)への影響。

連結グループ (単位:百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	-8.8	-1.0	-1.5	281.5	270.2
スウェーデン・クローナ	-3.9	-77.6	-198.3	-288.8	-568.7
	-12.7	-78.6	-199.9	-7.3	-298.5

うち、損益を通じて公正価値で計上された金融商品

(単位:百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	257.0	10.0	17.3	301.0	585.2
スウェーデン・クローナ	83.9	0.2	0.0	-8.2	75.8
	340.9	10.1	17.3	292.8	661.1

うち、その他の包括利益を通じて公正価値で計上された金融商品

(単位:百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	-26.6	0.0	0.0	0.0	-26.6
スウェーデン・クローナ	-15.4	-73.7	-195.4	-280.6	-565.1
	-41.9	-73.7	-195.4	-280.6	-591.6

2011年12月31日現在市場金利が1パーセント・ポイント上昇した場合における価値の変動

市場金利が1パーセント・ポイント上昇（プラス1%）した場合における資産および負債の価値（デリバティブを含む。）への影響。

連結グループ (単位：百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	-2.2	-4.7	-7.8	277.7	263.0
スウェーデン・クローナ	-6.0	-87.4	-151.1	-264.9	-509.4
	-8.2	-92.1	-158.9	12.8	-246.4

うち、損益を通じて公正価値で計上された金融商品

(単位：百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	316.1	4.5	8.7	294.9	624.2
スウェーデン・クローナ	89.1	0.2	0.1	-9.3	80.1
	405.2	4.7	8.8	285.6	704.3

うち、その他の包括利益を通じて公正価値で計上された金融商品

(単位：百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	-5.3	-	-	-	-5.3
スウェーデン・クローナ	-9.6	-83.0	-145.4	-254.8	-492.8
	-14.9	-83.0	-145.4	-254.8	-498.1

2012年12月31日現在市場金利が1パーセント・ポイント減少した場合における価値の変動

市場金利が1パーセント・ポイント減少（マイナス1%）した場合における資産および負債の価値（デリバティブを含む。）への影響。

連結グループ (単位：百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	15.4	0.6	-0.5	-388.4	-372.8
スウェーデン・クローナ	3.9	79.9	208.9	315.9	608.5
	19.4	80.4	208.4	-72.5	235.7

うち、損益を通じて公正価値で計上された金融商品

(単位：百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	-56.7	-5.3	-10.8	-408.9	-481.7
スウェーデン・クローナ	-84.9	-0.2	0.0	8.9	-76.2
	-141.7	-5.5	-10.8	-400.0	-557.9

うち、その他の包括利益を通じて公正価値で計上された金融商品

(単位：百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	11.9	0.0	0.0	0.0	11.9
スウェーデン・クローナ	15.6	75.8	205.8	307.0	604.1
	27.5	75.8	205.8	307.0	616.0

2011年12月31日現在市場金利が1パーセント・ポイント減少した場合における価値の変動

市場金利が1パーセント・ポイント減少（マイナス1%）した場合における資産および負債の価値（デリバティブを含む。）への影響。

連結グループ (単位：百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	15.0	4.1	6.1	-391.8	-366.6
スウェーデン・クローナ	6.0	90.2	158.7	284.4	539.3
	21.0	94.3	164.8	-107.4	172.7

うち、損益を通じて公正価値で計上された金融商品

(単位：百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	-218.9	-4.5	-9.1	-409.5	-642.0
スウェーデン・クローナ	-90.3	-0.2	-0.1	10.2	-80.4
	-309.2	-4.7	-9.2	-399.3	-722.4

うち、その他の包括利益を通じて公正価値で計上された金融商品

(単位：百万クローナ)	1年<		3年<		合計
	満期≤1年	満期≤3年	満期≤5年	満期>5年	
外貨	4.7	-	-	-	4.7
スウェーデン・クローナ	9.8	85.7	152.7	273.4	521.6
	14.5	85.7	152.7	273.4	526.3

外貨建て資産、負債およびデリバティブ¹

外貨（すなわち、スウェーデン・クローナ以外の通貨）建ての資産、負債およびデリバティブは、当該通貨とスウェーデン・クローナとの間の年度末の為替相場により、スウェーデン・クローナへ換算されている。財政状態報告書に計上される資産および負債において連結グループの高い割合を示している通貨の為替相場を下表に示した（各外貨の1単位に対するスウェーデン・クローナの額で表示されている。）。年度末現在の割合は、外貨建ての資産および負債の総額における割合を示す。年度末における外貨ポジションは、各通貨による財政状態報告書中の全ての資産および負債の純額を示す。表中の金額は、簿価である。

¹ 一部の比較数値は、各年度の比較性を確保するために修正再表示されている。

通貨	2012年12月31日現在			2011年12月31日現在		
	為替相場	年度末現在の割合 (%)	外貨ポジション	為替相場	年度末現在の割合 (%)	外貨ポジション
スウェーデン・クローナ	1	76.9	該当なし	1	77.1	該当なし
ユーロ	8.6166	6.1	-842.9	8.9447	2.3	-455.7
米ドル	6.5156	5.7	797.1	6.9234	10.4	2,045.5
日本円	0.07563	7.3	-1,025.0	0.08918	7.9	-1,545.7
スイス・フラン	7.1306	2.8	387.4	7.3556	1.3	263.8
メキシコ・ペソ	0.5020	0.3	-38.8	0.4942	1	-193.6
その他	-	0.9	-132.8	-	0	3.4
外貨ポジション合計		100.0	-855.0		100.0	117.7

FXリスクは外貨の純未収収益に限定され、定期的にヘッジされる。SEKのリスク・マネジメントの方針に従い、未実現の公正価値の変動に関する外貨ポジションはヘッジされない。年度末において、未実現の公正価値の変動額を除く外貨ポジションはマイナス4.4百万クローナ（2011年度末：80.0百万クローナ）であった。外貨建ての資産および負債は、以下の資産および負債の総額（単位：百万スウェーデン・クローナ）に含まれる。

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在		2011年12月31日現在	
	連結グループ	親会社	連結グループ	親会社
資産合計	313,135.6	313,201.3	319,701.9	319,726.0
うち、外貨建てのもの	242,135.8	242,133.7	296,324.8	296,324.0
負債合計	298,723.4	298,179.2	305,733.8	305,040.2
うち、外貨建てのもの	242,990.8	242,991.5	296,207.1	296,206.7

流動性リスク

契約に基づくフロー

連結グループ (単位：百万クローナ)	合計キャッ シュフロー	2012年12月31日現在						
		満期≤ 1ヶ月	1ヶ月< 満期≤3ヶ月	3ヶ月< 満期≤1年	1年< 満期≤5年	満期> 5年	割引効果	簿価
金融資産								
現金および現金等価物	2,338.2	2,338.2	-	-	-	-	-	2,338.2
財務省証券/国債	5,132.6	1.1	2,058.6	2,062.2	1,010.6	0.0	-21.1	5,111.5
その他の利付証券 (貸付を除く。)	84,893.7	10,936.2	17,350.1	30,676.7	20,995.1	4,935.6	-7,200.4	77,693.3
利付証券の発行という 形式をとった貸付	63,797.9	-18.8	1,296.3	5,337.3	45,350.7	11,832.4	-5,908.1	57,889.8
金融機関への貸付	23,732.9	5,303.8	787.2	2,082.9	7,882.1	7,677.0	-1,649.3	22,083.6
一般への貸付	115,126.8	2,855.3	5,728.0	17,544.5	63,251.4	25,747.6	351.4	115,478.2
デリバティブ	40,843.7	607.7	6,756.7	14,662.7	12,010.4	6,806.2	-15,132.5	25,711.2
合計	335,865.8	22,023.6	33,976.9	72,366.3	150,500.2	56,998.8	-29,560.0	306,305.8

連結グループ (単位：百万クローナ)	合計キャッ シュフロー	2012年12月31日現在						
		満期≤ 1ヶ月	1ヶ月< 満期≤3ヶ月	3ヶ月< 満期≤1年	1年< 満期≤5年	満期> 5年	割引効果	簿価
金融負債								
金融機関からの借入	-14,287.3	-14,276.4	-0.7	-10.1	-	-	-203.0	14,490.3
一般からの借入	-82.8	-	-65.2	-17.6	-	-	25.9	56.9
発行済非劣後証券	-290,244.5	-5,100.6	-34,879.6	-75,187.0	-142,981.2	-32,096.0	32,154.4	258,090.1
デリバティブ	-9,492.1	-711.9	-589.6	-1,165.7	-5,455.7	-1,569.2	-6,928.9	16,421.0
発行済劣後証券	-2,313.6	0.0	-10.0	-45.1	-240.7	-2,017.8	-699.1	3,012.7
合計	-316,420.4	-20,089.0	-35,545.2	-76,425.5	-148,677.6	-35,683.0	24,349.4	292,071.0
コミットメント契約								
承諾済未実行貸付	5,893.3	-6,651.2	-4,752.4	-3,584.0	11,924.2	8,956.7	20,021.8	25,915.1
キャッシュフロー								
超過分(+)/不足分(-)	25,338.7	-4,716.6	-6,320.8	-7,643.3	13,746.8	30,272.5		
累積キャッシュフロー								
超過分(+)/不足分(-)	25,338.7	-4,716.6	-11,037.4	-18,680.7	-4,933.9	25,338.7		

財政状態報告書の科目および承諾済未実行貸付に加えて、SEKには、拘束力のある融資申出残高338億クローナ、さらに、スウェーデン国債局との間の1,000億クローナの融資枠からなる利用可能な追加資金がある。満期が1ヶ月未満から5年以内の不足分については、SEKは、金融市場での借入による借換えを意図している。

2011年12月31日現在

連結グループ (単位：百万クローナ)	合計キャッ シュフロー	満期≤ 1ヶ月	1ヶ月< 満期≤3ヶ月	3ヶ月< 満期≤1年	1年< 満期≤5年	満期> 5年	割引効果	簿価
金融資産								
現金および現金等価物	3,749.6	3,749.6	-	-	-	-	-	3,749.6
財務省証券/国債	2,040.3	-	2,000.0	1.5	38.8	-	-6.9	2,033.4
その他の利付証券 (貸付を除く。)	80,376.2	8,754.9	16,437.3	26,249.5	21,515.0	7,419.5	-5,637.7	74,738.5
利付証券の発行という 形式をとった貸付	75,818.2	512.1	1,692.5	11,581.6	45,554.6	16,477.4	-9,613.7	66,204.5
金融機関への貸付	26,348.0	8,182.3	1,003.0	2,187.4	10,309.1	4,666.2	-556.4	25,791.6
一般への貸付	125,039.8	1,756.9	5,306.9	17,738.1	64,710.1	35,527.8	-17,101.7	107,938.1
デリバティブ	50,044.3	763.2	7,646.3	15,554.1	17,374.8	8,705.9	-18,577.3	31,467.0
合計	363,416.4	23,719.0	34,086.0	73,312.2	159,502.4	72,796.8	-51,493.7	311,922.7

2011年12月31日現在

連結グループ (単位：百万クローナ)	合計キャッ シュフロー	満期≤ 1ヶ月	1ヶ月< 満期≤3ヶ月	3ヶ月< 満期≤1年	1年< 満期≤5年	満期> 5年	割引効果	簿価
金融負債								
金融機関からの借入	-15,655.1	-1,033.7	-6,181.3	-2,582.2	-5,857.9	0.0	-178.8	-15,833.9
一般からの借入	-59.1	-59.1	-	-	-	-	-	-59.1
発行済非劣後証券	-290,300.2	-1,707.5	-43,201.5	-63,691.0	-132,965.5	-48,734.7	32,947.8	-257,352.4
デリバティブ	2,525.2	-507.6	3,256.3	6,268.0	-3,817.9	-2,673.6	-25,130.0	-22,604.8
発行済劣後証券	-2,737.6	0.0	-10.7	-48.0	-255.7	-2,423.2	-436.8	-3,174.4
合計	-306,226.8	-3,307.9	-46,137.2	-60,053.2	-142,897.0	-53,831.5	7,202.2	-299,024.6
コミットメント契約								
承諾済未実行貸付	3,743.4	-2,955.5	-3,216.4	-11,029.7	6,676.2	14,268.8	21,328.4	25,071.8
キャッシュフロー								
超過分(+)/不足分(-)	60,933.0	17,455.6	-15,267.6	2,229.3	23,281.6	33,234.1		
累積キャッシュフロー								
超過分(+)/不足分(-)	60,933.0	17,455.6	2,188.0	4,417.3	27,698.9	60,933.0		

通知を条件とする返済は、当該通知が直ちに付与されたものとして取り扱われている。ただし、「金融機関への貸付」、「一般への貸付」、「金融機関からの借入」および「一般からの借入」については、満期日に返済がなされると仮定している。「発行済劣後証券」は満期日のない劣後債務であり、最初の償還日の時点で返済されないと仮定している。劣後債務については、SEKが当該債務を早期償還するか否かを決定するが、SEKにその意図はない。

金融資産および金融負債の簿価と将来キャッシュフローとの間の差額は、「割引効果」の欄に含まれている。

予想回収期間が概ね12ヶ月未満の項目（金融商品を除く。）は、その他の資産、前払費用および未収収益その他の負債、ならびに未払費用および前受収益である。その他全ての貸借対照表項目（金融商品を除く。）の予想回収期間は、概ね12ヶ月以上である。上記の金額は、利息を含んでいる。

2012年12月31日現在の流動性準備金¹

市場価格

(単位：百万クローナ)	合計	スウェーデン・ クローナ	ユーロ	米ドル	その他
翌日物銀行預金および証券	2,190.2	2,190.2	-	-	-
政府、中央銀行または多国籍開発銀行による 発行済または保証証券	6,156.1	1,247.5	1,965.0	2,135.1	808.4
地方自治体またはその他の公共団体による 発行済または保証証券	9,840.6	4,799.0	2,776.0	2,157.3	108.4
その他の機関による発行済カバード・ボンド	5,026.2	4,688.5	337.6	-	-
非金融企業による発行済証券	848.9	848.9	-	-	-
合計	24,062.0	13,774.1	5,078.6	4,292.4	916.8

2011年12月31日現在の流動性準備金¹

市場価格

(単位：百万クローナ)	合計	スウェーデン・ クローナ	ユーロ	米ドル	その他
翌日物銀行預金および証券	3,517.9	1,550.1	1,967.8	-	-
政府、中央銀行または多国籍開発銀行による 発行済または保証証券	1,989.9	1,989.9	-	-	-
地方自治体またはその他の公共団体による 発行済または保証証券	5,624.3	4,799.9	824.4	-	-
その他の機関による発行済カバード・ボンド	3,155.5	3,155.5	-	-	-
非金融企業による発行済証券	64.9	64.9	-	-	-
合計	14,352.5	11,560.2	2,792.2	-	-

¹ 流動性準備金は、SEKの流動性資金の一部である。

上記の金額は、利息を含んでいる。

注29 関連当事者との取引

SEKは、親会社の関係者を次のように定義している。

- ・株主、すなわちスウェーデン政府
- ・共同所有者であるスウェーデン政府を通して管理される企業および組織
- ・子会社
- ・主要な経営幹部

SEKは、連結グループの関係者を次のように定義している。

- ・株主、すなわちスウェーデン政府
- ・共同所有者であるスウェーデン政府を通して管理される企業および組織
- ・主要な経営幹部

スウェーデン政府は、当社株式資本の100%を所有している。国債局およびスウェーデン輸出信用債権庁（EKN）からの直接保証（これらはスウェーデン王国の十分な信頼と信用により裏付けられている。）の方法により、2012年12月31日現在、当社の貸付残高の29.9%（2011年度末：31.6%）がスウェーデン政府により保証されていた。2012年度におけるかかる保証のための報酬は、212.3百万クローナ（2011年度：238.7百万クローナ）に上った。SEKは、報酬を受けてスウェーデン政府輸出信用支援制度およびスウェーデン政府のひも付援助融資プログラム（公的輸出金融制度）を運営している。SEKとスウェーデン政府との合意に従い、SEKは公的輸出金融制度に基づき一定の費用を補填される。注1(d)および注25を参照のこと。

SEKは、スウェーデン国債局との間に1,000億クローナの融資枠を有している。2012年度におけるかかる融資枠のための報酬は、17.0百万クローナ（2011年度：17.0百万クローナ）に上った。スウェーデン議会はまた、2,500

億クローナを上限とする政府保証を、SEKが新規借入のために商業ベースの一般取引条件で購入することを許可する権限を政府に付与した。2012年12月、当該融資枠および政府保証の購入権は共に2013年も延長されることとなった。

SEKは、通常の業務過程においてスウェーデン政府により一部または全部を所有または管理されている法人と取引を行う。当社はまた、スウェーデン政府の関連法人に輸出金融（直接またはパス・スルーの形式によるもの）を行う。当該当事者との取引は、関連のない当事者との取引と同一の条件（金利および返済スケジュールを含む。）で行われる。連結グループの取引と親会社の取引との間には、著しい差異がない。親会社はさらに、子会社に対し共同事業所の経費および管理費を請求している。親会社の見解によれば、親会社と子会社との間の内部取引額は、その他の資産について19.8百万クローナ（2011年度末：27.9百万クローナ）、その他の負債について16.4百万クローナ（2011年度末：22.5百万クローナ）、受取利息について0.0百万クローナ（2011年度：0.8百万クローナ）および支払利息について0.2百万クローナ（2011年度：0.5百万クローナ）である。詳細については、注1(b)の「連結の基準」および注15の「株式」を参照されたい。

主要な経営幹部は次のポジションを含む。

- ・取締役会
- ・社長およびCEO
- ・執行委員会のその他の構成員

主要な経営幹部の報酬およびその他の手当についての情報は、注5の「人件費」を参照のこと。

下記の表は、関連当事者との間における連結グループの取引の概要を示している。

	2012年					
	株主 (スウェーデン政府)		共同所有者であるスウェーデン政府を通して管理される企業および組織		合計	
	受取利息/ 資産/負債	支払利息	受取利息/ 資産/負債	支払利息	受取利息/ 資産/負債	支払利息
(単位：百万クローナ)						
財務省証券/国債	3,452.6	28.5	-	-	3,452.6	28.5
その他の利付証券 (貸付を除く。)	-	-	2,571.5	68.4	2,571.5	68.4
利付証券の発行という形式をとった貸付	-	-	1,100.0	36.8	1,100.0	36.8
金融機関への貸付	-	-	1,708.8	13.8	1,708.8	13.8
一般への貸付	-	-	451.8	12.3	451.8	12.3
スウェーデン政府からの支払	2,161.0	-	-	-	2,161.0	0.0
合計	5,613.6	28.5	5,832.1	131.3	11,445.7	159.8
金融機関からの借入	-	-	-	-	-	-
一般からの借入	-	-	-	-	-	-
発行済非劣後証券	-	-	-	-	-	-
その他の負債	128.4	-	-	-	128.4	-
合計	128.4	-	-	-	128.4	-

2011年

(単位：百万クローナ)	株主 (スウェーデン政府)		共同所有者であるスウェーデン政府を通して管理される企業および組織		合計	
	資産/負債	受取利息/ 支払利息	資産/負債	受取利息/ 支払利息	資産/負債	受取利息/ 支払利息
財務省証券/国債	1,995.3	13.2	-	-	1,995.3	13.2
その他の利付証券 (貸付を除く。)	-	-	3,369.7	79.4	3,369.7	79.4
利付証券の発行という形式を とった貸付	-	-	1,200.4	30.1	1,200.4	30.1
金融機関への貸付	-	-	1,959.9	24.0	1,959.9	24.0
一般への貸付	-	-	538.1	8.0	538.1	8.0
スウェーデン政府からの支払	2,113.8	-	-	-	2,113.8	-
合計	4,109.1	13.2	7,068.1	141.5	11,177.2	154.7
金融機関からの借入	-	-	-	-	-	-
一般からの借入	-	-	-	-	-	-
発行済非劣後証券	-	-	-	-	-	-
その他の負債	115.7	-	-	-	115.7	-
合計	115.7	-	-	-	115.7	-

注30 後発事象

本報告期間末以後、本報告書の情報に重大な影響を与える事象は発生していない。

2. スウェーデン輸出信用銀行（SEK）は、2013年4月23日に、2013年度第1四半期の業績について、大要以下の内容を有するプレス・リリースを行った。

社長報告

輸出金融への需要は増加

2013年度第1四半期の間、欧米諸国の大半において経済不安は継続し、南ヨーロッパの数カ国における債務状況は依然として不安定である。しかし、米国では経済進歩の兆しが見られ、長期的にはより広域的な世界経済にプラスの影響を与えると予想される。アジアおよび中南米は、依然として高成長であった。

長期融資および輸出金融へのアクセスは特に、スウェーデンのような輸出依存国にとって不可欠であり、経済混乱の時期はなおさらである。経験によれば、経済不安が大きくなるほど、輸出業者にとって安定した金融パートナーの存在が一層重要になる。企業にとって、SEKからの融資申出は高い信頼性をもたらすため、安定した金融パートナーの存在は輸出業者が注文獲得のための入札を行う際に特に重要である。

当期中に大型の輸出取引が多数行われたことで、第1四半期におけるSEKの最終顧客融資の実行額は過去最高であった。資本市場はSEKの顧客に対して魅力的な融資の条件を提供しているが、SEKの直接融資への需要は好調であった。

2013年度初め、銀行が再び貸付を増加する準備ができ、ベンチャー・キャピタルへのアクセスも以前よりわずかに増加している兆候が見られた。しかしながら、長期融資へのアクセスにはいまだに大きな限界が存在する。そのため、貸付人としてのSEKの役割は年間を通じて重要であり続けるだろうと我々は信じている。このことは、とりわけ当年度第1四半期において新規貸付の問い合わせが継続的にSEKに流入したことによって示されている。SEKは、スウェーデンの輸出業者に魅力的な金融ソリューションで働きかけるために、銀行との緊密かつ効率的な協力関係を利用する。

新たな規制によって流動性資金の利ざやが大幅に縮小し、純利息収益に影響を与えたが、SEKの事業は依然として好調である。純利息収益は、427.5百万クローナ（2012年度第1四半期：505.4百万クローナ）であった。当期の営業利益は212.3百万クローナ（2012年度第1四半期：738.9百万クローナ）であった。営業利益の減少は、主に未実現の価値変動額による影響と、自己債務の買戻しによる利益の減少によるものであった。税引後株主資本利益率は、前年度同期の15.4%に対し、4.5%であった。未実現の価値変動額を除いた営業利益は、2012年度同期の601.1百万クローナに対し、350.8百万クローナであった。

最終顧客融資の実行額は増加

SEKの長期融資に対しては引き続き高い需要がある。2013年度第1四半期におけるスウェーデンの輸出業者およびその顧客に対する新規貸付額は248億クローナに上り、これは前年度同期を136億クローナ上回る数値であった。新規貸付総額のうち、205億クローナはスウェーデンの輸出業者の顧客向け最終顧客融資であり、43億クローナはスウェーデンの輸出業者向け直接融資であった。

第1四半期における最終顧客融資の実行額は過去最高であった。2012年度同期と比較して、新規貸付額は127億クローナ増加した。これは主にいくつかの比較的大規模な取引に起因しており、最大の取引はEricssonによる、スペインの携帯電話会社Telefónicaの各国の子会社に対する納品に関連するものである。SEKは、Telefónicaの子会社へのネットワーク機器および関連サービスの提供に係る70億クローナ（10億米ドル）までの融資を行っている。アレンジャー行はソシエテ・ジェネラル、BNPパリバ・エス・エー／エヌ・ブイ、サンタンデール・UK・ピーエルシーおよび三菱東京UFJ銀行である。当該貸付はスウェーデン

輸出信用権庁（EKN）により保証されている。

2012年度後半および当年度第1四半期において、ますます多くの SEK の最終顧客向け貸付が、OECD 内の借入人に対するものになっている傾向は明白である。また、銀行との協力の下に、非常に多くの比較的複雑な取引が引き続き行われている。取引の構築や文書作成における SEK の役割はますます積極的なものとなっており、SEK はスウェーデンの輸出金融制度に関する専門的知識でこれに貢献している。

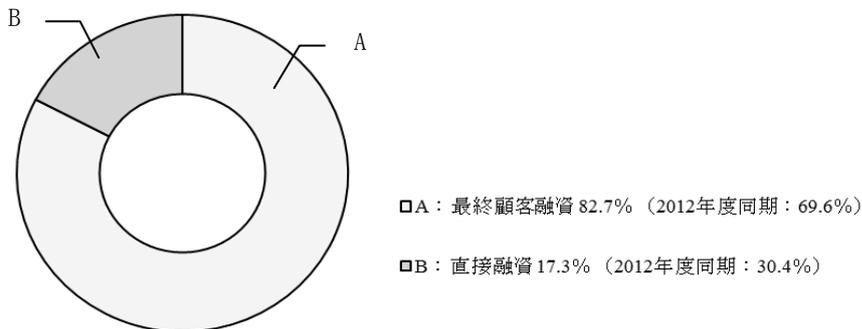
当四半期中、SEK の輸出業者向け直接融資の需要もまた、引き続き好調であった。とりわけ現地通貨建て貸付への需要は高く、例えば当四半期中、SEK は、Volvo に対して 400 百万メキシコ・ペソ（201.5 百万クローナ）の貸付を行い、また、Sveaskog に 15 年満期の 400 百万クローナの融資を提供した。

新規対顧客融資

(単位：十億クローナ)	2013年1月-3月	2012年1月-3月
融資先:		
最終顧客融資 ¹	20.5	7.8
直接融資	4.3	3.4
合 計	24.8	11.2

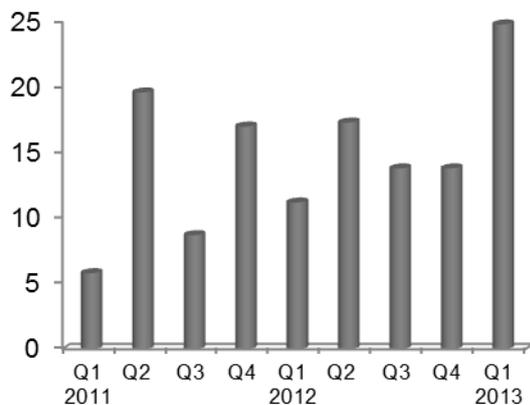
¹ うち当期末の未実行残高は 133 億クローナ（2012年度第1四半期末：39 億クローナ）。

新規対顧客融資（部門別）



新規対顧客融資

(単位：十億クローナ)



当四半期の傾向は、世界的な経済不安の時期にはなおさら資金調達ニーズが継続的に存在することを明らかにしている。SEK の抱負は、特に金融市場における利用可能性が依然として限られている長期貸付に関して、輸出業者へのより一層の支援を継続することである。

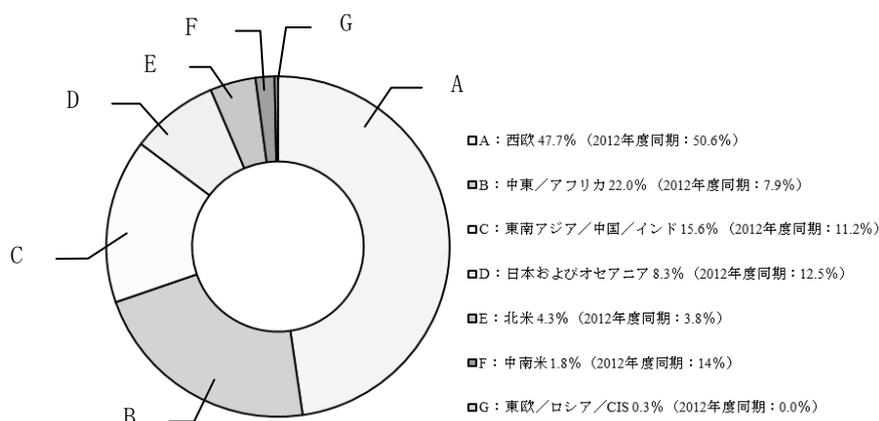
承諾済未実行貸付の残高総額は2012年度末の2,188億クローナに対し、第1四半期末は2,283億クローナであった。当四半期末の融資申出の残高総額は509億クローナであり、2012年度末から86億クローナ減少した。

2012年度末、世界中の借入市場が改善し、この傾向は当年度第1四半期においても継続した。当期の借入総額は259億クローナ以上に上り、SEKに年末まで融資の需要が続くことを示唆している。

SEKは、様々な通貨によって、異なる地域別市場で借入を行っている。当四半期に発行した債券の長い満期は、貸付業務における所要額と上手く対応している。当期中、日本を除くアジア市場におけるSEKの借入額が増加した。これらの市場は、さらなる繁栄と、例えば年金基金の設立等に合わせて成長することが予想されるため、この位置づけはSEKにとって重要である。

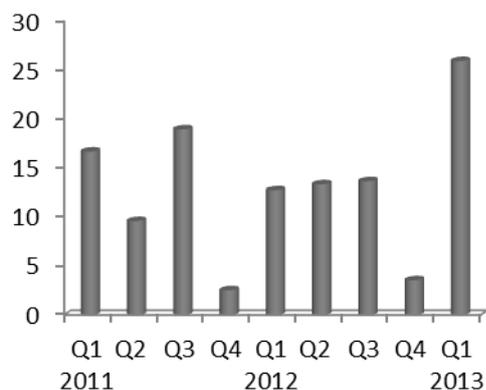
当期中のSEKの自己債務の買戻額は25億クローナであり、借入金の繰上償還額は107億クローナであった。

SEKの市場別新規貸付（2013年1月－3月）

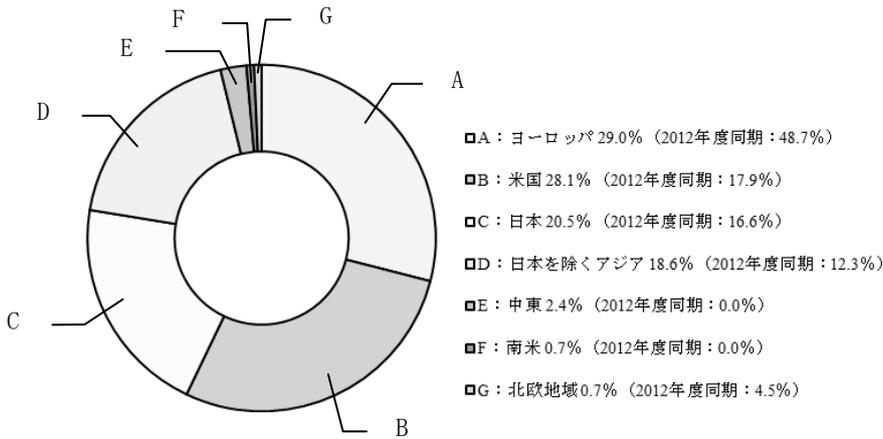


新規借入

長期借入(単位：十億クローナ)



SEKの市場別資金調達(2013年1月-3月)



連結財務諸表へのコメント

2013年1月-3月

営業利益

営業利益は212.3百万クローナ(2012年度第1四半期:738.9百万クローナ)であり、前年度から71.3%減少した。この減少は、マイナス86.3百万クローナ(2012年度第1四半期:328.0百万クローナ)の金融取引の純業績が主な要因であった。金融取引の純業績の減少は、主に未実現の公正価値の変動額による影響が大幅に変化したことに起因した。営業利益は、前年度に比べて、自己債務の買戻しによる利益の減少および純利息収益の減少によっても、マイナスの影響を受けた。

純利息収益

純利息収益は427.5百万クローナ(2012年度第1四半期:505.4百万クローナ)であり、前年度同期から15.4%減少した。この純利息収益の減少は、とりわけ流動性ポートフォリオの利ざやの縮小によるものであった。流動性投資に関する新たな規則もまた、利ざやにマイナスの影響を与えた。

債券調達による利付資産の平均利ざやは年率52ベース・ポイント(2012年度第1四半期:63ベース・ポイント)であり、前年度同期から絶対値で11ベース・ポイント、相対値で17.5%縮小した。流動性投資に関する新たな規則によって、資金の残存期間が短縮され、また、政府証券および流動性の高いその他の証券の比率が増加して、利ざやにマイナスの影響を与えた。

債券調達による利付資産の平均残高は2,561億クローナ(2012年度第1四半期:2,562億クローナ)であった。平均貸付残高と流動性資金の配分もまた、比較的変わりがなかった。

金融取引の純業績

金融取引の純業績はマイナス86.3百万クローナ(2012年度第1四半期:328.0百万クローナ)であった。この減少は主に、SEKの自己債務のベース・スプレッドおよび信用スプレッドの変動に関する未実現の公正価値の変動額によるものであった。

－金融取引の実現純業績

金融取引の実現純業績は 52.2 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：190.2 百万クローナ）であり、前年度同期から 72.6%減少した。この減少は主に、186.5 百万クローナから 57.1 百万クローナに減少した自己債務の買戻しによる業績の低下によるものであった。

－金融取引の未実現純業績

金融取引の未実現純業績はマイナス 138.5 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：137.8 百万クローナ）であった。未実現の公正価値の変動は、主に SEK の自己債務のベースス・スプレッドおよび信用スプレッドの変動に起因するものであった。ベースス・スプレッドの変動は、多数の通貨におけるスプレッドの変動に起因している。信用スプレッドの変動は、SEK が、年初に有効だった借入条件より有利な利率で借入が可能であることを意味している。これにより、債務残高の会計上の評価額に損失が生じた。前年度同期におけるプラスの業績は、主に、対応する債務残高の信用スプレッドの変動に関連する利益価値に起因するものであった。

その他の営業収益

その他の営業収益は 0.0 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：17.7 百万クローナ）であった。過去の期間の業績は、Sparbanksstiftelsernas Förvaltnings AB（以下「SFAB」という。）との紛争（SEK を支持する形で終結し、控訴不能となった。）の仲裁費用を取り戻したことに関連して受け取った報酬額であった。

人件費

人件費は合計でマイナス 69.4 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：マイナス 73.4 百万クローナ）であり、前年度同期から 5.4%減少した。人件費の減少は、主に一般従業員インセンティブ報酬制度の見積費用（2012 年度第 1 四半期：マイナス 8.0 百万クローナ）を計上する必要がなかったことによるものであった。一般従業員インセンティブ報酬制度の結果は、経費を差し引いた純利息収益および純手数料に基づいて決定されており、2 ヶ月分の給与を超えないこととされている。リスク加重資産が当年度の予定水準を超えた場合、当該支払額は減少する。エグゼクティブ・ディレクターについては当インセンティブ報酬制度に含まれない。

その他の管理費

その他の管理費はマイナス 52.1 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：マイナス 55.2 百万クローナ）であり、前年度同期から 5.6%減少した。その他の管理費の減少は、主に重点分野におけるコンサルタントの人数削減および雇用社員への交代を通じて講じた経費削減措置によるものである。SEK の計画的で無駄のない労働は、効率化のための重要なツールである。

純信用損失

2013 年度第 1 四半期における純信用損失は、回収額 2.3 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：回収額 18.1 百万クローナ）であった。2013 年度第 1 四半期中、ポートフォリオ・ベースの準備金（すなわち、特定の相手方に帰属しない準備金）に関して計上された追加引当金はなかった。一方、前年度同期の当該引当金はマイナス 10.0 百万クローナであった。

その他の包括利益

その他の包括利益（税引前）はマイナス 141.9 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：マイナス 124.5 百万クローナ）であった。総額のうちマイナス 196.7 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：マイナス 125.7 百万クローナ）は損益に再分類される項目に起因するものであり、54.8 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：1.2 百万クローナ）は損益に再分類されない項目に起因するものであった。

実現後に損益に再分類される項目のうち、マイナス 22.9 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：19.5 百万クローナ）は売却可能証券の価値の変動に関連するものであり、マイナス 173.8 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：マイナス 145.2 百万クローナ）はキャッシュフロー・ヘッジに関するその他の包括利益によるものであった。売却可能証券に関する公正価値のマイナスの変動は、流動性資金の信用スプレッドの拡大によるものであった。キャッシュフロー・ヘッジに関する公正価値のマイナスの変動は、主に金利の変動と、公正価値の実現変動額を、その他の包括利益から営業収益の純利息収益に再分類したことによるものであった。

損益に再分類されない項目は、確定給付制度の再評価に関連するものであった。確定給付制度は、債務の計算に使用する割引率の変更によってプラスの影響を受けた。割引率はスウェーデンの担保付債券に基づいて決定されているが、これはその現在の市場がこの目的に使用するのに十分に深化したと考えられるためである。かかる変更の前は、割引率はスウェーデンの国債に基づいて決定されていた。

損益に再分類される項目への税効果 43.3 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：33.0 百万クローナ）および損益に再分類されない項目への税効果マイナス 12.1 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：マイナス 0.3 百万クローナ）考慮後のその他の包括利益は、マイナス 110.7 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：マイナス 91.8 百万クローナ）であった。

税引後株主資本利益率

税引後株主資本利益率は 4.5%（2012 年度第 1 四半期：15.4%）であった。未実現の公正価値の変動額を反映しない税引後利益率は、7.5%（2012 年度第 1 四半期：12.5%）であった。

業績測定について

SEK は、一定の金融商品の公正価値の変動を含む営業利益（IFRS に従って計算される。）を開示するとともに、未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益を開示している。未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益は、IFRS 目的で認識される一定の金融商品の公正価値の変動を除外したものである。

一定の金融商品の公正価値の変動を除いた営業利益は、営業利益の補足測定基準である。IFRS に従って計算される営業利益は、SEK が満期まで保有する意思と能力がある場合でも、一定の金融商品を公正価値で評価する。未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益には、これらの値洗いによる評価効果は反映されていない。2012 年 10 月－12 月および 2012 年 1 月－12 月の未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益には、2013 年 1 月 1 日付で実施された大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて、ヘッジ関係において多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に実現された、323.5 百万クローナの利益は含まれていない。これらのデリバティブは商業条件で新たなデリバティブに置き換えられた。

下記の表は、この業績測定 of IFRS に基づく営業利益との調整を示している。

(単位：百万クローナ)	2013年	2012年	2012年	2012年
	1月-3月	10月-12月	1月-3月	1月-12月
営業利益	212.3	234.1	738.9	824.4
ヘッジにおいて打ち切った金利・通貨デリバティブ	-	-	-	-323.5
未実現の公正価値の変動額(注2)	138.5	25.3	-137.8	1,151.7
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	350.8	259.4	601.1	1,652.6

財政状態報告書について

資産合計および流動性資金

SEK の 2013 年 3 月 31 日現在の資産合計は 3,086 億クローナ (2012 年度末：3,131 億クローナ) であり、2012 年度末から 1.4%減少した。資産合計の減少は主にデリバティブによるものであったが、貸付および流動性の残高は前年度から基本的に変化がなかった。

2013 年 3 月 31 日現在の貸付残高および承諾済未実行貸付の総額は 2,283 億クローナ (2012 年度末：2,188 億クローナ) であり、2012 年度末から 4.3%増加した。2013 年 3 月 31 日現在の総額のうち 1,953 億クローナ (2012 年度末：1,929 億クローナ) は貸付残高であり、2012 年度末から 1.2%増加した。貸付残高総額のうち、公的輸出金融制度による貸付は 406 億クローナ (2012 年度末：395 億クローナ) であり、2012 年度末から 2.8%増加した。

2013 年 3 月 31 日現在の融資申出残高は総額 509 億クローナ (2012 年度末：595 億クローナ) であり、2012 年度末から 14.5%減少した。このうち 457 億クローナ (2012 年度末：479 億クローナ) は公的輸出金融制度に由来するものであった。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。融資申出残高のうち、328 億クローナは拘束力のある融資申出であり、181 億クローナは拘束力のない融資申出である。

2013 年度第 1 四半期中、SEK の取引先エクスポージャーの構成に大きな変更はなかったものの、政府へのエクスポージャーは、金融機関へのエクスポージャーの費用に比例して若干増大した。2013 年 3 月 31 日現在の取引先エクスポージャーの合計のうち、52.1% (2012 年度末：49.5%) は政府および政府輸出信用機関、20.5% (2012 年度末：22.3%) は金融機関、18.3% (2012 年度末：18.3%) は企業、6.3% (2012 年度末：6.8%) は地方自治体、2.7% (2012 年度末：2.9%) はアセット・バック証券に対するものであった。デリバティブの相手方に対する SEK のエクスポージャーは、デリバティブの大半が担保契約に従っているため、SEK の資産において計上されるデリバティブの額と比べて非常に限定されたものとなっている。詳しくは注 12 にある「純エクスポージャー合計」の表を参照されたい。

SEK のヘッジ取引は、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動を相殺するのに有効であると期待されている。財政状態報告書の特定項目 (特にデリバティブや発行済の (非劣後) 証券といったお互いに有効にヘッジしあう項目) の評価総額の算出には、最適な評価手法、仮定および見積に関する複雑な判断が必要である。異なる評価モデルや仮定が使用されたり、仮定が変更されたりすれば、評価結果は異なるものとなりうる。SEK の自己債務のスプレッドおよびベース・スプレッドの評価に与える影響 (大きな影響を与える可能性がある。) を除いても、公正価値のかかる変動は一般的にお互いに相殺しあい、純資産の価値にはほとんど影響を与えない (注 6 および注 8 参照)。

負債および株主資本

2013年3月31日現在、利用可能な資金および株主資本の総額は、あらゆる満期の貸付残高および承諾済貸付の総額を上回った。したがって、SEKは、全てのコミットメント契約に対し満期に至るまで貸付を行うと考えている。SEKは、スウェーデン国債局との間に1,000億クローナの融資枠を有している。かかる融資枠は、次のように分配されている。80%は公的輸出金融制度における貸付を行うための資金調達に利用可能であり、20%はSEKにおける貸付を行うための資金調達に利用可能である。スウェーデン議会はまた、2,500億クローナを上限とする政府保証を、SEKが新規借入のために商業ベースの一般取引条件で購入することを許可する権限を政府に付与した。

自己資本比率

バーゼルⅡの第一の柱に従って計算した2013年3月31日現在のSEKの自己資本比率は、24.0%（2012年度末：23.1%）であり、このうちTier-1資本に関するものは23.9%（2012年度末：23.0%）であった。Tier-1普通資本比率は20.7%（2012年度末：19.8%）であった。自己資本比率、リスクおよびエクスポージャーの詳細については、注12を参照されたい。

後発事象

2013年4月23日に開催されたSEKの年次総会において、2012年度の税引後純利益の30%に相当する212.6百万クローナの配当金を単独株主であるスウェーデン政府に支払う旨の取締役会および社長からの提案を承認することが決議された。

財務ハイライト

(別段の表示がない限り、単位：百万クローナ)	2013年 1月-3月	2012年 10月-12月	2012年 1月-3月	2012年 1月-12月
業績				
純利息収益	427.5	413.8	505.4	1,879.9
営業利益	212.3	234.1	738.9	824.4
純利益(税引後)	163.7	296.5	544.6	708.8
税引後株主資本利益率 ¹	4.5%	8.3%	15.4%	5.0%
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益 ²	350.8	259.4	601.1	1,652.6
未実現の公正価値の変動額を除いた 税引後株主資本利益率 ³	7.5%	8.9%	12.5%	9.3%
1株当たり利益(希薄化考慮後)(単位：クローナ) ⁴	41.0	74.3	136.5	177.6
対顧客融資				
新規対顧客金融取引 ⁵	24,807	13,898	11,240	56,235
うち直接融資	4,271	7,524	3,403	17,577
うち最終顧客融資	20,536	6,374	7,837	38,658
貸付残高および未実行貸付 ⁶	228,323	218,822	217,169	218,822
融資申出残高 ⁷	50,909	59,525	59,508	59,525
うち拘束力のある融資申出	32,817	33,841	該当なし	33,841
うち拘束力のない融資申出	18,092	25,684	該当なし	25,684
借入				
新規長期借入 ⁸	25,875	3,539	12,715	43,231
非劣後債務残高	273,628	272,637	269,414	272,637
劣後債務残高	2,899	3,013	2,926	3,013
財政状態報告書				
資産合計	308,633	313,136	311,067	313,136
負債合計	294,200	298,756	296,646	298,756
株主資本合計	14,433	14,380	14,421	14,380
資本				
自己資本比率 (バーゼル I に基づく追加所要自己資本を含む。) ⁹	24.0%	23.1%	23.3%	23.1%
自己資本比率 (バーゼル I に基づく追加所要自己資本を除く。) ¹⁰	24.0%	23.1%	23.3%	23.1%
Tier-1 自己資本比率 (バーゼル I に基づく追加所要自己資本を含む。) ¹¹	23.9%	23.0%	23.3%	23.0%
Tier-1 普通資本比率 (バーゼル I に基づく追加所要自己資本を含む。) ¹²	20.7%	19.8%	19.8%	19.8%

- 1 純利益（税引後）が当年度の平均株主資本に占める割合（％）（年間）。
- 2 一定の金融商品における未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益（詳細な情報については、上記「業績測定について」参照）。2012 年度の業績には、2013 年の年明けから実施された大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて 2012 年度第 3 四半期に多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に実現された、323.5 百万クローナの利益は含まれていない。これらのデリバティブは商業条件で新たなデリバティブに置き換えられた（注 2 参照）。
- 3 未実現の公正価値の変動額を除いた純利益（税引後）が当年度の平均株主資本に占める割合（％）（年間）。
- 4 各期間における平均株式数は 3,990,000 株である。
- 5 新規対顧客融資は、満期にかかわらず、全ての新規承諾済貸付をいう。
- 6 貸付額は、利付証券の発行という形式をとった貸付を含む全ての貸付、および従来の契約書によって行われる貸付を含む。かかる貸付額は、SEK の実際の貸付額である。かかる金額は SEK の融資／貸付高を測定する上で有益であると SEK は考えている。したがって、本書中の貸付高に関する説明は、この定義に基づく金額に関連するものである（注 5 参照）。
- 7 2012 年度第 2 四半期から、SEK は融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。
- 8 満期が 1 年超の新規借入。
- 9 バーゼルⅡの第一の柱に基づくリスク加重資産に占める割合（％）で示される自己資本比率。自己資本比率および大口エクスポージャーに関する法律（2006 年第 1371 号）の実施について詳細を規定する法律（2006 年第 1372 号）第 5 条に従って算出。注 12 を参照されたい。
- 10 バーゼルⅡの第一の柱に基づくリスク加重資産に占める割合（％）で示される自己資本比率。最低所要自己資本に関する有効な移行規則の調整を除く。移行期間中の最低所要自己資本の計算の詳細については、本書の注 12「自己資本比率およびエクスポージャー」を参照のこと。
- 11 バーゼルⅡの第一の柱に基づくリスク加重資産に占める割合（％）で示される Tier-1 自己資本比率。自己資本比率および大口エクスポージャーに関する法律（2006 年第 1371 号）の実施について詳細を規定する法律（2006 年第 1372 号）第 5 条に従って算出。注 12 を参照されたい。
- 12 SEK の定義によると、Tier-1 普通資本は、永久劣後債務という形式をとった追加 Tier-1 資本を除く Tier-1 資本で構成される。

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2013年 1月-3月	2012年 10月-12月	2012年 1月-3月	2012年 1月-12月
受取利息	1,209.1	1,283.1	1,737.9	6,077.6
支払利息	-781.7	-869.3	-1,232.5	-4,197.7
純利息収益	427.5	413.8	505.4	1,879.9
受取手数料	2.0	1.7	4.6	11.1
支払手数料	-3.2	-3.3	-2.5	-10.9
金融取引の純業績(注2)	-86.3	-5.7	328.0	-507.7
その他の営業収益	0.0	1.0	17.7	19.9
営業収益	340.0	407.5	853.2	1,392.3
人件費	-69.4	-77.7	-73.4	-292.2
その他の管理費	-52.1	-61.0	-55.2	-232.8
非金融資産の減価償却費	-8.5	-7.2	-3.8	-19.5
信用損失準備金(注3)	2.3	-27.5	18.1	-23.4
営業利益	212.3	234.1	738.9	824.4
税金(注4)	-48.6	62.4	-194.3	-115.6
当期純利益(税引後)ⁱ	163.7	296.5	544.6	708.8
その他の包括利益				
損益に再分類される項目				
売却可能証券	-22.9	-15.2	19.5	7.5
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-173.8	29.9	-145.2	168.2
損益に再分類される項目への課税(注4)	43.3	21.9	33.0	-20.4
損益に再分類される項目(純額)	-153.4	36.6	-92.7	155.3
損益に再分類されない項目				
確定給付制度の再評価	54.8	1.2	1.2	4.8
損益に再分類されない項目への課税(注4)	-12.1	-0.3	-0.3	-1.1
損益に再分類されない項目(純額)	42.7	0.9	0.9	3.7
その他の包括利益合計	-110.7	37.5	-91.8	159.0
包括利益合計ⁱ	53.0	334.0	452.8	867.8

ⁱ 全利益は、親会社の株主に帰属する。

(単位：クローナ)	2013年 1月-3月	2012年 10月-12月	2012年 1月-3月	2012年 1月-12月
1株当たり利益(希薄化考慮後)ⁱⁱ	41.0	74.3	136.5	177.6

ⁱⁱ 全期間において平均株式数は3,990,000株である。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物(注5、6、7)	3,512.7	2,338.2
財務省証券/国債(注5、6、7)	5,659.3	5,111.5
その他の利付証券(貸付を除く。)(注3、5、6、7)	66,356.2	77,693.3
利付証券の発行という形式をとった貸付(注5、6、7)	56,886.9	57,889.8
金融機関への貸付(注3、5、6、7)	19,770.7	22,083.6
一般への貸付(注3、5、6、7)	119,986.7	115,478.2
デリバティブ(注6、7、8)	23,564.4	25,711.2
有形固定資産・無形資産	153.5	150.3
その他の資産	10,222.1	4,024.5
前払費用および未収収益	2,520.5	2,655.0
資産合計	308,633.0	313,135.6
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入(注6、7)	13,327.1	14,490.3
一般からの借入(注6、7)	55.1	56.9
発行済非劣後証券(注6、7)	260,245.9	258,090.1
デリバティブ(注6、7、8)	13,280.6	16,421.0
その他の負債	1,323.1	3,462.3
未払費用および前受収益	2,371.4	2,407.6
繰延税金負債	658.0	718.9
引当金	40.1	96.2
発行済劣後証券(注6、7)	2,899.1	3,012.7
負債合計	294,200.4	298,756.0
株式資本	3,990.0	3,990.0
準備金	296.5	449.9
利益剰余金	10,146.1	9,939.7
株主資本合計	14,432.6	14,379.6
負債および株主資本合計	308,633.0	313,135.6
約定担保等		
約定担保	なし	なし
貸付の対象となっている利付証券	132.8	39.8
偶発資産および偶発債務(注11)	1.1	1.1
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付(注11)	33,007.0	25,915.1
拘束力のある融資申出(注11)	32,817.0	33,841.2

連結株主資本変動計算書（要約）

(単位：百万クローナ)	株主資本	株式資本 ¹	準備金		利益剰余金
			ヘッジ準備金	公正価値準備金	
株主資本期首残高(2012年1月1日現在)	13,968.1	3,990.0	319.4	-24.8	9,683.5
改訂IAS第19号の適用による影響	-36.3				-36.3
改訂IAS第19号の適用による影響後の調整済					
株主資本期首残高(2012年1月1日現在)	13,931.8	3,990.0	319.4	-24.8	9,647.2
純利益(2012年1月-3月)	544.6				544.6
その他の包括利益：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	19.5			19.5	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-145.2		-145.2		
損益に再分類される項目への課税(2012年1月-3月)	33.0		38.1	-5.1	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	1.2				1.2
損益に再分類されない項目への課税(2012年1月-3月)	-0.3				-0.3
その他の包括利益合計(2012年1月-3月)	-91.8		-107.1	14.4	0.9
包括利益合計(2012年1月-3月)	452.8		-107.1	14.4	545.5
株主資本期末残高(2012年3月31日現在)²	14,384.6	3,990.0	212.3	-10.4	10,192.7
改訂IAS第19号の適用による影響後の調整済					
株主資本期首残高(2012年1月1日現在)	13,931.8	3,990.0	319.4	-24.8	9,647.2
純利益(2012年1月-12月)	708.8				708.8
その他の包括利益：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	7.5			7.5	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	168.2		168.2		
損益に再分類される項目への課税(2012年1月-12月)	-20.4		-18.4	-2.0	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	4.8				4.8
損益に再分類されない項目への課税(2012年1月-12月)	-1.1				-1.1
その他の包括利益合計(2012年1月-12月)	159.0		149.8	5.5	3.7
包括利益合計(2012年1月-12月)	867.8		149.8	5.5	712.5
配当金	-420.0				-420.0
株主資本期末残高(2012年12月31日現在)²	14,379.6	3,990.0	469.2	-19.3	9,939.7
株主資本期首残高(2013年1月1日現在)	14,379.6	3,990.0	469.2	-19.3	9,939.7
純利益(2013年1月-3月)	163.7				163.7
その他の包括利益：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	-22.9			-22.9	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-173.8		-173.8		
損益に再分類される項目への課税(2013年1月-3月)	43.3		38.3	5.0	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	54.8				54.8
損益に再分類されない項目への課税(2013年1月-3月)	-12.1				-12.1
その他の包括利益合計(2013年1月-3月)	-110.7		-135.5	-17.9	42.7
包括利益合計(2013年1月-3月)	53.0		-135.5	-17.9	206.4
株主資本期末残高(2013年3月31日現在)^{2,3}	14,432.6	3,990.0	333.7	-37.2	10,146.1

¹ 株式の合計数は3,990,000株である。

² 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

³ 2013年4月23日、年次総会において212.6百万クローナの配当金が承認された。

連結グループのキャッシュフロー計算書

	2013年	2012年	2012年
(単位：百万クローナ)	1月-3月	1月-3月	1月-12月
営業活動			
営業利益 ¹	212.3	738.9	824.4
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：			
信用損失準備金	-2.3	-18.1	23.4
減価償却費	8.5	3.8	19.5
デリバティブ	-1,020.5	-1,757.3	833.0
為替差額	1.1	-5.0	-3.8
未実現の公正価値の変動額	138.5	-137.8	1,151.7
その他	88.9	117.1	127.7
法人税支払額	-96.1	-170.4	-285.7
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	-881.9	-1,967.7	1,865.8
貸出実行額	-16,896.0	-10,014.0	-50,370.8
貸出返済額	13,854.4	11,370.7	48,843.3
保有債券および証券の純変動	6,864.3	3,820.3	-9,469.4
その他の変動(純額)	-113.0	-510.2	-453.6
営業活動からのキャッシュフロー	3,040.1	3,438.0	-8,760.3
投資活動			
資本的支出	-11.9	-10.1	-41.7
投資活動からのキャッシュフロー	-11.9	-10.1	-41.7
財務活動			
短期非劣後債務手取額	1,241.8	0.0	11,842.7
長期非劣後債務手取額	19,308.1	8,137.4	45,801.1
債務返済額	-9,205.7	-5,384.6	-27,141.6
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-13,181.2	-5,486.7	-22,694.4
支払配当	-	-	-420.0
財務活動からのキャッシュフロー	-1,837.0	-2,733.9	7,387.8
当年度のキャッシュフロー(純額)	1,191.2	694.0	-1,414.2
現金および現金等価物の為替差額	-16.7	5.3	2.8
期首現金および現金等価物残高	2,338.2	3,749.6	3,749.6
期末現金および現金等価物残高²	3,512.7	4,448.9	2,338.2

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

¹ 受領済受取利息および支払済支払利息

	2013年	2012年	2012年
(単位：百万クローナ)	1月-3月	1月-3月	1月-12月
受領済受取利息	1,239.1	2,268.2	7,162.9
支払済支払利息	671.6	1,666.1	5,148.0

² 現金および現金等価物

	2013年	2012年	2012年
(単位：百万クローナ)	1月-3月	1月-3月	1月-12月
銀行預金	202.7	208.6	148.2
現金等価物	3,310.0	4,240.3	2,190.0
現金および現金等価物合計	3,512.7	4,448.9	2,338.2

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。注5を参照されたい。

注 記

1. 会計原則の適用および会計原則の変更に伴う影響
2. 金融取引の純業績
3. 減損および期日経過債権
4. 税金
5. 貸付および流動性資金
6. 金融資産および金融負債の分類
7. 公正価値による金融資産および金融負債
8. デリバティブ
9. 公的輸出金融制度
10. セグメント別報告
11. 偶発債務、偶発資産およびコミットメント契約
12. 自己資本比率およびエクスポージャー
13. 関連当事者との取引
14. 後発事象

別段の表示がない限り、金額の単位は全て百万クローナである。また、別段の表示がない限り、数値は全て連結グループに関するものである。

注 1 会計原則の適用および会計原則の変更に伴う影響

本書は、IAS 第 34 号 中間財務報告に従っている。グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が発表し、欧州連合（以下「EU」という。）により承認されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い作成されている。会計は、信用機関および証券会社の年次会計に関する法律（1995 年 第 1559 号）、ならびにスウェーデン金融監督庁が公表した規則および一般的なガイドライン「信用機関および証券会社の年次報告」（FFFS 2008 年 第 25 号）にも従っている。またこれに加え、スウェーデン財務報告委員会が発表したグループ会社のための補足会計規則（RFR1）が適用されている。SEK はまた、SEK のコーポレート・ガバナンス方針と国有企業に対するガイドラインに従い、政府の外部報告に関する一般的なガイドラインに準拠している。

親会社の財務諸表は、スウェーデンの法律、スウェーデンの信用機関および証券会社の年次会計に関する法律（1995 年 第 1559 号）（ÅRKL）の要件、スウェーデン財務報告委員会が発表した勧告 RFR2「法的事業体の会計」およびスウェーデン金融監督庁の会計規則（FFFS 2008 年 第 25 号）に従って作成されており、つまり IFRS が ÅRKL の枠組みの中で可能な範囲において適用されている。親会社の業績および総資産が連結グループの営業利益と総資産の 95 パーセントを上回る。したがって、本注記における連結グループについての情報は、親会社の状況を色濃く反映している。

連結グループおよび親会社の会計方針、計算方法ならびに表示は、あらゆる重要な点において、2012 年度年次財務諸表に使用したのと同じであるが、2013 年 1 月 1 日付で効力が生じる新規および改訂された基準ならびに解釈、デリバティブ契約の利息を受取利息および支払利息とする表示、および金融資産の減損に対する準備金の為替効果の表示を採用している点は除く。連結グループおよび親会社における会計方針、計算方法ならびに表示の変更の性質、また、その結果である以前の期間の修正再表示について、下記に記載す

る。IFRS 第 10 号 連結財務諸表、IFRS 第 11 号 ジョイント・アレンジメントおよび IFRS 第 12 号 他事業体への持分の開示ならびに改訂された IAS 第 27 号 個別財務諸表および IAS 第 28 号 関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資を含む、その他の新しい基準および改訂は、SEK の財務諸表に重要な影響を与えていない。

IAS 第 1 号 財務諸表の表示

その他の包括利益の項目の表示についての改訂。本改訂により、その他の包括利益に表示される項目のグループ分けが変更される。損益に再分類される項目は、損益に再分類されない項目と分けて表示される。本改訂は表示にのみ影響を与え、SEK の財政状態や業績には影響を及ぼさない。

改訂 IAS 第 19 号 従業員給付

IASB は、IAS 第 19 号を改訂した。これは主に確定給付制度に関連している。IAS 第 19 号の改訂は、保険数理上の利益および損失の認識を保留するというオプション（すなわち、回廊メカニズム）を削除する。SEK への影響は以下の通りである。SEK はもはや回廊方式を適用しておらず、かわりに保険数理上の利益および損失を全てその発生時にその他の包括利益において認識している。過去勤務費用は全て直ちに認識される。年金債務の利息費用および制度資産の期待収益は、正味確定給付債務（資産）に年金債務の割引率を適用して計算した正味利息で置き換える。当初の影響は 2012 年 1 月 1 日現在の利益剰余金に対して報告され、その後の変化は人件費およびその他の包括利益に報告される。本改訂は 2012 年度の人件費に重要な影響を与えていないため、人件費に関して比較数値は修正再表示されていない。さらに、2013 年度においても本改訂は人件費に重要な影響を与えていない。その他の包括利益および連結財政状態報告書に関連する修正再表示後の比較数値については、下記「改訂 IAS 第 19 号の影響」を参照されたい。

債務の計算に使用する割引率は変更されている。2013 年 1 月 1 日から、割引率はスウェーデンの担保付債券に基づいて決定されているが、これはその現在の市場がこの目的に使用するのに十分に深化したと考えられるためである。2013 年 1 月 1 日までは、割引率はスウェーデンの国債に基づいて決定されていた。この変更は、2013 年度第 1 四半期におけるその他の包括利益に影響を与えている。

IFRS 第 7 号 金融商品：開示

本改訂には、財政状態報告書において相殺されまたはマスター・ネットリング契約もしくは同様の契約に従う金融資産と金融負債についての新たな開示要件が含まれる。本改訂により SEK に対する開示要件が増える。注 8「デリバティブ」を参照されたい。

IFRS 第 13 号 公正価値測定

本基準は、公正価値の明確な定義と公正価値測定に関する単一の枠組みおよび IFRS 全体で使用する開示要件を示すことによって、一貫性を高め、複雑さを緩和することを目的としている。本要件は公正価値会計の使用を拡大するものではなく、公正価値会計の使用が IFRS のその他の基準に基づいてすでに要求または許可されている場合に、どのように適用すべきかの指針を示すものである。本基準は、追加の開示要件を除き、SEK の財務諸表に重大な影響を及ぼしていない。注 7「公正価値による金融資産および金融負債」を参照されたい。

受取利息および支払利息

デリバティブの利息は、以前は、契約の純利息がプラスかマイナスかによって、受取利息または支払利息として表示されていた。2013 年度第 1 四半期現在、ヘッジ会計または経済的ヘッジにおいて資金調達へのヘッジに使用されるデリバティブの利息は、契約の純利息がプラスかマイナスかにかかわらず、支払利息として表示されている。ヘッジ会計または経済的ヘッジにおいて資産へのヘッジに使用されるデリバティブの利息は、契約の純利息がプラスかマイナスかにかかわらず、受取利息として表示されている。その目的は、ヘッジを考慮した後、資金調達にかかる実際の支払利息をより正確に表すことである。比較数値は修正再表示されている。下記「デリバティブ契約における利息の表示の変更」を参照されたい。

金融資産の減損に対する準備金

金融資産の減損に対する準備金の為替効果は、2013 年度第 1 四半期から、金融取引の純業績として表示されている。それ以前は、かかる為替効果は減損と一緒に純信用損失として表示されていた。以前の期間は修正再表示されていない。

上記の変更の他に、過去の期間に計上されたいくつかの金額は、現在の表示と一致するように再分類されている。本書は、年次財務諸表で必要とされる全ての開示情報を含んではおらず、2012 年 12 月 31 日現在の当社の年次財務諸表と併せて読まれたい。

改訂 IAS 第 19 号の影響

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2012 年 10 月-12 月		2012 年 1 月-3 月		2012 年 1 月-12 月	
	従前の 報告値	修正 再表示後	従前の 報告値	修正 再表示後	従前の 報告値	修正 再表示後
損益に再分類されない項目						
確定給付制度の再評価		1.2		1.2		4.8
損益に再分類されない項目への課税		-0.3		-0.3		-1.1
損益に再分類されない項目(純額)		0.9		0.9		3.7
その他の包括利益合計	36.6	37.5	-92.7	-91.8	155.3	159.0
包括利益合計	333.1	334.0	451.9	452.8	864.1	867.8

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2012 年 12 月 31 日現在		2012 年 1 月 1 日現在	
	従前の 報告値	修正 再表示後	従前の 報告値	修正 再表示後
負債および株主資本				
繰延税金負債	728.1	718.9	811.6	801.4
引当金	54.4	96.2	49.6	96.1
負債合計	298,723.4	298,756.0	305,733.8	305,770.1
利益剰余金	9,972.3	9,939.7	9,683.5	9,647.2
株主資本合計	14,412.2	14,379.6	13,968.1	13,931.8
負債および株主資本合計	313,135.6	313,135.6	319,701.9	319,701.9

デリバティブ契約における利息の表示の変更

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2012年10月-12月		2012年1月-3月		2012年1月-12月	
	従前の 報告値	修正 再表示後	従前の 報告値	修正 再表示後	従前の 報告値	修正 再表示後
受取利息	2,662.8	1,283.1	2,546.3	1,737.9	10,352.3	6,077.6
支払利息	-2,249.0	-869.3	-2,040.9	-1,232.5	-8,472.4	-4,197.7
純利息収益	413.8	413.8	505.4	505.4	1,879.9	1,879.9

注2 金融取引の純業績

(単位：百万クローナ)	2013年 1月-3月	2012年 10月-12月	2012年 1月-3月	2012年 1月-12月
金融取引の純業績：				
全ての資産および負債の為替効果(公正価値による再評価に関連する為替効果を除く。)	0.6	2.4	3.6	3.0
利息補償	0.3	1.1	-	1.1
譲渡済資産および買戻債務の実現損益	51.3	16.1	186.6	639.9 ¹
一定の公正価値の変動控除前の 金融取引の純業績合計	52.2	19.6	190.2	644.0
金融資産、金融負債および関連するデリバティブの未実現の公正価値の変動額				
	-138.5	-25.3	137.8	-1,151.7 ¹
金融取引の純業績合計	-86.3	-5.7	328.0	-507.7

¹ 2012年度第3四半期中に、2013年1月1日から実施された大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて、多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に、以前認識された未実現利益が実現された。営業利益の純損失はマイナス30.1百万クローナであった。実現利益は323.5百万クローナに上ったが、以前認識された未実現利益マイナス353.6百万クローナの戻し入れによって相殺された。これらのデリバティブは商業条件で新たなデリバティブに置き換えられた。

注3 減損および期日経過債権

(単位：百万クローナ)	2013年 1月-3月	2012年 10月-12月	2012年 1月-3月	2012年 1月-12月
信用損失 ^{1,2}	-2.7	-30.6	-10.0	-71.7
従前の評価損の戻し入れ ^{1,2,3}	0.0	1.2	23.5	34.6
減損費用および戻し入れ(純額)	-2.7	-29.4	13.5	-37.1
回収済信用損失	5.0	1.9	4.6	13.7
信用損失準備金	2.3	-27.5	18.1	-23.4
うち貸付 ⁴ に関するもの	5.0	-23.5	-3.5	-48.7
うち流動性資金 ⁴ に関するもの	-2.7	-4.0	21.6	25.3
金融資産の減損に対する準備金				
前期繰り越し	-720.8	-691.4	-683.7	-683.7
売却された減損金融資産	-	-	-	-
減損費用および戻し入れ(純額)	-2.7	-29.4	13.5	-37.1
次期繰り越し	-723.5	-720.8	-670.2	-720.8
うち貸付 ⁴ に関するもの	-235.1	-235.1	-180.7	-235.1
うち流動性資金 ⁴ に関するもの	-488.4	-485.7	-489.5	-485.7

- ¹ SEK は、2 件の CDO 形式の資産を有している。当該 2 件の CDO は、最終的に米国のサブプライム市場にさらされる最優先のトランシェである。当該 2 件の CDO に関して、3 ヶ月間に 2.7 百万クローナ（2012 年度第 1 四半期：回収額 23.4 百万クローナ）の減損が計上され、かかる減損の総額は 465.9 百万クローナ（2012 年度末：462.6 百万クローナ）であった。当該資産の減損前の簿価総額は 591.6 百万クローナ（2012 年度末：594.4 百万クローナ）である。
- ² 2013 年 1 月から 3 月までの期間において、特定の相手方に関係していない不良債権に関連する追加引当金は計上されていない（2012 年度第 1 四半期：10.0 百万クローナ）。その結果、特定の相手方に関係していない不良債権の引当金は、合計 200.0 百万クローナ（2012 年度末：200.0 百万クローナ）であった。特定の相手方に関係していない不良債権の引当金は、個別に留保されていない資産に関する信用度の毀損に関係する。SEK は、償却原価で計上された全てのエクスポージャーに対する定量的分析および定性的分析の両方に基づく方法論に従って準備金を積み立てた。
- ³ このうち、2012 年 1 月から 12 月までの期間において 28.0 百万クローナ、2012 年 1 月から 3 月までの期間において 21.2 百万クローナ、2012 年 10 月から 12 月までの期間において 1.2 百万クローナは、未実現の為替効果を表している。2013 年度第 1 四半期現在、減損の為替効果は金融取引の純業績に表示されている。
- ⁴ 定義については注 5 を参照されたい。

期日経過債権

期日経過債権は、実質的に決済時に受け取ることが予想される額を反映して計上されている。

(単位：百万クローナ)	2013 年 3 月 31 日現在	2012 年 12 月 31 日現在
期日経過債権：		
90 日未満延滞している総額	4.1	155.4 ¹
90 日超延滞している元本および利息の総額	1.5 ²	1,418.7 ^{1,2}
かかる債権について延滞していない元本額	129.0	1,552.4 ¹

- ¹ 2012 年 12 月 31 日現在の期日経過債権は、主に、2013 年度第 1 四半期にリストラクチャリングがなされた一つのローンに関連する償却で構成されていた。SEK は、新規貸付の条件が旧貸付のものと著しく異なるため、過去の貸付が解除され、新規貸付に置き換えられたと考えている。貸付は適正な保証で十分に保障されているため、関連する信用損失準備金は計上されていない。SEK はこの他にリストラクチャーがなされた債権を保有していない。
- ² 延滞している元本および利息の総額のうち、0.0 百万クローナ（2012 年度末：144.5 百万クローナ）が当期末までに 3 ヶ月超 6 ヶ月未満支払期限が経過し、1.5 百万クローナ（2012 年度末：144.5 百万クローナ）が当期末までに 6 ヶ月超 9 ヶ月未満支払期限が経過した。

注 4 税金

税金の計上額は、当期の税金および繰延税金を表している。繰延税金は、非課税準備金に関する繰延税金を含む一時的差異の繰延税金を含んでいる。法人税率が 2013 年 1 月 1 日付で引き下げられたため、繰延税金は再計算され、税率変更に関連して 2012 年度の純利益に 116.4 百万クローナの利益、包括利益合計額に 25.9 百万クローナの利益をもたらした。

注5 貸付および流動性資金

利付証券の発行という形式をとった貸付は、SEKの貸付合計の一部である。SEKの貸付合計および流動性資金合計は以下の通り計算される。

(単位：百万クローナ)	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
貸付:		
利付証券の発行という形式をとった貸付	56,886.9	57,889.8
金融機関への貸付	19,770.7	22,083.6
一般への貸付	119,986.7	115,478.2
控除:		
満期までの期間が3ヶ月を超える預金	-1,328.3	-2,544.4
貸付合計	195,316.0	192,907.2
流動性資金:		
現金および現金等価物 ¹	3,512.7	2,338.2
満期までの期間が3ヶ月を超える預金	1,328.3	2,544.4
財務省証券/国債	5,659.3	5,111.5
その他の利付証券(貸付を除く。)	66,356.2	77,693.3
流動性資金合計	76,856.5	87,687.4
利付資産合計	272,172.5	280,594.6

¹ この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

注6 金融資産および金融負債の分類

会計項目別金融資産	2013年3月31日現在					
	合計	損益を通じた公正価値での金融資産 売買目的 ²	当初認識時に指定 (公正価値オプション (FVO))	ヘッジ会計に 使用される デリバティブ	売却可能 資産	貸付金および 債権 ¹
(単位：百万クローナ)						
現金および現金等価物	3,512.7	-	-	-	-	3,512.7
財務省証券/国債	5,659.3	-	-	-	5,627.4	31.9
その他の利付証券 (貸付を除く。)	66,356.2	-	2,583.5	-	20,797.5	42,975.2
利付証券の発行という形式 をとった貸付	56,886.9	-	1,577.2	-	-	55,309.7
金融機関への貸付	19,770.7	-	-	-	-	19,770.7
一般への貸付	119,986.7	-	-	-	-	119,986.7
デリバティブ	23,564.4	10,737.8	-	12,826.6	-	-
金融資産合計	295,736.9	10,737.8	4,160.7	12,826.6	26,424.9	241,586.9

会計項目別金融負債

2013年3月31日現在

	合計	損益を通じた公正価値での金融負債		ヘッジ会計に 使用される デリバティブ	その他の 金融負債 ³
		売買目的 ²	当初認識時に指定 (FVO)		
(単位：百万クローナ)					
金融機関からの借入	13,327.1	-	-	-	13,327.1
一般からの借入	55.1	-	-	-	55.1
発行済非劣後証券	260,245.9	-	106,210.4	-	154,035.5
デリバティブ	13,280.6	9,917.2	-	3,363.4	-
発行済劣後証券	2,899.1	-	-	-	2,899.1
金融負債合計	289,807.8	9,917.2	106,210.4	3,363.4	170,316.8

会計項目別金融資産

2012年12月31日現在

	合計	損益を通じた公正価値での金融資産		ヘッジ会計に 使用される デリバティブ	売却可能 資産	貸付金および 債権 ¹
		売買目的 ²	当初認識時に指定 (FVO)			
(単位：百万クローナ)						
現金および現金等価物	2,338.2	-	-	-	-	2,338.2
財務省証券/国債	5,111.5	-	-	-	4,261.1	850.4
その他の利付証券 (貸付を除く。)	77,693.3	-	2,996.8	-	13,118.2	61,578.3
利付証券の発行という形式 をとった貸付	57,889.8	-	2,136.4	-	-	55,753.4
金融機関への貸付	22,083.6	-	-	-	-	22,083.6
一般への貸付	115,478.2	-	-	-	-	115,478.2
デリバティブ	25,711.2	11,319.7	-	14,391.5	-	-
金融資産合計	306,305.8	11,319.7	5,133.2	14,391.5	17,379.3	258,082.1

会計項目別金融負債

2012年12月31日現在

	合計	損益を通じた公正価値での金融負債		ヘッジ会計に 使用される デリバティブ	その他の 金融負債 ³
		売買目的 ²	当初認識時に指定 (FVO)		
(単位：百万クローナ)					
金融機関からの借入	14,490.3	-	-	-	14,490.3
一般からの借入	56.9	-	-	-	56.9
発行済非劣後証券	258,090.1	-	116,478.7	-	141,611.4
デリバティブ	16,421.0	13,567.3	-	2,853.7	-
発行済劣後証券	3,012.7	-	-	-	3,012.7
金融負債合計	292,071.0	13,567.3	116,478.7	2,853.7	159,171.3

¹ 貸付金および債権のうち 8.3% (2012 年度末：8.1%) は公正価値ヘッジ会計、7.7% (2012 年度末：6.6%) はキャッシュフロー・ヘッジ会計の対象となっており、残りの 84.0% (2012 年度末：85.3%) はヘッジ会計の対象となっていないため、償却原価で評価される。

² IAS 第 39 号に従って経済的ヘッジとして保有されているデリバティブを除き、売買目的に分類された資産はなかった。

³ その他の金融負債のうち 72.5% (2012 年度末：73.4%) が公正価値ヘッジ会計の対象となっており、残りの 27.5% (2012 年度末：26.6%) はヘッジ会計の対象となっていないため、償却原価で評価される。

信用リスクの変動を原因とする金融負債の公正価値の累積変動額はマイナス 805.4 百万クローナ（2012 年度末：マイナス 753.9 百万クローナ）であった。これは負債の簿価の累積増加額に相当する。2013 年 1 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までの期間中、信用リスク部分はマイナス 51.5 百万クローナ減少して金融負債の価値を増加させ、営業利益にマイナスの影響を与えた。2012 年 1 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日までの期間中、信用リスク部分は 161.4 百万クローナ増加して金融負債の価値を減少させ、営業利益にプラスの影響を与えた。信用リスクに起因するデリバティブの累積変動額は、マイナス 8.8 百万クローナであり、当期中の変動額はマイナス 8.8 百万クローナで営業利益にマイナスの影響を与えた。かかる評価は取引先水準で行われる。

3 ヶ月間において、長期債務の返済額は約 92 億クローナ（2012 年度第 1 四半期：54 億クローナ）であり、SEK の買戻債務および繰上償還債務は約 132 億クローナ（2012 年度第 1 四半期：55 億クローナ）であった。

再分類

2008 年 7 月 1 日および 2008 年 10 月 1 日の時点で、SEK は、特定の資産を再分類し、「売買目的資産」および「売却可能資産」の区分から、「貸付金および債権」の区分に移動した。この再分類が行われたのは、世界規模の金融危機により 2008 年度後半に異常な市場環境が存在したことによって当該資産の流動性が乏しくなったため、および SEK としては、満期まで当該資産を保有できると評価していたためであり、したがってかかる売買目的証券または売却可能証券を減損する必要がなかった。再分類済資産は固定利付債券で構成されている。再分類済資産の予想キャッシュフローは、再分類時に契約上の金額と同額であり、かかる金額には元本および利息が含まれた。「売買目的資産」の区分から再分類された最後の資産は、2012 年度第 1 四半期に売却された。

以前に「売却可能資産」として計上された資産を「貸付金および債権」の区分とする上記の再分類が、2008 年 10 月 1 日付で行われた。SEK が再分類という選択肢を選んではいなければ、2013 年 1 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までの期間においては、その他の包括利益に 13.9 百万クローナのマイナスの影響を与えたであろう。また、2012 年度同期においては、その他の包括利益を 2.7 百万クローナ増加させたであろう。2013 年 1 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日までの期間については、受取利息合計額 8.3 百万クローナがかかる再分類済資産からもたらされ、一方、2012 年 1 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日までの期間については、受取利息合計額 12.8 百万クローナがかかる再分類済資産からもたらされた。これらの資産の加重平均実効利率は 6.2%であった。

(単位：百万クローナ)	2013年3月31日現在			2012年12月31日現在		
	名目価値	簿価	公正価値	名目価値	簿価	公正価値
再分類済金融資産						
その他の利付証券(貸付を除く。)	-	-	-	-	-	-
利付証券の発行という形式をとった貸付	742.1	793.4	808.3	766.9	821.9	850.7
合計	742.1	793.4	808.3	766.9	821.9	850.7

注7 公正価値による金融資産および金融負債

2013年3月31日現在

(単位：百万クローナ)	簿価	公正価値	超過(+)/不足(-)
現金および現金等価物	3,512.7	3,512.7	0.0
財務省証券/国債	5,659.3	5,720.5	61.2
その他の利付証券(貸付を除く。)	66,356.2	65,212.2	-1,144.0
利付証券の発行という形式をとった貸付	56,886.9	58,903.3	2,016.4
金融機関への貸付	19,770.7	20,105.5	334.8
一般への貸付	119,986.7	123,080.9	3,094.2
デリバティブ	23,564.4	23,564.4	0.0
金融資産合計	295,736.9	300,099.5	4,362.6
金融機関からの借入	13,327.1	13,348.5	21.4
一般からの借入	55.1	55.1	0.0
発行済非劣後証券	260,245.9	262,245.5	1,999.6
デリバティブ	13,280.6	13,280.6	0.0
発行済劣後証券	2,899.1	2,283.9	-615.2
金融負債合計	289,807.7	291,213.6	1,405.8

2012年12月31日現在

(単位：百万クローナ)	簿価	公正価値	超過(+)/不足(-)
現金および現金等価物	2,338.2	2,338.2	0.0
財務省証券/国債	5,111.5	5,114.0	2.5
その他の利付証券(貸付を除く。)	77,693.3	76,399.2	-1,294.1
利付証券の発行という形式をとった貸付	57,889.8	59,109.2	1,219.4
金融機関への貸付	22,083.6	22,274.4	190.8
一般への貸付	115,478.2	119,054.6	3,576.4
デリバティブ	25,711.2	25,711.2	0.0
金融資産合計	306,305.8	310,000.8	3,695.0
金融機関からの借入	14,490.3	14,490.3	0.0
一般からの借入	56.9	56.9	0.0
発行済非劣後証券	258,090.1	258,189.6	99.5
デリバティブ	16,421.0	16,421.0	0.0
発行済劣後証券	3,012.7	2,282.9	-729.8
金融負債合計	292,071.0	291,440.7	-630.3

財政状態報告書における金融負債の大半および金融資産のいくらかは、全面公正価値またはヘッジ関係においてヘッジされる要素の公正価値を表す価値で計上される。ただし、ヘッジ会計の対象ではなく公正価値オプションを使った公正価値で計上もされない貸付金および債権ならびにその他の金融負債は、償却原価で計上される。

償却原価で計上される項目についての公正価値の見積りまたは推論の過程において、一定の平易化のための仮定がなされている。関連する項目について時価が存在する場合には、当該時価が使用されている。ただし、ほとんどの項目については、そのような時価が存在しない。こうした場合、公正価値は見積りまたは推論による。当該価値の推論の過程は、当然不確実性を伴う。したがって、計上されている公正価値の大部分が、当社により見積られた価値を表すものとなっている。

一定の規制に従い、信用リスクに対する最大エクスポージャーを本書で表しているデリバティブの簿価は、実際のエクスポージャーを反映していない。取引先との担保契約の締結が図られる場合は、担保契約に基づく許容額が実際のエクスポージャーを表す。取引先との担保契約の締結が図られない場合には、公正価値（正の値）が、実際のエクスポージャーを表す。SEK は、ほぼ全ての場合に担保契約の締結を図っている。

金融商品の公正価値の決定

公正価値の最良の証拠は、活況市場における相場価格である。SEK の金融商品の大半は一般に取引されておらず、市場価格の入手が容易でない。

公正価値測定は、公正価値の階層を用いて分類される。公正価値で計上される金融商品は、データの重要性を反映する IFRS 公正価値の階層の三つのレベルに分類されている。これらの金融商品の分類は、公正価値測定に全体として重要な影響を及ぼす、最も低いレベルのデータに基づいている。

SEK は、評価手法に基づき、金融商品の公正価値の決定および開示において以下の階層を使用する。

レベル 1：同一の資産または負債の活況市場における相場価格（未調整）

レベル 2：計上された公正価値に重大な影響を及ぼす全データが直接的または間接的に観測できるその他の手法

レベル 3：計上された公正価値に重大な影響を及ぼすデータを用いる、観測可能な市場データに基づかない手法

SEK は、公正価値の階層のレベル間の移動を、変動が生じた報告期間の開始時に認識している。金融商品の全ての科目（資産および負債）において、公正価値は、内部設定評価モデル、外部設定評価モデルおよび外部関係者から提供される取引値を利用して計算される。ある金融商品について、市場が活況市場でない場合、公正価値は、評価手法を用いて設定する。評価手法を用いる目的は、通常取引条件に基づく独立当事者間取引において、測定日の取引価格であったであろう価格を設定することである。評価手法には、見識があり自発的意志を有する当事者による最近の公正な市場取引（もしある場合）、実質的に同等の他の商品の現在の公正価値の参照、割引キャッシュフロー分析およびオプション価格設定モデルの利用が含まれる。評価手法は、定期的に、同等の商品の観測可能な現在の市場取引における価格を使用して、または入手可能で観測可能な市場データに基づき、修正され妥当性を検査される。

SEK は、公正価値の計算において、価格の市場見通しを最大限に反映するために、観測可能な市場の相場（市場データ）の使用を求める。これらの市場の相場は、公正価値の計算をするための定量的手法において直接的または間接的に使用される。市場データの間接的な使用例は、次の通りである。

・観測可能な市場データによるディスカウント・カーブの導出。これは、観測不可能なデータ点を計算するために改変される。

・金融商品の公正価値を計算するために使用される定量的手法。当該手法は、入手可能な市場データを使用して、同様の商品に関する観測可能な市場価格を再現できるように調整される。

場合によっては、市場における低い流動性により観測可能な市場データへのアクセスがない場合がある。これらの場合、SEK は、市場基準に従い次に基づき評価を行う。

・これまで観測された市場データ。一例として、相関関係が時系列の分析により決定される場合、二つの為替レート間の相関関係による評価。

・類似の観測可能な市場データ。一例として、観測可能な市場の相場が入手可能である最も満期が長いオプションよりも満期が長いストックオプションの変動に関する SEK の評価。かかる場合、SEK は、観測可能な市場の相場に基づいてより短い満期に関する価格を推測する。

観測可能な市場データについて、SEK は、購入契約に基づき第三者による情報（ロイターおよびブルームバーグで入手可能な情報など）を利用している。これらの種類の情報は、二つのグループに区別される。一つめのグループは直接的に観測可能な価格で構成され、二つめは観測された価格から計算された市場データで構成される。

一つめのグループの例としては、様々な通貨ならびに満期において、為替レート、株価、株価指数水準、スワップ価格、先物価格、スプレッドおよび債券価格がある。公正価値での評価の基礎であり、SEK が利用するディスカウント・カーブは、観測可能な市場データで構成される。

二つめのグループの例としては、「ブラック・ショールズ・モデル」が観測可能な価格を再現するために計算され、変動を通じて取引される外国為替市場におけるコール・オプションなどの標準割当フォームがある。このグループの追加例としては、様々な通貨ならびに満期において、為替相場の変動、スワップの変動、キャップ／フロアの変動、株式の変動、株式の配当予定およびクレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドがある。SEK は市場データの高いクオリティを継続的に確保し、財務報告に関連して市場データの徹底的な検証が四半期毎に行われる。

観測可能な市場データに基づき評価できない取引については、観測不可能な市場データを利用することが必要である。SEK が使用する観測不可能な市場データの一例は、観測可能な市場データを利用して作られたディスカウント・カーブであり、後に観測不可能なデータの計算のために推測される。

取締役会の財務委員会は、執行委員会の資産負債委員会に、公正価値に関する方法および方針ならびに評価モデルの承認のための意思決定機関の構成を委託した。評価モデルの使用には、検証およびその後の承認が必要となる。検証は、独立した統制を確保するためにリスク・コントロール部で行われる。資産負債委員会は、評価モデルまたは評価モデルの変更を承認する。

一定の種類金融商品の公正価値の決定

デリバティブ

デリバティブは公正価値で計上され、公正価値は、内部設定評価、外部評価モデル、当該商品について外部関係者またはディーラーから提供される取引値または市場の取引値に基づいて計算される。デリバティブの公正価値を計算する場合、取引相手の信用リスクに関連する商品の公正価値への影響は、取引相手のクレジット・デフォルト・スワップの公式の相場価格に基づいている（もし当該価格が入手可能な場合）。

発行済債券

発行済債券の公正価値を計算する場合、SEK 自身の信用リスクが公正価値に及ぼす影響は、異なる市場における観察に基づいた内部設定モデルに従って評価される。使用されるモデルには、評価のための観測可能および観測不可能なパラメーターの両方が含まれる。

組込デリバティブを取り入れた複合金融商品である発行済債券

SEK は、多数の金融市場で債券を発行している。これら債券の多くは、組込デリバティブを取り入れた複合金融商品である。SEK は、効果的に経済的ヘッジを行うために、デリバティブを用いてかかる金融商品のリスクをヘッジすることを方針としている。かかる複合債券は、損益を通じて公正価値で測定される金融負債として分類される。この種の金融商品については市場で建値されないため、公正価値の計算には、評価モデルが使用される。お互いに有効にヘッジしあうかかる金融商品およびデリバティブの評価総額の算出には、最適な評価手法、仮定および見積に関する複雑な判断が必要である。異なる評価モデルや仮定が使用されたり、仮定が変更されたりすれば、評価結果は異なるものとなりうる。SEK の自己債務の信用スプレッドおよびベース・スプレッドの評価に与える影響を除いても、公正価値のかかる変動は一般的にお互いに相殺しあうであろう。

公正価値の階層別金融資産

2013年3月31日現在								
(単位：百万クローナ)	損益またはその他の包括利益を通じた 公正価値での金融資産				売却可能			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金および現金等価物	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省証券/国債	-	-	-	-	5,129.5	497.9	-	5,627.4
その他の利付証券 (貸付を除く。)	2,131.5	176.6	275.4	2,583.5	7,982.7	12,814.8	-	20,797.5
利付証券の発行という 形式をとった貸付	801.2	776.0	-	1,577.2	-	-	-	-
金融機関への貸付	-	-	-	-	-	-	-	-
一般への貸付	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ	368.2	16,515.9	6,680.3	23,564.4	-	-	-	-
公正価値の階層別金融資産合計	3,300.9	17,468.5	6,955.7	27,725.1	13,112.2	13,312.7	-	26,424.9

公正価値の階層別金融負債

2013年3月31日現在				
(単位：百万クローナ)	損益またはその他の包括利益を通じた公正価値での金融負債			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融機関からの借入	-	-	-	-
一般からの借入	-	-	-	-
発行済非劣後証券	-	31,820.8	74,389.6	106,210.4
デリバティブ	430.6	10,030.1	2,819.9	13,280.6
発行済劣後証券	-	-	-	-
公正価値の階層別金融負債合計	430.6	41,850.9	77,209.5	119,491.0

2013年1月から3月までの期間において、レベル1からレベル2に移動された公正価値での金融資産または金融負債はない。特定の利付証券は、IFRS第13号の適用に関連した分類の見直しにより、レベル2からレベル1に移動された。

公正価値の階層別金融資産

2012年12月31日現在									
(単位：百万クローナ)	損益またはその他の包括利益を通じた 公正価値での金融資産				売却可能				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
現金および現金等価物	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省証券/国債	-	-	-	-	-	4,261.1	-	4,261.1	-
その他の利付証券 (貸付を除く。)	-	2,476.2	520.6	2,996.8	-	13,118.2	-	13,118.2	-
利付証券の発行という 形式をとった貸付	-	1,630.1	506.3	2,136.4	-	-	-	-	-
金融機関への貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般への貸付	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ	-	16,706.4	9,004.8	25,711.2	-	-	-	-	-
公正価値の階層別金融資産合計	-	20,812.7	10,031.7	30,844.4	-	17,379.3	-	17,379.3	-

公正価値の階層別金融負債

2012年12月31日現在				
(単位：百万クローナ)	損益またはその他の包括利益を通じた公正価値での金融負債			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融機関からの借入	-	-	-	-
一般からの借入	-	-	-	-
発行済非劣後証券	-	27,271.2	89,207.5	116,478.7
デリバティブ	-	11,308.5	5,112.5	16,421.0
発行済劣後証券	-	-	-	-
公正価値の階層別金融負債合計	-	38,579.7	94,320.0	132,899.7

2012年度中、レベル1からレベル2またはレベル2からレベル1に移動された公正価値での金融資産または金融負債はない。

レベル3の公正価値での金融資産

2013年3月31日現在								
(単位：百万クローナ)	2013年	決済および		レベル3へ	レベル3	損益を通じ	包括利益に	2013年
	1月1日	購入	売却	移動 ²	から移動	た利益および損失 ¹	おける利益および損失	3月31日
その他の利付証券 (貸付を除く。)	520.6	-	-41.2	-	-191.1	-12.9	-	275.4
利付証券の発行という 形式をとった貸付	506.3	-	-202.0	-	-304.5	0.2	-	0.0
デリバティブ	9,004.8	29.1	-1,295.1	20.9	-368.1	-711.3	-	6,680.3
レベル3の公正価値での 金融資産合計	10,031.7	29.1	-1,538.3	20.9	-863.7	-724.0	-	6,955.7

レベル3の公正価値での金融負債

2013年3月31日現在								
(単位：百万クローナ)	2013年 1月1日	発行	決済および 買戻し	レベル3へ 移動 ²	レベル3 から移動	損益を通じ た利益およ び損失 ¹	包括利益に おける利益 および損失	2013年 3月31日
発行済非劣後証券	89,207.5	1,700.7	-17,001.6	-	-178.2	661.2	-	74,389.6
デリバティブ	5,112.5	132.3	-676.0	20.5	-94.2	-1,675.2	-	2,819.9
レベル3の公正価値での 金融負債合計	94,320.0	1,833.0	-17,677.6	20.5	-272.4	-1,014.0	-	77,209.5

レベル3の公正価値での金融資産

2012年12月31日現在								
(単位：百万クローナ)	2012年 1月1日	購入	決済および 売却	レベル3へ 移動	レベル3 から移動 ³	損益を通じ た利益およ び損失 ¹	包括利益に おける利益 および損失	2012年 12月31日
その他の利付証券 (貸付を除く。)	571.6	-	0.0	-	-	-51.0	-	520.6
利付証券の発行という 形式をとった貸付	509.5	-	-	-	-	-3.2	-	506.3
デリバティブ	10,444.9	492.8	-1,945.4	-	-394.8	407.3	-	9,004.8
レベル3の公正価値での 金融資産合計	11,526.0	492.8	-1,945.4	-	-394.8	353.1	-	10,031.7

レベル3の公正価値での金融負債

2012年12月31日現在								
(単位：百万クローナ)	2012年 1月1日	発行	決済および 買戻し	レベル3へ 移動	レベル3 から移動 ³	損益を通じ た利益およ び損失 ¹	包括利益に おける利益 および損失	2012年 12月31日
発行済非劣後証券	121,676.3	8,668.5	-29,081.4	-	-12,716.6	660.7	-	89,207.5
デリバティブ	13,470.0	133.0	-2,832.7	-	-1,184.9	-4,472.9	-	5,112.5
レベル3の公正価値での 金融負債合計	135,146.3	8,801.5	-31,914.1	-	-13,901.5	-3,812.2	-	94,320.0

¹ 損益を通じた利益および損失は、金融取引の純業績として計上される。2013年3月31日現在保有する資産および負債の当期中における未実現の公正価値の変動額は、マイナス8億クローナ（2012年度末：マイナス5億クローナ）であり、金融取引の純業績として計上された。

² 2013年度第1四半期中のレベル2からレベル3への移動は、IFRS第13号の適用に関連した分類の見直しによるものである。

³ 2012年度中のレベル3からレベル2への移動は、評価システムによる支援が改善され、計上された公正価値に重要な影響を及ぼす市場データが観測可能な評価モデルによって、公正価値がもたらされるようになったことに起因する。

レベル3の金融商品の評価の不確実性

レベル3の金融商品の評価に使用されるパラメーターの推定は不確実で主観的なプロセスであるため、SEKは、IFRS第13号に従い、他の合理的なパラメーター値を使用して、レベル3の金融商品の公正価値の差異における分析を行った。レベル3の金融商品の評価には、オプション・モデルが使用される。レベル3の金融商品の公正価値は、仕組み商品の異なる対象間における異なる種類の相互関係に著しく影響を受けており、観測可能な市場データに基づいていない。したがって、この感応度分析は、ポートフォリオの再評価に基づいており、かかる再評価において、相互関係はプラス/マイナス10パーセント・ポイント調整されている。再評価が行われた後、各取引の最高値/最低値が選択される。

その結果、SEK のビジネス・モデルに従い、組込デリバティブを取り入れた複合金融商品は、効果的に経済的ヘッジを行うために、デリバティブによってヘッジされる。つまり、複合金融商品の価値の上昇または低下は、債券の対象もデリバティブの一部であるため、デリバティブの一致する部分の同等の上昇または低下により相殺される。下記の市場評価が最大のシナリオにおいては、複合金融商品とデリバティブの価格は、資産または負債にかかわらず最大になる。市場評価が最小のシナリオにおいては、複合金融商品とデリバティブの価格は最小になる。不確実性分析におけるいかなるプラス/マイナスの数値も、損益にプラス/マイナスの影響をもたらす。

観測不可能な主要データ

金融商品の種類	2013年3月31日現在の 公正価値	観測不可能なデータの 見積範囲 ¹	
資産			
その他の利付証券(貸付を除く。)	275.4		
デリバティブ	6,680.3	FX	0.41-(0.10)
負債			
発行済非劣後証券	74,389.6	株式	0.97-(0.05)
デリバティブ	2,819.9	その他	0.95-(0.81)

¹ 市場参加者が金融商品の価格決定に使用するであろうとSEKが決定した相互関係の範囲を示している。仕組みは債券および債券をヘッジするデリバティブの両方で表示されている。

不確実性分析 - レベル3の資産および負債

(単位：百万クローナ)

2013年3月31日現在

	市場評価 が最大の シナリオ		市場評価 が最小の シナリオ		市場評価 が最大の シナリオ		市場評価 が最小の シナリオ	
	合計		合計		合計		合計	
資産								
その他の利付証券(貸付を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ	92.7	-85.7	91.6	-87.8	0.4	12.4	0.7	-10.4
レベル3の資産の公正価値の変動合計	92.7	-85.7	91.6	-87.8	0.4	12.4	0.7	-10.4
負債								
発行済非劣後証券	-187.0	201.8	-208.9	199.5	28.5	-3.7	-6.6	6.0
デリバティブ	-103.8	106.6	-122.6	110.1	19.0	-3.9	-0.1	0.4
レベル3の負債の公正価値の変動合計	-290.8	308.4	-331.5	309.6	47.5	-7.6	-6.7	6.4
損益への影響合計	-198.1	222.7	-239.9	221.8	47.9	4.8	-6.0	-4.0

不確実性分析 - レベル3の資産および負債

(単位：百万クローナ)

2012年12月31日現在

	市場評価が最大のシナリオ	市場評価が最小のシナリオ
資産		
その他の利付証券(貸付を除く。)	-	-
デリバティブ	204.5	-156.3
レベル3の資産の公正価値の変動合計	204.5	-156.3
負債		
発行済非劣後証券	-300.2	456.9
デリバティブ	220.3	-206.9
レベル3の負債の公正価値の変動合計	-79.9	250.0
損益への影響合計	124.6	93.7

注8 デリバティブ

種類別デリバティブ	2013年3月31日現在			2012年12月31日現在		
	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額
(単位：百万クローナ)						
金利関連契約	5,705.0	6,512.2	155,228.0	6,528.0	6,868.6	150,547.6
通貨関連契約	15,343.0	4,029.7	196,074.3	16,823.1	4,974.7	207,056.2
株式関連契約	2,440.7	1,423.7	34,442.3	2,228.0	3,234.5	40,363.3
商品、信用リスク等 関連契約	75.7	1,315.0	14,001.9	132.1	1,343.2	16,094.7
デリバティブ合計	23,564.4	13,280.6	399,746.5	25,711.2	16,421.0	414,061.8

取引先、金利、為替およびその他のエクスポージャーに関する SEK の方針に基づき、SEK は異なる種類のデリバティブ（大部分は様々な金利関連および為替関連の契約）を使用し、その当事者となっている。これらの契約は、契約毎に公正価値で財政状態報告書に計上されている。

SEK は金融資産および金融負債に内在するリスク・エクスポージャーをヘッジするために、主としてデリバティブを使用する。デリバティブは、可能な場合には、市場の相場を使用して公正価値で評価される。市場の相場が使用できない場合は、評価モデルが使用される。SEK は取引先の信用度における変動の純エクスポージャー公正価値を調整するためにモデルを使用する。使用されるモデルは、直接観測できる市場のパラメーターおよび観測できない市場のパラメーターの両方を含む。

デリバティブの名目金額および公正価値は、実際のエクスポージャーを反映していない。取引先との担保契約の締結が図られる場合は、担保契約に基づく許容額が実際のエクスポージャーを表す。取引先との担保契約の締結が図られない場合には、公正価値（正の値）が、実際のエクスポージャーを表す。SEK は、ほぼ全ての場合に担保契約の締結を図っている。

いくつかのクレジット・デフォルト・スワップ契約はデリバティブであるため、損益を通じた公正価値で金融資産または金融負債として分類される。一方その他は金融保証として分類され、償却原価で計上される。2013年3月31日現在、金融保証として分類されたクレジット・デフォルト・スワップ契約の名目金額は、7,509.1百万クローナ（2012年度末：9,233.1百万クローナ）であった。

SEK のデリバティブ契約の多くは OTC（店頭）デリバティブと呼ばれるものであり、証券取引所では取引されないデリバティブ契約である。取引所で取引されない SEK のデリバティブ取引は、ISDA マスター・ネットティング契約に基づいて締結される。一般的に、かかる契約の下では、同一通貨による全ての未決済取引に

ついて各取引先が契約上 1 日に支払うべき金額は、一方当事者が他方当事者に対して支払うべき単一の正味金額に合算される。例えば、デフォルト等の信用事由が生じた場合などの特定の状況下では、当該契約に基づく全ての未決済取引は終了となり、解約価額が算定され、全取引の決済において単一の正味金額のみが支払われることになる。SEK は、かかる事由が発生した場合に当該ネットティングが強制可能な法域の取引先とのみ、デリバティブ取引を締結するように努めている。

上記の ISDA 契約は、財政状態報告書において相殺するための基準を満たしていない。これは、かかる契約が、SEK もしくはその取引先の債務不履行事由、支払不能または破産が発生した後に限り、強制可能な計上額を相殺する権利を創出するためである。また、SEK およびその取引先は、純額ベースでの決済や、資産の実現と負債の決済を同時に実施する意図はない。

ISDA マスター・ネットティング契約は、取引先エクスポージャーの担保化を規定する補足契約により補完される。SEK は、現金および限定的に国債による担保を受領し、承認している。かかる担保は、ISDA クレジット・サポート・アネックスの業界における標準的な条件の対象となる。

以下の表に記載された開示内容には、強制可能なマスター・ネットティング契約や類似の金融商品を補償する同種の契約の対象になっている金融資産および金融負債が含まれている。SEK は、強制可能なマスター・ネットティング契約や同種の契約の対象になっているデリバティブ取引のみを有している。SEK は、財政状態報告書において相殺される金融資産または金融負債を一切保有していない。

相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約および同種の契約の対象となる金融資産

(単位：百万クローナ)	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
	デリバティブ	デリバティブ
計上された金融資産の総額	23,564.4	25,711.2
財政状態報告書で相殺される金額	-	-
財政状態報告書に表示される金融資産の純額	23,564.4	25,711.2
財政状態報告書で相殺されない、強制可能なマスター・ネットティング契約または同種の契約の対象となる金額：		
金融商品	-10,402.3	-12,410.2
受領した現金担保	-10,641.7	-10,573.2
純額	2,520.4	2,727.8

相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約および同種の契約の対象となる金融負債

(単位：百万クローナ)	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
	デリバティブ	デリバティブ
計上された金融負債の総額	13,280.6	16,421.0
財政状態報告書で相殺される金額	-	-
財政状態報告書に表示される金融負債の純額	13,280.6	16,421.0
財政状態報告書で相殺されない、強制可能なマスター・ネットティング契約または同種の契約の対象となる金額：		
金融商品	-10,402.3	-12,410.2
提供された現金担保	-1,105.8	-1,519.1
純額	1,772.5	2,491.7

注9 公的輸出金融制度

SEK は、報酬を受けてスウェーデン政府輸出信用支援制度およびスウェーデン政府関連援助融資プログラム（以下総称して「公的輸出金融制度」という。）を運営している。スウェーデン政府が公表する当社に対する株主の指示における委託に従い、SEK は、公的輸出金融制度における貸付供与を管理している。これについては2012年度年次報告書の注1(d)を参照されたい。当該株主の指示に基づく公的輸出金融制度からSEKへの報酬は、24.8百万クローナ（2012年度第1四半期：20.9百万クローナ）であり、SEKの包括利益計算書の受取利息の一部として開示されている。公的輸出金融制度の資産および負債はSEKの財政状態報告書に含まれている。

CIRR（Commercial Interest Reference Rate）貸付は公的輸出金融制度の二種類の貸付のうちの一つであり、もう一方は譲許的貸付である。2013年度第1四半期の公的輸出金融制度の純業績は27.5百万クローナ（2012年度第1四半期：20.3百万クローナ）であり、そのうちCIRR貸付の純業績は38.7百万クローナ（2012年度第1四半期：31.5百万クローナ）であった。

公的輸出金融制度の包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2013年	2012年	2012年	2012年
	1月-3月	10月-12月	1月-3月	1月-12月
受取利息	267.4	275.0	258.3	1,083.3
支払利息	-214.8	-229.4	-218.3	-913.6
純利息収益	52.6	45.6	40.0	169.7
利息補償	0.0	0.7	0.0	0.7
SEKへの報酬	-24.8	-23.3	-20.9	-89.4
外国為替の影響	-0.3	0.5	1.2	2.0
スウェーデン政府へ(-)/から(+) ^{の補填}	-27.5	-23.5	-20.3	-83.0
営業利益	0.0	0.0	0.0	0.0

公的輸出金融制度の財政状態報告書（SEKの財政状態報告書に含まれる。）

(単位：百万クローナ)	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
現金および現金等価物	5.0	6.6
貸付	40,622.4	39,499.1
デリバティブ	21.9	11.6
その他の資産	2,495.5	2,470.5
資産合計	43,144.8	41,987.8
負債	41,239.3	39,821.3
デリバティブ	1,905.5	2,166.5
株主資本	-	-
負債および株主資本合計	43,144.8	41,987.8
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付(注11参照)	15,382.9	12,675.4
拘束力のある融資申出(注11参照)	30,914.3	30,497.7

公的輸出金融制度に基づく貸付種類別の業績（CIRR貸付）

(単位：百万クローナ)	2013年	2012年	2012年	2012年
	1月-3月	10月-12月	1月-3月	1月-12月
純利息収益	63.3	56.3	50.7	212.9
利息補償	0.0	0.7	-	0.7
SEKへの報酬	-24.3	-22.8	-20.4	-87.2
外国為替の影響	-0.3	0.5	1.2	2.0
合計	38.7	34.7	31.5	128.4

公的輸出金融制度に基づく貸付種類別の業績（譲許的貸付）

(単位：百万クローナ)	2013年	2012年	2012年	2012年
	1月-3月	10月-12月	1月-3月	1月-12月
純利息収益	-10.7	-10.8	-10.7	-43.2
利息補償	-	-	-	-
SEKへの報酬	-0.5	-0.5	-0.5	-2.2
外国為替の影響	-	-	-	-
合計	-11.2	-11.3	-11.2	-45.4

注 10 セグメント別報告

IFRS 第 8 号に従い、SEK には、直接融資および最終顧客融資の二つのセグメントがある。直接融資は、SEK がスウェーデンの輸出企業に対して直接、またはその利益のために手配する融資である。最終顧客融資は、SEK がスウェーデンの物品およびサービスの購入者のために手配する融資である。

SEK の経営陣は、いくらかの公正価値の影響額を除いた営業利益を主な根拠としてその事業を評価する。セグメントの収益性、会計方針およびセグメント間における割当の評価は、IFRS 第 8 号に基づき、上級経営陣に対して報告される情報に従う。

損益およびセグメントに直接割り当てられない利付資産は、セグメントに公平な割当を行うと経営陣が考える内部方針に従い、割当方式で割り当てられる。

連結包括利益計算書

2013年1月-3月

(単位：百万クローナ)	直接融資	最終顧客融資	連結包括利益 計算書との調整	未実現の 公正価値の 変動額	合計
純利息収益および純手数料	262.7	163.5	-	-	426.2
金融取引の純業績	16.5	35.8	-	-	52.3
その他の営業収益	-	-	-	-	-
営業費用	-47.6	-82.4	-	-	-130.0
純信用損失	2.8	-0.5	-	-	2.3
未実現の公正価値の変動額 を除いた営業利益	234.4	116.4	-	-	350.8
未実現の公正価値の変動額	-	-	-	-138.5	-138.5
営業利益	234.4	116.4	-	-138.5	212.3

連結包括利益計算書

2012年10月-12月

(単位：百万クローナ)	直接融資	最終顧客融資	連結包括利益 計算書との調整	未実現の 公正価値の 変動額	合計
純利息収益および純手数料	248.8	163.4	-	-	412.2
金融取引の純業績	44.8	-25.2	-	-	19.6
その他の営業収益	-	-	1.0	-	1.0
営業費用	-66.0	-79.9	-	-	-145.9
純信用損失	-16.3	-11.2	-	-	-27.5
未実現の公正価値の変動額 を除いた営業利益	211.3	47.1	1.0	-	259.4
未実現の公正価値の変動額	-	-	-	-25.3	-25.3
営業利益	211.3	47.1	1.0	-25.3	234.1

連結包括利益計算書

2012年1月-3月

(単位：百万クローナ)	直接融資	最終顧客融資	連結包括利益 計算書との調整	未実現の 公正価値の 変動額	合計
純利息収益および純手数料	288.6	218.9	-	-	507.5
金融取引の純業績	82.1	108.1	-	-	190.2
その他の営業収益	-	-	17.7	-	17.7
営業費用	-53.3	-79.1	-	-	-132.4
純信用損失	3.3	14.8	-	-	18.1
未実現の公正価値の変動額 を除いた営業利益	320.7	262.7	17.7	-	601.1
未実現の公正価値の変動額	-	-	-	137.8	137.8
営業利益	320.7	262.7	17.7	137.8	738.9

連結包括利益計算書

2012年1月-12月

(単位：百万クローナ)	直接融資	最終顧客融資	連結包括利益 計算書との調整	未実現の 公正価値の 変動額	合計
純利息収益および純手数料	1,098.7	781.4	-	-	1,880.1
金融取引の純業績	169.6	150.9	-	-	320.5
その他の営業収益	-	-	19.9	-	19.9
営業費用	-220.0	-324.5	-	-	-544.5
純信用損失	-13.1	-10.3	-	-	-23.4
未実現の公正価値の変動額 を除いた営業利益	1,035.2	597.5	19.9	-	1,652.6
未実現の公正価値の変動額	-	-	-	-828.2	-828.2
営業利益	1,035.2	597.5	19.9	-828.2	824.4

利付資産および承諾済未実行貸付

2013年3月31日現在

2012年12月31日現在

(単位：十億クローナ)	セグメントの			セグメントの		
	直接融資	最終顧客融資	合計	直接融資	最終顧客融資	合計
利付資産	107.9	161.6	269.5	115.5	160.6	276.1
承諾済未実行貸付	-	33.0	33.0	-	25.9	25.9

セグメントの合計と連結財政状態報告書の資産合計との調整

2013年3月31日現在

2012年12月31日現在

(単位：十億クローナ)	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
セグメントの合計	269.5	276.1
現金および現金等価物	3.5	2.3
デリバティブ	23.6	25.7
有形固定資産・無形資産	0.2	0.2
その他の資産	10.2	4
前払費用および未収収益	2.5	2.7
その他 ¹	-0.9	2.1
資産合計	308.6	313.1

¹ 主に未実現の公正価値の変動額である。

注 11 偶発債務、偶発資産およびコミットメント契約

偶発債務およびコミットメント契約は、2013 年 3 月 31 日現在の連結財政状態報告書に関連して開示される。偶発債務は、1.1 百万クローナ（2012 年度末：1.1 百万クローナ）の Venantius AB への過去の貸付に関する負債である。

コミットメント契約は、承諾済未実行貸付および拘束力のある融資申出である。このような承諾済未実行貸付は、顧客により承諾されたが、2013 年 3 月 31 日現在まだ実行されていない貸付申出を指す。2013 年 3 月 31 日現在の承諾済未実行貸付 33,007.0 百万クローナ（2012 年度末：25,915.1 百万クローナ）のうち、公的輸出金融制度における承諾済未実行貸付は 15,382.9 百万クローナ（2012 年度末：12,675.4 百万クローナ）であった。かかる公的輸出金融制度におけるコミットメント契約には、固定金利オプションが含まれる場合があり、その費用はスウェーデン政府によって払い戻される（注 9 参照）。

2013 年 3 月 31 日現在の融資申出残高は総額 509 億クローナ（2012 年度末：595 億クローナ）であり、2012 年度末から 14.5%減少した。このうち 457 億クローナ（2012 年度末：479 億クローナ）は公的輸出金融制度に由来するものであった。融資申出残高のうち、328 億クローナは拘束力のある融資申出であり、181 億クローナは拘束力のない融資申出である。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

2013 年 3 月 31 日現在、SEK は、デリバティブ契約の担保契約に基づく 13 億クローナ（2012 年度末：25 億クローナ）の預金を有していた（注 6 参照）。

リーマン・ブラザーズ・ファイナンス・エイ・ジー

2012 年 4 月 11 日、スイス企業リーマン・ブラザーズ・ファイナンス・エイ・ジー（清算中であり、プライスウォーターハウスクーパースが清算人として指名されている。）（「LBF」）は、SEK を相手取り、ストックホルム地方裁判所に訴訟を提起した。LBF は、2008 年 9 月にその親会社であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクが破産した後、一定のデリバティブ取引が終了した際、SEK が LBF に支払うべき解約金の計算を誤った、と主張している。LBF はまた、SEK は自身が支払うべきと計算した金額についても支払が遅れた、と主張している。その訴えの中で LBF は、約 37 百万米ドルに、2012 年 3 月 30 日までの延滞利息の約 45 百万米ドルを加えた合計 82 百万米ドルの支払を求めている。SEK は、2012 年 8 月 31 日にストックホルム地方裁判所に回答書を提出し、LBF に支払うべき適切な金額は、すでに全額支払が済んでいる旨を主張した。当該訴訟のストックホルム地方裁判所における初回の聴聞は、2013 年 4 月に開始された。SEK は、LBF の主張には法的根拠がないと考えており、自身の見解を強く主張する意向である。

SEK は、現在提起されている訴訟を含め、SEK がリーマン・ブラザーズの破産に関して大きな損失を被ることとはしないものと確信している。SEK の LBF との紛争の結果についての保証はない。

注 12 自己資本比率およびエクスポージャー

自己資本比率

バーゼルⅡの第一の柱に従って計算した、連結金融機関たる SEK の 2013 年 3 月 31 日現在の自己資本比率は、現在適用ある移行規則の効果の算入前で 24.0%（2012 年度末：23.1%）であった（下記参照）。

自己資本比率、リスクおよびバーゼルⅡに関する詳細は、2012 年度年次報告書の「リスク」の項を参照されたい。

資本基盤

(単位：百万クローナ)	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
Tier-1 普通資本 ¹	14,367	14,171
追加 Tier-1 資本	2,280	2,281
Tier-1 資本合計	16,647	16,452
Tier-2 資本	51	49
資本基盤合計²	16,698	16,501

¹ SEK の定義によると、Tier-1 普通資本は、永久劣後債務という形式をとった追加 Tier-1 資本を除く Tier-1 資本で構成される。今後の自己資本比率規制において、Tier-1 普通資本とみなされる定義はまだ決定していない。

² 内部格付 (IRB) 手法に基づく期待損失／利益を含む資本基盤合計。

資本基盤 — 調整項目

(単位：百万クローナ)	2013年3月31日 現在	2012年12月31日 現在
株主資本	3,990	3,990
利益剰余金	10,146	9,972
その他の準備金	297	450
連結財政状態報告書に基づく株主資本合計	14,433	14,412
予想配当	-262	-213
その他の控除	-18	-21
無形資産	-117	-113
内部格付 (IRB) 手法による計算に基づく損失の 100%	-	-
法定調整額および株主資本調整額の合計	-397	-347
売却可能証券の調整	37	19
自己の信用スプレッドの調整	628	556
キャッシュフロー・ヘッジの調整	-334	-469
調整項目合計	331	106
Tier-1 普通資本合計	14,367	14,171
Tier-1 適格劣後債	2,280	2,281
Tier-1 資本合計	16,647	16,452
Tier-2 適格劣後債	該当なし	該当なし
Tier-2 資本からの控除	該当なし	該当なし
内部格付 (IRB) 手法による計算に基づく利益の 100%	51	49
Tier-2 資本合計	51	49

期待損失による資本基盤の影響

期待損失は、法律および規制に従い、SEK の内部格付 (IRB) 手法から提供される情報に基づいて計算される。かかる期待損失は実際の、個別に期待される損失を表すものではなく、理論的に計算された金額を反映している。期待損失は、資本基盤からの総控除額である。この控除額は、期待損失が計算される金融資産の減損により減額される。減損計上額と期待損失の差額は、場合により資本基盤に追加または資本基盤から控除され、資本基盤を修正する。2013年3月31日現在、資本基盤への追加額は51百万クローナであった。かかる金額により Tier-2 資本は増加した。2012年12月31日現在、資本基盤への追加額は49百万クローナであった。

第一の柱に基づく所要自己資本

(単位：百万クローナ)	2013年3月31日現在			2012年12月31日現在		
	EAD ³	リスク加重金額	所要自己資本	EAD	リスク加重金額	所要自己資本
信用リスク(標準的手法)						
中央政府	12,256	795	64	9,607	820	66
政府輸出信用機関	142,057	307	25	138,987	315	25
地域政府	21,599	-	-	23,510	-	-
多国籍開発銀行	421	-	-	422	-	-
家計エクスポージャー	1	1	0	1	1	0
企業	454	454	36	373	373	30
信用リスク(標準的手法)合計	176,788	1,557	125	172,900	1,509	121
信用リスク(内部格付(IRB)手法)						
金融機関 ¹	70,490	18,052	1,444	76,789	19,612	1,569
企業	62,184	36,405	2,913	61,977	36,202	2,896
証券化ポジション	9,382	7,881	630	10,021	8,254	660
取引先なし	154	154	12	149	149	12
信用リスク(内部格付(IRB)手法)合計	142,210	62,492	4,999	148,936	64,217	5,137
為替リスク	該当なし	1,937	155	該当なし	2,221	178
オペレーショナル・リスク	該当なし	3,549	284	該当なし	3,549	284
バーゼルⅡに基づく所要自己資本合計	318,998	69,535	5,563	321,836	71,496	5,720
バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本 ²	該当なし	-	-	該当なし	-	-
バーゼルⅡに基づく所要自己資本合計(追加所要自己資本を含む。)	318,998	69,535	5,563	321,836	71,496	5,720
バーゼルⅠに基づく所要自己資本合計	該当なし	83,272	6,662	該当なし	84,754	6,780

¹ うちデリバティブの取引先リスクは、デフォルト時エクスポージャー (EAD) 9,193 百万クローナ (2012年度末：9,269 百万クローナ)、リスク加重負債 3,287 百万クローナ (2012年度末：3,442 百万クローナ)、所要自己資本 263 百万クローナ (2012年度末：275 百万クローナ)。

² 「バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本」の項目は、自己資本規制 (2006 年第 1371 号) の実施に関する法律 (2006 年第 1372 号) 第 5 条に従って算出している。

³ EAD は、デフォルト時におけるエクスポージャーの残高を示している。

信用リスク

リスク分類および信用リスクの数量化において、SEK は内部格付 (IRB) 手法を使用している。スウェーデン金融監督庁は、SEK の IRB 手法を承認している。特に SEK は基礎的手法を適用している。基礎的手法の下では、当社が各取引先の年間デフォルト確率 (PD) を測定し、一方スウェーデン金融監督庁が残りのパラメーターを設定する。ただし、スウェーデン金融監督庁は、当社に対し、2015 年 12 月 31 日までいくつかのエクスポージャーについてかかる手法を用いることを免除している。SEK は、IRB 手法から除外されているエクスポージャーについて、信用リスクに対する所要自己資本を計算する際には、標準的手法を適用している。

為替リスク

為替リスクは、報告値を元にいわゆる二段法に従って計算される。

オペレーショナル・リスク

適用ある規制では、企業はオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の計算について、異なる手法を使用することができる。SEK は、標準的手法を適用している。標準的手法の下では、オペレーショナル・

リスクに対する所要自己資本は、自己資本比率規制に従って、事業分野に区分されている当社の事業に基づいている。それぞれの分野の所要自己資本は、12%、15%または 18%（事業分野による）の係数に収益指標を掛けて計算される。この収益指標は、過去 3 年間の事業年度の営業収益の平均値である。営業収益は、受取利息および受取リース料、支払利息および支払リース料、受取配当金、受取手数料、支払手数料、金融取引の純利益、ならびにその他の営業収益を合計して算出する。

移行規則

2007 年以降、所要自己資本は主にバーゼルⅡ規制に基づいて計算されている。スウェーデン議会は、かかる規制により所要自己資本が、従来のリスクに影響されにくいバーゼルⅠ規制に基づいて算出した所要自己資本よりも低くなる場合、バーゼルⅡ規制の全面適用を直ちに認めないことを選択した。したがって 2007 年から 2009 年の移行期間中は、バーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本が並行して算出された。バーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本（2007 年はその 95%、2008 年はその 90%、2009 年はその 80%に減額される。）がバーゼルⅡ規制に基づく所要自己資本を上回った場合は、前述のバーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本が最低所要自己資本となった。2009 年、スウェーデン議会は、移行規則を 2011 年度末まで延期することを決定した。2012 年、議会はさらに 2013 年度末まで移行規則を延期することを決定した。したがって、2013 年には、所要自己資本は、引き続きバーゼルⅡ規制に基づく最高所要自己資本およびバーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本の 80%に相当することになる。

自己資本比率分析（第一の柱）

	2013 年 3 月 31 日現在		2012 年 12 月 31 日現在	
	バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を除く	バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を含む	バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を除く	バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を含む
自己資本比率	24.0%	24.0%	23.1%	23.1%
うち Tier-1 普通資本に関する比率	20.7%	20.7%	19.8%	19.8%
Tier-1 資本に関する比率	23.9%	23.9%	23.0%	23.0%
Tier-2 資本に関する比率	0.1%	0.1%	該当なし	該当なし
自己資本比率割合(資本基盤合計/所要自己資本合計)	3.00	3.00	2.89	2.89

純エクスポージャー

純エクスポージャー合計

(単位: 十億クローナ)	合計				貸付および利付証券				未実行貸付およびデリバティブ等			
	2013 年 3 月 31 日現在		2012 年 12 月 31 日現在		2013 年 3 月 31 日現在		2012 年 12 月 31 日現在		2013 年 3 月 31 日現在		2012 年 12 月 31 日現在	
取引先種別:	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
中央政府	12.5	3.6	9.8	2.8	11.7	4.3	9.0	3.3	0.8	1.1	0.8	1.1
政府輸出信用機関	167.8	48.5	162.0	46.7	105.8	39.0	107.0	38.7	62.0	78.1	55.0	78.1
地域政府	21.7	6.3	23.6	6.8	21.5	7.9	23.4	8.5	0.2	0.3	0.2	0.3
多国籍開発銀行	0.4	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	-	0.0	-	-
金融機関	70.9	20.5	77.2	22.3	60.0	22.1	66.3	24.0	10.9	15.5	10.9	15.5
企業	63.5	18.3	63.6	18.3	62.5	23.0	60.1	21.8	1.0	5.0	3.5	5.0
証券化ポジション	9.4	2.7	10.0	2.9	9.4	3.5	10.0	3.6	-	0.0	-	-
合計	346.2	100.0	346.6	100.0	271.3	100.0	276.2	100.0	74.9	100.0	70.4	100.0

2013年3月31日現在の地域別およびエクスポージャー・クラス別純エクスポージャー

(単位：十億クローナ)	アフリカ	アジア	北米	オセアニア	南米	スウェーデン	その他の 北欧諸国	その他の 欧州諸国	合計
中央政府	-	-	-	-	-	4.6	1.3	6.6	12.5
政府輸出信用機関	-	0.6	5.1	-	-	145.4	1.9	14.8	167.8
地域政府	-	-	-	-	-	17.5	1.0	3.2	21.7
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-	-	0.4	0.4
金融機関	-	1.0	9.9	8.5	-	15.9	11.0	24.6	70.9
企業	0.1	3.8	3.8	-	2.3	40.9	6.0	6.6	63.5
証券化ポジション	-	-	2.4	2.4	-	-	-	4.6	9.4
合計	0.1	5.4	21.2	10.9	2.3	224.3	21.2	60.8	346.2

2012年12月31日現在の地域別およびエクスポージャー・クラス別純エクスポージャー

(単位：十億クローナ)	アフリカ	アジア	北米	オセアニア	南米	スウェーデン	その他の 北欧諸国	その他の 欧州諸国	合計
中央政府	-	-	-	-	-	4.2	2.0	3.6	9.8
政府輸出信用機関	-	0.6	5.3	-	-	140.3	1.9	13.9	162.0
地域政府	-	-	-	-	-	17.5	1.7	4.4	23.6
多国籍開発銀行	-	-	-	-	-	-	-	0.4	0.4
金融機関	-	1.0	11.9	8.8	-	13.6	13.6	28.3	77.2
企業	0.3	3.7	3.1	0.1	2.3	40.6	6.2	7.3	63.6
証券化ポジション	-	-	2.6	2.5	-	-	-	4.9	10.0
合計	0.3	5.3	22.9	11.4	2.3	216.2	25.4	62.8	346.6

欧州諸国に対する純エクスポージャー（北欧諸国を除く）

(単位：十億クローナ)	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
英国	14.2	15.6
フランス	12.8	7.0
ドイツ	11.2	13.8
オランダ	7.7	9.5
ポーランド	2.9	3.0
スペイン	2.8	3.1
アイルランド	2.5	2.9
ルクセンブルグ	1.9	2.7
オーストリア	1.0	1.5
イタリア	0.7	0.7
スイス	0.6	0.4
ポルトガル	0.6	0.5
ベルギー	0.3	0.3
ギリシャ	-	-
その他	1.6	1.8
合計	60.8	62.8

2013年3月31日現在、アイルランド、イタリア、ポルトガルおよびスペインの取引先に対する純エクスポージャーは、66億クローナ（2012年度末：72億クローナ）であった。

ギリシャの取引先に対する総エクスポージャーは、2013年3月31日現在1億クローナ（2012年度末：1億クローナ）であった。当該総エクスポージャーは、その他の取引先により十分保証されている。

保有されているアセット・バック証券

下記の表は、SEKが保有しているアセット・バック証券およびそれらの現在の格付に関するSEKの純エクスポージャー合計（リスク・カバレッジに関する影響額計上後）について、現在の総計した情報を含んでいる。2013年3月31日現在の表中の格付は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッ

チから得た格付のうち二番目に低いものを記載している。利用可能な格付が二つのみの場合は、より低い格付を記載している。かかる資産は全て、最優先のトランシェを表しており、それらは全て、取得時にスタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズ各々から「AAA」および「Aaa」の格付を得ていた。

(単位：百万クローナ)		2013年3月31日現在																		
エクスポージャー	RMBS ²	オート・ローン					CLO ²	合計	うち、「AAA」	うち、「AA+」	うち、「AA」	うち、「AA-」	うち、「A+」	うち、「A」	うち、「A-」	うち、「BBB+」	うち、「BBB-」	うち、「BB」	うち、「B+」	うち、「CCC」のCDO
		ローン	CMBS ²	消費者ローン ²	CDO ²															
オーストラリア	2,373	-	-	-	-	-	2,373	2,373	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドイツ	-	15	63	-	-	-	78	15	63 ³	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイルランド	782	-	-	-	-	1,362	2,144	1,362	-	-	-	-	-	-	-	367 ³	246 ³	169 ³	-	-
オランダ	620	-	-	-	-	-	620	620	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	300	-	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-	-	149 ³	-	151 ³	-	-	-	-
スペイン	768	21	-	18	-	115	922	-	-	-	21 ³	46 ³	210 ³	87 ³	332 ³	34	192 ³	-	-	-
英国	551	-	-	-	-	14	565	403	-	148 ³	14 ³	-	-	-	-	-	-	-	-	-
米国	-	-	-	-	125	1,794	1,919	1,794	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	125 ⁴
合計	5,394	36	63	18	125	3,285	8,921	6,567	63	148	35	46	210	236	332	552	438	169	125	

- 1 エクスポージャーは発行地別に評価されるが、この発行地は原資産の所在地と同じである。ただし、アイルランドの原資産は大半がフランス、英国およびドイツに所在している。
- 2 RMBS＝貸付債権担保住宅金融公庫債券 (Residential Mortgage-Backed Securities)
CMBS＝商業用不動産ローン担保証券 (Commercial Mortgage-Backed Securities)
CDO＝債務担保証券 (Collateralized Debt Obligations)
CLO＝ローン担保証券 (Collateralized Loan Obligations)
- 3 これらの 2,229 百万クローナの資産のうち、225 百万クローナは、依然として複数の格付機関のうち最低一社から、可能な限り最高の格付を得ている。
- 4 これらの資産は、最終的に米国市場のリスクにさらされる二つの CDO (最優先のトランシェ) で構成される。かかるトランシェにおいて、支払の遅延は発生していない。しかしながら、当該資産の格付は 2008 年度から 2012 年度の間に著しく引き下げられ、スタンダード・アンド・プアーズは「AAA」から「NR」(「D」への格下げの後)に、ムーディーズは「Aaa」から「Ca」に、フィッチは「AAA」から「C」に格下げした。かかる著しい格下げを理由として、SEK は当該資産の予想キャッシュフローを分析し、関連する減損を計上した。2013年3月31日現在、かかる減損は総額 466 百万クローナであった。

(単位：百万クローナ)		2012年12月31日現在																		
エクスポージャー	RMBS ²	オート・ローン					CLO ²	合計	うち、「AAA」	うち、「AA+」	うち、「AA」	うち、「AA-」	うち、「A+」	うち、「A」	うち、「A-」	うち、「BBB+」	うち、「BBB-」	うち、「BB」	うち、「B+」	うち、「CCC」のCDO
		ローン	CMBS ²	消費者ローン ²	CDO ²															
オーストラリア	2,555	-	-	-	-	-	2,555	2,555	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドイツ	-	26	66	-	-	-	92	26	66 ³	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイルランド	815	-	-	-	-	1,408	2,223	1,408	-	-	-	-	-	-	-	379 ³	258 ³	178 ³	-	-
オランダ	652	-	-	-	-	-	652	652	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	315	-	-	-	-	-	315	-	-	-	-	-	-	156 ³	-	159 ³	-	-	-	-
スペイン	819	28	-	23	-	131	1,001	-	-	-	28 ³	57 ³	225 ³	97 ³	393 ³	-	201 ³	-	-	-
英国	598	-	-	-	-	17	615	437	-	161 ³	17 ³	-	-	-	-	-	-	-	-	-
米国	-	-	-	-	133	1,978	2,111	1,978	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	133 ⁴
合計	5,754	54	66	23	133	3,534	9,564	7,056	66	161	45	57	225	253	393	538	459	178	133	

- ¹ エクスポージャーは発行地別に評価されるが、この発行地は原資産の所在地と同じである。ただし、アイ
ルランドの原資産は大半がフランス、英国およびドイツに所在している。
- ² RMBS＝貸付債権担保住宅金融公庫債券 (Residential Mortgage-Backed Securities)
CMBS＝商業用不動産ローン担保証券 (Commercial Mortgage-Backed Securities)
CDO＝債務担保証券 (Collateralized Debt Obligations)
CLO＝ローン担保証券 (Collateralized Loan Obligations)
- ³ これらの 2,375 百万クローナの資産のうち、244 百万クローナは、依然として複数の格付機関のうち最低
一社から、可能な限り最高の格付を得ている。
- ⁴ これらの資産は、最終的に米国市場のリスクにさらされる二つの CDO (最優先のトランシェ) で構成され
る。かかるトランシェにおいて、支払の遅延は発生していない。しかしながら、当該資産の格付は 2008
年度から 2012 年度の間著しく引き下げられ、スタンダード・アンド・プアーズは「AAA」から「NR」
(「D」への格下げの後) に、ムーディーズは「Aaa」から「Ca」に、フィッチは「AAA」から「C」に格下
げた。かかる著しい格下げを理由として、SEK は当該資産の予想キャッシュフローを分析し、関連する
減損を計上した。2012 年 12 月 31 日現在、かかる減損は総額 462 百万クローナであった。

注 13 関連当事者との取引

関連当事者との取引は、2012 年度 SEK 年次報告書の注 29 に記載されている。関連当事者との関係および
取引において、2012 年度年次報告書の記載から重大な変更は生じていない。SEK は 2013 年度第 1 四半期中、
スウェーデン国債局発行の短期国庫証券に投資をした。2013 年 3 月 31 日現在、SEK の当該証券の保有額は
4,563.2 百万クローナ (2012 年度末 : 3,452.6 百万クローナ) であった。

注 14 後発事象

2013 年 4 月 23 日に開催された SEK の年次総会において、2012 年度の税引後純利益の 30%に相当する
212.6 百万クローナの配当金を単独株主であるスウェーデン政府に支払う旨の取締役会および社長からの提
案を承認することが決議された。

親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)	2013年	2012年	2012年	2012年
	1月-3月	10月-12月	1月-3月	1月-12月
受取利息	956.0	1,280.4	1,734.7	6,065.9
支払利息	-531.2	-869.6	-1,232.4	-4,198.5
純利息収益	424.8	410.8	502.3	1,867.4
子会社配当金	-	-	-	9.7
受取手数料	1.9	0.7	1.9	5.6
支払手数料	-2.9	-3.3	-2.5	-10.7
金融取引の純業績	-86.2	-5.8	328.0	-507.7
その他の営業収益	0.0	1.1	17.7	19.9
営業収益	337.6	403.5	847.4	1,384.2
人件費	-70.8	-80.5	-73.3	-294.5
その他の管理費	-51.6	-60.5	-54.5	-230.6
非金融資産の減価償却費	-8.5	-7.2	-3.8	-19.5
信用損失準備金	-2.7	-21.3	13.7	-28.7
子会社株式の減損	-	-	-	-
営業利益	204.0	234.0	729.5	810.9
非課税準備金の変更分	-	-53.0	-	-53.0
税金	-46.7	-38.1	-191.8	-209.9
当期純利益(税引後)	157.3	142.9	537.7	548.0

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	3,489.8	2,313.1
財務省証券/国債	5,659.3	5,111.5
その他の利付証券(貸付を除く。)	66,356.2	77,693.3
利付証券の発行という形式をとった貸付	56,895.3	57,900.6
金融機関への貸付	19,770.7	22,083.6
一般への貸付	119,986.7	115,478.2
デリバティブ	23,564.4	25,711.2
子会社株式	82.3	82.3
有形固定資産・無形資産	153.5	150.3
その他の資産	10,220.6	4,022.2
前払費用および未収収益	2,520.7	2,655.0
資産合計	308,699.5	313,201.3
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	13,337.1	14,500.3
一般からの借入	120.1	121.9
発行済非劣後証券	260,245.9	258,090.1
デリバティブ	13,280.6	16,421.0
その他の負債	1,347.7	3,480.5
未払費用および前受収益	2,371.5	2,407.5
繰延税金負債	58.6	132.3
引当金	12.9	12.9
発行済劣後証券	2,899.1	3,012.7
負債合計	293,673.5	298,179.2
非課税準備金		
	2,737.9	2,737.9
株主資本		
株式資本	3,990.0	3,990.0
法定準備金	198.0	198.0
公正価値準備金	296.5	449.9
利益剰余金	7,646.3	7,098.3
当年度純利益	157.3	548.0
株主資本合計	12,288.1	12,284.2
負債および株主資本合計	308,699.5	313,201.3
約定担保等		
約定担保	なし	なし
貸付の対象となっている利付証券	132.8	39.8
偶発資産および偶発債務	-	-
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	33,007.0	25,915.1
拘束力のある融資申出	32,817.0	33,841.2

有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち
主要なものを要約した書面

1. 設 立

(1) 設立および主たる事務所

スウェーデン輸出信用銀行 (AB Svensk Exportkredit) (英語名 Swedish Export Credit Corporation) (以下「SEK」または「当社」という。)は、スウェーデン王国(以下「スウェーデン政府」または「スウェーデン」という。)とスウェーデンの主要な銀行により締結された契約に従って、1944年制定のスウェーデン会社法に基づき 1962年に設立された。かかる契約は、スウェーデン政府、スウェーデンの政府機関および銀行と協力し、スウェーデンの物品とサービスの輸出を金融面から支援するために、政府法案 1962年第 125号に基づくスウェーデン議会の決議に従って締結された。

SEKの主たる事務所の所在地は、Klarabergsviadukten 61-63, Stockholm, Sweden(郵便物の宛先は、P.O. Box 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden)である。

(2) 目 的

定款第 3 条に基づき、親会社の目的は、スウェーデンのインフラストラクチャー等、スウェーデンの輸出産業に直接的または間接的に関連するスウェーデンのための活動の発展を促進するためならびにスウェーデンの産業の国際化および競争力の強化のために、銀行業および金融事業法 (Banking and Financing Business Act) (2004 年第 297 号)に従い、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。親会社の財務活動には、(i)資金の借入れを行うこと(例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは社債その他類似の債務証券の発行による。)、(ii)貸付を行うことおよびその仲介(例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付け)、(iii)保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと、ならびに(iv)有価証券の取引および保有を行うことが含まれるが、これらに限られない。

「財務活動」とは、主に以下のことをいう。

1. 資金の借入れを行うこと(例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは社債その他類似の債務証券の発行による。)
2. 貸付を行うことおよびその仲介(例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付け)。
3. その他の金融事業に関与すること(例えば、債権の取得および動産のリース)。
4. 保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと。
5. 有価証券の発行に関与すること。
6. これらの業務に関連して助言を提供すること。
7. 有価証券の取引および保有を行うこと。
8. 当社の事業および当社の債権保全のために必要と認められる限度で不動産および動産を取得すること。
9. 証券市場法 (Securities Market Act) (2007 年第 528 号)に従って投資事業を行うこと。
10. 上記の業務に基づくその他の事業を行うこと。

2. 資本構成

(1) 連結資本構成

2011年12月31日および2010年12月31日現在の SEK の連結の資本および株主資本は次の表に示す通りである。

	(単位：百万クローナ)	
	2011年12月31日	2010年12月31日
非劣後債	273,245.4	300,671.0
劣後債	3,174.4	2,590.0

株主資本(それぞれ2011年12月31日および2010年12月31日現在)

	(単位：百万クローナ)	
	2011年12月31日	2010年12月31日
株式資本(1株当たり引用価値1,000クローナの株式3,990,000株)	3,990.0	3,990.0
準備金(ヘッジおよび公正価値準備金)	294.6	-5.2
利益剰余金	9,683.5	8,585.0
株主資本合計	13,968.1	12,569.8
資本合計	290,387.9	315,830.8

(2) 大株主

2010年4月29日まで親会社の株式は、親会社の定款に基づき、それぞれの額面金額が1,000クローナで同等の議決権を有するクラスA株式2,579,394株とクラスB株式1,410,606株に分割されていた。2010年4月29日に開催された年次株主総会において、当該定款が変更され、2010年4月29日よりクラスA株式とクラスB株式の分割は廃止となった。現在の株式の合計は3,990,000株である。2003年6月30日以降はスウェーデン政府がSEKの唯一の(100%)株主となっている。スウェーデン政府は全株を保有している。定款に基づき、親会社が自己の保有する株式と同じクラスの既存株主以外の者に株式を譲渡する場合には、親会社の株主は、新株引受権を有する。

親会社の株式の保有割合は次の表に示す通りである。

株主	保有割合	保有株式数
スウェーデン政府	100.00%	3,990,000
合計	100.00%	3,990,000

3. 業務の概況

当社の歴史と発展

SEKはスウェーデン会社法に基づく「公開会社」であり、財務省を通してスウェーデン政府(以下「スウェーデン」または「スウェーデン政府」という。)が完全所有している。

親会社は、輸出業者および海外の顧客の双方の長期融資の需要に応えることによりスウェーデンの輸出産業の競争力を強化するため、1962年に設立された。SEKの目的は、スウェーデン銀行業および金融事業法に従って財務活動に従事し、これに関連してスウェーデンの商業および産業の発展を促進すること、ならびに、商業分野においてスウェーデンおよび海外の財務活動に従事することである。親会社の存続期間は無期限である。

事業の概要

SEKは、スウェーデンの産業および通商の発展および国際競争力を促進する目的で、スウェーデンの輸出産業に資金調達ソリューションを提供している。その事業活動は、スウェーデンの輸出業者およびその顧客に対する貸付に集中しており、企業への貸付、輸出貸付、ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、貿易融資およびリースを行っている。さらにSEKはファイナンシャル・アドバイザー・サービスも提供している。SEKは、企業および金融機関ならびに国内および海外の投資家にソリューションを提供している。SEKは「公的輸出金融制度以外」における市中固定金利または市中変動金利での商業的条件で貸付を展開しており、また「公的輸出金融制度」（以下「公的輸出金融制度」という。）における市中固定金利より低い固定金利での政府助成による条件で貸付を提供している。公的輸出金融制度は、SEKがスウェーデン政府に代わり報酬を受けて運営を行う。

SEKは1962年の創業以来、長年にわたり事業を展開してきた。SEKは輸出金融分野にその起源および基盤を置いているが、SEKの商品範囲は、スウェーデンの商業および産業ならびに特にスウェーデン輸出産業の発展をさらに広く促進するために拡大されてきた。しかし、SEKは金融市場における特定分野の事業者である。SEKは主に貸付を業務としており、そのためスウェーデンにおいて事業を行っている銀行の補完的な役割を果たしている。SEKは、その独自の立場により、銀行およびその他の金融機関に協力していると言える。SEKは長年、積極的に新しい金融ソリューションを構築してきた。SEKは長期輸出関連金融を独自の専門分野とし、同時に財務上の対応力および柔軟な組織を有しており、これがSEKの事業の運営における重要な要素となっている。SEKは国際資本市場における借入業務を通じて金融商品における専門性を高めた。

SEKは、需要の変化や新市場における機会に対応して、これまでサービスや顧客基盤ともにその範囲の拡大を追求してきた。しかしながら、2008年度後期の金融危機以来、SEKはその努力を中核的な顧客、すなわちスウェーデン輸出産業の企業に集中した。それにもかかわらず、SEKはまた、ファイナンシャル・アドバイザーとしての業務はSEKの全体的な事業において重要な事業ではないが、ファイナンシャル・アドバイザーとして国際的事業に関与している。2010年以降、SEKは将来的な努力目標の達成を目的として、SEKの役割と立場を明確にするために広範囲にわたる事業を行っている。

SEKは、国内、北欧およびその他海外の投資家およびパートナーとSEKとの関係が顧客の要望に合致する金融ソリューションの開発能力を強化すると確信している。SEKはこの関係のネットワークにより、協調融資協定および助言業務、ならびにベンチマーキングおよびリスク・マネジメントや事業システム等の分野での提携に参加することが可能となっている。

2008年度および2009年度（とりわけ2008年度下半期）に生じた流動性不足にもかかわらず、スウェーデンの輸出産業の大半は引き続き好調であり、2009年度全期にわたってSEKにはかなりの資金調達の需要があった。2010年度および2011年度中、スウェーデンの輸出業者は資本市場から直接より多くの資金調達が可能であったため、このことと輸出産業の好業績により、融資の需要が減少した。一方、新興経済、特にアジア市場は、購買力の上昇とより近代的で発達したインフラストラクチャーを伴って、力強い成長を続けている。スウェーデンの輸出産業は、主としてインフラストラクチャー、電気通信、エネルギー供給、輸送および環境技術に集中している。これらの領域は全て、新興経済において強い需要に恵まれている。

アイルランド、イタリア、ポルトガルおよびスペインのような近年相当な経済的圧力の下にあるヨーロッパの国々に対して、SEKは一定の限定的なエクスポージャーを有している。しかし、SEKは当該エクスポージャーに関して評価損を計上する必要はないと考えている。2011年度中、これらのエクスポージャーは減少し、2011年12月31日現在、ギリシャの取引先に対するエクスポージャーは存在しなかった。日本の資本市場は従前よりSEKの資金調達にとって重要な市場であった。SEKは長年、日本の資本市場において積極的に業務を行ってきたが、いかなる特定の市場からも独立していることがSEKの方針の一つであるため、SEKは資金調

達のために多くの様々な地域の市場で積極的に活動している。

2008年12月、SEKは、所有者であるスウェーデン政府から30億クローナの新規資本の投入を受け、また、スウェーデンの輸出産業に融資するSEKの対応力を強化するための国家プログラムの一環として、スウェーデン政府からVenantius ABの全株式（評価額：約24億クローナ）を受け取った。2009年12月、Venantiusの残存ローン・ポートフォリオ（当時の簿価は100百万クローナ未満）は、ある外部取引先が取得した。したがって、2010年12月31日または2011年12月31日現在のSEKの連結貸借対照表には、Venantiusに関連する貸付残高はなかった。

スウェーデン輸出産業の振興に関するSEKの能力を一層強化するための追加策として、2009年2月5日、政府は、2009年度中、スウェーデン国債局を通してSEKに1,000億クローナの融資枠の利用を提供すると決定し、この措置は議会で承認された。さらに、議会は、4,500億クローナを上限とする2009年度の新規借入のための政府保証をSEKに商業条件で売却する権限を政府に付与した。2010年、議会はさらに2,500億クローナ（すなわち、2009年度に利用可能とされた保証を2,000億クローナ下回る限度額）を上限とする2010年度の新規借入のための政府保証をSEKに商業条件で売却する権限を政府に付与した。2011年1月および2012年1月、当該融資枠および政府保証の購入権は共に2011年および2012年もそれぞれ同一条件で延長されることとなった。SEKにはこれまで、当該融資枠を利用またはスウェーデン政府保証を購入する必要は生じていない。

2010年10月28日、SEKは所有するスウェードバンクABの全持分を売却した。所有株式の募集が、複数のスウェーデンの機関投資家と国際機関投資家に対して行われた。SEKは、以前に、所有株式を長期間保有するつもりはなく、合理的な方法によりその持分を売却する意向である旨を発表していた。997.6百万クローナで取得した株式は、3,562.7百万クローナで売却され、2,565.0百万クローナ（税引前）の利益となった。2010年10月29日に開催された取締役会において、SEKの取締役会は、売却による実現利益（税引後）に等しい1,890.0百万クローナの特別配当を提案するために臨時株主総会の召集を決議した。当該臨時株主総会は2010年12月1日に開催され、1,890.0百万クローナの特別配当の決定がなされた。当該配当は2010年12月15日に、SEKの所有者であるスウェーデン政府に支払われた。

2011年4月13日、SEKは、完全所有子会社であるAB SEKTIONENの全株式を、LMK Industri AB Groupの企業に売却した。この売却によりSEKは105.1百万クローナの利益を生じ、その他の営業収益に計上した。AB SEKTIONENの主な資産はその建物であり、SEKの本社が現在入居している新たな賃貸物件に移転した2010年12月17日まで、SEKの本社として使用されていた。株式の売却前にAB SEKTIONENが行っていた唯一の事業は、SEKへの建物の賃貸であった。

取締役会は2012年3月16日、2012年4月26日に開催される年次株主総会において、2011年度に関連して、総額420.0百万クローナ（1株当たり105.26クローナ）の株主配当を行うことを提案すると決議した。

SEKは、本書の提出日以前の3事業年度において、実質的な資本支出は行っておらず、実質的な処分（他の会社の株式を含む。）も行っていない。

4. 経理の状況

以下の SEK の財務書類はスウェーデンで一般に認められた会計基準に従って作成され、当社のスウェーデン公認会計士により監査されたものであり、グループの財務書類は、国際会計基準審議会（IASB）によって発表され、さらに EU によって採択された国際財務報告基準に従って作成されている。これらの基準および財務情報の表示方法は日本の会計基準および表示方法とは異なる可能性がある。

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2011年	2010年
受取利息	10,223.0	12,183.1
支払利息	-8,352.2	-10,284.6
純利息収益	1,870.8	1,898.5
受取手数料	12.3	19.7
支払手数料	-14.9	-19.9
金融取引の純業績	523.4	2,497.6
その他の営業収益	108.8	-
営業収益	2,500.4	4,395.9
人件費	-282.8	-259.4
その他の管理費	-203.1	-191.9
非金融資産の減価償却費	-14.5	-13.1
純信用損失	-110.9	8.2
営業利益	1,889.1	3,939.7
税金	-489.6	-1,048.0
当年度純利益(税引後)¹	1,399.5	2,891.7
その他の包括利益		
売却可能証券 ^{2,3}	12.1	-1,653.3
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券 ^{2,3}	394.7	-205.6
その他の包括利益への課税	-107.0	488.9
その他の包括利益合計	299.8	-1,370.0
包括利益合計¹	1,699.3	1,521.7

1 全利益は、親会社の株主に帰属する。

2 スウェーデン銀行の株価の変動は、2010年度に反映されている。

3 連結株主資本変動計算書を参照されたい。

(単位：クローナ)

1株当たり利益（希薄化考慮後） ¹	350.8	724.7
------------------------------	-------	-------

1 2011年度の株式数は3,990,000株（2010年度末：3,990,000株）である。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)

2011年12月31日現在

2010年12月31日現在

資産の部

現金および現金等価物	3,749.6	8,798.0
財務省証券/国債	2,033.4	5,431.3
その他の利付証券(貸付を除く。)	74,738.5	100,533.0
利付証券の発行という形式をとった貸付	66,204.5	71,805.8
金融機関への貸付	25,791.6	22,538.9
一般への貸付	107,938.1	87,101.9
デリバティブ	31,467.0	37,659.8
有形固定資産・無形資産	128.4	159.3
その他の資産	3,909.8	1,704.1
前払費用および未収収益	3,741.0	3,955.5

資産合計

319,701.9

339,687.6

負債および株主資本の部

金融機関からの借入	15,833.9	14,342.8
一般からの借入	59.1	19.3
発行済非劣後証券	257,352.4	286,309.5
デリバティブ	22,604.8	18,057.4
その他の負債	2,497.0	1,640.6
未払費用および前受収益	3,351.0	3,443.4
繰延税金負債	811.6	660.9
引当金	49.6	53.6
発行済劣後証券	3,174.4	2,590.3

負債合計

305,733.8

327,117.8

株式資本	3,990.0	3,990.0
準備金	294.6	-5.2
利益剰余金	9,683.5	8,585.0

株主資本合計

13,968.1

12,569.8

負債および株主資本合計

319,701.9

339,687.6

約定担保等

約定担保	なし	なし
貸付の対象となっている利付証券	123.0	229.7

偶発資産および債務

1.1

4.5

コミットメント契約

承諾済未実行貸付	25,071.8	38,205.2
----------	----------	----------

親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)	2011年	2010年
受取利息	10,210.6	12,170.3
支払利息	-8,352.5	-10,288.0
純利息収益	1,858.1	1,882.3
子会社配当金	42.9	672.7
受取手数料	3.7	12.9
支払手数料	-13.6	-19.1
金融取引の純業績	523.4	2,497.6
その他の営業収益	58.5	-0.2
営業収益	2,473.0	5,046.2
人件費	-287.2	-242.8
その他の管理費	-201.1	-187.8
非金融資産の減価償却費	-13.9	-7.4
純信用損失	-114.9	7.2
子会社株式の減損	-39.7	-533.4
営業利益	1,816.2	4,082.0
非課税準備金の変更分	-287.0	-1,022.2
税金	-416.8	-779.0
当年度純利益(税引後)	1,112.4	2,280.8

親会社の包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2011年	2010年
当年度純利益(税引後)	1,112.4	2,280.8
その他の包括利益		
売却可能証券 ^{1, 2}	12.1	-1,653.3
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券 ²	394.7	-205.6
その他の包括利益への課税	-107.0	488.9
その他の包括利益合計	299.8	-1,370.0
包括利益合計	1,412.2	910.8

1 スウェードバンクの株価の変動は、2010年度に反映されている。

2 親会社の株主資本変動計算書を参照されたい。

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)

2011年12月31日現在

2010年12月31日現在

	2011年12月31日現在	2010年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	3,666.2	8,711.0
財務省証券/国債	2,033.4	5,431.3
その他の利付証券(貸付を除く。)	74,738.5	100,533.0
利付証券の発行という形式をとった貸付	66,226.2	71,839.7
金融機関への貸付	25,815.2	22,538.9
一般への貸付	107,938.1	87,101.9
デリバティブ	31,467.0	37,659.8
子会社株式	82.3	225.5
有形固定資産・無形資産	128.4	52.6
その他の資産	3,890.5	1,711.5
前払費用および未収収益	3,740.2	3,955.4
資産合計	319,726.0	339,760.6
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	15,843.9	14,352.8
一般からの借入	59.1	22.2
発行済非劣後証券	257,352.4	286,309.5
デリバティブ	22,604.8	18,057.4
その他の負債	2,527.5	1,673.6
未払費用および前受収益	3,350.8	3,442.7
繰延税金負債	114.0	10.2
引当金	13.3	14.3
発行済劣後証券	3,174.4	2,590.3
負債合計	305,040.2	326,473.0
非課税準備金	2,684.9	2,397.9
株式資本	3,990.0	3,990.0
法定準備金	198.0	198.0
公正価値準備金	294.6	-5.2
利益剰余金	6,405.9	4,426.1
当期純利益	1,112.4	2,280.8
株主資本合計	12,000.9	10,889.7
負債および株主資本合計	319,726.0	339,760.6
約定担保等		
約定担保	なし	なし
貸付の対象となっている利付証券	123.0	229.7
偶発資産および債務	-	-
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	25,071.8	38,205.2

連結株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本 ¹		準備金		利益剰余金
				ヘッジ準備金 ²	公正価値準備金 ³	
(単位：百万クローナ)						
2010年度株主資本期首残高	13,456.1	3,990.0	180.0	1,184.8		8,101.3
当年度純利益	2,891.7					2,891.7
その他の包括利益：						
公正価値の変動額						
売却可能証券	835.5				835.5	
キャッシュフロー・ヘッジの デリバティブ証券	-2.9		-2.9			
再分類済損益	-2,691.5		-202.7	-2,488.8		
その他の包括利益への課税	488.9		54.1	434.8		
その他の包括利益合計	-1,370.0		-151.5	-1,218.5		
包括利益合計	1,521.7		-151.5	-1,218.5		2,891.7
配当金	-2,408.0					-2,408.0
2010年度株主資本期末残高^{4,5}	12,569.8	3,990.0	28.5	-33.7		8,585.0
2011年度株主資本期首残高	12,569.8	3,990.0	28.5	-33.7		8,585.0
当年度純利益	1,399.5					1,399.5
その他の包括利益：						
公正価値の変動額						
売却可能証券	-0.8			-0.8		
キャッシュフロー・ヘッジの デリバティブ証券	546.9		546.9			
再分類済損益	-139.3		-152.2	12.9		
その他の包括利益への課税	-107.0		-103.8	-3.2		
その他の包括利益合計	299.8		290.9	8.9		
包括利益合計	1,699.3		290.9	8.9		1,399.5
配当金	-301.0					-301.0
2011年度株主資本期末残高^{4,5}	13,968.1	3,990.0	319.4	-24.8		9,683.5

1 株式の合計数は3,990,000株である。

2 ヘッジ準備金は、キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券に関連してその他の包括利益を通じて計上される公正価値と償却原価との税引後差異（純額）として計上されている。

3 公正価値準備金は、売却可能証券に関連してその他の包括利益を通じて計上される公正価値と償却原価との税引後差異として計上されている。2008年7月1日付けの再分類後、公正価値準備金は、これらの再分類済資産の残存期間で償却される。2009年度から2011年度の期間に売却可能に分類される新しい資産を取得した。公正価値準備金はマイナス24.8百万クローナ（2010年度末：マイナス33.7百万クローナ）であり、そのうち2.2百万クローナ（2010年度末：6.4百万クローナ）は公正価値の変動がプラスの利付証券、マイナス10.1百万クローナ（2010年度末：マイナス1.7百万クローナ）は公正価値の変動がマイナスの利付証券であり、マイナス16.9百万クローナ（2010年度末：マイナス38.4百万クローナ）は2008年度の再分類からの残存分である。

4 スウェーデンの信用機関および証券会社の年次会計に関する法律に従って、連結グループの年度末における分配不能資本は6,176.9百万クローナ（2010年度末：5,965.4百万クローナ）、また分配可能資本は7,791.2百万クローナ（2010年度末：6,604.4百万クローナ）であった。

5 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

親会社の株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本 ¹	法定準備金	準備金		利益剰余金
				ヘッジ準備金 ²	公正価値準備金 ³	
(単位：百万クローナ)						
2010年度株主資本期首残高	12,392.9	3,990.0	198.0	180.0	1,184.8	6,840.1
当年度純利益	2,280.8					2,280.8
その他の包括利益：						
公正価値の変動額						
売却可能証券	835.5				835.5	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-2.9			-2.9		
再分類済損益	-2,691.5			-202.7	-2,488.8	
その他の包括利益への課税	488.9			54.1	434.8	
その他の包括利益合計	-1,370.0			-151.5	-1,218.5	
包括利益合計	910.8			-151.5	-1,218.5	2,280.8
グループ拠出金	-6.0					-6.0
配当金	-2,408.0					-2,408.0
2010年度株主資本期末残高⁴	10,889.7	3,990.0	198.0	28.5	-33.7	6,706.9
2011年度株主資本期首残高	10,889.7	3,990.0	198.0	28.5	-33.7	6,706.9
当年度純利益	1,112.4					1,112.4
その他の包括利益：						
公正価値の変動額						
売却可能証券	-0.8				-0.8	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	546.9			546.9		
再分類済損益	-139.3			-152.2	12.9	
その他の包括利益への課税	-107.0			-103.8	-3.2	
その他の包括利益合計	299.8			290.9	8.9	
包括利益合計	1,412.2			290.9	8.9	1,112.4
配当金	-301.0					-301.0
2011年度株主資本期末残高⁴	12,000.9	3,990.0	198.0	319.4	-24.8	7,518.3

1 株式の合計数は3,990,000株である。

2 連結株主資本変動計算書の脚注2を参照されたい。

3 連結株主資本変動計算書の脚注3を参照されたい。

4 スウェーデンの信用機関および証券会社の年次会計に関する法律に従って、親会社の年度末における分配不能資本は4,188.0百万クローナ（2010年度末：4,188.0百万クローナ）、また分配可能資本は7,812.9百万クローナ（2010年度末：6,701.7百万クローナ）であった。

キャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2011年	2010年	2011年	2010年
営業活動				
営業利益 ¹	1,889.1	3,939.7	1,816.2	4,082.0
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：				
減損子会社株式の評価損	該当なし	該当なし	39.7	533.4
減損金融商品の評価損	43.4	81.7	47.4	82.7
減価償却費	14.5	10.6	13.9	7.4
デリバティブ	567.6	3,289.8	567.6	3,289.8
子会社の売却益	-105.1	-	-54.7	-
為替差額	-4.6	0.9	-4.6	0.9
その他	62.4	32.8	71.5	39.7
法人税支払額	-1,187.5	-387.8	-1,168.8	-354.4
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	-609.3	3,028.0	-488.0	3,599.5
貸出実行額	-57,673.4	-39,007.8	-57,673.4	-39,007.8
貸出返済額	41,113.1	37,517.5	40,994.0	37,745.2
保有債券および証券の純減	29,211.8	9,914.4	29,216.0	9,714.6
その他の変動(純額)	378.9	130.1	495.0	109.5
営業活動からのキャッシュフロー	14,310.2	15,521.9	14,359.8	16,243.0
投資活動				
資本的支出	139.1	-42.2	95.8	-46.5
投資活動からのキャッシュフロー	139.1	-42.2	95.8	-46.5
財務活動				
短期非劣後債務手取額	3,403.6	46,931.5	3,403.6	46,931.5
長期非劣後債務手取額	51,486.4	76,667.5	51,486.4	76,667.5
債務の返済額	-37,565.7	-111,742.0	-37,568.5	-112,239.2
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-36,522.6	-33,759.5	-36,522.6	-33,759.5
支払配当	-301.0	-2,408.0	-301.0	-2,408.0
財務活動からのキャッシュフロー	-19,499.3	-24,310.5	-19,502.1	-24,807.7
当年度のキャッシュフロー(純額)	-5,050.0	-8,830.8	-5,046.5	-8,611.2
現金および現金等価物の為替差額	1.6	-7.7	1.7	-34.5
期首現金および現金等価物残高	8,798.0	17,636.5	8,711.0	17,356.7
期末現金および現金等価物残高²	3,749.6	8,798.0	3,666.2	8,711.0

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

1 受領済受取利息および支払済支払利息	連結グループ		親会社	
	2011年	2010年	2011年	2010年
(単位：百万クローナ)				
受領済受取利息	10,446.9	12,684.1	10,164.1	12,892.9
支払済支払利息	8,534.9	10,786.7	8,246.2	11,079.2
2 現金および現金等価物	連結グループ		親会社	
(単位：百万クローナ)	2011年	2010年	2011年	2010年
銀行預金	231.8	225.0	148.4	81.4
現金等価物	3,517.8	8,573.0	3,517.8	8,629.6
現金および現金等価物合計	3,749.6	8,798.0	3,666.2	8,711.0

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3か月を超えない短期預金を含む。